

平成31年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成31年2月26日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成31年2月26日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第4 議第2号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議第3号 平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第4号 平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第5号 平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第6号 平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第7号 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第8号 平成31年度人吉市一般会計予算
- 日程第11 議第9号 平成31年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第12 議第10号 平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議第11号 平成31年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議第12号 平成31年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議第13号 平成31年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第16 議第14号 平成31年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成31年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第19 議第17号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第18号 人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第19号 人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第20号 人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第21号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議第22号 損害の賠償について

日程第25 議第23号 損害の賠償について

日程第26 議第24号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 塩見寿子君 |
| 2番 | 宮原将志君 |
| 3番 | 高瀬堅一君 |
| 4番 | 大塚則男君 |
| 5番 | 宮崎保君 |
| 6番 | 平田清吉君 |
| 7番 | 犬童利夫君 |
| 8番 | 井上光浩君 |
| 9番 | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |
| 13番 | 福屋法晴君 |
| 14番 | 村上恵一君 |
| 15番 | 永山芳宏君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 仲村勝治君 |
| 18番 | 田中哲君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|---|-------|-------|
| 市 | 長 | 松岡隼人君 |
| 副 | 市長 | 松田知良君 |
| 監 | 査委員 | 井上祐太君 |
| 教 | 育長 | 末次美代君 |
| 総 | 務部長 | 迫田浩二君 |
| 企 | 画政策部長 | 早田吉秀君 |

| | |
|-------------|-------------|
| 市 民 部 長 | 廣 田 五 浩 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 告 吉 眞 二 郎 君 |
| 経 済 部 長 | 福 山 誠 二 君 |
| 建 設 部 長 | 山 下 正 純 君 |
| 総 務 部 次 長 | 丸 本 縁 君 |
| 財 政 課 長 | 植 木 安 博 君 |
| 秘 書 課 長 | 永 田 勝 巳 君 |
| 水 道 局 長 | 中 村 則 明 君 |
| 教 育 部 長 | 小 林 敏 郎 君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|---------|-----------|
| 局 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 次 長 | 栗 原 亨 君 |
| 庶 務 係 長 | 井 上 京 子 君 |
| 書 記 | 青 木 康 徳 君 |

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成31年3月第1回人吉市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しておりますように、議長会等の報告は書類報告にかえさせていただきます、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る2月19日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成31年3月第1回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月19日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日2月26日開会、あす27日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、市庁舎建設に関する特別委員会、28日から3月4日まで休会、5日議案質疑、6日、7日一般質問、8日一般質問及び委員会付託、9日、10日休会、11日予算委員会、12日から14日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、15日予算委員会、16日から18日まで休会、19日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問の通告は3月1日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにしてあります。一般質問は、一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としてあります。

また、5日の議案質疑の回数は、1議案につき質問席から2回以内ということに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に9番、豊永貞夫議員、10番、西信八郎議員を指名いたします。

日程第3 議第1号から日程第26 議第24号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第1号から日程第26、議第24号までの24件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成31年3月第1回人吉市議会定例会の開会に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

市長に就任し最初の市議会定例会となりました平成27年6月、私は、これから担う市政に対する重責と、本市における新しい時代を切り開いていくという志を持ち登壇をし、そのときの心情を決して忘れることなく、これまで市議会とも議論を交わし、市政のかじ取りを進めてまいりました。本日開会しました市議会定例会は、本年4月に任期満了となる私、そして議員各位にとりまして最後の定例会であり、また、本市にとりましても、平成の時代、最後の市議会定例会となります。

私は、市長就任後、これから新たな市長が進める政策に対する市民の皆様のおさまざまな思いにつきまして、市政は市民のものであるという一貫した考えのもと、行政の継続性を重視する姿勢を、不易流行という言葉を用いながら説明をしてまいりました。その言葉には、当然のことながら、日々時代が進歩する中で生じる、私たちを取り巻く生活環境の変化への対応も含まれるものであり、先人たちが私たちに残してくれたこの地で、市民の皆様とともに、現代における保守と進取の文化を体感できるまちづくりを進めていくという、私なりの覚悟でもございました。そのためには、今後、行政はどのような役割を担っていくべきか、民間の各種団体や市民の方々とどのような協働が可能かということについて、私みずからが率先して対話を実行することが重要と考え、就任後、皆様の呼びかけによる会合への出席や、平成28年度から実施しました地域座談会「ひとよし未来カフェ」におきまして、市民の皆様と議論を交わしてまいりました。対話を重視する姿勢については、行政内部におきましても同様であり、市民の方々からいただいた御意見を共有し、解決に向け、庁内で議論を繰り返してまいりまして、その中から、市の体制というものについても改革が必要であるとの結論に至り、平成28年4月に、企画財政課を分離し、企画課を独立、同課内にシティプロモーション推進室を新設し、地域情報の効果的な発信、移住定住の促進、ふるさと納税業務の体制強化を図りました。翌年4月には、政策形成機能を強化し、重要施策に対しスピード感をもつ

て展開していくために、組織に横串を刺す企画政策部を設置したほか、空き家対策の推進を図るため、自治振興課内に空き家対策係を新設し、社会情勢の変化や地域課題に柔軟かつ迅速に対応し、市民の皆様に良質なサービスを提供できるよう組織機構改革を実施しました。

職員の登用、育成につきましては、女性職員の個性と能力が十分に発揮されるよう、管理職を初め幅広い分野での女性職員の登用や、外部団体への派遣を積極的に行い、また、若手職員においても、職務経験を積ませる計画的な人事や、早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会への派遣による人材育成等を進めているところでございます。また、私が就任の際に掲げておりました公約、当時は108の施策と呼んでいましたが、こちらにつきましても、より事業としての精度を上げ、市の施策として全体的に推進するために、職員間で精査をいただき、第5次人吉市総合計画後期基本計画に反映をし、平成28年度から、市の政策体系に基づきそれぞれの事業を推進してまいりました。

しかしながら、後期基本計画に踏み出したその年の4月、熊本地震が発生しました。今、振り返りますと、熊本地震発生直後の課題として、本市における観光客のキャンセル等による地域経済への対策や、経営安定に支障が生じている中小企業、小規模事業者への支援策の周知、さらには被災自治体間の相互支援とあわせ、被災した麓町本庁舎における早急な対応が求められました。当時、繰り返し起きる余震の中、自然が引き起こす脅威にどう立ち向かえばよいのか、恐怖におびえる市民の方々を守り切れるのか、市長として自問自答を重ね、来庁者及び市職員の安全を確保するため、倒壊の可能性が極めて高い麓町本庁舎から、一刻も早く行政機能の全てを移転することを決断いたしました。市議会におかれましては、この決断に御理解をいただいただけではなく、人吉市カルチャーパレスを含む3カ所に市庁舎機能を移転する際にもお力添えをいただきました。また、行政機能が複数箇所に分散し、執務環境も十分でない中で、市職員は、市民の行政への信頼を第一として、市民サービスを低下させないためにより緊密な連携と配慮をもって、現在も業務を遂行しています。

しかし、その努力をもっても補いきれないハード面に係る利便性や相談スペースなど快適性の課題については、市民の皆様の温かい御厚情を賜り、今日に至っております。私にとりまして、この4年間、最も思い悩み、憂慮した決断ではありましたが、執行部も議会も市民の方々も、市政に係る危機的な状況として、この困難を共有し、受け入れていただいておりますことにつきまして、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

市庁舎移転建設につきましては、4年前の市長選挙におきまして、総合型の市庁舎を理想と認識はするものの、できる限り投資や後年度負担を軽減すべきだという私の考えをお示しし、市長就任後もその思いをどうにか形にできないものか検討を進めておりましたが、熊本地震は、それまで導き出した整備案を一掃するほど大きな転機となりました。熊本地震の衝撃やその後の西日本豪雨など、全国で多発する災害への対応を教訓とし、さらには本市南東部に存在する人吉盆地南縁断層の活発化への備えとして、今後の市庁舎のあり方について、

私たちだけではなく、子や孫の世代、引いては本市の将来のために、今、何をしなければならぬかということ問い続けたとき、防災拠点としての役割や機能を備えた堅牢な市庁舎を建設することが市民の要請であり、そのことに応えることが、市政を預かる私に与えられた使命であるとの結論にたどり着きました。

しかしながら、市民の生命・財産、生活、権利を守るために避けられない、もう1つの重要な課題である建設費用の負担につきましても対策を講じる必要がございました。そのため、総務省や財務省、熊本県、熊本県議会、さらには地元並びに熊本県選出の衆・参両院議員の皆様、熊本地震からの復興における市庁舎に対する財政支援を要望してまいりましたところ、国から、麓町本庁舎を熊本地震に伴う被災庁舎としてお認めいただき、その建設費用に対し、一般単独災害復旧事業債、充当率100%の適用と後年度の元利償還に対する地方交付税措置最大85.5%の財政支援を受けることが確実となりました。ここに至るまでの経緯は、人吉市庁舎等移転建設審議会におきまして、さまざまな視点から御審議をいただき、市庁舎建設に関する特別委員会に御報告や御相談を申し上げ、また、市議会本会議におきましても、ときには厳しい御指摘や御意見を頂戴しながら、新市庁舎への考えを整理し、課題や不安を1つずつ払拭しながら進めさせていただきました結果、西間下町字永溝7番地1一帯に、市民の皆様が信頼を寄せることができる、防災センター機能を備えた堅牢な市庁舎を建設することといたしました。

平成30年4月、具体的な建設計画を取りまとめた新市庁舎建設実施設計を発表し、市民の皆様にも新市庁舎の全体像をお示しさせていただき、現在、市庁舎移転建設に向け、建設用地及び周辺の整備を進めております。これまで、市議会及びひとよし未来カフェなどで住民の方々と積み重ねてきた議論を大切に、全ての人吉市民の方々に親しみと信頼をいただける新市庁舎の実現に向け、その責任を果たしてまいりたいと存じます。

今議会は、先ほど申し上げたように、私たちにとりまして今期最後の市議会定例会でございますので、これまで議員各位並びに市民の皆様とともに取り組んでまいりました市政の軌跡を、総括して申し上げてみたいと存じます。

最初に、健康で笑顔あふれる市民栄誉賞でございますが、今月、ウッチャンこと内村光良氏を受賞者として決定いたしました。近年、内村氏の多岐にわたる活動は、テレビ等を通じ多くの市民の方々に笑顔と元気を与え、また、その好感度の高い活躍ぶりは、誰もが本市出身の著名人の一人として認め、応援をしているところでございます。内村氏の活躍は、特に若い世代を中心に励みとなりますことから、本市としましても、その活躍に刺激を受け、幅広い分野で活躍する若者がふえることを期待しますとともに、内村氏の今後さらなる御活躍をお祈り申し上げる次第でございます。

空き家対策関係でございますが、市民の方々からの対策を望む声を受けまして、組織機構改革により対応の強化・拡充を図ったところでございます。本市においては、平成30年6月

に、人吉市空き家等対策の推進に関する条例を制定し、人吉市空き家等対策協議会において、管理不全な空き家等の早期解消、空き家化の予防や発生を抑制する啓発事業や相談体制の整備などを、総合的かつ計画的に推進するための人吉市空き家等対策計画の策定に向けた整備を進めております。また、去る2月21日には、熊本県宅地建物取引業協会と空き家の利活用を促進する「空き家バンク」の調査及び媒介に関する協定を締結したところでございます。

高度経済成長期以降、集中的に建設された公共施設や道路、橋梁などのインフラ施設について、平成29年3月に、今後の更新の指針となる人吉市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。本計画は、長期的な視点に立って今後の公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによって、現下の厳しい財政状況に対応し、健全な財政と質の高い行政サービスを実現していくためのものがございます。本計画に基づき、財源が有利な公共施設等適正管理推進事業債を活用できることから、これまで道路や農業用水路の一部の長寿命化を実施したほか、公共施設の改修や除却などを進め、施設の更新費用等の縮減に取り組んできたところでございます。

防災関係でございますが、熊本地方を中心に被害が甚大であった熊本地震においては、行政機能が制約を受ける状況下で、行政が住民の生活を支えるための対応や対策に追われ、その混乱、混迷する様子が伝えられました。そこで、本市では、平成29年4月に、大規模災害発生時の応急・復旧対策業務に加え、優先的に実施すべき行政業務をあらかじめ特定し、限られた人員や資源の配分などを定め、業務の継続と早期復旧を講じるための人吉市業務継続計画を策定いたしました。また、大規模災害時に避難所等において、トイレの不足や環境衛生上の問題により体調を崩され震災関連死を引き起こしたとの報告があることから、災害発生時におけるトイレの確保対策は急務であると認識しており、平成29年11月に、市内指定避難所6カ所のトイレを順次整備するための人吉市マンホールトイレ整備計画を策定しました。平成30年度には第一中学校にマンホールトイレ8基を整備したほか、マンホールトイレが整備できない避難所においては簡易トイレを配置しておりまして、災害時にトイレの不足による健康被害が生じないよう対策を講じてまいりました。なお、避難所における生活必需品の調達も重要であることから、平成30年度は、民間二者とそれぞれ「災害時における物資供給に関する協定」を締結しており、防災体制の向上に努めているところでございます。

一方、熊本地震における被災地支援としまして、平成28年5月から12月までの8カ月間、短期派遣として御船町などに延べ67人の職員を派遣したほか、平成30年4月からは、長期派遣として益城町に職員1人を派遣し、現在も震災復興の途上にある自治体の支援に当たっているところでございます。災害支援は、自治体相互の協力として欠かせないだけでなく、本市の災害対策を考える上でも貴重な機会でもありますことから、引き続き、被災地支援に努めてまいりたいと存じます。

球磨川流域の中で治水安全度の低い本市は、平成27年6月に、住民の生命を守るために、

先を見越した早期の災害対応を検討する「球磨川水害タイムライン検討会」を、国や県を初めとする関係機関とともに発足いたしました。検討会では水防災に関する勉強会や先進地の取り組み状況などを研修し、タイムラインの核となる災害時の各機関の対応を、時間軸に沿って「いつ」「誰が」「何をするか」を明確にし、平成28年6月に、梅雨前線性降雨に対応した球磨川水害タイムライン試行版の運用を開始しました。平成30年3月には、台風性降雨に対応した球磨川水害タイムライン試行版を策定しております。その後も、実働をもとに振り返りを重ね、試行版に修正を加えまして、新年度出水期から本運用を開始するものでございます。球磨川水害タイムラインの本運用により、防災対応のおくれや漏れを防ぎ、事前防災行動を実施することによって防災力が向上し、住民の早期避難が可能となるものと確信しているところでございます。

地方創生関係でございますが、本市の人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力を維持していくため、平成27年度に「人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「人吉版地方創生」を強力に推し進めてまいりました。この総合戦略においては、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立を目指しており、「本市にしごとをつくり、安定した雇用を創出する」、「本市への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」の、4つの基本目標を掲げ、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。この4つの基本目標につきましては、それぞれが単独で成立するものではなく、多様な側面が絡み合い、相乗効果を発揮することで、さらなる効果を創出するものではないかと考えております。例えば、「本市にしごとをつくり、安定した雇用を創出する」、「本市への新しいひとの流れをつくる」といった基本目標におきましては、地元の中小企業者が抱える悩みや思いに対し、きめ細やかな相談業務を行うことで、起業・創業意欲の喚起並びに地場企業の振興等を図り、地域経済活性化へ寄与することを目的とした人吉しごとサポートセンターの開設、日本遺産人吉球磨のガイダンス機能としてのエントランスセンターの設置、そして、地階の温泉等を含めた複合的な価値の発信拠点として、旧国民宿舎をリノベーションし、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の整備を行うなどの施策を展開してまいりました。さらに、企業誘致という観点においても、従来の誘致施策のほか、IT企業の集積を目指した取り組みを行ってきたところでございます。

地方創生という言葉の意味するものは、全国の各地域がそれぞれの特徴を生かした施策を展開することで、自立的かつ持続的な地域社会を形成し、魅力あふれる地域を築いていくことと認識をしております。本市の誇る産業の振興、子育て施策の充実、そして、地域の方々が安心して生活できる、笑顔あふれる社会の形成に向け、各種事業を推進してきたところでございます。

球磨川流域の治水関係でございますが、現在、球磨川治水対策協議会の場において、中期

的に必要な治水安全度を確保するための治水対策について、国、県及び流域市町村による協議が進められております。本市におきましても、これまで球磨川の治水安全度を高めるため、国、県に対しさまざまな要望活動を行ってまいりましたが、本市における水防上最も重要な区間と位置づけられ、長年の懸案事項でございました人吉橋下流左岸における護岸改修につきまして、掘削・築堤工事が完了することができました。また、中神町大柿地区、中神地区においても河道掘削及び樹木伐採等が実施されており、本市における治水安全度に対する課題を一つずつ解決してきたところでございます。

移住定住関係でございますが、平成28年度から人吉市賑わい創出事業を展開してまいりまして、初年度は施策の推進に向けた若者の動向調査、先進地の事例を学ぶ勉強会や移住定住アイデアソンを実施するとともに、本市の魅力を発信する移住定住専用のポータルサイト「人よしライフ」を開設しました。平成29年度は、それまでの調査結果を踏まえて、市民の皆様との対話の場である「ひとよし大未来会議」での議論を通して、本市の移住定住施策に反映させるビジョンの策定を行ったところでございます。平成30年度は、本市の課題でもある若者の「しごと」に焦点を当て、起業に興味を持つ若者を対象とした、しごと創出事業「おひとよし起業プログラム」としてセミナーを実施しました。セミナーでは、延べ30人の若者が参加し、起業支援の専門家や起業家から、起業への心構えや考え方、経営することの厳しさや現場の過酷さから、目的を成し遂げたときの達成感などについて、事例を通して学習をしたところであり、参加者それぞれが自分の夢をさらに思い描くことができたのではないかと存じます。近い将来、今回の参加者から、地域に貢献する経営者が生まれることに期待を寄せております。

ふるさと納税関係でございますが、本市では、平成27年度から、寄附をしていただいた方々に、お礼として地域の特産品をお送りする取り組みを開始し、約1,500万円の寄附をいただきました。この事業は、自治体の貴重な自主財源を確保する手段であることに加え、地元の特産品を返礼品とすることで地域経済の活性化に大きく貢献するとともに、地域の品々を通して本市の魅力を全国に発信していくというPR効果も見込めるものでございます。

寄附額は、平成28年度には、前年度比の2倍を超える約3,400万円に上昇、翌年度には1億6,000万円に達し、平成30年度は1月末日時点で約2億3,000万円の寄附を全国の皆様からいただき、次世代を担う子供育成等の事業に活用をしているところでございます。この制度につきましては、自治体間の返礼品等の過熱化により、国におきましてもさまざまに議論がなされておりますが、制度の本旨に基づき、本市の魅力を発信し、かつ寄附金の使途を明確なものにするなど、知恵と創意工夫を重ね、これからも強力に推進していかなければならないと存じております。

広報広聴関係でございますが、広報につきましては、情報発信という点で新たな取り組みの必要性を強く感じておりまして、平成28年1月にフェイスブックを、平成30年2月には、

子ども議会での提案を受けInstagramの運用を開始したことで、SNS上で有益な情報を瞬時に多くの方々に発信することができるなど、これまでの広報紙による情報発信とあわせて、市民の皆様へ多様な方法で行政情報を伝達する仕組みを構築しました。SNSの効果は、受け手の場所にかかわらず同じ情報を共有することができることから、市外の方々にも本市の旬な情報やまちの魅力を広く伝えることができたものと存じます。また、平成30年3月には本市ホームページをリニューアルし、市政に係る基本情報等をよりわかりやすく、利用しやすい内容として発信しているところでございます。

肥薩線関連でございますが、平成29年6月に、「肥薩線利用促進・存続期成会」及び「肥薩線を未来へつなぐ協議会」の2組織について、発展的解消を行い、新たに肥薩線沿線等の5市11町村で組織する「肥薩線利用促進・魅力発信協議会」を設立しまして、肥薩線の利用促進、魅力発信を行うことで沿線自治体の振興につなげる活動を行ってきたところでございます。また、平成29年8月に、木造駅舎を含む歴史的建築物を活用するため、連携を強化し、本市の活性化と地方創生を推進することを目的に、本市とJR九州熊本支社を含む民間三者と「人吉市における歴史的建築物活用に関する連携協定」を締結したほか、肥薩線開業当時から現存する大畑駅と矢岳駅の木造駅舎等の文化的価値を高め、観光資源としての活用及び周辺地域における活性化等を推進するため、平成30年7月に、JR九州熊本支社と無償譲受に係る契約も締結いたしました。現在、大畑駅旧国鉄保線区詰所については、民間事業者によりレストランとして利活用され、にぎわいを見せており、また、本年夏ごろには、矢岳駅旧国鉄駅長官舎を宿泊施設としてオープンされる予定でございまして、連携協定に基づく効果が少しずつ形になってきているものと存じております。

市民課関連でございますが、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスにつきまして、平成30年10月から運用を開始いたしました。住民の利便性の向上と合わせて窓口業務の迅速化・効率化を図るための仕組みとして、今後、大きく寄与するものと存じます。

消費者行政関係でございますが、消費生活相談の拠点として、平成21年8月に人吉市消費生活センターを開設しまして、本年8月で10年が経過しようとしております。この間、消費者を取り巻く環境の変化は著しく、消費者の被害も多様化・深刻化しており、あらゆる世代で誰もが消費者トラブルに巻き込まれる状況にございます。本市では、行政並びに民間の関係機関等との協力体制による連携を図り、実生活の中に生かしていくための消費者教育を通して、市民が消費生活に関する正しい知識と的確な判断力をしっかり身につけることができるように、関係各部署が横断的に連携し、このたび人吉市消費者教育推進計画を策定したところでございます。

環境関係でございますが、本市が目指す環境像である「安らぎと潤いのある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし」を実現するための施

策の1つとして、平成27年度から、市内全ての保育園、認定こども園及び幼稚園の協力をいただき、環境教育を通して、水の大切さやごみのリサイクルなど暮らしの中でのエコ活動を理解し実践する「e c oキッズ教室」を実施してまいりました。子供たちが、今後、郷土に誇りを持ち、自然に対し愛情を深めていく中で、環境教育は不可欠と存じておりまして、成長過程に応じた、環境に優しい人づくりを実践することができたものと存じます。

大規模災害時における生活用水の確保や公衆衛生の維持を目的として、平成30年12月に設けました災害時協力井戸制度につきましては、最初の民間事業者との協定としまして、去る12月27日に、福助株式会社熊本工場と「災害時における井戸水等の提供に関する協定書」を締結いたしました。この協定により、大規模災害時に広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、飲料以外の生活用水として井戸水を提供していただくことが可能となり、制度の運用を開始することができたところでございます。改めまして福助株式会社熊本工場の御厚意に対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、近年、全国各地で発生する大規模災害等の復旧・復興の過程で常に取り上げられる災害廃棄物の処理対策も、備えるべき重要な課題と認識しております。被災された地域では、この廃棄物処理に多大な労力と経費が注がれている現況を踏まえ、本市では、廃棄物対策に万全を期すため、災害の規模や廃棄物の種類などを予測し、災害発生後の迅速な初動体制の構築を含め、事前に対策を講じる人吉市災害廃棄物処理計画を策定し、本年4月から運用を開始することとしたところでございます。

地域福祉関係でございますが、平成27年度から、第2次地域福祉計画に基づき、行政や社会福祉協議会が担う役割とともに、地域における支え合いの実現へ向けた施策を、自助・共助・公助の考えにより、市民の皆様や各団体の方々など幅広い分野の方々にも取り組んでいただいているところでございます。実施体制としまして、地域福祉推進委員会・地域福祉推進会議を組織し、進捗状況の報告や情報交換を通して計画の推進を図ってまいりました。具体的には、地域福祉についての周知や意識の醸成を目的とし、各小中学校におけるボランティアスクール活動への参加促進、総合的な学習の時間に、福祉にかかわる学習の実施などに取り組んできたところでございます。また、福祉の担い手の育成を目的に、高齢者や障がいをお持ちの方々とかかわりが深い民生委員・児童委員やくらし見守り相談員の方々を対象に、さまざまな講座や研修を実施してまいりました。そのほか、地域・世代間交流の推進や交流の拠点づくりなどといった取り組みを、関係各課と横断的に実施することにより地域福祉の推進に努めてきたところでございます。

災害時要支援者関係でございますが、災害時避難行動要支援者システムにつきましては、平成29年度から新システムの運用を開始しております。新システムは、名簿等のデータベースと地理情報システムの双方を連携することで、対象者の位置を把握し、避難行動支援を円滑に行うことが可能となりました。また、災害時要支援者の方々が、災害時だけではなく、

住みなれた地域で安全に安心して暮らせるように、出前講座による災害時等支え合いマップ作成の支援、各地域での支え合いや声かけなどの見守りネットワークの充実など、要支援者の状況をきめ細かく把握するための取り組みも進めているところでございます。

児童福祉関係でございますが、子ども医療費助成事業につきましては、中学3年生までを対象に、平成29年10月診療分から自己負担額の完全無料化を実施したところでございます。入院に係る診療を除き、市内の医療機関においては窓口での負担がなく、手続きや経済的な負担の軽減はもとより、子育てしやすい環境の充実が一層図られたものと存じます。

子育て支援につきましては、平成27年3月に策定しました子ども・子育て支援事業計画におきまして、より一層の子ども・子育て支援を充実するために、新たな支援制度として計画に盛り込みました子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ・トワイライトステイを、平成29年度から実施しております。この事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭において養育や保護を受けることが一時的に困難となった児童を、福祉施設や里親などの委託先において必要な保護を行うものでございまして、この事業の周知やほかの支援施策と一体的な取り組みを強化してまいりました。

子育てに関する相談等につきましては、子ども・子育て相談員及び女性福祉相談員を中心に、関係機関と連携を密にして、相談者が必要とされる支援に努めてまいりました。また、「ほっとステーション九ちゃんクラブ」におきましても、利用者支援事業を活用し、子ども・子育て支援員を配置しまして、教育、保育、保健その他の子育て支援に関しての情報提供や助言はもとより、必要に応じて関係機関との連携により課題解決に向けた支援を行っているところです。本市においては、悩みや不安を抱える子供やその保護者一人一人の心に寄り添い、きめ細かな対応を心がけており、複雑多様化する相談に対し、相談窓口の体制を整えてきたところでございます。

幼児教育関係でございますが、子ども・子育て支援新制度に対応し、平成30年度に、幼稚園2園が幼稚園型認定こども園に移行され、残る1園におかれましても、平成31年度から施設型給付を受ける幼稚園への移行に向け準備を進められております。これに伴い、市内全ての幼稚園において、多様な子育てニーズに対応すべく、子供の発達段階を踏まえた質の高い教育・保育を総合的に取り組むことが可能となったところでございます。

障害者福祉関係でございますが、障がいを持つ方や家族を取り巻く課題に応じ、年齢や年代に合わせ一貫した支援を行うため、障がい福祉サービスや地域療育体制の充実はもとより、相談支援体制の充実や関係機関とのネットワーク構築を推進してまいりました。また、人吉球磨の障がい者関係の団体で構成する人吉球磨障がい者総合支援協議会の新たな会員として、平成28年度から人吉球磨雇用対策協議会にも参画いただき、障がい者の雇用についても推進体制を整えることができました。さらに、障害者福祉施策を推進するため、平成30年3月に、障がいの有無に関係なく、全ての市民が暮らしやすい地域の実現のための第5期人吉市障が

い福祉計画及び第1期人吉市障がい児福祉計画を策定したところでございます。

高齢者に係る施策でございますが、介護保険制度につきましては、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年を見据え、段階的に地域包括ケアシステムを構築することとし、本市におきましても、第6期及び第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生き生きと暮らすため、介護給付、介護予防給付、自立した日常生活支援などを一体的に推進してまいりました。また、時代とともに多様化する利用者ニーズに対応するため、従前の予防給付のうち、通所介護サービスと訪問介護サービスを介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年4月から、新たな枠組みで実施しております。

介護予防関係につきましては、高齢者の身近なところでのデイサロンを実施しております。平成29年度は、各地域で886回開催し、延べ9,914人の方々が参加されました。このほか、仲間づくり友愛活動の一環として人吉市老人クラブ連合会に取り組んでいただいております老人福祉センターでの「湯るりんサロン」も92回開催し、延べ2,133人が集われました。いずれのサロンも、軽運動や脳トレ、ゲーム等工夫を凝らした活動メニューが用意され、自身の身体状況に応じ、充実した時間をお過ごしいただいているところでございます。さらに、平成30年度からは「人吉ころばん体操」を推奨し、この体操をきっかけとして、住民が主体となった地域の集いの場づくりに取り組む5団体の立ち上げ及び運営の支援を行ってまいりました。また、身近な生活の場での介護予防活動を継続していくためには支える人材の養成も必要であり、介護予防サポーター養成にも取り組んでおりまして、これまでシニア層を中心に、104人の方々が講座を受講されました。現在、受講を終えられたサポーターの方々には、デイサロンや湯るりんサロンのほか、自主的に開設している地域サロンなどで介護予防の担い手として活躍をいただいております。

認知症対策関係につきましては、これまで全校区で徘徊模擬訓練を実施し、地域における支援体制づくりの機運が高められたところでございます。これを受けて、認知症サポーター養成を推進しておりますが、市内各種事業所や小中学校の児童・生徒などに積極的に養成講座の受講をいただいております。これまで延べ9,523人の方々が受講をされており、認知症の方々が地域で支える体制が整ってきているものと存じます。また、精神科医、精神保健福祉士等の専門職の連携により認知症の初期段階での発見、受診、適切なケアにつなげる取り組みとして、平成29年1月に認知症初期集中支援チームを発足させ、月1回の会議及び訪問相談を行っているほか、高齢者の権利擁護といった課題につきましては、人吉球磨成年後見センターとの連携を深め、対応をしているところでございます。さらに、平成28年8月から人吉市社会福祉協議会に委託して取り組んでおります生活支援体制整備事業につきましては、これまでに中原校区において、校区社協を基盤とした推進体制が構築されました。この事業は、住民、民間団体、民間企業等の多様な主体により、高齢者等のニーズに対応した生活支援・介護予防サービスを提供することと、その担い手として高齢者の社会参加を促進す

ることの2つを柱としておりまして、現在、大畑校区と西瀬校区におきましても、同様に推進体制構築に向け協議が進んでいるところでございます。

平成30年12月末現在の介護保険による介護認定率は17.9%となっており、高齢化が進展する中、ほぼ横ばいを保っており、介護給付費においても低減傾向で推移しております。主な理由として、介護予防の積極的な取り組みや利用者ニーズに応じた多様なサービスの提供など、事業の着実な積み重ねが重度化を防ぎ、介護保険の制度運営にも好影響をもたらしているものと存じております。

母子保健関係でございますが、安心して子供を産み育てる環境を整えるために、平成28年4月から特定不妊治療費助成事業を開始し、不妊治療を受けられる夫婦の経済的負担の軽減と安心して妊娠・出産できる環境づくりに努めてまいりました。翌年4月からは、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを開設し、母子手帳交付時から保健師、看護師、保育士、助産師、子ども・子育て相談員等の多職種がかかわり、産科・小児科等の医療機関を初め、保健・福祉等の各関係機関と連携して、母親が抱える問題の早期解決や継続的な支援に取り組んでまいりました。また、妊婦及び胎児の健康状態把握のために実施しております妊婦健康診査につきましては、平成29年6月から、早産予防対策の一環として歯科健康診査を追加し、早産の一要因である妊婦の歯周病を予防することで早産を引き起こす危険性を減らす取り組みを進めているところでございます。

健康づくり関係でございますが、人が心豊かに生き生きと過ごすためには、単に長寿という部分を追求するのではなく、「いかに健康で過ごすことのできる期間を長く保つか」、すなわち健康寿命の延伸と、それによる健康長寿社会の実現が、今を生きる私たちにとって最重要課題と言えます。また、できるだけ健康で過ごすことによって、結果的に医療や介護費用の増加を少しでも抑えることができれば、社会保障の持続可能な制度運営に寄与するだけでなく、ひいては、国、国民の負担軽減につながるものと存じております。

本市の現状を見ますと、高齢化が進み、生活環境の多様な変化に伴い生活習慣病が増加傾向にあり、医療費等が国の平均より高いところで推移しております。そのため、人吉市健康増進計画・食育推進計画の基本理念である、「自分の健康は自分で守るまち ひとよし」を達成するためにさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、特に、健康チェックの入り口の部分である市民健診における特定健診の受診率の向上対策に力を入れてまいりました。毎年、特定健診の受診状況等を分析し、受診率向上の対策を検討しておりまして、平成28年度には個人負担金の金額の見直しを行い、翌年度には問診票の配布方法の見直し、平成30年度には、人吉市医師会と連携して、主治医から特定健診受診勧奨の声かけをいただくなど、対策を講じてきたところでございます。さらに「人吉市笑顔と健康のまちづくり協定」を締結した職場・団体にも御協力いただき、特定健診の受診勧奨や啓発を実施してまいりました。このような取り組みにより、平成29年度の特定健診受診率は42.1%と、平成26年度と比較す

ると2.5%上昇し、少しずつではありますが取り組みの成果があらわれてきているものと存じております。

農政関係でございますが、農業を取り巻く大きな課題である農家の高齢化や後継者不足については、地域農業の担い手の育成・支援や農地の集積・集約化を図り、農業と地域を再生させ、農山村の将来に向けて明るい展望を持った環境づくりが求められているところでございます。そのためには、地域における農業従事者同士の話し合いは不可欠であり、上・下・東漆田町の3町内におかれましては、平成27年度から地元農家の皆様が話し合いを重ね、地域の中心となる農地の担い手を決定し、農地の集積化が図られました。また、大畑麓町におきましては、平成28年度から、本市農業委員会、球磨地域農業協同組合と連携し、県の協力も得ながら、地元農家の皆様と一緒に法人化に向けた話し合いが進められ、地元農家の熱意により、平成29年4月に「農事組合法人おこぼ」が設立されたところでございます。さらに、上・下永野町におきましても、平成30年度から、地元農家の皆様と一緒に、集落営農組織の設立や法人化を視野に入れた話し合いが行われているところでございます。

地産他商関係でございますが、農産物消費拡大の推進につきましては、本市が加入するくまもと県南フードバレー推進協議会において、平成29年度に、球磨商業高校と球磨中央高校の生徒と連携して、人吉球磨産きくらげを活用した商品「タイピーエンピロシキ」を開発し、大手コンビニエンスストアの協力のもと、県内150店舗で販売することができました。このほか、クリの生産及び品質向上を支援するため、球磨地域農業協同組合におけるクリ選果選別機の更新について一部助成を行ったところであり、その結果、より品質の高いクリの出荷がなされ、市場や製菓店からは評判がさらに上がったところでございます。また、本市におきましては、平成30年10月に、クリに特化したイベント「くまろんフェア」を初めて開催いたしました。お客様や御協力いただきました店舗からは、次回の開催を望まれる御意見もいただいたところでございます。

商工関係でございますが、人吉しごとサポートセンターにつきましては、平成30年12月に開所することができました。開所前から108件の予約をいただき、1日最大5件の相談をお受けしております。御利用いただいた方々からは大変好評をいただいております。継続的な支援を望む声が多く、ほとんどの方々が次回の相談予約をされております。そのような声の広がりもあり、現在は、予約から相談まで約1カ月待ちの状況でございます。また、センター長の豊富な人脈により実現しているH i t - B i z主催のセミナーについても、出席者からの評判がよく、好調なスタートが切れたものと認識しております。

相談内容は、事業全般、続いて情報発信、売上拡大、創業、事業連携等と幅広いものとなっております。人吉商工会議所と連携しながら、中小企業事業者及び創業を志す方々とともに、これら課題の解決を図り、売り上げの向上など具体的成果を導き、地域経済を支える相談所として事業を推進してまいりたいと存じます。

中心市街地活性化につきましては、就任当初にお示ししました108の施策において、行政主導ではなく、そこに暮らす住民、事業者の方々が中心となる民間主導によるまちづくりを掲げさせていただいたところでございます。中心市街地を取り巻く状況はますます厳しくなっておりますが、そのような中でも、若手経営者などが中心になって取り組んでいる鍛冶屋町の「竹灯籠事業」、人吉駅前の新たなまちづくり組織として立ち上がった一般社団法人によるさまざまなイベントの開催、中心市街地を舞台に、全国の愛好者が集まり繰り広げられる「人吉よさこい祭り」、最近では九日町での「小さな図書館」の取り組みなど、住民が主導する事業が活発化してまいりました。高い志を持ち、中心市街地のにぎわい創出のために、恐れず新たな取り組みにチャレンジする方々が生まれていることに対し、大変頼もしく感じており、今後の活躍を大いに期待しているところでございます。

物産振興関係でございますが、平成29年3月に観光列車「特急かわせみ やませみ」が運行開始したことを契機に、熊本市のびぶれす広場において人吉物産振興協会主催による物産展を開催し、大変好評を得たところでございます。この事業は、本市の物産の販路のみではなく、本市の観光や農産物のPRもあわせて実施することに特色があり、平成30年度からは、人吉商工会議所との合同開催により合計6回開催されておまして、いずれも多くのお客様に喜んでいただき、本市の特産品と観光の双方の知名度アップにつながったものと存じます。

球磨焼酎の販路拡大につきましては、ジェトロ熊本の御協力により、海外への販路拡大支援として、米国のバイヤーなどを招聘しての商談会を開催し、また、友好都市である牧之原市においては、相良氏を所縁とした取り組みとして、牧之原市商工会が中心となって「牧之原市に球磨焼酎を広める会」が発足し、酒販店や飲食店において、球磨焼酎の普及に取り組んでいただいております。また、私も、平成30年5月に香港で開催されましたアンテナショップ「櫓杏（ろあん）」の一周年記念式典に参加し、球磨焼酎のPRを行ってまいりました。成長著しいアジア市場における球磨焼酎の販路拡大に期待をしているところでございます。

企業誘致関係でございますが、新たな雇用の場を確保することで若者の定住の場を創出し、圏外流出に歯どめをかけるべく、新たに企業誘致を図ることは、重要な課題となっております。これまでに、製造業や食品製造・物流業など多数の企業が出展する展示会への参加のほか、さまざまな人脈等により御紹介いただきました企業へ訪問をさせていただくなど誘致活動に努めてまいりましたが、大規模な設備投資に慎重な企業が多く、全国的な傾向といたしましては、企業の国内回帰がささやかれているものの、現実としては、企業の製造拠点がアジアを中心とする海外へ移転している状況は変わらず、今日まで新たな企業誘致につなげることはかないませんでした。しかしながら、IT関連分野にも目を向けた企業訪問、誘致活動を推進し、ネットワーク等を築いてきたところであり、平成30年度は、人吉市IT企業等協創促進業務委託事業におきまして、アイデアソン、ハッカソンなどのイベントを開催し、延べ34社の企業に参加をいただきました。この事業により、地域における課題解決に向けた

システムやアプリケーションの開発などを検討いただき、本市に対して愛着を深めていただいたものと存じます。

I T企業等の誘致の受け皿としましては、「くまりば」内にサテライトオフィスやワーキングスペース等を整備することとしておりまして、平成30年11月に、本市に本社機能を持つ株式会社システムフォレストと「くまりば」のI T関連企業の誘致等に関する包括協定を、同年12月には、都内に本社を有する株式会社ウェイビーと事業の包括協定を締結するなど、誘致に向けた準備を加速化している状況でございます。

梢山工業団地におきましては、平成29年6月に、共栄精密株式会社がきのこの菌床工場を増設し、また、平成30年12月には、森松工業株式会社から隣接用地の購入がなされたことから、造成した全ての区画の処分が完了いたしました。工業団地内に立地していただきました企業におかれましては、地元での雇用の確保と安定した会社経営により本市経済の発展に寄与していただいていることに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、平成27年2月に、進出に関する覚書を締結いたしました株式会社カミチクの進出につきましては、人吉中核工業用地の造成と整備が完了する一方、地元企業等との調整が充分ではない現状にあります。本市としましては、国や県などに御相談を申し上げ、さまざまにお力添えをいただきながら、食肉センターの許認可、工場建設着工といった一定の手続きに取りかかれるように、継続して調整している状況でございます。

観光関係でございますが、熊本地震直後の平成28年上半年におきましては、本市の観光産業にも多大な影響があり、観光客数も大きく減少したところでございます。その後、国による「九州ふっこう割」等で徐々に持ち直しつつ、支援終了後の観光客の減少を最小限に抑えるために、人吉温泉観光協会や観光業など民間の方々や人吉球磨の自治体職員が一体となって人吉球磨観光宣伝キャラバン隊を結成し、広報宣伝活動等を実施したところでございます。主に福岡都市圏を中心に、旅行エージェントやメディア等の訪問PRを行ってまいりました。訪問の際には「支えあおう、熊本 元気、人吉球磨」と横断幕を掲げておりましたことから、多くの皆様から声援をいただくとともに、人吉球磨の元気についても各地にお伝えすることができたものと存じます。

また、これに合わせて、外国人観光客誘致の取り組みも展開しておりまして、香港、台湾で開催された商談会や旅行博において、旅行会社等に地域の魅力や観光素材、モデルコースの宣伝を行い、観光商品造成のお願いをしてまいりました。その後も、観光客入込数の底上げのために、関係機関、団体等と緊密に連携を図りながら、国内及び海外、特にアジアに向けた、より効果的な情報発信に努めてまいりました。これらの成果として、平成28年には地震の影響で一旦は減少した観光客入込数も、平成29年には約23万人の増、対前年比で119.5%の増となり、地震前の水準を上回る結果となったところでございます。

なお、外国人宿泊客数につきましては、平成28年、29年と増加し、平成29年には1万

2,387人と、初めて1万人を超え、地震前の平成27年と比較すると8,804人増加し、3.45倍となったところでございます。

このように成果を上げつつある人吉球磨一体となった広域観光の取り組みを、さらに効果的に展開することを目的として、平成30年3月に日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会を発足いたしました。現在、10市町村及び関係団体の長による理事会、担当課長等で構成される企画運営委員会に加えて、民間を中心とした若手事業者によるワーキング会議でも活発な議論が展開されております。このワーキング会議で議論されてきました観光ビジョン策定作業については大詰めを迎えており、来る3月9日に、あさぎり町須恵文化ホールにて開催する「第2回観光地域づくりフォーラム」におきまして、その原案が披露されることとなっております。若手事業者の斬新な発想や地域に対する情熱が込められた新たな広域的な観光ビジョンを、多くの方々に御理解をいただき、あわせて人吉・球磨が1つとなった観光地域づくりのスタートとなることを期待するところでございます。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館につきましては、人吉球磨地域内外の住民及び事業者の方々が、集い、交流できる場の創出を目的として、平成30年7月にプレオープンをいたしました。愛称を「くまりば」と定め、現在も整備を進めているところでございます。観光振興の拠点としては、日本遺産人吉球磨エントランスセンターと温泉施設を併設し、観光客のみならず、市民の皆様におかれましても、日本遺産人吉球磨の魅力に「見て・聴いて・触れて」いただき、集いの場として利用いただいているところでございます。平成31年1月末現在の累計来館者数は既に9,000人を超えておりまして、人吉しごとサポートセンターHit-Bizと連携し、誘致企業との連携や相乗効果など、交流人口の増加や雇用の創出をもたらす施設として推進していかなければならないと存じます。

くま川下り株式会社の事業再生でございますが、筆頭株主として全力を挙げて支援してまいりましたが、平成30年後半には、乗船客の減少、社長の辞意表明など、非常に厳しい経営状態が続いておりました。そのような中、去る1月25日に、かねてから交渉を進めておりましたくま川下り株式会社と株式会社シークルーズとの業務提携契約が締結されたところでございます。株主となった株式会社シークルーズからの経営体制の刷新も図られ、同社の圧倒的な営業力やこれまで培ってこられた経営ノウハウにより、地域の歴史と伝統文化の中から生まれた球磨川下りを、時代のニーズに応じた新たな観光資源としてさらに磨き上げ、国内のみならずインバウンドのお客様も取り入れながら、広く認知される観光の目玉として輝くものと期待しております。

川辺川総合土地改良事業でございますが、平成28年度から本事業の廃止と計画変更等に伴う説明会や同意取得等を経まして、平成30年2月に、国営川辺川土地改良事業廃止処理計画に基づく農業用排水事業の廃止が確定しました。これにより、国は、暫定施設の撤去に加え、新たに水源施設等の整備を進める方針を示しました。今後の見込みとしましては、3カ

年の計画期間により、造成団地の水手当てに伴う実施設計及び施設整備等を推進していくものと存じております。なお、造成団地に係る施設の維持管理等につきましては、現在、国・県・関係市町村で詳細に協議を進めているところでございます。

スマート林業関係でございますが、平成27年度から4年間、約1万ヘクタールにも及ぶ市内全域の民有林の航空レーザー計測と解析を行い、森林資源データの取得のほか、人吉市版森林クラウドの構築やくま川下り新造船に使用する木材の検索等を行うなど、木材流通の新たな仕組みづくりに向けた検証や試行を行ってまいりました。また、普及啓発活動といたしましては、毎年、ひとよし産業祭とあわせて行う林業フェアや、林業教室、木育イベントを開催し、林業に対する認知度向上に努めてきたところでございます。さらに、スマート林業の一層の効率化を広域的に推進するため、球磨中央地区林業活性化協議会を事業主体として、平成30年度から3年間の計画で、スマート林業構築実践事業を実施しているところでございます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） それでは、引き続き、施政方針を述べさせていただきます。

市営住宅関係でございますが、改修などが必要と判断された市営住宅につきましては、外壁や屋上防水の改修、浄化槽や給水設備の整備を計画的に進めてきたところでございまして、これまでに、笹栗山団地や一本杉団地の外壁改修工事、桜木団地の屋上防水改修工事、米山団地の浄化槽改修工事、門前団地の給水設備改修工事などを順次施工してまいりました。そのほか、市営住宅にお住まいの方々が快適で安全に安心して暮らせますように火災警報装置改修や、経年劣化した住戸の修繕を適宜行うなど居住環境の維持と向上にも努めてきたところでございます。

土木関係でございますが、この4年間、球磨川にかかる主要橋梁を中心に、長寿命化の工事を進めてまいりました。平成28年8月に着工した曙橋につきましては、平成30年12月に上部工補修工事を終え、橋脚補強工事の準備を進めているところでございます。また、道路につきましては、下林北願成寺線歩道整備工事や上林中神線道路補修工事などを中心に、安全で快適な道路環境の整備を実施しております。なお、市民生活に身近な所にある橋梁につきましては近接目視点検調査などを行っており、その結果を今後の補修工事の計画等に反映しているところでございます。

都市計画関係でございますが、平成27年度から取り組んでおります景観計画・景観条例の策定につきましては、市民参加による景観計画策定ワーキンググループの検討結果をもとに、

学識経験者等で構成する人吉市景観計画等策定審議会において、課題の整理や目標の設定、計画の対象区域や景観形成基準の設定など慎重に検討、審議を重ねられ、平成30年4月に人吉市景観計画案の答申をいただきました。現在、景観行政団体への移行を目指し、景観計画案について、校区ごとに住民説明会を実施しております。その後は、対象区域にお住まいの皆様へ御意見をいただくための地区別説明会を計画しているところでございます。

相良700年の歴史・文化と球磨川を初めとする豊かな自然が織りなす美しい風景を守り、育て、未来に引き継いでいくため、市民の皆様との合意形成を十分に図りながら、人吉らしい景観計画の策定につきまして、市民と行政が一丸となって推進していかねばならないと存じております。

都市公園関係でございますが、公園を利用する子供から高齢者まで全ての方が安全に安心して利用できる都市公園づくりを目指し、老朽化した公園施設の整備を進めており、平成28年度から平成30年度において、瓦屋公園、相良公園、下新町公園の施設改築・更新工事が完了したところでございます。

また、石野公園の施設整備につきましては、今月、正面駐車場トイレの改修工事と園路の改修舗装工事の一部が完了いたしました。現在、管理棟横トイレ改修や情報掲示板設置などの準備を進めており、人吉球磨スマートインターチェンジの開通に合わせた石野公園の道の駅化に向けて、園内の環境整備をさらに進めていかねばならないと存じております。なお、道の駅の登録申請につきましては、「道の駅人吉」の新規登録が、熊本県「道の駅」検討幹事会で承認されましたことから、本申請の準備を進めており、平成31年4月の登録を目指しているところでございます。

街路事業関係でございますが、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保を目的として事業を進めております都市計画道路下林願成寺線道路改築事業につきましては、用地の取得率は95%となり、平成30年3月から、用地取得が完了した道路北側歩道部におきまして着工しております。現在、事業としての進捗率は72%でございます。引き続き、未買収の土地の所有者に事業の趣旨について御理解を求めながら用地交渉に努め、用地取得が完了した区間から順次施工し、早期の完成を目指してまいりたいと存じます。

戸建木造住宅の耐震化を促進する戸建木造住宅耐震改修等事業でございますが、熊本地震により、被災地で多くの家屋や建築物等が倒壊等の甚大な被害を受けたことから、本市においても耐震化を進めていくことが喫緊の課題であると認識したところでございます。その対策としまして、平成29年3月に人吉市建築物耐震改修促進計画を改訂し、従来から戸建木造住宅の耐震化に対する耐震改修設計や耐震改修工事に、新たに建てかえ工事と耐震シェルター工事を補助対象として追加し、より実効性の高い補助制度として拡充を図ったところでございます。

人吉球磨10市町村の合意により進めてまいりましたスマートインターチェンジ整備事業関

係でございますが、平成28年11月に全ての用地の取得を完了し、現在、西日本高速道路株式会社が担当します本体工事と、本市が担当する国道219号仮設道路工事、本線改築工事を進めております。今後は、本市が担当する工事として、スマートインターチェンジ案内標識設置工事や交差点照明柱設置工事を実施し、本年秋の開通を目指しているところでございます。これまで本事業が順調に進めることができましたのは、国、県、人吉球磨の市町村間の緊密な連携と地権者を初め周辺にお住まいの方々の御理解と御協力によるものでございまして、改めまして関係各位に対し感謝を申し上げる次第でございます。

教育関係でございますが、社会の変革や子供たちを取り巻く諸問題に対応するため、「ひと・もの」といった教育環境の充実を図りながら、よりよい社会を築いていく礎となる教育に力を注いでまいりました。これまでに、小学生、中学生による子ども議会や日常のふれあいスクールランチといった子供たちとの交流を通して、教育の課題や社会のあるべき姿と向き合うことができたと感じております。子ども議会では、本市の将来や身近な問題など、市政に対する質問や提言を堂々と繰り広げる子供たちの姿から、本市のまちづくりに対する純粋な思いや熱意、そして何より「ふるさと人吉をもっとよくしたい」という思いを感じることができ、大変頼もしく、うれしく思ったところでございます。また、この2年間、スクールランチを通して、私自身が各学校に足を運ぶことで学校の環境や子供たちの様子を肌で感じ、子供たちや学校現場の思いなど、直接対話ができただことは、学校設置者として、為政者として、非常に有意義な取り組みであったと実感しております。子供たちの健やかな成長を通して、「子育てや教育は人吉で」と言われるような高みを目指していかなければならないと存じます。

小中学校の部活動関係でございますが、平成30年9月に策定した中学校部活動の新たな指針により、成長期の子供たちのバランスのとれた生活の創出、教職員の働き方改革などに着手しております。

また、懸案であった小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、競技スポーツから総合的なスポーツへの転換ということで、スポーツライフのスタートとして、また、スポーツをめぐる二極化を解消するためのセーフティネットとして進めることとなります。平成30年11月から実施しております試行については、市内全ての小学校の3年生から5年生までの児童を対象に236人の参加があり、参加率は26.25%でございました。試行期間は今月末をもって終了し、現在、試行の状況も踏まえまして、平成31年4月からの実施体制、運営方法などについて、検討委員会での協議が最終段階に入ったところでございます。

青少年育成への取り組みとして、郷土の偉人である一井正典翁の足跡をたどり、顕彰することで、次世代を担う青少年に夢と希望を抱かせ、米国のIT企業の一大会社シリコンバレー一等を体験させる機会を創出することを目的として、隔年による事業として取り組んでおります「一井正典 青雲の志育成事業」を、平成27年度と平成29年度に実施いたしました。特

に平成29年度におきましては、派遣先のアメリカで交流を行った神奈川県所在の聖光学院の生徒が、平成30年7月に本市を訪れ、派遣した本市の生徒と再会し、「人吉×聖光の未来プロジェクト」と題した活動を行うなど、本市の政策について共同提案があったところがございます。その後も交流は続いており、提案の1つであるボランティア観光について、自主活動として現在も企画・実施に取り組むなど、若者たちの熱意と行動力に感動と期待をしているところでございます。

公民館関係でございますが、市内全ての校区公民館におきましては、住民の高齢化が進む中、公民館を拠点としたスポーツや文化事業など、さまざまな趣向を凝らした取り組みがなされ、地域住民が生き生きと健康に暮らすことができる地域づくりに努めていただいております。このような中、中原校区公民館におかれましては、平成28年3月に、文部科学省から、人吉球磨地域では初めてとなる第68回優良公民館表彰を受賞されました。これも、公民館を中心に地域住民の皆様の日々精力的な活動のたまものであるものと存じます。

近年、本市では、校区を1つの地域としたまちづくり、いわゆる校区自治への期待が高まる中、その活動拠点として、さらには自主避難所を備えた災害対策支部として施設機能を担保すべく、校区コミュニティセンターの耐震診断に年次的に取り組むなど、ハード面の整備にも力を入れてきたところでございます。

スポーツ関係でございますが、NPO法人人吉市体育協会とともに、念願でありましたスポーツ振興事業基金を平成29年6月に創設しまして、青少年スポーツの人材育成の拡充を図ってまいりました。また、平成29年9月には第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会が開催されましたが、残念ながら台風接近により、1日のみの開催や中止となった競技もございました。本市では水泳を初め10競技が開催されたところがございます。クレール射撃とボウリングチームの優勝は鮮烈な記憶として残っているところでございます。本市におきましては、本大会に合わせる形で、村山公園テニスコートの人工芝化や第一市民運動広場のナイター照明改修など、関連スポーツ施設の改修と整備など、長年の課題に対しても取り組んできたところでございます。

図書館関係でございますが、人吉市図書館や移動図書館車の一層の利用促進と啓発を図り、市民の読書活動を推進するために、平成30年度から中心市街地のにぎわい創出を目的に開催されております「人吉ふれあい百円商店街」に合わせて、移動図書館車の派遣を開始いたしました。これまでに3回実施してございまして、本の無償譲渡会や絵本の読み聞かせなどを行い、多くの方々に本に触れる機会を提供できたものと存じております。

日本遺産関係でございますが、平成27年4月に日本遺産に認定された、人吉球磨のストーリー「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」につきましては、さらにその歴史ストーリーを確かなものにするため、平成29年4月に、新たに16件の構成文化財をお認めいただき、このストーリーを構成する文化財を57件とし、人

吉球磨が一体となって、構成文化財を中心とした日本遺産の魅力づくりを進めてまいりました。また、人吉球磨日本遺産活用協議会におきまして、著名な建築家やデザイナーをアドバイザーとしてお迎えし、日本遺産のブランディングや活用の提言、ロゴマークの作成、デザインルールの提示を受け、「日本でもっとも豊かな隠れ里 人吉球磨」をキャッチコピーにした情報発信や普及啓発を中心に取り組んできたところでございます。

人吉城跡保存整備関係でございますが、昭和60年3月に策定した史跡人吉城跡保存整備基本計画につきましては、約30年が経過する中、麓町本庁舎の解体撤去など人吉城跡内の環境が大きく変化したことから、平成30年8月から本計画の改訂に着手いたしました。改訂作業を進めるに当たり、庁舎跡地の発掘調査を実施しましたところ、江戸時代中ごろの「人吉城大絵図」に描かれた家臣屋敷の敷地境界と推測される石列が発見されるなど、大きな成果があったところでございます。また、この機会に発掘現場の現地説明会を開催したほか、日ごろから眺めることができる本丸・二の丸・三の丸などの近世城だけでなく、その背後にある古い中世城郭をも見学する「人吉城歴史さんぽ」を実施し、参加をいただいた方々に対し、人吉城跡の文化財としての価値について改めて理解を深めていただくことができたものと存じます。

上水道事業関係でございますが、本市の水道事業につきましては、昭和32年の一部給水開始以来60年を迎え、老朽化した水道施設の更新、地震等の災害対策など、事業費の増加が見込まれる一方で、少子高齢化・節水型社会への移行による給水収益の減収が続いております。そのため、今後、どのように水道事業の健全運営を進めていくのか、その方向性を示す必要があり、平成27年度に、引き続き市民の皆様へ安全で良質な水を安定的にお届けするため、「安全・強靱・持続」を基本方針とし、これからの50年間を見据えながら、今後10年間の指針となる「人吉市水道事業ビジョン」を策定いたしました。その指針を受け、今後の水道料金のあり方についても検討が必要なことから、平成28年から翌年にかけて、人吉市水道事業運営審議会におきまして慎重な審議をいただき、その答申に基づき、平成29年に、22年ぶりとなる水道料金改定を実施し、平成30年4月使用分から適用させていただいておきまして、安全安心で強靱な水道システムを構築するための健全な水道事業運営に努めてきたところでございます。

公共下水道事業関係でございますが、平成27年4月に公営企業会計へ移行し、健全な事業経営に努めてまいりました。この間、人口減少などに伴い、有収水量が減少傾向にあるなど厳しい経営状況が続いておりますが、経費の削減を図りながら、安定した経営を行ってきたところでございます。しかしながら、使用料収入の減少が今後も予想されることから、公営企業経営戦略を策定する中で、適切な財政運営はもとより、費用の抑制や新たな収入確保等の対策を検討し、市民の皆様へ重要なインフラとして、持続可能な公共下水道事業の運営に努めていかなければならないと存じます。

本市の公共下水道施設におきましては、昭和49年の事業着手から40年以上が経過し、老朽化が進んでおります。そのため、平成27年5月に九日町汚水中継ポンプ場を、平成29年8月には矢黒町汚水中継ポンプ場において、それぞれに改築更新工事を実施しており、衛生的で快適な生活環境の保持に努めてまいりました。また、平成29年度からは、処理場等の施設及び下水路のストックマネジメント計画の策定にも着手しているところでございます。

浄化槽関係でございますが、一般住宅のし尿くみ取りや単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進につきましては、平成28年度から5年間の整備計画を策定し、事業を推進しております。平成29年度までに39基、平成30年度においては、現在26基の転換等について助成を行い、生活排水処理など住環境の改善に努めているところでございます。

ここで、国が定めました平成31年度の地方財政計画について、その概要を申し上げます。国の平成31年度予算編成の基本方針は、財政健全化への着実な取り組みを進める一方で、幼児教育の無償化を初めとする人づくり改革の推進や第4次産業改革の技術革新等を通じた生産性改革の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるとともに、平成30年度末に向けて、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年度第2次補正予算を編成するとしています。また、2019年10月1日に予定される消費税引き上げに伴う対応について、引き上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019年度及び2020年度の当初予算において臨時・特別の措置を講ずるとされています。

このような方針に基づいて策定された地方財政計画では、地方が人づくり改革の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成30年度を0.6兆円上回る額を確保するとされています。また、地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、前年度に比し1,724億円、1.1%の増となっており、さらに地方税等においても、前年度当初見込みに対し、市町村税にあつては2.1%の増になると見込まれております。しかし、この見込みは地方公共団体全体の見込み額であることから、地域における経済実勢に差異が生じることにも留意する必要があるとされています。

そこで、本市の平成31年度の財政見込みでございますが、まず市税につきましては、国の地方財政計画及び平成30年度最終決算見込み額等を勘案し、前年度当初予算と比し1.8%の増を見込んでいるところでございます。また、普通交付税は、平成30年度の交付実績に地方財政計画に掲げられている増加率を乗じて交付総額を見込んでいるところでございます。

歳出におきましては、平成31年4月が改選期ということもあり、骨格予算として編成をしておりますが、扶助費を初めとする社会保障費等の増もあり、財政調整基金等から2億6,000万円を繰り入れるなど、今後も厳しい財政運営になることが予想されるところでございます。

引き続き、平成31年1月25日に行いました専決処分及び御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第1号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号）は、平成31年1月25日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるところでございます。平成30年度の国の第1次補正予算に対応した予算等を専決いたしましたものでございます。歳入歳出にそれぞれ2,547万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ190億1,677万3,000円とするものでございます。

議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や単独事業等の最終見込みによるもののほか、職員の希望退職に伴う退職手当などが主なものでございます。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ4億552万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ186億1,124万7,000円とするものでございます。

議第3号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ1億541万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,547万1,000円とするものでございます。

議第4号平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ2,205万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億390万2,000円とするものでございます。

議第5号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ2億2,160万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億7,120万6,000円とするものでございます。

議第6号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入の水道事業収益を1,162万4,000円増額し、収入総額を6億455万円とし、支出の水道事業費用を2,430万8,000円増額し、支出総額を5億2,574万1,000円といたしております。

議第7号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出の予算額について、収入の下水道事業収益を608万6,000円減額し、収入予算総額を11億1,272万2,000円とし、支出の下水道事業費用を400万円減額し、支出予算総額を10億6,340万5,000円といたしております。また、資本的収入及び支出につきましては、収入を5,640万8,000円減額し、収入予算総額を3億506万2,000円とし、支出の資本的支出を5,900万円減額し、支出予算総額を7億4,778万円といたしております。

議第8号平成31年度人吉市一般会計予算案につきましては、御説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、平成30年度当初予算に比べ、約6,500万円の増を見込んでおります。個人及び法人の市民税につきましては、

所得や業績に関し、平成30年度の最終見込み等を勘案し、平成30年度当初予算に比べ約1,200万円の増収を見込んでいるところでございます。また、固定資産税につきましては、平成30年度の最終見込み等を勘案し、平成30年度当初予算に比べ約4,400万円の増収を見込んでいるところでございます。地方消費税交付金につきましては、平成30年度決算見込みは平成29年度決算と比べますと、横ばいの状況でございます。そこで、平成31年度当初予算では、平成30年度の最終見込みを勘案し、予算計上をしているところでございます。地方交付税につきましては、地方財政計画において、交付総額で1.1%の増とされるところでございます。そのうち、普通交付税につきましては、決して過大な見積もりとならないよう慎重に判断する必要もあることから、平成31年度の普通交付税の算定につきましては、平成30年普通交付税交付決定額に地方財政計画における増加率を勘案し、計上しているところでございます。

次に、歳出でございますが、平成31年度は骨格予算で編成を行い、投資的な経費につきましては、継続事業、緊急を要する事業のみ計上いたしております。

新市庁舎建設関連経費につきましては、本体工事を初め、引き続き、環境整備等の予算計上をさせていただいております。また、安定した市民生活に不可欠な社会保障関係経費につきましては必要な予算を計上いたしておりますが、経費等の伸びに伴う財源不足を補うため、財政調整基金などの取り崩しにて対応いたしております。なお、本年10月に予定されております消費税2%分の引き上げ等の影響につきましては、国の制度改正の動向を注視しながら、歳入歳出ともに今後の補正予算等を通して計上させていただきたいと存じます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ165億4,234万1,000円で、平成30年度当初予算と比較いたしますと9.2%の減となっております。

議第9号平成31年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2万3,000円といたしております。

議第10号平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億8,423万2,000円といたしております。

議第11号平成31年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億509万4,000円といたしております。

議第12号平成31年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,692万5,000円といたしております。

議第13号平成31年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,846万9,000円といたしております。

議第14号平成31年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益5億7,154万6,000円を計上し、支出では、水道事業費用4億9,336万7,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,436

万9,000円を計上し、支出を4億3,184万7,000円といたしております。

議第15号平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に11億1,472万円を計上し、支出では、下水道事業費用10億2,672万3,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に5,192万円を計上し、支出を4億9,255万9,000円といたしております。

議第16号平成31年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,688万5,000円といたしております。

議第17号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、職員における正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、規則で必要な事項を定める条項を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第18号人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案は、学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第19号人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の旅費について、多様化する旅行に対応し、適正に旅費を支給すること、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第20号人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の一部を改正する条例案は、繁殖肉用牛購入資金及び繁殖肉用牛保留資金の貸付限度額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第21号工事請負契約の締結についての案件は、指名競争入札により、平成30年7月19日に、光進建設株式会社と1億4,094万円で契約締結を行いました国道219号（スマートインターチェンジ整備事業）道路改築工事請負契約の変更契約でございます。工事において必要な施工を行うため設計変更いたしましたところ、契約金額が1億6,688万7,770円となり、議会の議決を要する1億5,000万円を超える契約となることから、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

議第22号損害の賠償についての案件は、平成30年6月20日午前9時40分ごろ、相手方の要介護認定を更新するための調査のうち、歩行能力を確認するため、職員が相手方の自宅において相手方に歩行をお願いしたところ、相手方が歩行中バランスを崩して転倒し負傷した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第23号損害の賠償についての案件は、平成30年11月28日午後5時10分ごろ、相手方車両が、市道村山観音道路線を走行中、市道に設置している金網フェンスの一部が外れて道路上にせり出していたため、相手方車両が接触し損傷を与えた事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第24号公平委員会委員の選任につき同意を求める案件は、中島祐一氏の任期が、平成31

年3月31日で満了となりますので、同氏を再任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、議第1号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号）及び議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）、議第8号平成31年度人吉市一般会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。少々長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

まず、お手元の専第1号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、平成31年1月25日に専決処分いたしました補正予算でございまして、平成30年度の国の第1次補正予算に対応した予算などを専決いたしましたものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の追加でございしますが、10款教育費、2項小学校費、人吉東小学校北側ブロック塀改修事業につきましては、国の第1次補正予算に伴うブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業でございまして、国からの交付決定後の事業着工となりますことから、年度内完了が難しく、全事業費2,026万9,000円を繰り越すものでございます。

その下でございします。第3表の地方債補正の追加でございしますが、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業債1,910万円は、国の第1次補正予算に伴う人吉東小学校北側ブロック塀改修事業等に対する起債でございまして、限度額、起債の方法等を定めております。

7ページをお願いいたします。歳入でございしますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金637万5,000円の増額補正は、介護療養型医療施設転換整備における施設開設準備経費に対する交付金や、学校施設における危険ブロック塀の撤去等に対するブロック塀・冷房設備対応臨時交付金でございします。その下でございします。21款市債につきましては、第3表地方債補

正にて御説明いたしましたので説明を割愛させていただきます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費80万円の増額補正は、歳入でも御説明いたしましたが、介護療養型医療施設転換整備における施設開設準備経費に対する補助金でございます。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費2,026万9,000円の増額補正は、人吉東小学校における北側危険ブロック塀の撤去などに要する経費でございます。

最後に、一番下でございます。14款予備費を、440万6,000円増額補正をいたしております。

以上で、議第1号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号）についての補足説明を終わります。

続きまして、議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）につきまして、説明をさせていただきます。

国・県の補助事業における事業費の確定や単独事業費等の最終見込みによるもののほか、職員の希望退職等に伴う退職手当などが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、第3条の繰越明許費の補正につきましては、第3表繰越明許費補正により、第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、第5条の地方債の補正につきましては、第5表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。第2表継続費補正の変更でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業につきましては、平成30年度交付金の確定及び事業の進捗状況により、総額に変更はございませんが、期間の延長及び年割額を変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正は、追加の26件でございます。3款民生費、2項児童福祉費、保育所等整備交付金事業は、おこば保育園の移転改築事業でございますが、園舎の建てかえにつきましては年度末竣工となるところでございますが、新園舎への移転後に旧園舎解体となるため、解体につきましては年度内の事業完了が難しく、解体に伴う事業費分の補助金を繰り越すものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、人吉葉たばこ共同乾燥施設整備事業は、老朽化等による人吉葉たばこ共同乾燥施設の更新に対して補助を行うものでございますが、たばこ耕作組合とJT（日本たばこ産業株式会社）との契約手続に時間を要したことから、工事着手がおくれ、年度内竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。2項林業費、単県治山事業矢黒地区斜面修復事業は、平成30年6月20日の梅雨前線豪雨による矢黒地区裏山崩壊に対する治山事業でございますが、県補助金の交付決定を受けての事業実施となりますことから、

年度内での事業完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

7 款、1 項商工費、くま川下り株式会社事業再生支援補助金は、くま川下り株式会社における新造船事業 2 船分に対する補助金でございますが、船材の乾燥、製材会社及び船大工との調整に時間を要し、年度内完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

まち・ひと・しごと総合交流館施設整備実施設計委託料は、施設全体の改修に加え、サテライトオフィス設置を含めた全体計画を含め発注することから、協議に時間を要し、年度内の完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

まち・ひと・しごと総合交流館施設改修事業は、交流館玄関周辺の危険ブロック塀撤去及びフェンス新設工事でございますが、隣接する地権者との協議に時間を要し、年度内での事業完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、「社会資本整備総合交付金事業 大塚桑木津留線」及び「社会資本整備総合交付金事業 東漆田石野線」は、道路改良のための測量設計等業務委託でございますが、測量立ち入り等について関係者との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業、下林北願成寺線（瓦屋町工区）は、歩道整備工事でございますが、工事に伴う交通規制期間等について、関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。「社会資本整備総合交付金事業 中林二中線」、「社会資本整備総合交付金事業 上原浪床線」及び「社会資本整備総合交付金事業 戸越永葉線」は、道路改良のための用地補償費でございますが、土地価格及び工作物、立木等の補償費に関する交渉に不測の日数を要し、年度内での用地補償契約完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

「地方道路等整備事業 青井西間線用地取得費」は、道路改良に伴う用地補償費でございますが、土地価格及び工作物、立木等の補償費に関する交渉に不測の日数を要し、年度内での用地補償契約完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。「地方道路等整備事業 城本西駅線用地取得費」は、道路改良に伴う用地費でございますが、用地交渉等に不測の日数を要し、用地買収契約が年度内に完了することが難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

人吉球磨広域行政組合受託事業、赤池水無第 2 号線は、道路改良事業に伴う用地補償費でございますが、土地価格及び工作物、立木等の補償費等の交渉に不測の日数を要し、年度内での用地補償契約完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

8 ページをお願いいたします。人吉・球磨スマート IC 整備事業は、交差点照明設置工事費でございますが、道路交通法に関し、熊本県警との協議、許認可等に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

「社会資本整備総合交付金事業 羽田橋補修事業」は、羽田橋における詳細設計業務委託

でございますが、関係機関（河川管理者、NTT）との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。「社会資本整備総合交付金事業 陸橋補修事業」は、陸橋における上部・下部工補修工事でございますが、関係機関（河川管理者、水道局）との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。4項都市計画費、「社会資本整備総合交付金事業 石野公園施設改築事業」は、石野公園における施設改修設計業務委託及びバリアフリー化改修工事でございますが、公園内の砂利敷部分をアスファルト舗装に改修するに当たり、イベント等の調整に時間を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

「社会資本整備総合交付金事業 下林願成寺線」は、道路改良詳細設計業務委託及び道路改良工事でございますが、詳細設計等に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

10款教育費、5項社会教育費、中原城跡発掘調査事業は、原城配水池築造工事に伴う発掘調査でございますが、立地的な制約から、調査現場を二段階に分けて発掘を実施する必要が生じたことから、想定した事業期間を超える見込みとなり、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助、農業用施設災害復旧事業は、東大塚地区における農道災害復旧工事でございますが、設計書の精査等に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助、道路橋梁災害復旧事業は、矢岳四ツ谷線における災害復旧工事及び電柱移設補償でございますが、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。道路橋梁単独災害復旧事業は、鹿目田野線における災害復旧工事でございますが、工事の工法等の検討に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。現年発生補助、河川災害復旧事業は、柳田川における災害復旧工事でございますが、地元との調整・協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。河川単独災害復旧事業は、鹿目町井出川における災害復旧工事でございますが、設計書の精査等に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表の債務負担行為補正の変更でございますが、課税支援システムリース料から指定ごみ袋販売委託料までの5件は、いずれも入札に伴います金額の確定により、限度額を変更するものでございます。なお、期間につきましては、新元号が明確となっておりますので、終期につきましては平成の表記とさせていただきます。

10ページをお願いいたします。第5表の地方債補正の変更、廃止についてでございます。まず、変更でございます。カルチャーパレス改修事業債から、一番下になりますが、現年発生補助災害復旧事業債までの14件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するも

のでございます。

11ページをお願いいたします。次に、廃止でございます。県営事業負担金債は、県営錦南部5期農免農道整備事業負担金に対する起債でございますが、平成30年度事業費が減額となり、それに伴う事業負担金も少額であったため、起債申請を取り下げたことによる廃止でございます。

14ページをお願いいたします。歳入でございます。一番上からになります。1款市税でございますが、1項市民税567万5,000円の増額補正から、一番下の3項軽自動車税91万2,000円の増額補正は、いずれも滞納繰越分の最終見込みによる増でございます。

15ページをお願いいたします。一番上からでございます。10款、1項、1目地方交付税723万1,000円の増額補正は、国の補正予算成立に伴い、普通交付税が追加交付されるものでございます。

その下でございます。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金1,259万3,000円の減額補正は、2節児童福祉費負担金で、多子世帯における負担金軽減者の増に伴います特定教育・保育施設等利用者負担金の減などでございます。その下でございます。2項分担金、1目農林水産業費分担金119万2,000円の増額補正は、平成30年6月20日に発生いたしました梅雨前線豪雨による矢黒地区の裏山崩壊に対し単県治山事業を実施するに当たり、人吉市森林事業分担金徴収条例に基づき、所有者負担分を受け入れるものでございます。

16ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料1,837万7,000円の減額補正は、主に6目土木使用料、2節住宅使用料における市営住宅家賃の最終見込みによる減、1,864万8,000円の減でございます。

17ページをお願いいたします。一番上からになります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金3,876万3,000円の減額補正は、国民健康保険保険基盤安定負担金を初め、児童扶養手当負担金、児童手当交付金、子どものための教育・保育給付費負担金の減などでございます。

18ページをお願いいたします。中ほどのところからになります。2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金8,069万2,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金事業の交付決定及び事業費の最終見込みによるものでございます。

20ページをお願いいたします。上から2つ目でございます。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金962万9,000円の増額補正は、1節社会福祉費補助金で、自立支援事業における補助基準対象外事業費分に対し支援を行う、熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金、また、2節児童福祉費補助金で、多子世帯における特定教育・保育施設等利用者負担金の軽減分に対する多子世帯子育て支援事業費補助金などの最終見込みによる増が主なものでございます。

一番下でございます。4目農林水産業費県補助金1,409万5,000円の減額補正は、事業の最

終見込みによる増減でございますが、21ページになりますが、上から2つ目の2節林業費補助金、先ほど、12款分担金及び負担金、2項分担金の説明で申し上げました矢黒地区における単県治山自然災害復旧事業補助金238万3,000円を予算計上いたしております。

引き続き、21ページをお願いいたします。中ほどのところでございます。7目教育費県補助金1,000円の減額補正でございますが、井口八幡神社庭園修繕事業に対する平成28年熊本地震復興基金交付金14万5,000円を予算計上いたしております。

23ページをお願いいたします。一番上からでございます。16款財産収入、2項財産売払収入、1項不動産売払収入1,757万6,000円の減額補正は、立木伐採等の場所選定に時間を要したことから、当初の見込みまで達することができなかったことによる減でございます。

その下でございます。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金6,410万3,000円の減額補正は、古都人吉応援団寄附金の1月末までの見込みによる減でございます。

その下でございます。18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金1,613万円の増額補正は、介護保険事業における一般会計からの事務費繰出金を3年に一度精算することとしており、平成27年度から平成29年度までの精算金を繰り入れるものでございます。

24ページをお願いいたします。一番上からでございます。2項基金繰入金、4目応援団基金繰入金2,033万1,000円の減額補正は、人吉応援団基金繰入金の最終見込みによる減でございます。

中ほどから下のところからになります。20款諸収入、4項、2目雑入2,897万7,000円の増額補正は、1節総務費雑入における宝くじ売上金の分配金として熊本県内市町村に分配される熊本県市町村振興協会交付金のほか、25ページになりますが、3行目、5節農林水産業費雑入の分収林分配金の増が主なものでございます。

26ページの21款市債は、第5表地方債補正で御説明をいたしましたので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。なお、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金など人件費の増減につきましては、説明を割愛させていただきます。

27ページをお願いいたします。中ほどからになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,670万2,000円の増額補正は、28ページの上から3つ目になりますが、3節職員手当等において、希望退職等の申し出のありました職員の退職手当1,455万1,000円の増や、同じく29ページの上から2つ目の19節負担金、補助及び交付金の補助金における人吉市地方バス運行等特別対策補助金4,803万9,000円や、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金1,657万円が主なものでございます。また、その下でございますが、28節繰出金、水道事業特別会計繰出金2,626万6,000円は、水道事業特別会計において退職を迎える職員の退職手当及び繰り出し基準に基づく児童手当を繰り出すものでございます。

引き続き、29ページをお願いいたします。中ほどのところでございます。6目財産管理費2,221万7,000円の減額補正は、カルチャーパレス小ホール屋上防水工事や旧法務局土地・建物購入費等の最終見込みによる減でございます。

32ページをお願いいたします。一番上からでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8,710万3,000円の減額補正は、28節繰出金において、3つの特別会計への繰出金の減、7,973万8,000円の減が主なものでございます。2目心身障害者福祉費2,043万5,000円の増額補正は、障害者医療費や自立支援給付事業及び障害児通所支援事業における給付費の最終見込みによる増でございます。

34ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童措置費3,535万1,000円の減額補正は、子どものための教育・保育給付費負担金2,285万1,000円の減及び児童手当支給事業1,250万円の減の、最終見込みによる減額でございます。

少し飛びまして、38ページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費2,085万8,000円の減額補正は、歳入でも御説明いたしましたが、市有林の伐採場所の選定に時間を要したことから、伐採面積の減に伴う素材生産販売委託料の減が主なものでございます。また、平成30年6月20日の梅雨前線豪雨により崩壊した矢黒地区の治山事業における工事費357万5,000円につきましても予算計上いたしております。

39ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費333万6,000円の減額補正は、人吉しごとサポートセンター、いわゆるH i t - B i z の開設・管理運営経費の最終見込みによる減などでございます。

40ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1億1,578万7,000円の減額補正は、道路新設改良事業（単独分）の最終見込みのほか、人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業等の平成30年度国庫補助金の決定及び決算見込みによる減額が主なものでございます。

43ページをお願いいたします。上から2つ目になります。9款、1項消防費、3目消防施設費1,081万6,000円の減額補正は、15節工事請負費において防火水槽築造工事（1基）を予定しておりましたが、最終的な決定までに至らなかったことによる減600万円、及び、18節備品購入費においては、小型動力ポンプ積載車（3台分）の入札残による減337万7,000円でございます。

46ページをお願いいたします。一番上からになります。10款教育費、5項社会教育費、5目文化財保護費31万9,000円の減額補正は、文化財保護事業における最終見込みによる減でございますが、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、平成28年熊本地震復興基金交付金を活用した井口八幡神社庭園修繕事業に対する補助金14万5,000円を計上いたしております。

47ページをお願いいたします。中ほどのところになります。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費100万円の増額補正は、矢岳四ツ谷線道路災害

復旧工事において、工事を進めていく中で電柱移設が必要となり、予算計上をするものでございます。

48ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、一番下でございますが、7目人吉応援団基金費6,461万円の減額補正は、古都人吉応援団寄附金の1月末までの寄附状況による減でございます。

最後に、14款予備費を5,488万9,000円、増額補正をいたしております。

以上で、議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）についての補足説明を終わります。

続きまして、議第8号平成31年度人吉市一般会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成31年度の当初予算案は、165億4,234万1,000円。対前年度比減額の16億7,336万円、9.2%の減となっております。減額となりました主な要因といたしましては、市庁舎建設事業における本体工事の支払い割合による減などがございます。なお、市庁舎建設事業関連経費を除く予算額で比較いたしますと、平成31年4月が改選期ということもあり、骨格予算での編成に伴い、前年度比減額の5億6,036万2,000円、3.5%の減となっております。

予算書1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により、第3条の地方債につきましては、第3表地方債により、それぞれ御説明いたします。第4条一時借入金につきましては、最高額を40億円と定めております。第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

7ページをお願いいたします。一番上からになります。第2表債務負担行為でございますが、土地情報総合システムリース料、家屋評価システムリース料及び福祉総合システムリース料は、いずれも使用するシステムが更新時期を迎えるため、リース料の期間及び限度額を定めるものでございます。なお、新元号が未確定でございますので、債務負担行為の終期につきましては平成表記とさせていただきます。

続きまして、第3表地方債でございますが、臨時財政対策債は平成31年度地方財政計画及び平成30年度の確定額を勘案し、予算計上をいたしております。

カルチャーパレス改修事業債から、8ページでございますが、市庁舎建設事業債までの13件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございます。地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の歳入歳出予算につきまして、前年度との増減の大きいものを中心に、主なものを事項別明細書により御説明いたします。なお、消費税2%、いわゆる8%から10%の増税分の影響額につきましては、国の制度改正が明確となっていない部分がございますので、歳入におきましては現行の制度で、歳出におきましては現行の8%で予算を計上させていた

だいております。増税分の影響につきましては、国の動向を見きわめながら、今後の補正予算にて対応をさせていただきたいと存じております。

11ページをお願いいたします。歳入でございますが、一番上からでございます。1款市税、1項市民税のうち、1目個人が12億3,279万6,000円で、前年度に比べ1,385万円の増額となっております。主に現年課税分における所得割の増1,347万3,000円の増でございます。これは生産年齢人口の減少による一定の影響は見られるものの、平成30年度の最終見込み額を勘案し、増収を見込んだものでございます。

次に、中ほどからになります。2項固定資産税が15億3,411万9,000円で、前年度に比べ4,436万1,000円の増額となっております。これは、平成30年度に3年に一度の評価替えがなされ、現年課税分の土地396万7,000円の減は減収が見込まれるものの、家屋につきましては、新築等の増により3,858万8,000円の増収が見込まれるものでございます。

13ページをお願いいたします。中ほどからになります。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税3,500万円から、16ページの中ほどでございますが、9款、1項、1目地方特例交付金800万円につきましては、平成31年度地方財政計画の伸び、及び、平成30年度交付額を勘案して予算計上をいたしております。

16ページ、下段でございますが、10款、1項、1目地方交付税46億3,000万円は、前年度と同額にて計上をいたしております。普通交付税におきましては、平成30年度の交付確定額に平成31年度地方財政計画の伸び、地方交付税出口ベースで1.1%の増による影響額を見込み、過大見積もりとならないように予算計上をいたしております。なお、特別交付税につきましては前年度と同額といたしております。

17ページ中ほどからでございます。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金1億2,292万4,000円は、前年度に比べ1,362万2,000円の減額となっております。これは2節児童福祉費負担金における特定教育・保育施設等利用者負担金につきまして、平成30年度最終見込みを勘案し、1,335万8,000円の減を見込んだものでございます。その下でございます。2目衛生費負担金1,000万9,000円は、前年度から皆増となっております。これは、病院群輪番制病院運営事業ほか2事業が、平成31年度は本市が事務局の当番となりますことから、球磨郡の町村から事業負担金を受け入れるものでございます。

19ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料1億9,449万6,000円は、前年度に比べ1,788万2,000円の減額となっております。これは、2節住宅使用料、市営住宅家賃におきまして市営住宅入居者の減、1,854万4,000円の減によるものでございます。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,437万9,000円は、前年度に比べ2,422万8,000円の減額となっております。これは、MOZOCAステーションの管理経費を含みます、賑わい創出事業やスマート林業

などに関する地方創生推進交付金の交付対象期間が3カ年を経過し、終了したことに伴う減が主なものでございます。

その下になります。2目民生費国庫補助金3,346万7,000円は、前年度に比べ7,046万円の減額となっております。これは、平成30年度におけるおこば保育園の移転改築に対する保育所等整備交付金7,336万9,000円の減が主なものでございます。1つ飛びまして、4目土木費国庫補助金3億4,933万1,000円は、前年度に比べ1億6,435万3,000円の減額となっております。これは、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業や大規模修繕・更新事業（曙橋補修事業）が事業最終年度を迎えますことから、事業費の減に伴う社会資本整備総合交付金や大規模修繕・更新事業費補助金の減などが主な要因でございます。

少し飛びまして、27ページをお願いいたします。15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金1億198万3,000円は、前年度に比べ4,783万5,000円の増額となっております。これは、4節選挙費委託金において、平成31年4月7日執行予定の県議会議員選挙を初め、参議院議員選挙、県知事選挙に対する委託金の増が主なものでございます。

少し飛びまして、30ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金3億円は、前年度と同額を計上いたしております。これは、古都人吉応援団寄附金における平成31年度目標額を、前年度当初予算同様に3億円としたことによるものでございます。

31ページをお願いいたします。中ほどからになります。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億3,000万円、3目減債基金繰入金1億3,000万円は、財源調整のために予算計上をいたしております。

また、その下になりますが、4目応援団基金繰入金におきましては、ふるさと納税に関する事務経費として2億581万9,000円を、また防犯灯設置事業やひとよし温泉春風マラソン実行委員会補助金など11事業に7,000万円を、合計2億7,581万9,000円を繰り入れするものでございます。

32ページをお願いいたします。中ほどからになります。19款、1項、1目繰越金を前年度と同額の1億5,000万円で予算計上をいたしております。

33ページをお願いいたします。上から2つ目でございます。20款諸収入、3項貸付金元利収入、2目人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金元利収入233万3,000円は、「平成25年度」に、くま川下り株式会社に対し貸し付けをいたしました長期貸付金3,500万円に対する平成31年度回収金でございます。

次に、一番下でございます。4項、2目雑入1億1,114万円は、前年度に比べ4,220万円の減額となっております。これは、34ページになりますが、中ほどから少し下のところの7節土木費雑入において、平成30年度事業として実施をしております一般廃棄物処理施設の延命化のための条件整備に対する一般廃棄物処理施設周辺整備事業が平成31年度へ繰り越しとなり、平成31年度に予定をしておりました事業が先送りとなりましたことから、平成31年度負

担金が全て減額、皆減となったことが主な要因でございます。

35ページから36ページの21款市債につきましては、第3表地方債にて御説明いたしましたので、割愛をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、37ページをお願いいたします。

なお、各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、説明を割愛させていただきます。

1款、1項、1目議会費が1億8,830万8,000円でございます。前年度に比べ78万4,000円の増額となっております。なお、内容につきましては割愛をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が10億7,340万2,000円で、前年度に比べ6,691万9,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、人件費におきまして、40ページになりますが、3節職員手当等における退職手当が6,238万7,000円の増となっております。

42ページをお願いいたします。15節工事請負費におきましては、町内から平成30年度までに要望のっております224基分の防犯灯設置等に要する経費720万円について予算計上をいたしております。

45ページをお願いいたします。中ほどから下になります。6目財産管理費1億5,952万2,000円は、前年度に比べ2,867万2,000円の減額となっております。これは、47ページになりますが、15節工事請負費におきまして、公共施設等総合管理計画に基づき、平成30年度に引き続き実施をいたしますカルチャーパレス施設整備改修工事（平成30年度は小ホール屋上防水工事、平成31年度はコミュニティ棟昇降機改修工事）に要する工事費の減が主な要因でございます。

少し飛びまして、52ページをお願いいたします。13目市庁舎建設事業費が10億4,755万5,000円で、前年度に比べ10億5,782万9,000円の減額となっております。これは、主に新市庁舎建設における本体工事に関する支払い割合（平成30年度40%から平成31年度20%）の減によるものでございます。そのほか、西間別館第1期改修工事（外装工事、エレベーター工事）8,500万円等でございます。

55ページをお願いいたします。中ほどからになります。3項、1目戸籍住民基本台帳費9,428万9,000円は、前年度と比べて1,720万6,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、56ページでございますが、平成30年度に取り組みましたコンビニ交付サービスに要する経費が減となったものなどでございます。

次に、58ページでございます。58ページの4項選挙費、2目県議会議員選挙費1,026万3,000円から63ページの6目県知事選挙費1,770万3,000円にかけましては、歳入の際に御説明いたしました平成31年度執行予定の各選挙に係る執行予定経費でございます。

67ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費19億

323万5,000円は、前年度と比べ7,491万6,000円の減額となっております。これは、69ページから70ページにかけてでございますが、28節繰出金のうち、国民健康保険事業特別会計繰出金1,238万4,000円の減、介護保険特別会計繰出金2,235万2,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金660万6,000円の減が主なものでございます。

次に、74ページをお願いいたします。中ほどからになります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,502万5,000円は、前年度と比べて1億1,055万1,000円の減額となっております。これは歳入でも御説明いたしましたが、平成30年度のおこば保育園の移転改築に対する保育所等整備交付金事業補助金の減が主なものでございます。

76ページをお願いいたします。2目児童措置費26億931万円は、前年度に比べ8,707万円の増額となっております。これは、19節負担金、補助及び交付金の負担金におきまして、平成31年度から幼稚園が新たに認定こども園に1園移行されますことなどから、認定こども園に対する給付費9億7,302万1,000円、及び、保育園に対する委託費7億591万9,000円などによるものでございます。また、20節扶助費の児童扶養手当2億9,400万円は、これまで年3回の支払時期が年6回の隔月支払いに見直されたことにより、経過期間として平成31年度は15カ月分の予算を計上する必要があることから、大幅な増額、前年当初比5,304万円の増となっているところでございます。

次に、飛びまして、93ページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費4,943万1,000円は、前年度に比べ3,862万4,000円の減額となっております。これは、平成28年度から継続して地方創生推進交付金事業として取り組んでまいりましたスマート林業展開事業が終了したことによる減が主なものでございます。

また、94ページになりますが、13節委託料における森林経営管理業務委託料600万円、及び、18節備品購入費63万5,000円につきましては、荒廃している山の再生を目的として、所有者の意向確認を実施していくものでございます。なお、この経費につきましては、現在通常国会に提案をされております国の2019年度予算が成立いたしましたならば、森林環境譲与税を充当してまいりたいと考えております。

96ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費1億3,303万3,000円は、前年度と比べ73万9,000円の減額となっております。平成30年度に引き続きまして、13節委託料において、97ページになりますが、人吉市の地域課題をITで解決するためのアイデアソン開催やコワーキングスペースの運営構築など、IT企業等協創促進業務委託料1,000万円や、平成30年12月からスタートいたしました起業創業・中小企業支援事業（人吉しごとサポートセンターHitBiz）を管理・運営していくための人吉しごとサポートセンター業務委託料2,530万7,000円を予算計上をいたしております。

98ページをお願いいたします。3目観光費7,132万7,000円は、前年度に比べ3,050万3,000円の減額となっております。これは、平成30年度に実施をいたしました、赤池ごみ処理施設

延命化のための条件整備の1つでもあります相良三十三観音赤池観音駐車場設置工事3,018万5,000円の減が主なものでございます。

次に、101ページをお願いいたします。4目石野公園運営費2,794万1,000円は、前年度に比べ453万5,000円の増額となっております。これは102ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、石野公園が開園30周年を迎えますことから、石野公園30周年特別事業補助金200万円を予算計上いたしております。また、13節委託料においては、公衆無線LAN環境整備委託料、くまもとフリーWi-Fiの設置80万円も予算計上をいたしております。5目まち・ひと・しごと総合交流館管理費2,243万円は、平成30年7月にオープンいたしました、まち・ひと・しごと総合交流館の管理運営経費を予算計上いたしております。

104ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費6,635万5,000円は、前年度に比べ1,314万円の増額となっております。これは、人件費の増のほか、106ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、地域防災計画または耐震改修促進計画に位置づけられた、避難路等に面した危険ブロック塀等の除去及び安全な塀の設置に対する人吉市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金150万円の増などでございます。

108ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費2億7,151万2,000円は、前年度に比べ1億9,704万4,000円の減額となっております。これは人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業7,352万2,000円の減が、平成31年度で事業最終年度を迎えることや、広域行政組合受託事業3,316万3,000円の減などでございます。

109ページをお願いいたします。中ほどからになります。5目橋梁新設改良費1億7,561万6,000円は、前年度に比べ2億4,693万3,000円の減額となっております。これは主に、15節工事請負費で継続費を設定し、取り組んでおります曙橋補修工事が、事業最終年度を迎えますことによる事業費2億1,300万円の減などが要因でございます。

114ページをお願いいたします。4項都市計画費、3目公園整備費8,062万5,000円は、前年度に比べ1,506万6,000円の増額となっております。これは、社会資本整備総合交付金事業として取り組みます公園改築事業費の増のほか、石野公園内における道の駅開駅に向けた経費、くまもとフリーWi-Fi設置委託、園路舗装工事、情報発信施設設置工事などの増によるものでございます。

116ページをお願いいたします。9款、1項消防費、1目消防総務費4億7,739万2,000円は、前年度に比べ226万6,000円の増額となっております。これは、19節負担金、補助及び交付金のうち負担金の人吉下球磨消防組合負担金4億6,894万2,000円で、昨年当初比585万4,000円の増となっております。増額の主な要因は、人件費の増でございます。そのほか、平成31年度は、大規模災害等を見据えた重機及び指揮車、指令車などの購入が予定されているところでございます。

119ページをお願いいたします。5目災害対策費3,615万3,000円は、前年度に比べ1,054万円の増額となっております。これは、120ページの18節備品購入費などの球磨川水系防災・減災ソフト対策事業費の増656万3,000円の増や、平成30年度に引き続き、15節工事請負費で、大規模災害時における避難場所でのマンホールを活用したトイレ10基分の設置工事に要する経費の増385万1,000円が主なものでございます。なお、平成31年度設置箇所は、スポーツパレス敷地内を予定いたしております。

121ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1億9,895万4,000円は、前年度に比べ251万3,000円の減額となっております。

122ページになりますが、前年度は6月補正において予算計上をいたしておりましたが、13節委託料において、両親または両親のどちらかが外国人である児童・生徒に対する日本語支援等に要する経費、日本語支援委託料270万7,000円を予算計上いたしております。

124ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費9,908万3,000円、及び、127ページになりますが、3項中学校費、1目学校管理費5,796万8,000円の中には、これまで小学校では2校（東小、東間小）、中学校では1校（第一中学校）で実施をしてまいりました学校運営協議会を、平成31年度からは、全小中学校に拡充するための予算（報酬・費用弁償）を計上いたしております。なお、大畑小、第三中学校は合同での組織が予定されております。

131ページをお願いいたします。4項社会教育費、2目公民館費4,277万4,000円は、前年度に比べ60万8,000円の増額となっております。

132ページになりますが、平成31年度も引き続き、13節委託料において災害時に指定避難所となる各校区のコミュニティセンターにおける耐震診断（平成31年度は西瀬コミュニティセンターと中原コミュニティセンターの2館）に係る経費630万4,000円を予算計上いたしております。

137ページをお願いいたします。5項保健体育費、1目保健体育総務費6,834万9,000円は、前年度に比べ541万5,000円の減額となっております。これは人件費の減が主なものでございますが、138ページになりますが、13節委託料におきまして、平成30年度に試行いたしました部活動の社会体育移行につきまして、平成31年度は、本格実施とするためスポーツコーディネーター業務委託料210万6,000円を予算計上いたしております。

140ページをお願いいたします。中ほどからになります。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費1億6,751万1,000円は、前年度に比べ1,644万4,000円の減額となっております。これは、平成30年度に実施しました学校給食センター洗浄室空調改善工事費の減が主なものでございます。なお、142ページになりますが、18節備品購入費におきましては、学校給食センターにおける備品等の更新計画に基づき、平成30年度に引き続き、学校給食配送車1台及び角形二重保温食缶115個の購入経費を予算計上いたしております。また、

19節負担金、補助及び交付金で補助金の学校給食費助成金2,418万7,000円は、平成28年度からの継続で、児童・生徒1人当たり月額1,000円の助成を行うものでございます。その下でございます。平成30年度まで、10款教育費、4項幼稚園費として予算計上しておりました経費につきましては、幼稚園1園が平成31年度から認定こども園に移行されることとなりましたことから、廃目といたしております。

146ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、7目人吉応援団基金費3億1万6,000円は、前年度と同額となっております。これは、古都人吉応援団寄附金の目標額を、平成30年度当初予算と同様に3億円と設定し、積み立てを行うものでございます。

147ページをお願いいたします。最後に、14款予備費に5,788万5,000円を計上いたしております。

長くなりましたが、以上で議第8号平成31年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時24分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 先ほど説明いたしました内容で訂正がありましたので、訂正を申し述べさせていただきたいと思っております。

議第8号人吉市一般会計予算書、当初予算案でございます。33ページでございますが、20款諸収入の中の2目人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金元利収入233万3,000円の説明でございますが、本来であれば、「平成26年度」と言わなければならないのを、「平成25年度」と申し上げたということでございます。訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

○市民部長（廣田五浩君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、議第10号平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,423万2,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

次に、事項別明細書により、その主なものを説明させていただきます。予算書の7ページをお願いいたします。今回の予算案でございますが、国民健康保険事業は、昨年度から熊本県と県内市町村が一体となって国民健康保険の事業運営を実施し、県と市町村が共同で運営

を行ってまいりました。本市の窓口等の受付事務においては、被保険者等の対応につきましても混乱もなく、円滑に移行できたところでございます。

まず、歳入を御説明いたします。

1 款、1 項国民健康保険税でございますが、1 目一般被保険者国民健康保険税に6億7,362万7,000円、2 目退職被保険者等国民健康保険税に524万1,000円、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせた額を計上いたしております。

次に、8 ページをお願いいたします。国保税の総額は6億7,886万8,000円、歳入全体に占める割合は16.22%でございます。

次に、9 ページをお願いいたします。4 款県支出金、1 項県負担金、1 目保険給付費等交付金の総額は29億2,532万4,000円。歳入全体に占める割合は69.91%でございます。

下段の6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金の総額は3億6,430万3,000円でございます。なお、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分1億7,135万4,000円は、低所得者に係る保険税軽減相当額を県が4分の3、本市が4分の1で算出した額でございます。保険基盤安定繰入金の保険者支援分9,879万2,000円は、軽減世帯に属する被保険者に応じ算定した額を、国が2分の1、県が4分の1、本市が4分の1で算出した額となります。

10ページをお願いいたします。下段となります7 款、1 項繰越金、2 目その他の繰越金に2億1,000万円を計上いたしております。

次に、予算書13ページをお願いいたします。歳出を御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費7,768万円は、国保担当職員の給与、諸手当等の経常事務費、国保団体連合会共同電算委託料が主なものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。2 款保険給付費、1 項療養諸費は、医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費及び審査支払手数料を合わせ、下段の総額24億9,150万9,000円を計上いたしております。

次の17ページにかけまして、2 項高額療養費の総額3億4,678万6,000円は、医療費が高額となり自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。3 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は、40人分の1,680万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。4 項葬祭費は80件分の160万円でございます。5 項移送費に20万円を計上いたしております。

以上、2 款保険給付費の総額は28億5,691万6,000円となり、歳出全体に占める割合は68.28%でございます。

18ページ下段から19ページをお願いいたします。3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分の総額は7億3,975万9,000円、中段、2 項後期高齢者支援金等分の総額は1億9,536万5,000円、3 項介護納付金分の総額は6,172万2,000円を計上いたしております。3 款の総額は9億9,684万6,000円となり、歳出全体に占める割合は23.82%でございます。

20ページをお願いいたします。5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費は3,590万9,000円を計上いたしております。特定健康診査と、その結果により、必要に応じて実施いたします特定保健指導に要する経費でございます。

21ページ中段をお願いいたします。2項保健事業費、1目保健衛生普及費は、国保団体連合会共同電算委託料、特定健康診査等情報提供委託料、備品購入費として、第一別館、西間別館に、来庁者のための血圧計の購入費、及び鍼灸マッサージ補助交付金等の費用といたしまして766万円を計上いたしております。

次に、23ページをお願いいたします。下段の9款予備費は1億9,894万4,000円を計上いたしております。

24ページ以降は省略とさせていただきます。

以上、平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案の補足説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうからは、議第12号平成31年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,692万5,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。介護保険の予算につきましては、事業運営に要する経費から国・県支出金等を差し引いた残りを、介護保険料で賄うという仕組みになっております。したがって、予算の性格上、先に歳出から御説明をさせていただきます。

予算書は、少し飛びまして、14ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,267万7,000円は、介護保険関係職員の給料、職員手当や事務費が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費204万2,000円は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。3項、1目介護認定審査会費860万2,000円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬などでございます。

16ページをお願いいたします。2目認定調査等費2,620万3,000円は、訪問調査員の報酬や、要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用などでございます。

17ページの中ほどの趣旨普及費は、介護保険制度の内容を説明したパンフレットの経費でございまして、平成31年度は作成の予定がなく、廃目とするものでございます。

2款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラ

ン作成などに係る費用でございまして、18ページの中ほどになりますが、1項の計36億1,672万5,000円を計上いたしております。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスに係る費用でございまして、19ページの計になりますが、9,850万円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたとき、その超えた分を支給するものでございまして、合計1億1,050万円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございまして、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分につきまして支給をするものでございまして、合計の1億7,030万円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。5款地域支援事業費でございまして、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費6,517万6,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業、通所事業等に係る費用でございまして、

次に、21ページから22ページにかけてでございまして、2目介護予防ケアマネジメント事業費1,887万円は、新総合事業を利用する要支援者等の介護予防ケアマネジメントに係る費用でございまして、2項、1目一般介護予防事業費は、65歳以上の一般介護予防に係る費用でございまして、2,070万7,000円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費6,831万5,000円は、地域包括支援センターの運営費等に係る費用でございまして、

25ページをお願いいたします。2目任意事業費1,459万3,000円は、緊急通報体制等整備事業委託料や、成年後見制度利用者の支援に係る費用などでございまして、

26ページをお願いいたします。4項その他諸費から、6款公債費、7款諸支出金、28ページの8款予備費までは説明を割愛させていただきます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。予算書、前にお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料などで賄う仕組みになっております。なお、介護保険料の水準は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくこととなっております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、介護保険事業計画における月額基準額6,490円を算定基礎といたしまして、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計いたしまして、総額8億1,996万7,000円を計上いたしております。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目在宅医療・介護連携推進事業費負担金258万

7,000円は、在宅医療・介護連携に係る球磨郡町村からの負担金でございます。

8ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、7億2,102万8,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための交付金でございまして、3億6,808万9,000円を計上いたしております。2目及び、9ページの3目は地域支援事業に対する交付金でございまして、2目介護予防・日常生活支援総合事業に1,955万2,000円、3目介護予防・日常生活支援総合事業以外に3,092万3,000円を計上いたしております。4目保険者機能強化推進交付金は、平成30年度に創設されました高齢者の自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援する交付金でございまして、636万1,000円を計上いたしております。介護保険事業費補助金は、平成30年度に実施した介護保険のシステム改修に対するものでございましたが、平成31年度は改修の予定がございませんので廃目とするものでございます。

5款、1項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1目介護給付費交付金10億8,000万1,000円は、介護給付費に対する交付金でございます。2目地域支援事業支援交付金2,639万6,000円は、地域支援事業に対する交付金でございます。

10ページをお願いいたします。6款県支出金、1項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、5億7,897万3,000円を計上いたしております。2項県補助金は、国庫補助金と同様に地域支援事業に対する県の交付金でございまして、1目介護予防・日常生活支援総合事業に1,222万円、2目介護予防・日常生活支援総合事業以外に1,546万1,000円を計上いたしております。次の権利擁護人材育成事業費補助金は、歳出の事業予算を含めまして、平成31年度から一般会計で予算計上いたしたため廃目とするものでございます。

11ページをお願いいたします。8款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1目は介護給付費に対して、2目及び3目は地域支援事業に対して、4目は低所得者に係る保険料の軽減に対して、5目は職員給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。合計の6億3,782万7,000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。2項基金繰入金、1目介護保険介護給付費準備基金繰入金は、保険給付費に対する基金繰入金でございまして、2,000万円を計上いたしております。

9款繰越金から13ページ、10款諸収入までは説明を割愛させていただきます。

以上で、平成31年度人吉市介護保険特別会計予算案の補足説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、水道局の2つの公営企業会計の平成31年度予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第14号平成31年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1

万5,722戸、総給水量346万5,102立方メートル、1日平均給水量9,493立方メートルを予定しております。建設改良工事として配水管改良工事等を予定しております。第3条収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第5条企業債でございますが、上水道事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

3ページをお願いいたします。第6条一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。第7条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億2,553万2,000円、交際費5万円でございます。第9条利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金を減債積立金として7,219万2,000円、建設改良積立金として1億1,759万3,000円処分することといたしております。第10条たな卸資産の購入限度額を733万1,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明をさせていただきます。ページが飛んで申しわけございません、19ページをお願いいたします。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益を5億7,154万6,000円といたしております。内訳といたしまして、1項営業収益が5億4,926万9,000円で、これは水道料金及び各種手数料等でございます。第2項営業外収益が2,227万4,000円、これは3目長期前受金戻入が主なものでございます。3項特別利益3,000円は存目でございます。

20ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費用を4億9,336万7,000円といたしております。内訳といたしまして、1項営業費用が4億5,985万3,000円で、これは人件費、水源地、配水池等の整備委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。2項営業外費用は3,101万2,000円、これは主に企業債の支払利息と消費税でございます。3項特別損失が50万2,000円、これは過年度損益修正損等でございます。4項予備費は200万円を計上いたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明をいたします。25ページをお願いいたします。まず、収入でございますが、1款資本的収入を4,436万9,000円としております。内訳は、1項企業債が4,000万円、2項工事負担金363万6,000円、3項固定資産売却は存目、4項繰入金は一般会計からの73万2,000円の繰り入れでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出を4億3,184万7,000円としております。内訳は、1項建設改良費が3億5,765万5,000円、これは1目構築物費、1節一般改良工事、26ページをお願いいたします、2節負担金工事、3節起債対象工事及び2目機械及び装置費、3目営業設備費でございます。2項企業債償還金は7,219万2,000円でございます。3項予備費を200万円といたしております。

それでは、申しわけございませんが前に戻りまして、2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足しますので、その補填財源について御説明申し上げます。第4条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,747万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,528万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,241万円と繰越利益剰余金処分量1億8,978万5,000円で補填することといたしております。

引き続きまして、議第15号平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量につきましては、接続戸数1万1,900戸、年間総処理水量441万7,254立方メートル、1日平均処理水量1万2,069立方メートルを予定しております。主な建設改良工事として、汚水枡設置工事を予定しております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第5条債務負担行為でございますが、人吉市水洗便所等改造資金融資あっせん及び助成金条例に基づき、水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償と水洗便所等改造資金利子補給金について債務負担を設定するもので、それぞれの期間と限度額を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第6条企業債でございますが、下水道事業債につきまして、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第7条一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。第8条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費6,698万7,000円でございます。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から1億6,500万円の補助を受けるものでございます。

4ページをお願いいたします。第11条利益剰余金の処分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填として7,980万5,000円を処分することといたしております。

第3条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明をさせていただきます。

ページが飛んで申しわけありません。21ページをお願いいたします。収入でございますが、1款下水道事業収益を11億1,472万円といたしております。内訳としまして、1項営業収益6億8,419万7,000円で、これは下水道使用料及び他会計負担金等でございます。2項営業外収益が4億3,052万円、これは2目他会計補助金及び3目長期前受金戻入が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、23ページをお願いいたします。支出でございますが、1款下水道事業費用を10億2,672万3,000円といたしております。内訳といたしまして、1項営業費用が9億1,166万5,000円で、これは人件費及び人吉浄水苑等の運転管理業務委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。2項営業外費用は1億1,005万6,000円で、これは企業債の支払利息と消費税でございます。3項特別損失が100万2,000円、4項予備費を400万円といたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明いたします。

28ページをお願いいたします。収入でございますが、1款資本的収入を5,192万円としております。内訳は、1項企業債が3,050万円、2項負担金111万9,000円、3項補助金2,030万円、4項固定資産売却は存目でございます。

29ページをお願いいたします。次に支出でございますが、1款資本的支出を4億9,255万9,000円としております。内訳は、1項建設改良費が8,546万6,000円、これは、1目管渠事業費、30ページをお願いいたします、2目ポンプ場事業費、3目処理場事業費、4目営業設備費でございます。第2項企業債償還金が4億609万3,000円でございます。第3項予備費を100万円といたしております。

それでは、前に戻りまして2ページをお願いいたします。第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,063万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額330万4,000円、当年度分損益勘定留保資金3億5,753万円と繰越利益剰余金処分額7,980万5,000円で補填することといたしております。

以上で、議第14号平成31年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第15号平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） 以上で、議第1号から議第24号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時00分 散会

平成31年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月5日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成31年3月5日 午前10時 開議

- 日程第1 議第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第2 議第2号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第3 議第3号 平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第4号 平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第5号 平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第6号 平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第7号 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第8号 平成31年度人吉市一般会計予算
- 日程第9 議第9号 平成31年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第10 議第10号 平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議第11号 平成31年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議第12号 平成31年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議第13号 平成31年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第14 議第14号 平成31年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第15 議第15号 平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第16号 平成31年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第17 議第17号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第18号 人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第19号 人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第20号 人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第21号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議第22号 損害の賠償について
- 日程第23 議第23号 損害の賠償について
- 日程第24 議第24号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 塩見寿子君 |
| 2番 | 宮原将志君 |
| 3番 | 高瀬堅一君 |
| 4番 | 大塚則男君 |
| 5番 | 宮崎保君 |
| 6番 | 平田清吉君 |
| 7番 | 犬童利夫君 |
| 8番 | 井上光浩君 |
| 9番 | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |
| 13番 | 福屋法晴君 |
| 14番 | 村上恵一君 |
| 15番 | 永山芳宏君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 仲村勝治君 |
| 18番 | 田中哲君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|----|------|--------|
| 市 | 長 | 松岡隼人君 |
| 副市 | 長 | 松田知良君 |
| 監査 | 委員 | 井上祐太君 |
| 教育 | 長 | 末次美代君 |
| 総務 | 部長 | 迫田浩二君 |
| 企画 | 政策部長 | 早田吉秀君 |
| 市民 | 部長 | 廣田五浩君 |
| 健康 | 福祉部長 | 告吉眞二郎君 |

| | |
|-----------|-----------|
| 経 済 部 長 | 福 山 誠 二 君 |
| 建 設 部 長 | 山 下 正 純 君 |
| 総 務 部 次 長 | 丸 本 縁 君 |
| 財 政 課 長 | 植 木 安 博 君 |
| 秘 書 課 長 | 永 田 勝 巳 君 |
| 水 道 局 長 | 中 村 則 明 君 |
| 教 育 部 長 | 小 林 敏 郎 君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|---------|-----------|
| 局 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 次 長 | 栗 原 亨 君 |
| 庶 務 係 長 | 井 上 京 子 君 |
| 書 記 | 青 木 康 徳 君 |

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

本日は、議案質疑を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 議第1号

○議長（田中 哲君） それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑は一般質問にならないようお願いいたします。

まず、日程第1、議第1号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第2 議第2号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第3 議第3号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第3号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第4 議第4号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、議第4号平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第5 議第5号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第5、議第5号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第6 議第6号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第6、議第6号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第7 議第7号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第7、議第7号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第8 議第8号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第8、議第8号平成31年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第9 議第9号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、議第9号平成31年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第10 議第10号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第10、議第10号平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第11 議第11号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第11、議第11号平成31年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第12 議第12号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第12、議第12号平成31年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第13 議第13号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第13、議第13号平成31年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第14 議第14号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第14、議第14号平成31年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第15 議第15号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第15号平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第16 議第16号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第16、議第16号平成31年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第17 議第17号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、議第17号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第18 議第18号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、議第18号人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第19 議第19号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、議第19号人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第20 議第20号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、議第20号人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） おはようございます。

議第20号人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、約5年前に、この条例が制定されたと思っておりますけれども、まずこれまでのこの貸付基金の利用状況についてお尋ねをしておきます。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、おはようございます。

それでは、貸付基金の利用状況でございます。5年前にスタートしております。平成26年でございますので、それから平成30年度までの5年間についてお答えをさせていただきます。

平成26年度から現在までの貸付実績ということで、購入に対します貸し付けが7件、330万円。自家保留に対します貸し付けが6件、207万円。合計いたしますと、13件、537万円でございます。また、5年間の貸し付けに対する償還が始まっておりますので、8件で160万6,000円を滞りなく償還していただいているところでございます。

現在までの積立金を申し上げます。これは900万円でございます。貸付可能残額は、預金利子も含めまして現在523万7,310円となっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 今、5年間の実績を報告いただきましたけど、意外と毎年、利用はあったと思っておりますけれども、若干利用が少ないような感じもします。今回、上限の額を50万円から70万円に増額の改正がなされております。恐らく、今、子牛の価格が上昇しておりますので、そのことを鑑みて、また生産者あるいは畜産会のほうから御意見とかそういった部分もあったと思っておりますけども、この貸付金上限の引き上げになった理由をお尋ねしたい

と思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

貸付金額上限の引き上げの理由ということでございます。創設当初は、議員もおっしゃいましたように、球磨家畜市場の平均、これは平成26年4月から11月まででございますけれども、雌の子牛の平均価格が53万7,000円でございますので、当時、1頭当たり、貸付限度を50万円としていたところでございます。平成26年度、事業開始の年と比べまして、近年の子牛の価格が1.4倍ですので、貸付上限金額の見直しが必要となってきたということでございます。人吉市畜産会からも、現在の子牛の販売価格から、貸付上限金額の見直しの意見もございました。それから、生産農家からも、購入、自家保留の牛も同じように育てているのだから、自家保留についても金額の見直しを行ってもらいたいという意見もございます。そういうところで、現在の貸付額35万円であるならば、子牛の販売を行って、今後、購入を考えたほうが良いという意見もございました。

そのことを踏まえまして、今回、貸付金の上限額の引き上げにつきましては、子牛の購入、自家保留による優良血統牛を残していただきたいということで、貸付金額の見直しを行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○15番（永山芳宏君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第21 議第21号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第21、議第21号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第22 議第22号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第22、議第22号損害の賠償についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第23 議第23号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、議第23号損害の賠償についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第24 議第24号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、議第24号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、議第1号から議第24号までの24件についての質疑を終了いたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時15分 散会

平成31年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月6日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成31年3月6日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 村 上 恵 一 君
 2. 笹 山 欣 悟 君
 3. 豊 永 貞 夫 君
 4. 本 村 令 斗 君
 5. 宮 原 将 志 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | |
|-----|-------------|
| 1番 | 塩 見 寿 子 君 |
| 2番 | 宮 原 将 志 君 |
| 3番 | 高 瀬 堅 一 君 |
| 4番 | 大 塚 則 男 君 |
| 5番 | 宮 崎 保 君 |
| 6番 | 平 田 清 吉 君 |
| 7番 | 犬 童 利 夫 君 |
| 8番 | 井 上 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 10番 | 西 信 八 郎 君 |
| 11番 | 本 村 令 斗 君 |
| 12番 | 笹 山 欣 悟 君 |
| 13番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 14番 | 村 上 恵 一 君 |
| 15番 | 永 山 芳 宏 君 |
| 16番 | 三 倉 美 千 子 君 |
| 17番 | 仲 村 勝 治 君 |
| 18番 | 田 中 哲 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 市 長 | 松 岡 隼 人 君 |
| 副 市 長 | 松 田 知 良 君 |
| 監 査 委 員 | 井 上 祐 太 君 |
| 教 育 長 | 末 次 美 代 君 |
| 総 務 部 長 | 迫 田 浩 二 君 |
| 企画政策部長 | 早 田 吉 秀 君 |
| 市 民 部 長 | 廣 田 五 浩 君 |
| 健康福祉部長 | 告 吉 眞二郎 君 |
| 経 済 部 長 | 福 山 誠 二 君 |
| 建 設 部 長 | 山 下 正 純 君 |
| 総 務 部 次 長 | 丸 本 縁 君 |
| 財 政 課 長 | 植 木 安 博 君 |
| 秘 書 課 長 | 永 田 勝 巳 君 |
| 水 道 局 長 | 中 村 則 明 君 |
| 教 育 部 長 | 小 林 敏 郎 君 |

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | |
|---------|-----------|
| 局 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 次 長 | 栞 原 亨 君 |
| 庶 務 係 長 | 井 上 京 子 君 |
| 書 記 | 青 木 康 徳 君 |

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。14番議員、市政クラブの村上恵一でございます。

まずは、今月末をもって退職される職員7名の皆様におかれましては、長い間、市政発展のために御尽力されましたことに対しまして感謝の意を表したいと思っております。7名の皆様は、それぞれ個性的でもあり、それぞれの得意分野で頑張っておられる姿を見ますと、まさに「とつけむにゃー」存在でございました。今後は、健康に留意され、御自分のそれぞれの第二ステージで御活躍されますことを御祈念いたします。本当にお疲れさまでした。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、人吉球磨地域自転車ネットワーク計画、そして、文化功労者への対応について、日本遺産関連で、観光波及効果と相良文化の知名度アップの3項目を通告しております。

まずは、人吉球磨地域自転車ネットワーク計画についてでございますが、まず、現在進行中の計画の基本となります自転車活用推進法というのがございますが、この推進法とはどのような内容なのか、その内容として補助制度、そして本市はどのように受けとめて、どのように本市観光に取り入れようとしておられるのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（山下正純君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

まず、自転車活用推進法ということで説明をさせていただきます。自転車活用推進法は、平成28年12月に公布され、翌年平成29年5月に施行されたところでございます。自転車活用推進法の概要でございます。まず、目的といたしまして、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することとなっております。

次に、基本理念としましては、自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性、並びに、災害時において機動的であ

るという特性を有すること、自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的・社会的効果を及ぼすこと、交通体系における、自転車による交通の役割を拡大すること、交通の安全の確保が図られることとなっております。

次に、国等の責務としまして、国は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に策定・実施をする。地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定・実施する。国、地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民、住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努める、となっております。

次に、自転車活用推進計画についてでございます。政府は、基本方針に則し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置を定めた自転車活用推進計画を、閣議決定で定め、国会に報告をする。都道府県、市町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める。これらが、自転車活用推進法の概要となっております。

次に、整備を行う補助制度があるのか、との御質問でございます。路面整備などのハード対策は、国の社会資本整備総合交付金を活用して行うこととしており、また、ソフト対策のサイクルスタンド等の整備、情報発信、プロモーションなどは、自転車活用推進法が施行されたのを受け、昨年平成30年7月に、熊本県を事務局として設立されました人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会が、県、市町村の負担金を活用して整備する予定となっております。

次に、本市としてどのような活用を考えているのかとの御質問でございますが、人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会において、人吉市を含む10市町村が、日常生活や観光地域づくりにおける自転車生活を推進するために、去る2月26日に開催された全員協議会において説明させていただきました、人吉球磨地域自転車ネットワーク計画を策定したところでございます。本市といたしましては、人吉球磨地域自転車ネットワーク計画を基盤といたしまして、日常生活に利用する自転車空間の整備や、自転車を利用した観光スポット周遊などに活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 詳細にわたって説明していただき、ありがとうございました。

自転車活用のメリットのキーワードというのは、環境にやさしい、健康にいい、交通渋滞を起こさない、災害時の活用が期待できる、交通死亡事故が減少すると、代表的なものでは5つのメリットがあるんじゃないかなと思います。また、観光面では、コンパクトシティといえる本市にとっては、自転車というのは、市内をゆっくり周遊していただく手段としましては最高のツールじゃないかなと思う次第でございます。ただ、ハード面は社会資本整備総合交付金があるということなんですけれども、ソフト面に関しましては補助制度がないと

いうことで、今後、ぜひ、国のほうにもソフト面に対しての補助制度も設けていただきたいと思えます。法だけができて、補助制度も何もないというのもちょっと寂しい感じがいたします。

ところで、郡市には湯前人吉自転車道という自転車専用道路——通称、球磨川サイクリングロードと申しますが——がございますけれども、この専用道路の沿革ですね、事業開始年度や総事業費等をお教えいただきたいと思えます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

湯前人吉自転車道が整備されました経緯といたしまして、まず、熊本県が、一般県道として、自動車と自転車を切り離すことによる交通安全の確保や、サイクリングやウォーキングによる健康づくり、あるいは人吉球磨地域に点在する歴史文化遺産や河川公園、温泉センターなどを、観光資源と結びつけ、地域活性化を図ることを目的として整備されたものでございます。

また、この自転車道は、平成5年に策定された熊本県総合計画、人吉球磨生活圏の地域戦略プロジェクト、「相良」自然と歴史文化の里整備の中で、球磨川を中心に、サイクリングロードや休憩施設の関連施設等の整備を進められ、相良ふれあい回廊の完成の一翼を担う路線として位置づけられているところでございます。

自転車道全体のルートとしましては、湯前駅を起点として、人吉駅までの1市4町を通過する、延長約31キロメートルの自転車・歩行者等専用道路であり、総事業費は約58億円とお聞きをしております。また、この事業は、平成5年に事業着手されまして、平成19年3月に完了をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 平成5年から平成19年3月に完成ですから、14年間もかかっているということですね。本当に長期にわたっての計画でございました。

実は、2月23日土曜日に、サイクリングロードを、人吉からあさぎり町まで、自分の自転車で走ってきました。クロスバイクという、マウンテンバイクとロードタイプのちょうど中間的な自転車があるんですけど、クロスバイクで走ってきました。正直言ってきつかったです。何でかと申しますと、川の下流から上流に向かって走っているものですから、途中で気づいたんです、ああ、これは全部上り坂ではないかなと思って。要するに、そういうことで、どうして湯前人吉自転車道というのかといたら、やっぱり起点が湯前にあって、ずっと下り坂で走っていくのがいいですよということで、湯前人吉自転車道なんですね。何で湯前が先かな、人吉が先じゃないかなと思っておりました。ですから、湯前からスタートすると、緩やかな下りになりますので走りやすいかなと、後ほど思った次第でございます。最初は、湯前まで行くはずだったんですけど、あさぎり町で喉が渇いて、結局、あさぎりのAコ

ープのところまで走って逃げまして、水を買って飲んで、うちの奥さんと呼んで、車に乗って帰りました。それを考えますと、春風マラソンの21キロ、ハーフマラソンはすごいですよ。考えられません。自転車で、16キロで音を上げたんですから、20キロを走るというのはとんでもないなと思った次第でございます。

そこで、質問でございますが、球磨川サイクリングロードを利用したさまざまなイベントが行われていると思いますが、その実績をお教えいただきたいと思っております。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、おはようございます。退職のこと、ありがとうございます。とつけむにゃーのうちの1人でございます。それでは、お答えいたします。

湯前人吉自転車道、通称球磨川サイクリングロードで、シンボルマークは御存じですかね、せぐつちよが自転車に乗っている、これがシンボルマークでございます。実績でございますけれども、湯前人吉自転車道活性化推進協議会がございまして、これは人吉球磨の10市町村で構成しておりまして、後援及び人的支援、イベントのときのスタッフということでございますけれども、主な自転車関連のイベント実績、内容でございますが、まず、熊本県サイクリング協会や錦町を中心としました実行委員会主催によります、これは毎年9月下旬でございますけれども、相良路サイクルフェスタというものがございます。これは、2018年度、平成30年度でございますけれども、錦町くらんど公園をスタート・ゴールといたしまして、約30キロの梨狩りファミリーサイクリング、それと、約56キロでございますけれども、三十三観音堂巡りサイクリング、この2つのコースが開催されています。いずれも球磨川サイクリングロードを活用されているところでございます。このうち、三十三観音堂めぐりサイクリングは毎年コースが変わっておりまして、4年連続参加していただくと、観音様を全部めぐることができるということでございます。平成30年度は76名の参加があったということでございます。

それから、人吉球磨サイクリング倶楽部というものがございます。事務局は、市内の球磨サイクルというところがされております。ここを中心といたしました実行委員会主催による、毎年10月の下旬でございますけれども、日本遺産めぐりサイクリング in ひとよし球磨というものがございます。これは3回目だったんですけれども、最初に始まった平成28年度はあって、昨年度は天候が悪くて中止になっております、今年度はあったわけでございます。これは、人吉城跡をスタート・ゴールといたします120キロ、大体郡市を1周ぐるっとやるものでございます、こういったチャレンジコースが1つあり、また、70キロののんびりコース、さらに、湯前スタートで人吉城をゴールとしました30キロのファミリーコース、こちらでしたら下りですので行きやすいというところでございます。球磨川沿いを走ります球磨川サイクリングロードを堪能できるコースとなっております、平成30年度につきましては、約756名の参加があったというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） やっぱりさまざまなイベントが行われているわけですが、全てがやはり、30キロとか56キロとか70キロとか、とつけむにゃー距離だなと思った次第でございます。

人吉球磨サイクリング倶楽部、球磨サイクルさんのほうに、私もちょっと出かけてお話をしてみました。松岡社長とお話をしまして、本当に熱心に取り組んでおられるようでございました。話を聞いたら、イベント時には、沿道の応援がもっと欲しいとおっしゃっていました。しかし、70キロの中に応援といったら、相当な人間の数が必要かなと思った次第なんですけども。やはりポイント、ポイントということなんでしょうけども、「そういう応援があったら、やる気も出るな」とおっしゃいました。それと、「グルメとのタイアップが必要だなと思った」ということをおっしゃっていました。湯前に新しいバイキングのお店ができたということで、そこを今度は活用しようかな、とおっしゃっておりました。

ところで、推進法ですが、5月5日を自転車の日と定めて、5月を自転車月間にしたいと、基本理念の中にはあるらしいですね。5月と言いますと、ちょうど人吉球磨においては、球磨川サイクリングロードにはちょうどツクシイバラとの季節がちょうど一致しますので、ツクシイバラに関してのサイクリング、あまり長距離ではなく、あさぎりぐらいまでの16キロぐらいで、誰でも参加できるような、そんなイベントもいいかなと思いました。

それと、今回、自分で走ってみて思ったのが、一応、私もスマホのアプリを自転車に固定して走ったんですけど、もし、そういうスマホのアプリがない人たちは、ちょっと苦労されるだろうなと思った次第です。最終的には、専用アプリ的なものがあれば、ルートをずっと誘導してくれるようなアプリがあれば最高かなと思った次第です。そして、実際に走ってみて思ったのが、意外と川が見えないということです。両側に結構草木が茂ってまして、川が見えない。むしろ、一段上の堤防沿いのほうが景色がいいと。ですから、堤防沿いを走ったほうが気持ちがいいかなと、途中で自分でも思ったような次第でございます。

ところで、イベント以外の視点でお聞きしますけれども、球磨川サイクリングロードの日ごろの利用はどのような活用をされているのか。走っておられる方がおられるのか、そういうデータ等があれば、お教えいただきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

全体的なマップは、いわゆる湯前自転車道協議会がつくっているこれぐらいしかないものですから、それと、ネットでは幾つかございますけれども、より詳細なものを考えなければならぬとそのように存じております。

さて、利用についての御質問でございます。湯前人吉自転車道活性化推進協議会の会議におきまして、球磨郡各町村担当から聞いてみたところでございます。自動車と自転車を切り離すことによって、交通安全の確保が一番できるわけです。それから、サイクリングやウ

オーキングによる健康づくりができる。議員は、まさしく健康づくりだったと思います。それから、人吉球磨地域に点在いたします観光資源を結びつけながら、地域活性化を図るといふ大きな目的もあるわけでございます。それから、今、利用者としましては、やはり中高生の通学路としての活用が一番多いのかなと、特に朝夕でございます。サイクリング、ウォーキングは、健康づくりの家族連れ、うちの職員も何人か、毎年一回は湯前まで行くという職員もおりますので、こういった家族連れ、友人同士が見受けられるところでございます。

また、郡市内外のサイクリング愛好者に対しましては、湯前人吉自転車道活性化推進協議会におきましても、球磨川サイクリングロードのマップ——先ほどお見せいたしましたマップですね——を作成しておりますし、また、モデルコースの紹介等のPRも活用しているところでございます。こういう中で、先ほど出ました人吉球磨サイクリング倶楽部を通じまして、愛好者等の御意見も伺ってまいりました。主に人吉駅、石野公園、それから人吉城跡が大体起点となるということでございます。そういう中で、コースとしては、この方々の御意見の中では「高低差は余り感じない」と。やはり、初心者というか初めての方なんでしょうけども、サイクリングに慣れている方は「そんなに感じない」というところもございます。ただ、これは、サイクリングコース、例えば阿蘇とかと比べますと、かなり緩やかなほうなのか。やはり、その方々によって若干違うのかなというところもございます。初級者等にとりましては、ちょうどいいぐらいかなというところもでございます。

それから、季節によりましては花が咲き乱れるということで、先ほど申されましたように、錦町のツクシイバラ、私も、この季節、ツクシイバラのところに行ったことがございますけれども、大変すばらしいところでございます。そういった景色は大変好評である。こういった方は、毎年、自転車を使ってこういうところに行っているというリピーターの方も多いわけでございます。

実際、じゃあ数はと申されますと、これはイベント関係はわかるんですけども、通常のところはなかなか把握まではいっておりませんで、これは今後の課題ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 実際の利用の状況の把握は、なかなか難しいと。それはそうですね。

先月、走ったときには、私は、ロードバイクの方と1人だけすれ違いました。ヘルメットをかぶって、例の格好をされて、かっこよかったです。その方は、私の格好、ジーンズとブルゾン、マフラーをして走っているのを見て、少しにたっとほほ笑まれました。額に汗しながら、ひいひい言いながら走っていましたもので。実際、走っていると、犬の散歩の方、あるいは御夫婦で散歩されている方とか10名ほどすれ違いました。恐らく、御利用はそのような状況なんだろうね。だから、近隣の御自宅から近いところなのか、あるいは車で来て

なのか、ちょっとその辺はよくわかりませんが、10人ほどすれ違いました。

球磨川サイクリングロードとちょっと離れまして、後ほど、またこの話題に戻りますけど。人吉市内の観光についてなんですけれども、人吉市内の観光の利用という視点から質問しますが、観光客の自転車活用への対応はどうなっているのか。また、レンタサイクルの台数と車種、内容等をお教えいただきたいと思います。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

観光客の自転車活用への対応ということでございます。現在、本市におきまして、レンタサイクル事業を行っている事業所は3つございます。一般社団法人人吉温泉観光協会がJR九州から委託を受けまして、電動自転車を使いました「楽チャリ」というのがございます。それから、くま川鉄道株式会社が行っております。これは、人吉市ということですが、クラフトパーク石野公園。この3つの事業所でレンタサイクルの運営を行っているところでございます。

また、この中の稼働台数と車種を申し上げますが、人吉温泉観光協会の「楽チャリ」が電動アシスト付自転車ということで3台ございます。くま川鉄道はシティサイクルでございまして、いわゆるママチャリでございまして、これが15台ございます。それから、石野公園は、大人向けのマウンテンバイクが6台、それから子供向けが2台、それからシティサイクル、いわゆるママチャリが2台、合計10台ございます。この3事業所を合わせますと、合計28台が現在稼働している状況でございます。このうち、人吉温泉観光協会、それからくま川鉄道の2事業所につきましては、最も利用していただいている客層は、やはりどういたしましても観光客やビジネス客ということになっております。いわゆる市外からお越しになられる方々の利用割合が高いということでございます。石野公園につきまして申し上げます。自分で自転車を持ってこなくて、ちょっと自転車を借りたいという方もいらっしゃるやいまして、それでそのまま球磨川サイクリングロードへ繰り出すとか、キャンプ場に利用者がいらっしゃるやいまして、自転車を借りて、隣のイオンあたりへ買い物へ行くとか、公園内を乗り回して遊ぶとか、子供連れの御家族もいらっしゃいます。そういう方々も、おおむね市外からお越しの方が多くございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 14番。村上恵一議員。

○**14番（村上恵一君）** 3カ所のターミナルで自転車の貸し出しを行っているということです。合計台数が28台ということですから、ちょっと少ないですね。特に、人吉駅周辺では18台ですから、町なかでは非常に少ない、恐らく週末とか、時期によっては不足しているんじゃないかなと思っています。

ところで、昨年5月に、国内で最大のサイクルツーリズムの先進地でございますしまなみジャパンを視察してまいりました。これは、愛媛県今治市と広島県尾道市、そしてまた、

途中の町村が一緒になって展開しておられます。しまなみジャパンでは、レンタサイクルの台数は1,000台に近いです。そして、車種も、私が持っているようなクロスバイク、子供用のクロスバイクとか、シティサイクル、ママチャリもあります。これが1日1,000円で貸し出されております。電動アシストの場合は1日1,500円、子供は1日300円ということで、子供さんは安いですね、手ごろです。だから、家族でいつでも遊びに来てくださいというような形。そして、サイクルターミナルは14カ所ございます。尾道から今治へは70キロらしいです。だから、単純計算、割り算をしますと5キロに1つぐらいあるのかなと、実際は固まっているところもあるかもしれませんが、そういう計算になります。乗り捨てしやすいシステムになっている。保証金というのがあって、保証金を払って、最終的に借りた場所に返せば保証金は戻ってくるらしいですけど、別なところに乗り捨てた場合は保証金は戻ってこない、乗り捨て料という位置づけで保証金を取られているみたいです。

自転車活用推進法ではシェアサイクルも推奨されていると思いますが、シェアサイクルに関しましては宮原議員が通告されておりますので、そちらにお任せしたいと思います。

そこで、質問でございますが、現在のくま川鉄道との連携はどうなっているのか、つまり、球磨川サイクリングロードと大体並行して走っているくま川鉄道、サイクルトレインの取り組みは一応計画のほうに載っていましたが、まだまだ具現化する段階に至っていないのかなどうかなと、その辺を含めましてお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えします。

くま川鉄道につきましては、以前は、運賃とは別に料金をお支払いいただければ、手回り品として自転車を列車内に持ち込むことが可能でしたが、田園シンフォニー導入後は、車内の構造上、そのまま持ち込むことができず、自転車を折りたたんで輸行バッグに入れていただければ持ち込み可能となっているところでございます。

今後、人吉球磨地域全体がサイクルツーリズムに力を入れていく上で、くま川鉄道の役割は大きいと考えておりますので、観光客はもちろん、地域の方々にも気楽に利用していただけるように、くま川鉄道と連携をとって対応を考えてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 以前はそうでしたね、持ち込めたと。多分、予約が必要だったかなと、私は記憶の中にはあるんですけども。今現在の田園シンフォニーでは、構造上、ちょっと厳しいのかなと私も思った次第です。

車に積むときには、上のキャリアに積んだりとか、後ろのほうにバックキャリアというんですか、後ろ側についているキャリアで積むケースもあるみたいですが、よく見かけますけど。そんな感じで、電車でも、後ろにくっつけるような方法はないのでしょうか。いろいろ

運輸法とかそういう規制があるかもしれませんが、一回調査していただければと思います。

私は、商工会議所青年部の発足当時のメンバーであったわけなんですけれども、そのときに、人吉球磨の課題・問題を考えるという方針で、幾つかの部会を立ち上げておりました。そして、その中の1つの課題が、湯前人吉自転車道だったわけでございます。ちょうど計画が発表されたときだったものですから、その部会の会長が私でありまして、その会議を進める中で、やっぱり一番最初に出てきたのが、くま川鉄道との連携があればいいよな、という話でした。そういうことで、ぜひ、今後、詳細な詰め、そして調査をしていただいて、ほかに、もしかしたらそういう事例があるかもしれませんが、熊本市内の熊本電鉄は自由に乗り入れができるような形になっていますので、こういうデザイン列車でも積み込めるような工夫をされているところなんかをちょっと調査していただければと思っております。

実際にサイクリングロードを走ってみて思ったのですが、自転車道から各駅まではやっぱり遠いのは遠いです。自転車だから、ということを考えればそうでもないのかもしれませんが、肥後西村駅だけが非常に近いだけで、あとは結構な距離は確かにあるなと思った次第です。しかし、サイクリングロードとの連携もさることながら、それをこちらに置いておいても、日ごろの買い物や通勤などで使用できれば、非常に便利になるんじゃないかな。例えば、あさぎり町から人吉駅までくま川鉄道で出てこられて、人吉市内周辺を買い物されるとかそういうこともできますし、まさに推進法の趣旨に合致しますので、将来的にはサイクルトレインの実現を強く要望しておきます。

それと、次ですが、本市市内のレンタサイクルを使う、あるいは自分で持ち込んだ自転車で観光ルート进行するというようなルート設定を全然されていないものですから、ルート設定というものが必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人吉市の独自ということでございます。人吉球磨自転車ネットワーク計画にございますのは、大まかな計画であります。本市でも独自でいろいろ設定ができるというわけでございますので、これは考えてまいりたいというところでございます。

今、私どものパンフレットの中に、「HITOYOSHI, JAPAN（ひとよしジャパン）」というのがございますけれども、これの最後のページに、地図と、それと色々な観光ルートを載せております。その中に、「西南戦争と相良氏史跡」というのもございまして、これを回るなら、上のほうに、どういう自転車が借りられますよと、楽チャリもあります、レンタサイクルもあります、という情報も出してございまして、こういうのも活用していただければと思います。

それから、たまたま、きょうのある新聞でございましたけれども、朝刊で、これはくまりばのスタッフが「散策と自転車コース」という、これは自分たちでつくった市内を回るコ

ースなんですけれども、この記事が出ておりました。これを見てみますと、矢岳コースというものをつくっております、相当山なんですけれども。それから、湯前まで行くコースもつくっております。前段に、うちの観光課の職員が自分で回って、「日本遺産で自転車はじめる旅」というパンフレットもつくった、というのがございます、これをもとにくまりばのスタッフがつくってくれたんですけれども、この手書きのコースを見てもらうと、なかなか面白いことが書いてございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、途中で飲みたくなったのでペットボトルを買いに行っただと。実は、自転車道には自動販売機はほとんどないんですね、お気づきになったかと思います。ちょっと離れて買わなければならない、そういう情報も入れております。それから、湯前まで行っていただくと、カロリーをかなり消費しますので、湯前でたくさん食べてもプラスマイナスゼロであるとか、そういうのが出ています。最終的にはくまりばに戻っていただいて、温泉に入りたいと、さりげなく自分のところも宣伝していると。これは矢岳コースも同じでございます。こういうぐあいに、いろんなコースを私どもは設定しておりますので、あとは、これを手描きのイラスト入り、それから、自分たちで実際行って、そして情報を得てつくった資料でございますので、いろんなコースがこれからもできるんじゃないかと、私は期待をいたしております。

それから、今申し上げました西南の役のコース、去年は「西郷どん」で、大変市内にそういう情報もありましたし、また講演会等もあったわけでございますので、こういうところをパンフレットではつくっておりますが、これをまた、自転車コースでもつくれるんじゃないかと、私はそのように考えております。また、去年の「西郷どん」との関係で、いろいろ新しい話題というものも発掘できたんじゃないかと私は思っておりますので、そういうところを見ていただければと思います。たとえば申しますならば、永国寺、これは本陣でございました。本陣にまいますと、鐘楼が今は上れますので、上っていただくと、きれいに人吉城跡の二の丸が見えるし、また、左のほうを見ますと、官軍のあった村山台地がきれいに見えます。そういうところも、新しいコースとして見てもらう。それから、そういう中で、ひとつ歴史というものをもう一度学んでいただく。これは西南戦争だけではなくて、例えば、永国寺には西郷隆盛の位牌がございます。これは、昭和19年に西郷従徳という方、西郷従道の次男でございます、海軍大将の皆様方が来て戦運回復の祈願をしたので位牌をあげたとかいうこともございます。それから、私が秘書課にいたときですけども、屯田兵の子孫の方々がいらっしやったことがございます。札幌の琴似町というところがございますけれども、ここから、今も慰霊の旅にいらしているという歴史が、これは西南戦争期だけではなくて、太平洋戦争のときも、そして今も、そういう歴史をめぐりながら回っていただくようなサイクリングコースのマップを手書きで、こういうところにはこういうものがございます、こういうところに行ったらおもしろいですよという、そういうものも今後考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 先ほどの「ひとよしジャパン」のパンフレットを後ほど見せてください。数年前から、何度も観光ルートに関しては要望をしてきてまいりましたので、そういうふうにやっぱり具現化しているのかなと思った次第でございます。ありがたいですね。

それと、やっぱり専用のウェブサイトもあっていいなと、欲しいなと思っております。それと、サイクルスタンドは絶対に必要ですよ。しまなみジャパンでも、この整備にはかなり力を入れておられました。そういうことで、先ほど、「西郷どん」の話もされましたけど、そういうルートも含めて、自転車で回れるルートの開発に力を注いでいただければと思います。

最終的に、私が何を言いたいかというのは、やはりレンタサイクルの拡充、それと将来的にはサイクルトレイン、それと短距離の観光ルート設定のこの3つが、自転車を郡市で活用するにはこの3つがポイントになってくるのではないかと思いますので、ぜひ、これを強力で推進していただきたいと要望しておきます。先ほど申しあげましたしまなみジャパン、今治市から尾道まで県境を越えたルートは、村上海賊の日本遺産認定を受けた地域でもございます。サイクルツーリズムと日本遺産という2つのファクターで結ばれているということで考えれば、この地域も全く一緒ですから、海と山の違いがあっても大いに参考になりますので、ぜひ、しまなみジャパンのほうも視察をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

この件につきましての質問は、これで終了いたします。

続きまして、文化振興、文化功労者への対応についてでございます。「人吉の偉人に学ぶ会」という会がございます。発足記念シンポジウムが、1月26日に行われました。予想をはるかに超える来場者で、その関心の高さには本当に驚かされました。そのシンポジウムにおきまして、学ぶ会の会長が開会の辞で語られた言葉が、非常に印象に残っております。「この地には歴史遺産を含む日本遺産があり、そして球磨川と、そして山々を含む自然遺産があるが、もう1つの遺産は、人物遺産なのである。」とおっしゃいました。まさにそうだなと思った次第です。つまり、人吉球磨という地域は、非常に文化度の高い地域だと考えます。

そこで、文化功労者に焦点を当てて、その功績を称える表彰というシステムについて質問させていただきます。文化功労者に対しまして、表彰にはどのようなものがあるのか、国・県、その内容と特典があればお教えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

文化功労者の表彰に関して、全てを網羅したお答えとはなりませんかもしれませんが、主なものとして挙げさせていただきたいと思っております。

文化功労者に対する国の表彰といたしましては、公共や社会に功労があった人に授与する叙勲、あるいは文化功労者制度——名前そのものですけど——がございます。文化財の保護や芸術文化の振興に尽力するなど、地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し表彰する、地域文化功労者文部科学大臣表彰などがございます。叙勲の中で、文化またはスポーツの振興といった社会のさまざまな分野で顕著な功績を挙げた人に授与される旭日章や、文化の発達に対し、特に顕著な功績のある者に授与される文化勲章がございます。その下に、文化功労者制度というものがございまして、文化の向上発達に関した功績顕著な人に対し、年金をもって顕彰するという制度がございまして、先ほど特典と言われましたけれども、特典に当たるかと存じます。また、地域文化功労者文部科学大臣表彰は、賞状及び副賞が授与されるようでございます。

熊本県の表彰でございますが、地域において、一定期間継続して、地道な文化活動や特色ある文化活動に取り組み、芸術文化の普及・発展、文化的資源・保存・継承、その他文化の振興に功績のあった個人や団体、あるいは文化活動や文化事業で、推薦以前1年間に優秀な成果を上げるなど、県の内外でその活動が認められ、特にその将来において期待される個人や団体、あるいは、本県文化を代表する、極めて顕著な功績を納め、県民文化活動に励みと希望を与えた個人や団体を対象に表彰する、くまもと県民文化賞というものがございます。また、明治維新以降に、教育、学術、学芸、宗教、産業、あらゆる分野において、本県あるいは我が国の近代文化の発展に貢献し、功績が顕著である方を顕彰する、熊本県近代文化功労者顕彰などがございます。くまもと県民文化賞及び熊本県近代文化功労者顕彰のいずれも、賞状と副賞が授与されるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 文化功労に限定してお聞きしましたけれども、恐らく選定方法というのは、国や県から推薦の依頼、照会があって、その後、選考するのかなと思います。そしてまた、国・県それぞれの審査会があるのかなと思った次第です。

熊本県近代文化功労者顕彰においては、4つの分野があるらしいですね。文化、学術、社会、芸術の4つの分野で顕彰されると。そこで思ったのですが、表彰と顕彰とは紛らわしいなと思っていろいろ調べましたら、表彰は、実質的に表彰式を開催して、受賞者に表彰状、感謝状の授与贈呈をするという一時的な行為であると。ところが、顕彰というのは、顕彰する人物の功績や善行、足跡を称え続けるものであるとありました。だから、継続は顕彰、一時的に称えるものは表彰ということなんですね、勉強になりました。

そこでお聞きしますが、今教えていただいたさまざまな、功労者に対しての表彰、顕彰、本市はこれまで被表彰者はおられると思いますが、年度と氏名等を教えていただければと思います。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

本市の地域文化功労者表彰の被表彰者の状況でございますが、昭和61年度に個人で1名、種元勝弘氏、人吉市史の編纂者でございます。平成28年度に、団体で1団体、球磨神楽保存会が受賞をされております。

また、熊本県民文化賞の歴代受賞者の状況でございますが、平成2年度に1団体、人吉美術協会、平成3年度に1団体、人吉影絵劇サークルまつぼっくり、平成6年度に1団体、ザラストロ合唱団、平成13年度に個人で1名、悠斗窯の久保田保義氏——烈工先生でございます。平成16年度に1団体、鍛冶屋町通りの街並み保存と活性化を計る会、平成21年度に1団体、球磨神楽保存会、平成22年度に個人で1名、鬼木臼太鼓踊り保存会の会長の犬童等一様でございます。個人2名と5団体が受賞されております。

熊本県近代文化功労者顕彰の本市の受賞者は、昭和26年度に犬童球溪氏、昭和43年度に渋谷礼氏、肥薩線の敷設に功績のあった代議士の渋谷礼氏でございます。昭和54年度に川上哲治氏、昭和63年度に画家の宮崎精一氏、平成13年度に一井正典氏、平成15年度に俳人の上村占魚氏、平成18年度に日野熊蔵氏、平成27年度に高木惣吉氏の8名が授与されている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） かなり多くの方、また団体も含めて表彰、顕彰されております。この中に、犬童という名前が2つ出てきましたけど、犬童球溪と県民文化賞は犬童等一さん、犬童議員のお父さんですかね、本当にすばらしいと思います。これで議事録に残りましたので。

近代文化功労者顕彰のほうなんですけど、8名の方が顕彰されておりますけど、生存のときに表彰されたのは2名みたいですね。これをずっと見ますと、川上哲治氏と宮崎精一氏が、生存で顕彰されたということでございます。今まで、国と県の功労者の表彰について聞いてきましたけど、本市にも人吉市表彰規則というものがあるんですね、調べたら見つかりまして、いろいろ勉強させていただいたわけなんですけど。人吉市表彰規則に沿って、制定以来、分野別表彰者の数とその内容をお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

人吉市表彰規則における、過去10年間の分野別の表彰者数と、その内容との御質問でございます。

まず、人吉市表彰規則の運用状況を御説明いたします。本市では、市制施行記念日に行う表彰と、それ以外に、随時行う表彰がございます。市制施行記念日である2月11日に表彰を行うものにつきましては、秘書課長が各課長に対して調査を行い、候補者があった場合は、その形式的審査を経て市長に報告し、市長が審査決定をするという流れになっております。ここ10年では、平成23年度に実施しました市制施行70周年記念式典の際に、567件の個人・

団体の表彰を行ったほか、平成26年度に、物故者1名に対し表彰を行っております。

市制施行70周年記念式典において表彰した567件の分野別の内訳は、自治功労関係として214人、交通安全防災消防関係が63人、教育文化関係が64人、社会福祉関係が27人、産業関係が32人、地域活動関係が9人、物故者に対する表彰は15人、団体へは107団体、寄附による感謝状は、個人と団体を合わせ9件、市職員の永年勤続表彰については27人となっております。

次に、分野ごとの内容でございますが、自治功労関係は、市議会議員、町内嘱託員、社会福祉委員など、多年、市政に貢献された方でございます。交通安全・防災・消防は、交通指導員や消防団員で、多年、市政に貢献された方。教育文化は、スポーツや文化などの振興・発展に貢献された方。社会福祉は、保護司など、多年の功績や地域福祉などの向上に貢献された方。産業関係は、物産や観光の振興、商工業の発展などに貢献された方。地域活動は、地域活動を通して、多年の功績があった方。団体については、環境保全や地域活性化、伝統芸能の保存・育成、福祉活動など、多種多様な活動について表彰しております。

なお、市制施行記念日以外の表彰につきましては、各事業課において業務を遂行する上で、その都度表彰を決定するものでございます。主なものとしましては、出初め式での消防団員への表彰やスポーツ大会、作品展における賞状、または金婚夫婦などへの表彰でございまして、近年では、毎年230件前後で推移しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ほとんどが、市制施行の周年事業、記念事業として行われているような感じですよ。この中で、物故者に対する表彰、15人というのがありましたけど、もし、周年事業を10年ごとに行ってなかったならば、存命のうちに表彰できたんじゃないかなと、私は今、数字を聞いて思ったわけなんです。

実際、70周年の記念式典がカルチャーパレスで行われましたけれども、このときも参加させていただきましたが、そのセレモニーのほとんどが表彰式だったですよ、長いこと、表彰、表彰、表彰で。そろそろ周年事業自体も、内容を表彰だけにするのではなく、新しいものに見直す時期に来ているのではないかなと思った次第です。

今後、人吉市表彰規則について、今後はどのような方向性で運用していくのかお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

今後はどのような方向性で運営していくのかとの御質問でございますが、現時点では、市政の発展や、それぞれの行政分野の振興に寄与いただいた方につきまして、これまで同様、人吉市表彰規則に基づき、適切な運用に努めていくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） これまでどおりというような答弁でしたが、やっぱり時代の流れとともに変えるべきところは変える、そのタイミングを見て、少しずつ変えていくべきではないかなと私は思います。

実際のところ、県の表彰は、県政の周年事業で行われていませんから、国もそうですよね。ですから、そう思います。例えば、熊本県の場合は、社会福祉功労者及び団体等知事表彰とか、そして、熊本県生涯スポーツ功労者及び優良団体表彰など、各分野別になっているんですよね。ですから、周年事業のときに、一度に多くの方を表彰しますと、その表彰の重みが損なわれているような感じがするんですよね。

それと、もう1つは、表彰規則を見ますと、表彰の審査が秘書課長に一任と見受けられるような規則になっています。どうも違和感を覚えるのですけれども、どうなのでしょう、いかがでしょうか。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

表彰規則を運用する中で、最も慎重を期さなければならないことは、表彰に対する市民の方々の信頼性を損なわないことであろうと思っております。そのため、表彰規則に基づき、各分野から表彰に該当するとされた方々が表彰の対象となるのかということについて、その功労や功績、市政への貢献度等を統一した視点で、ときには総体的な観点からも慎重に調査を行うことは必要であろうと存じております。

実際の業務としましては、非常に重く、困難な場面にも及ぶこともあり、決して簡単なものではありませんが、行政が表彰を行う上で、誰かが務めなければならない業務であり、本市では、表彰規則において、秘書課長の職にある者がその業務を遂行することと示しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 表彰に対する市民の方々の信頼を損なわないこと、それと、もう1つは、業務は非常に重く、困難な場面に及ぶこともあり、決して簡単なものではないということでした。本当に、その2点が大変重要なことであると思います。しかし、そろそろ見直すべきときに来ているのではないかなと思います。昭和48年からですから、相当長い年月がたっております。ほかの自治体も、さまざまに変わっております。そういうことを考えると、そろそろ考え直したほうがいいと思います。秘書課長だけではなくて、企画政策部全体で取りまとめるようにしたほうがいいのではないかなと思います。

そういうことから、本市からの表彰は、できれば規則も分けて、分野ごとに制定して、各分野で推挙するという方法に変えたほうがいいと思います。例えば、文化功労表彰規則、福祉功労表彰規則などのように、規則を分けて制定して、そして文化功労分野においては教

育委員会が推挙する、福祉分野におきましては健康福祉部が推挙するというようなことで、そして企画政策部が取りまとめるという方法が、私は一番ベストじゃないかなと思いますので、いかがでしょうか。これは、市長にお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。村上議員の御質問に、お答えをさせていただきます。

私の現在の表彰規則に対する率直な感想は、市政の発展や公共の福祉の増進、産業、教育、文化の振興に寄与いただいた個人及び団体の活動を称えるに当たり、比較的柔軟に対応できる仕組みであると感じております。市政につきましては、私や市職員だけで運営できるものではなく、多くの市民の方々の御理解と御協力、さらには自主的な活動などが不可欠でございますので、そのような個人及び団体の活動に対し表彰を行うことで、その表彰を励みとして、今後、さらに市政と方向性を一にする活動が活発化し、まちづくりが推進できることも、1つの理想型であると思っております。

県内14市の表彰規則等を見てもみますと、詳細な規定をどこまで定めているかの違いはあるものの、市政について、さまざまな分野で御貢献のある方々を、1つの表彰規則等に基づき表彰を決定しているのが主流のようでございます。本市の表彰規則と大きく差がないところで表彰がなされているところと理解をしております。

村上議員からの御提案でございます、分野ごとに表彰をすることにつきましては、私も、スポーツや文化、自治、福祉関係などの分野で、それぞれの振興に御尽力をいただいている方に対し、表彰という形で、その功労を称え、あるいは光を当てることにつきましては、議員と同じ思いをいたしております。そのため、新たな表彰制度が必要なのか、今の表彰規則でできないのかということにつきまして、これまでの本市における表彰の継続性も含め、検討が必要であろうと感じております。

今回の質問は、本市の表彰のあり方に対する御提言として受けとめさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 県内各市、人吉市とほとんど横並びということをおっしゃいましたけど、ウェブ上で検索すると、そうでもない。意外と、そういうふうに分けてある事例もあります。14市の中で先進事例となるように、功労規則も分けて考えて、そして、周年事業で表彰するのではなくて、やっぱりその時々、タイムリーに表彰をする、顕彰をするほうが、私はベストであると思いますので、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。この件につきましては、終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 続きまして、日本遺産認定から4年、観光波及効果と相良文化の知名度アップについて、御質問させていただきます。

相良700年が生んだ保守と進取の文化、日本で最も豊かな隠れ里として、そのストーリーが平成27年に認定されて、4年が経過しようとしています。この地域は、鎌倉時代から明治維新までの約700年間にわたり相良氏が治めた、全国でも珍しい地域でもございます。

そこで、質問でございますが、日本遺産認定から4年、観光客増への効果はあったのか、そのデータ、平成26年ぐらいから比較のデータがあればと思います。よろしく願いいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

日本遺産認定から4年ということでございます。日本遺産の認定が平成27年でございますので、その前年の平成26年から、直近で数字が出ております平成29年の観光統計の数値で答えをさせていただきます。

まず、平成26年でございます。宿泊客が19万5,340人、日帰り客でございますけれども103万6,853人、合計いたしまして123万2,193人でございます。

翌年平成27年でございますけれども、同年4月に日本遺産の認定を受けておりまして、宿泊客が20万741人、日帰り客が114万4,201人、合計で134万4,942人ございました。宿泊日帰りを合計いたしますと前年を上回っておりまして、対前年比で比較しますと109.2%となっております。日本遺産の認定に伴いますPR効果はあったものと存じているところでございます。同年5月でございますけれども、このときは人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868もオープンしているところでございます。

次に、熊本地震が発生いたしました平成28年でございますけれども、宿泊客は20万3,183人、日帰り客が99万3,464人、合計いたしますと119万6,647人ございまして、これはやはり地震の影響が、特に日帰りのほうには出ていたということでございます。宿泊客につきましては、九州ふっこう割というものがございましたので、これは、逆に平成27年を上回っているところでございます。日帰り客というのは、ゴールデンウィーク、ちょうど4月から6月の落ち込みをどうしても取り戻すことができなかったということで、対前年比でいきますと89.0%と減少をしております。

続きまして、平成29年でございます。宿泊客が19万8,050人、日帰り客が123万2,138人、合計いたしますと143万188人でございます。これは、対前年比で申しますと119.5%。これ

は、地震のときに一気に落ちていきますから、一応数字が伸びたところでございます。また、この年でございますけれども、香港、台湾を中心といたしました外国人宿泊客の増加がっております。国宝青井阿蘇神社、それから人吉城跡を訪れます、これは中国の方が一番多いんですけれども、クルーズ船の立ち寄りの観光客が増加したという影響がございます。

本市がっております日本遺産の構成文化財でございます相良家ゆかりの史跡や文化財、それから人吉温泉や球磨川などの自然景観といった地域資源の魅力も、外国人にとっては、なかなか、誘客の要因ではなかったのではないかと認識しているところでございます。

続きまして、日本遺産認定から4年経過いたしました、その間の観光客の推移を見ますと、認定に伴います観光客の増加はあったものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） やはり、平成28年の熊本地震のダメージは大きかったなと思います。

しかしながら、数字を比較して、平成26年度、要するに認定される前、MOZOCAステーションもできる前の平成26年度からの比較で見ますと、熊本地震があった平成28年度は97.1%なんですね、比較は。ですから、2.9%ぐらいしか落ち込んでいないということで、これは地域一帯一丸となって取り組んだその取り組みが大きなバネになって、マイナスを取り戻すことができているのではないかなと。そしてまた、ふっこう割のおかげで、逆に宿泊はふえていますよね。確かに利益率等は若干減ったかもしれませんが、事業所に関しては。そういうふうにも、私も、数字を見て分析したところでございます。

ところで、「日本遺産人吉球磨」という公式サイトがございます。このインターネットの公式サイトは、どこが運営しているのか、また、アクセス数はどのくらいあっているのかをお聞きしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

日本遺産人吉球磨の公式サイトのご運営についての御質問でございますが、広域組織である人吉球磨日本遺産活用協議会の運営でございます、人吉市教育委員会の歴史文化課が事務局として所管管理をしております。

アクセス数でございますが、サイトの開設が平成28年3月でございますので、平成28年4月以降、年度ごとに申し上げます。

まず初めに、年間のアクセス数でございますが、平成28年度が1万5,997件、平成29年度が1万5,359件、平成30年度が、2月まででございますが、1万4,195件でございます。

次に、月間のアクセス数でございますが、月平均で申し上げます。平成28年度が1,333件、平成29年度が1,280件、平成30年度が1,290件でございます。

最後に、1日当たりのアクセス数でございますが、こちらも一日平均で申し上げますと、平成28年度が44件、平成29年度が42件、平成30年度が43件でございます。

なお、月別で見てもみますと、7月から11月に多くのアクセスをいただいております、観光シーズンとはほぼ連動しているのかなと見ております。曜日別に見てもみますと、土曜日や日曜日よりも、月曜日から金曜日までの平日、ウィークデーのほうが多くアクセスをいただいている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 年度別に、1日のアクセス数が、44件、42件、43件ですが、若干少ないかなと。恐らく関係者がそこにアクセスしてもカウントされますので、関係者も何人か見ている可能性がありますから、40件ぐらいかなと思った次第でございます。また、平日にアクセスがあるというのは、週末に観光でこちらを訪れようという、調べるためのアクセスが多いのかなと、今、思った次第です。

このサイトを見て、私もちょっとウェブサイトを自分でつくったりするんですけど、外部からのサイトのリンクが少ないんじゃないかなと思った次第なんですね。例えば、全国の45の小京都で組織している全国京都会議というものがございませぬ、このウェブサイトから飛んで見てもみますと、このウェブサイトからリンクはされていません。どこがされているかといいますと、人吉温泉観光協会がされています。ですから、全国京都会議から、日本遺産人吉球磨の公式サイトにリンクしていただく。相互リンクでいいと思うんですよ、こちらからは、逆に京都会議のほうをリンクするという形で。そういうことでアクセスが上がるし、評価も上がって、検索の順位が上がります。日本遺産で検索したならば、今何位であるかわかりませんが、それが上がるようなシステムになっているものですから、ぜひ、これはやっていただきたいと思っております。

それと、タイトルの中に、日本遺産人吉球磨ぐらいしか、たしかタイトルが入っていませんでした。その中に、例えば、「日本で最も豊かな隠れ里 人吉球磨」とか、そのようなタイトルに入れることによって、これも検索で引っかかって、上に上がるような形になりますので、ぜひ、これもやっていただきたいと思っております。そして、アクセス解析というものがある、それを多分、この中に組み込んであると思うんです、多分、人数ぐらいしか出てこないと思うんですよ。そういうのじゃなくて、Google Analytics（グーグルアナリティクス）というのがあります、これは無料なんですけど、これを張りつけて解析する。非常にいいです。今現在、何人がサイトを見に来ているかと、どこから見に来ているかと、日本地図が出て、北海道とか広島とか熊本県内とかいうものが出てきます。それから、スマホから来ているのか、パソコンから来ているのか、タブレットから来ているのかというのもの、どこのサイトからリンクして飛んで来たのかというものもわかりますし、ぜひ、こういうものも参考にして、改善していただきたいなと思っております。そして、サイトの中に、おすすめコース等の、先ほども申し上げましたが、これもまたないんですよ。ぜひ、これも組み込んで

いただければと。恐らく週末に来たいという方は、おすすめコースを絶対見ると思うんですよ。それと、ユーチューブで「日本遺産人吉球磨」で検索しますと、松山順さんの「球磨の女（ひと）」がトップになるんです。そうじゃなくて、やっぱり人吉球磨のウェブサイト、あるいは人吉球磨日本遺産活用協議会がつくった動画が一番上に来るべきだと思うんですよ。

ところで、日本遺産の構成要素の中に、これは市民の方からのお尋ねなんです、「どうして隠れ念仏が入っていないのか」という問い合わせがあったんですが、これはいかがでしょうか。どうして入っていないのでしょうか。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

相良700年の歴史を物語る数多くの中の1つに、隠れ念仏として、数々の史跡が人吉球磨には残されており、隠れ念仏の里めぐりが、人吉球磨の大きな歴史の見所の1つとなっており、観光資源となっております現状がございます。ただ、日本遺産として認定を受けましたストーリーが、領主と民衆が一体となって文化を形成し、継承された、現代にも脈々と受け継がれている、というものでございまして、このストーリーに隠れ念仏はそぐわないものとして、文化庁との協議の中で、日本遺産の構成資産には隠れ念仏を含めないという経緯がございましたので、御報告申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） なるほどということです。やはり、マイナスイメージを払拭するためにというところがあるかもしれませんけれども、しかし、隠れ念仏を1つのファクターとして観光してみたいという方もおられますので、これは要素に入れられないというのでは、また別枠でももちろんされていると思うんですけれども、もうちょっと表に出るような形にされたほうがいいのではないかなと。実際に、山江のほうの伝助さんの墓などにも観光客の方が結構訪れられていますので、これは無駄にされないほうがいいと思います。

ところで、日本遺産エントランスセンター、旅カフェが開設して、約7カ月になるのですが、現在までの来館者数、旅カフェを目的に来られた方がどのくらいおられるのかをお聞きしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まち・ひと・しごと総合交流館くまりばということでございます。昨年7月にオープンいたしまして、早いものでもう7カ月がたっております。夏場にオープンしまして、そして冬場ということでだんだんと寒くなってきてまして、温泉の客がふえてまいりました。その結果、2月末現在の状況を申し上げます。総来館者数が1万992人、月平均でいきますと1,570人でございます。一日平均大体60人でございます。この中で、温泉客が7,572人、月平均で1,082人、一日平均42人。これを引いた割合でいきますと、7割が温泉客ということでござ

います。単純に定めておりませんが、その反対の約3割が、温泉以外のくまりばへの来館者ということ。日本遺産を初めといたします観光周遊の方々が、観光のパフレットをあそこにそろえております、これは人吉だけではなくて、球磨郡のものを全部そろえておりますので、そういうものを求めに来られる方もいらっしゃいます。それから、館内の展示棚がございますけれども、これは市民の方から御寄附いただいた古民家のミニチュアが大変すばらしいものがございますので、こういうものを見ていただくとか、あそこのデザイン全体が、デザイナーの原研哉さんが手がけられたレイアウトということもありまして、それを見に来るといふ方もいらっしゃいます。それから、建物が50年以上たっているということもありまして、これをどのようにリノベーションしながら活用しているのかという、行政視察みたいなものでございますけれども、そういう方もいらっしゃると。それから、球磨川沿いの非常にロケーションのいいところがございますので、語らいの場といいますか、ちょっと寄って休憩していくとか、例えばノートパソコンを持ち込んでちょっと仕事をしていくとか、こういう方々が大体3割ではないかなと見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 2月の数字を述べていただいたんですけど、一日平均ですと60人ぐらい、温泉客数が42人ということ。60人から42人を差し引いて、Hit-Bizが毎日大体5人、差し引くと13人なんですけど、ほかの用事で訪れる方とか、福山部長がちょっと用事で行ったら、それもカウントされるわけでありまして、一日平均、もしかしたら10人前後なのかなと想像したところ。ということで、そういうことを計算すれば、一月で300人、7カ月で2,100人ということになるわけなんですけど。

昨年の12月議会で、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868について質問を行いました。そのとき、来館者数を確認したわけなんですけれども、熊本地震があった平成28年でさえ、1年間の来館者数は8万5,910人、一日平均すると277人ですから、まさに20倍以上であるということ。このままでいいのかなと思った次第です。同じく、12月議会で、私は、エントランスセンターのことを、駅から遠いとか、さまざまところで御質問をしたわけなんですけど、まさにその心配が、若干ここに出ているんじゃないかなと思った次第です。集客にもっと努力しなければならないと思ったわけなんですけど、そこで質問なんですけど、人吉駅の観光案内所との連携はできているのかということ、また、エントランスセンターの案内看板などの導入措置が行われているのか、その内容等をお聞きしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

案内状況等でございます。まず、以前から設置してございました、国道219号沿いに2カ所ございました。これは、東間下町のホテル華の荘の下です、それから相良町のコンビニローソンの前でございます。この看板につきまして、旧国民宿舎という案内からくまりばへの

案内に、表示を張りかえております。それから、看板全体で申し上げますと、施設及びその周辺に、これはプレオープンの当初からでございますけど、施設の玄関周りと道路沿いに、それぞれ案内の看板があったわけでございますが、愛称名がくまりばに決定いたしましたので、その愛称を含めた表示を、既存の看板に張りかえをしたというところがございます。それから、屋上の看板も、国道を通られるドライバー、球磨川下りの乗船客に向けましても、追加設置を行ったところでございます。

観光案内所との連携の御質問でございます。いわゆる動線についてでございますが、国道445号沿い、それから上青井町の交差点に、くまりばの道案内を含めました市街地マップの掲示板の設置を行うことといたしております。そのほかに、駅前の既存の案内図にくまりばを挿入する形で、案内表示を行う計画をいたしております。それから、先ほど、一番最初に御質問がありましたところで、私どもの職員、くまりばの担当者が、手書きのマップで、徒歩でこういうぐあいに地図で行けます、と、これをつくって案内をしているところでございます。本市の場合は、くまりばにつきましては、若干、駅からの距離があるわけでございますので、看板の設置によります実地での案内に合わせまして、観光案内所での案内とか連携には力を入れてまいる必要があるということは十分存じておりますので、今後ともあらゆる方法を考えてまいりたいと思います。

また、当該施設が、複合施設としてのまち・ひと・しごと総合交流館の位置づけでありますことから、愛称くまりばの周知を図っているところでございますが、観光客には、なかなかくまりばだけではわかりにくい、説明しにくいと、一体くまりばとは何だろうというところがございます。今後は、やはり日本遺産エントランスセンターという名称、それから、議員が一番最初に申されたように、相良文化の伝承ということをおっしゃいましたので、そういうところを含めながら、全面にくまりばというのはどういうところであるかということ周知、案内の配慮をしてみたいと、そのように存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 東間下町のホテル華の荘の真下ですね、国道沿いにある看板、そして、相良町のローソンの前の看板、私も気づいてはおりました。その大きさもさることながら、愛称のくまりばがメイン表示になっているものですから、観光客は、「くまりばって何だろう」と、わからないと思うんですね。よく見ましたら、左上のほうに、人吉球磨日本遺産の文字が見えるんですね、ジャパンヘリテージのマークも入って。小さすぎて見逃してしまうものから、これはひと工夫必要ですね。やはり、せつかくなれば、日本遺産を、どんとメインにすべきではないかと思います。

それと、人吉駅前の観光案内所との連携は、もつともつと必要だと思います。駅前の観光案内所に行ってお話を聞きましたけど、多いときで100組、平均は通常は大体50組とか60

組とか来られるということですから、結構来られています。日本遺産のコーナーがあるんですけども、もちろんディスプレイもあって、そこで動画を流しながらやっているんですけども、エントランスセンターを紹介するところはないんですよね。単体で日本遺産だけを紹介されていて、詳細は、いわゆるくまりばのほうに行ったら、もっと広く知ることができるし、資料もございます、ということで案内をすればいいと思うんですね。そういうふうに思った次第です。

それと、中青井町の竹内氏から提供していただいたミニチュア、私のほうからちょっとお願いして実現したわけなんですけど、寺社関連のミニチュアを、観光案内所に提供していただいて、青井神社の幣殿と城泉寺とか、そのような形で2つぐらい置いておくと、観光客が多分、すぐそのほうに目が行くと思うんですね。そういう演出が絶対必要だと思えます。そして、エントランスセンターへ導くと。ですから、一日平均五、六十組来られる中で、もしかしたら10組、20組、エントランスセンターに来られるかもしれませんので、ぜひ、これはもう緊急課題だと思うんですね。ぜひやっていただきたいと思えます。

ちょっと視点を変えて、今度は、県から、日本遺産について、現在までどのような支援やサポートが行われてきたのかをお聞きしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

縦割りではございませんけれども、年度割りで、私と経済部長のほうからお答えさせていただきます。

熊本県から、日本遺産の制度が新たに創設されるという情報と、人吉球磨は県内でも文化財が多い地域であることから、日本遺産の認定申請を、県のほうに勧められたという経緯がございます。平成26年度の認定申請の段階では、申請書の作成支援や文化庁のヒアリングに同席いただくなど、全面的に御指導や御支援をいただいているところでございます。平成27年度に設立しました人吉球磨日本遺産活用協議会におきましては、熊本県文化課と球磨地域振興局にはオブザーバーとして、平成29年度からは、球磨地域振興局長に協議会委員として参画をいただき、御助言等をいただいているところでございます。それから、日本遺産に関する、国からの情報提供をいただいております、県の主催や協力により開催される各種イベントにおきまして、人吉球磨日本遺産活用協議会が所有いたします構成文化財の写真パネルの展示やPR動画などにより、普及啓発にも鋭意取り組んでいただいているところでございます。

また、これは国の支援ではございますけれども、財政支援といたしまして、日本遺産魅力発信推進事業への助成ということで、人吉球磨日本遺産活用協議会に対して、平成27年度から平成29年度までの3カ年の交付を受け、人吉球磨の今を生きる人々の誇りであり、地域振興や観光振興における貴重な資源であります、相良700年の歴史が育んだ歴史文化資産を生かした地方創生の取り組みなどを行ってきたところでございます。具体的には、平成27年

度に3,527万5,000円、平成28年度に2,558万9,000円、平成29年度には1,000万円の補助を受け、パンフレットやホームページなど情報発信に係る経費、日本遺産フォーラムや日本遺産シンポジウム、民俗芸能の祭典、モニターツアーなど、普及啓発及び人材育成に係る経費、案内板やのぼり旗など、公開活用に係る経費、地域デザインルールや地域デザインなど、日本遺産によって地域振興を図っていくための基本指針作成の経費等に充当してきたところでございます。

熊本県の財政的な支援につきましては、日本遺産認定後に、市町村の指定を受けた日本遺産の構成文化財につきましては、保存と活用のために実施する修理や、それに伴います調査費用に関しまして助成する補助のメニューがございますので、申し添えさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** それでは、観光振興の視点ということから申し上げます。

議員が先ほどおっしゃいました駅の観光案内所の中に、日本遺産というコーナーがございます。あれは振興局のほうでつくっていただいたものでございますので、あれも県の支援といえは支援でございます。日本遺産の認定に伴いまして、人吉球磨の地域資源を生かしながら、行政や観光事業者に限らず、交通、商工、農林漁業者が連携して、地域産業全体の振興を図るということに、観光地域づくりに一体となって取り組むこととしまして、平成30年3月、ちょうど1年前になります、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会が設立されたところでございます。事務局は行政組合の広域観光課内にありまして、同年4月から実質的な活動をしているということがございます。この取り組みにかかわります熊本県の支援といたしまして、広域連携プロジェクト推進補助金1,000万円の補助が、こちらのほうにまいっております。また、振興局長に大変骨を折っていただきまして、同協議会のアドバイザーに選任をされておりまして、四半期ごとの理事会、それから毎月定例の実務者会議にも参加されておりまして、若手事業者によりますワーキング会議にも、みずから出ていただいて意見をいただいていると。それから、行政組合の広域観光課の中には、振興局の総務振興課の職員1名、同協議会の支援担当職員として、人的支援がございます。県、市町村一体となりました取り組みとして、積極的に御支援をいただいているところでございます。

また、日本遺産になる前になりますけれども、熊本県が、ちょうど蒲島知事が2期目だったと思いますけれども、振興局のほうで、相良歴史回廊という1つのパンフレットをつくってございます。そのときには相良文化圏ということで、パンフレットもつくって、相良文化というものを非常にPRされていた時期もございまして、それが後ほどには日本遺産にもなったということがございますので、今後とも、県には、日本遺産の基礎となる相良文化にも御支援をいただいてまいりたいと、私はそのように存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） まさに、県から非常に大きな支援をいただいていると、今わかりました。また、国の国庫補助も、県を通じてですから、これまで7,000万円ですから、非常に大きいですね、これは。痛感いたしました。

やっぱり地域振興局に来られた方々は、特に日本遺産に関しては力を注いでいただいているのではないかなと思います。本部のほうはどうなのかなというところが、ちょっと市民の方から疑問が投げかけられたんですよね。例えば、ちょっと視点は変わりますが、熊本県の地方版図柄入りナンバープレート、くまモンがメインになっていますね、くまモンがちょっと横からのぞいているナンバープレートなんですけど、背景は細川家の家紋と加藤家の家紋なんですよね。それで、何で細川家と加藤家だけなんだろうという投げかけなんです。むしろ、相良家は700年の歴史があって、熊本県の中では南部のほうを全部陣取って、それこそ長い歴史、一番長いんですよ。加藤家と細川家は後発なものですから、どうしてその2つだけなのか。範囲を見れば、確かに一番大きいですよ。球磨郡人吉は若干狭いと思いますが、その違和感があるものですから、ちょっとこの辺をどうにかならないものかなということで、市長のお気持ちと御意見をお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

熊本版の図柄入りナンバープレートの図柄のデザインといたしまして、加藤家と細川家の家紋が描かれていることは、議員から御質問いただくまで、私も恥ずかしながら存じ上げておりませんでした。熊本県におかれまして、熊本の大名イコール加藤家と細川家との認識しかあられないことにつきましては、相良家700年の統治下にあった人吉球磨の住民としても、また、行政の長の立場といたしましても、いささか残念に思っているところでございます。

それと同時に、我々といたしましても、日本遺産人吉球磨、相良700年が生んだ保守と進取の文化を、今後とも積極的にPRしていく必要性を強く感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ぜひ、県にもその辺の認識を新たにさせていただきたいということ、市長からもアピールしていただきたいと思います。

私も、この疑問を投げかけられるまでは、全然わからなかったです。ただ、くまモンがおるな、という感じで。そして、後ろにはブルーの背景が入っているなど思っただけで、まさかこれが家紋だとは思いませんでした。細川家の家紋は九曜紋というんですね、真ん中に一番大きな丸があって、その周りに8つの丸があるんですね。これは、どうもインドから来ているさまざまなあれがあるみたいです。九曜紋は辛子レンコンの切り口と非常に似ているということで、そこから細川家も、辛子レンコンを重宝するようになったという話もあります。加藤家は大きな丸だけ、真ん中が白丸だから、要するに蛇の目という家紋なんです。

相良家は長剣梅鉢、梅鉢の間に剣が入っているんですけれども。正直なところ、偉大さ、歴史からの長さからすると、相良家なんですね、熊本県では。だから、ナンバープレートにも、何で相良家の家紋が入らんかったかという疑問だったわけです。いろいろ調べますと、やっぱり長期政権であった相良家、約700年ですけど、鎌倉時代から明治維新まで700年、それと同程度なのが島津家なんですよ。どっちが長いのか、ちょっと調べてもなかなかわからなくて、詳しいことを聞いても、相良家は大体わかるんですよ。ところが薩摩のほうの島津家のほうが、ちょっと、非常にわからないということで、どっちかがナンバーワンだと思います。ですから、球磨弁で言えばとつけむにゃー文化なんですよ。この希少性を、もっと県のほうも、本庁のほうに認識していただいて、日本全国に知らしめる工夫をしていただきたいと、お助けをしていただきたいと思います。そして、もっと県南にも目を向けていただきたいという思いがあります。この疑問を投げかけられた方は、「もう人吉球磨は熊本県から独立したほうがよかつじゃなかか」というふうにおっしゃったぐらいなんですよ。

私がこの質問で何を言いたいかと申しますと、まずはエントランスセンター、緊急課題ですね、てこ入れをやってください。とにかく人が来るようにしていただきたいということ、それと相良文化の貴重性のアピールをもっと強くやるべきだということを要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。本定例会は、私にとりまして最後の議会となります。4期16年間、欠かすことなく、今回で64回目の一般質問をさせていただきます。そのように続けられてこられましたのも、市職員組合を初めとする労働団体の仲間の皆さん、そして、何よりも市民の皆様から、さまざまな御意見、また御提言をいただき、それを一般質問を通して執行部に届けることができたものと思っています。これまで、16年間の長きにわたりまして、私の議員活動を支えていただきました全ての皆様に、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

また、3月末日をもちまして退職されます職員の皆様方におかれましては、長い間の公務員としての市政発展のための御奉仕、そして、大変御尽力されましたことに対しましても、感謝とお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。また、私も、職員時代から、それぞれの立場で御指導を賜りましたことに対しても、感謝とお礼を申し上げておきたいと思います。今後は、一市民として、健康に留意されまして御活躍いただきますようお願いを

申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、市長の施政方針から、迷走する市庁舎建設について、人吉市消費者教育推進計画について、地域包括ケアシステムの構築についての3点を通告をいたしました。

まず、初めに、市長の施政方針から、迷走する市庁舎建設についてであります。市長は、施政方針において、4年間の市政の軌跡を総括をされておられます。多岐にわたって総括されていますので、全ての項目について質問することはできませんが、庁舎関連につきましては、1ページ半ほどをさいて述べられておられますので、庁舎建設関連がどのような経過を経て現在にあるのかを整理をする必要があらうかと思っているところであります。市庁舎建設特別委員会におきましても、整理をされて報告があつているところでありますが、改めて確認をしておきたいと思ひます。

平成27年5月に松岡市長が就任されてから、これまでの市庁舎建設の変遷について、まず、田中前市長が作成された基本構想について、それから、松岡市長が選挙時の公約を撤回、新たに掲げられた小さな庁舎構想A案・B案について、そして、熊本地震後に見直しをされた現行計画案について、どのような経過をたどっているのか、確認をしておきたいと思ひます。

以上、1回目を終わります。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

平成27年3月に、人吉市新市庁舎移転建設基本構想が策定され、起債許可標準面積算定基準等を参考にして、新市庁舎の規模はおおむね7,640平方メートルと設定がなされたところでございます。その後、松岡市長が就任し、選挙公約であった、将来に負担を残さないという命題のもと、できる限り既存施設を利用する2つの案の提案がなされたところでございます。そのうちの1つの案、A案につきましては、保健センターを残して、新市庁舎を、現在の西間別館駐車場あたりに建設し、新市庁舎の規模を約3,700平方メートルとしたものでございます。もう1つの案、B案は、保健センターを取り壊し、新市庁舎の規模を約4,500平方メートルとしたものでございます。ただ、この案につきましては、ライフサイクルコストの検証が不十分であるということで御指摘を受けることになったところでございます。

その後、平成28年4月の熊本地震の発災後、堅牢な防災センターの機能を合わせ持つ総合庁舎方式の新市庁舎建設へ、大きく転換することになったところでございます。新市庁舎の規模は、基本構想時の算定面積に、一時的な避難所を兼ねた総合的な防災機能を付随させることを踏まえ、平成30年3月に実施設計としてまとめました現行計画は、新市庁舎の規模を約9,000平方メートルとしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、それぞれに経過を整理をして説明をいただいたところであります。それぞれの経過において、面積等々を答弁いただきましたけれども、それぞれの時点において、新たに、今度は、事業費についてはどうなったのか、また財源についてはどういうふうに変わってきたのか、その辺についてもあわせてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

基本構想時の事業費につきましては、他の自治体の建設事例における平均単価をもとに算定した約33億円を、総事業費としていたところでございます。その財源内訳は、充当率75%の約25億円が起債となります。一般単独事業債を活用し、約8億円が一般財源となりますが、市債につきましては、後年度において償還することとなりますことから、元金及び利子を含めて、総額として約35億円を市が負担する一般財源となる計算でございます。

次に、松岡市長就任後に提案いたしましたA案でございますが、概算事業費が16億円とし、B案は概算事業費を20億円としたものでございます。このときの市の負担額を、B案20億円でお示しますと、充当率75%の約15億円が起債となります。一般単独事業債を活用し、約5億円が一般財源と見込んでおまして、後年度における元金及び利子の償還額も含めると、総額として約21億円を市が負担する一般財源となる計算でございます。

平成28年4月の熊本地震後、一般単独災害復旧事業債が拡充され、本市も対象となることですが、国・県においてお認めいただきましたので、対象となる事業費に対しましては充当率100%の起債が可能となり、また、その返済に対しましては、最高で85.5%の交付税措置が受けられるようになったところでございます。

平成30年3月に、実施設計としてまとめました現行計画は、総事業費を約57億円としておまして、そのうち道路整備事業や西間別館改修事業を除いたところで一般単独災害復旧事業債を活用し、交付税措置としまして、約45億円を国からの支援と見込んでおまして、元金及び利子の償還額も含めると、一般財源の総額は約11億円を済むと見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ただいま、そういった形で、構想の経過から、一般財源の市の持ち出しがどういうふうに変ってくるのかということをお答えいただきましたんですけども、そこで、本当にいい資料を、執行部のほうからつくっていただいたんですけども、やはり、これを見ますと、そういった構想時の面積、それから総事業費が、7,640平方メートルの33億円、それから3,700平方メートルの総事業費20億円、そして、今回の新たな計画案でいきますと、9,000平方メートルの約57億円という総事業費になっているわけですね。その中で、そういった一般単独事業債を見たときに、一般単独の災害復旧事業債と、これが非常に有利な事業債であると理解できるわけなんですよね。最初の33億円で考えますと、市の持ち出しが約

34億円になると。B案でいきますと、約21億円の持ち出しになると。ただ、今回の構想の中におきますと、そういった一般単独災害復旧事業債が該当するというので、恐らく46億円ほどの一般財源の持ち出しになるところが、結局、一般単独災害復旧事業債によって85.5%の国の財政支援が受けられるということで、45億円の国の財政支援が受けられるということを考えて、市の持ち出しは11億円で済むんだよということで、今の基本構想が持ち上がってきていると思うんですね。そういうことを考えますと、本当に災害復旧事業債を活用した事業を取り組んでいかなければならないということが、一番市民に負担をかけない市庁舎の建設事業になるのかなと私は考えるところであります。

その辺は、こういった事業債を使って、こういった建設をすればいいのかということ、やっぱりきちっと整理をして理解をしていかないといけないと思っていますので、こういった形で質問をしたところであります。そういった総体的なことを理解をしながら、それでは、具体的に、例えば平成27年3月の基本構想時における事業単価、それから現行計画における事業単価を比べてみたときにどうなのかということを探っていきたいと思っていますが、やはり事業単価を比べるときには、いろんな経過がありますので、資材及び労務費の増加、もしくは新しい構想においては免震構造を採用したとか、あとは、やはり消費税が増加をしてきている、また入札率がどうなってくるのか、もしくはやっぱりいろんな地元産材を活用するというので、かなりグレードのある方向に転換をされている。そういったことを勘案してみますと、かなり事業単価では増額になっていると予想できるわけですね。ですので、基本構想時の事業単価と現行計画における事業単価の違いがどうなっているのか、また、恐らく増額になっている部分が、こういった部分で増額になっているのか。この点をちょっと確認をしておきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

基本構想時と現行計画における事業単価の違い、増額となった理由でございますが、現在、市庁舎本体工事、機械設備・電気設備工事につきましては、次回の入札公告に向け準備を進めているところでございまして、設計が完了しました現時点では確定値でございまして、事業単価を詳細に御説明いたしますと、今後の当該事務の執行に支障が生じることも考えられますので、そのあたりを踏まえまして、おおよその事業単価で御説明をさせていただきますことを御了承いただければと存じます。

平成27年3月時の基本構想における本体工事の1平方メートル当たり単価は34万2,000円、工事費26億円でございます。平成29年6月議会におきまして、笹山議員の御質問で、設計段階の速報値としてお答えをさせていただきましたが、基本構想時点から、事業単価の上昇につながるさまざまな要因があったところでございます。

まず、1つ目の要因といたしましては、延べ床面積の増加がございます。基本構想時の延べ床面積は7,640平方メートルでございましたが、現行計画では約9,000平方メートルでござ

いますので、面積増加に伴う単価上昇は約2割程度でございます。

2つ目の要因といたしましては、資材費、労務費の上昇がございます。当時の情勢から、地震による災害復旧事業や東京オリンピック、大阪万博の大型建設事業など、建設需要の高まりによる人材・資材不足から、価格高騰が全国的に深刻化しており、現在も、なかなか歯どめがかからない状況でございます。また、県内の公共事業におきましては、熊本地震に伴い、復興経費が採用されておきまして、地震前の工事費から経費の割り増しが図られておりますので、それに連動する形で、さらなる資材費、労務費が割高になっている現状でございます。このようなことから、基本構想時と比較しますと、資材費、労務費については、トータルで約2割程度上昇をしているところでございます。

3つ目の要因といたしましては、建物の構造によるものでございます。緊急時にも即応できる防災拠点機能を有する、堅牢な庁舎の実現に向け、免震構造を採用したことによりまして、建築工事費に対し約1割程度上昇しているところでございます。

4つ目は、消費税の増税によるものでございます。基本構想時の事業費算定の参考にしました他の自治体の建設工事費は、消費税5%で算定されたものでございます。現行計画におきましては、その上昇分も価格に反映されております。そのほか、基本構想時に参考といたしました他の自治体の工事費は、入札後の割り引かれた金額となっていることや、グレードの面で、人吉らしさの表現において、来訪者が多い共用部分などに人吉球磨の地場産材の木材を使用することなどにつきましても、比較する上で価格の上昇に反映されているところでございます。

以上、御説明しましたさまざまな要因によりまして、最終的には、本体工事に係る1平方メートル当たり単価は約50万円、工事費45億円を見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そういったさまざまな要因によって、事業単価は、平米当たり50万円ということで予想されていまして、かなりの上昇はあっているわけですね。ところが、今回、そのような形で実施設計をされて入札をされましたが、結局は入札の不調、それから不落というような結果が発生したわけなんですよね。ですので、不調もしくは不落を通しての反省点、もしくは改善点について、何点かお尋ねをしておきたいと思っております。

まず、今回の入札の不調、それから不落の原因について、どのように分析をされておられるのか、これはやっぱり聞いておかなければならないと思っておりますので、まず、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

入札不調及び不落の原因分析でございますが、これにつきましては、しっかりとした精査・分析が必要と考えておきまして、かなり時間をかけて慎重を期することとして、今、検

討をしているところでございますが、精査・分析の途中でございますが、現時点での状況と
いうことで御説明をさせていただきたいと存じます。

1つは、熊本地震などの災害復旧事業や東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博など、建設需要が高まっており、技術労働者の手配が追いつかない状況や、労働者確保に要する費用が高騰している状況でございます。また、建設資材等の需要の高まりにより、県内や近隣地域等から調達ができなくなり、より遠隔地から資材を調達することにより運搬費が加算され、当初より資材費が高額になることが挙げられます。さらに、今回の特殊事情といたしまして、2019年10月の消費税増税も影響しているのではないかと分析をしているところでございます。

このような懸案事項を不安視して、入札価格が高どまりになっております状況と、また応募者が1者でございましたが、民間を含め、大型建築物等の発注過多が続いており、資材や労働者の確保などを不安視する建設業者が、責任を持って確実に履行する担保の判断が難しくなっており、受注する事業を慎重に選ぶ傾向にあることも要因ではないかと、現状で分析をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 分析の途中ということでありませうけれども、確かに、さっき部長答弁されましたように、建設需要の高まりによる労働者確保が追いつかない状況とか、もしくはやっぱり建設資材等の調達の難しさ、ましてや消費税増税と、これは影響しているのは確かかなと感じるところなんですね。ところが、それだけの分析だけではなくて、このままで入札ができるのかといえ、やっぱりなかなか入札ができない状況に、今あるのではないかなと思っているところです。しかし、入札は行わなければ、事業は進まないわけなんですよ。やはり入札を行うためには、今後どう計画を立てていくのかということが、やっぱり一番重要になると思いますが、やはり、今現在のそういった状況の中で、再度の不調もしくは不落は、もうすることはできないということは確かだと思っています。そういったことを考えたときに、やっぱり何らかの改善策を見出して、対策を講じて入札を実施しなければならないという状況にあると思いますし、そういった必要があると思いますが、このような改善策について、入札をきちっと実施できるようなことに備えての改善策というのは、何か考えていらっしゃるのか。この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

次の入札に備えての改善策ということでございますけれども、具体的の方針が固まれば、議会のほうには、再度また御説明をさせていただきたいというふうには考えております。

国土交通省が作成しております「営繕積算方式」活用マニュアル、熊本被災地版に、次の3つの方策が挙げられております。1つ目は、材料価格、複合価格、市場単価について、専

門工事業者、メーカー等から見積もりの提出を求め、単価設定で考慮すること。2つ目は、見積単価については、業者、メーカー等からの見積もり収集を的確に実施した上で、過去の工事实績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定すること。3つ目には、最新の単価を適用しても、なお不調・不落となった場合には、入札参加者から見積もりの提出を求める方法などを活用すること。以上、3つの方策を参考に、国や県にも相談しながら、現状分析と課題の抽出を行い、発注方法も含めまして、今後の対応策を、慎重かつ迅速に検討して、準備を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 改善策とまではいなくても、国にはそういったマニュアルがあるということで、今、3つほどの対応の仕方を説明いただいたところなんですね。そういった部分を検討しながら、今後、十分に検討を進めていくということだろうと思いますけれども、まだまだ、どういった方法で改善していかなければいけないか、そこまでは、まだ見出せていないという状況かなと、ちょっと今、感じたところなんですね。ただ、そのような中で、本当に発注方法を含めながら、現状分析をきちっとすることは大事だと思っています。そして、先ほど答弁いただいた3つの方策、そういった部分を十分に取り入れて検討していかなければならないのではないかと思いますので、これについては若干時間の猶予が必要なのかなと、ちょっと感じたところであります。

そういった状況の中で、単価の設定を考えてみますと、結局、見積単価を求めたりとか、変動する経済環境等を総合的に考慮しながら、適正な単価設定を行うということになりますと、当然、予定価格の見直しの必要性になってくるのかなと、ちょっと今、感じたところなんですね。ですので、そういった予定価格の見直しの必要性が迫られてきた場合に、もし、予定価格の見直しを行った場合に、ならば財源の確保がどうなるのか。財源の上昇につながらないのかと、ちょっとその辺が懸念される場所なんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の、予定価格の見直しに伴う財源確保の手法につきましては、次の発注に向けまして、単価の改正や消費税増税等を見込む必要がありますので、現在の設計額より高くなることは避けられそうにございません。このような設計の精査による見直しにより増額となる経費につきましては一般単独災害復旧事業債の対象となりますし、スケジュールが延伸したとしても影響はないということで確認をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それでは、もう、現時点において、次回の入札、無事に落札できるの

か、どうお考えなのかお尋ねしたいと思いますし、今回の不落によって、工程についてはかなりの影響が出て来ると思っております。恐らく半年ほどおくれれてきていますので、やはり半年のおくれは1年のおくれにつながってくるのかなと、それだけの影響が出てくるのかなと、ちょっと心配するところなんですけれども、そういった今後の工程のスケジュールについて、どう考えているのか。この2点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

次回の入札の見込み、それと今後のスケジュールということで、2点、御質問にお答えしたいと存じます。

まず、次回入札の見込みという件でございますが、庁舎建設が不落となりました他の地方自治体の一般的な事例では、予算額を増額補正して対応したり、また、事業費の抑制を行って対応することにより、契約締結まで至っているところでございます。一刻も早く不調・不落の原因を究明して、事業費の精査を行い、発注方法につきましても、あらゆる手法を視野に入れて、慎重に検討させていただきたいと存じております。

今後のスケジュールでございますけれども、今回の入札不落により、現在公表しております供用開始の目標でございます2021年4月から、延びることは避けられないであろうと考えております。今後、入札不落に対する分析と、その対応策及び発注方法について検討してまいりますので、その後、庁舎建設事業のスケジュールを、議会のほうに御相談させていただきたいと存じております。

また、庁舎建設事業は、災害復旧事業として迅速に進めていくべき事業でございますが、当初の見込みより事業がおくれしてしまうことに対しまして、現在、市民の皆様や関係者の皆様に御迷惑をおかけしていることに対し、大変申しわけなく存じておるところでございます。

今後は、全体工程スケジュールの見直しの検討も含め、1日でも早く新市庁舎の供用開始を目指していくよう努力してまいりたいと存じますので、引き続き、議会の御理解と御協力を賜りたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 当然、かなり工程にも影響が出るというのは避けられないということで、2021年4月以降に延びていくと。本当に、最悪2021年4月までには完成をさせたいということで、そういった工程を組みながら進んでこられたわけですね。それが、やっぱりこういった状況になっていると。先ほど、部長答弁されましたように、ほかの自治体でも、あらゆる手法を使いながら、そういった落札に向けて取り組みをされているようでありますので、やはりその辺は早目にきちっと入札を終えて、建設工事に取りかかるという取り組みが重要だと思いますので、この点については、もう改選後になってくるとは思いますが、なるだけ早目にそういった取り組みを進めていただきたいと思います。

そして、工程のおくれについても、なるだけおくれが出ないような取り組みの方法の中で、検討の中で、きちっとした新たな工程を説明をされて、そしてその中できちっとした形で取り組んでいくということをしていただかないと、本当に市民にどれだけの不安と迷惑をかけるのかということ、やっぱり考えていただきたいと思いますので、その辺は十分な配慮を持って進めていただきたいと思っていますところでもあります。

あと、今度は、事業費等について、ますます事業費が増大するのかなと思っていますところなんですけれども、その影響についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

まずは、事業費が増大することに伴って、償還計画への影響があるのかなのか、この辺はどうお考えでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

今回の新市庁舎建設につきましては、平成28年熊本地震による被災庁舎としてお認めをいただいております、総事業費の大部分を、有利な交付税措置のある一般単独災害復旧事業債を活用することとしております。この一般単独災害復旧事業債は、償還年数が定められており、2年据え置き、8年償還となっているところでございます。なお、平成28年熊本地震の特例措置といたしまして、熊本地震において、震度6弱以上を観測した自治体においては、5年据え置き、15年償還が認められたところでございます。これまで、国・県に対し償還期間の延長等を要望してきておりますが、その点につきましては非常に難しいとの回答を得ており、本市の場合は、震度5弱という点からも、従来どおりの2年据え置き、8年償還というところでございます。

しかしながら、償還期間を、震度6弱以上を観測した自治体同様に延長できるならば、単年度における財政負担の軽減も図られることとなるため、高いハードルではございますが、引き続き、国・県等に対し要望していく必要があるものと存じております。

また、新市庁舎建設事業に対し、交付税措置のある有利な起債を充てることができたとしても、交付税措置は最大85.5%まででございますので、残りの14.5%は一般財源を確保しなければならぬということでございます。そのことから、総事業費が増大することは、その後の償還における一般財源にもはね返り、当然影響があるものと認識しておりまして、しっかりとした事業費の精査の上に、取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やはり、そうですね。総事業費が増大をすればするほど、一般財源にはね返りの影響が出て来る。これは、当然予測できますよね。ですので、やはりそういったことになるということであれば、やっぱり起債が膨れていって、市の償還が大きくなっていくということにつながっていきますので、やはり適切な償還計画を立てて取り組んでいくということが、一番重要になってくるんじゃないかなと思っています。ですので、やっぱり

そういった適切な償還計画を立てて事業に取り組むために、今の基金等もありますけれども、そういった基金等の活用も含めて、そのような計画、またそのような手法があるのか。この辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

これまで積み上げてきております新市庁舎建設に対する総事業費、道路整備事業や西間別館改修を除きますと、約55億円に対し、一般単独災害復旧事業債の起債発行額を約54億6,500万円とし、借入条件、これは据え置き期間を含む償還年数、年利、元利均等、元金均等を設定するものでございますが、こういったことを加味しながら償還シミュレーションを行った結果、現状の計画では、平成35年度から平成40年度に償還のピークを迎えることを想定しているところでございます。借入額約54億6,500万円に対し、平成30年度から平成47年度までの元利償還総額が約56億3,600万円、うち利子償還が約1億7,000万円。このうち交付税措置が約45億円、これを除く純粋な一般財源の持ち出しは、差し引き11億3,600万円と想定をいたしております。

先ほど申し上げましたが、償還シミュレーションのうち、ピークは平成35年度から平成40年度まで、この期間の交付税措置を除く、純粋な一般財源の持ち出しは約7億円となっており、この財源として、庁舎建設基金約6億8,000万円をできるだけ充てていくことで、庁舎建設に係る償還計画をうまく回していくことを考えているところでございます。

現状としましては、入札不落を受け、建設期間を含め、償還シミュレーションも当然見直しが必要となってくるかとは存じますが、償還計画をうまく回していくためにも、できるだけ、現在示しております総事業費、また基金の活用といった中で調整を図ることができるのか、判断をしていかなければならないものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） かなりの金額ですよ。11億3,600万円の一般単独で市が持ち出す部分について、平成35年から平成40年にピークが来ると。そこの中に、庁舎の建設基金を活用していくということで、これはうまい手法だなと思っています。一番ピークのときに、基金をうまいぐあいに使えるかどうかですよ。これが、本当にそこに使えたらいいですけども、もし違う状況が出てきて、その基金を違うところに使わなければいけない状況となったら、この計画が、また、市の財政運営に影響が出てくると思いますので、これは、今先ほど部長答弁されましたような計画を、きちっと運営していくことも重要だと思っています。

ただ、そのような中で、今の財政状況を見たときに、財政調整基金、それから減債基金が非常に枯渇をしてきているような状況があるんじゃないかなと思っています。平成31年度の当初予算についても、減債基金を繰り入れをされていらっしゃるんですよ。そういったことを考えますと、やはり新市庁舎建設を終了した後に、そのような財政悪化のほうにつなが

っていかないのかどうか、これがやっぱり非常に不安に思うところなんです。ですので、そういった財政悪化の一途をたどらないためにはどうすればいいのか。やはり、新市庁舎建設と市の財政状況をどのように折り合いをつけて運営をしていくのか。これがやっぱり非常に重要なことだと思っています。そこを失敗すれば、財政破綻につながっていく。そういったことが考えられますので、新市庁舎建設と市の財政状況をどのように折り合いをつけていくのか、また、どのような財政運営を行っていくのか。この点について、市長としてどのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思っておりますし、また、市長として、今回の不調・不落に対する責任についてはどのように考えておられるのか。この点についても、お尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市庁舎建設につきましては、議員も述べられたように、有利な財政措置が講じられることとなったものの、償還期間が2年据え置き、8年償還と短いため、年間の償還額も大きくなることから、全体的な財政運営に影響を与えないように取り組まなければならないと、私自身も認識をしているところでございます。

市庁舎建設につきましては、市庁舎建設期間において市庁舎建設基金の取り崩しを最小限に抑え、可能な限り、庁舎建設終了後、ピーク期の起債償還時まで、建設基金を最大限留保しておき、元利償還に充てることで対応していくなど、他の事業に影響が出ないような財政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

しかしながら、新年度当初予算を見ましても、社会保障費を初めとする扶助費等の増嵩もあり、民生費が一般会計総予算の約4割を占めるなど、現状としては削減がかなり厳しい状況にあり、財源調整のため、基金の繰り入れにて対応する状況となっているところでございます。

議員がおっしゃいましたように、財政調整基金、減債基金の残高も少ない状況は、常々、私自身も非常に危惧をしているところであり、これ以上の基金取り崩しとならないよう、市全体として事業の見直しが必要であると認識をしているところでございます。これまで、常に、予算については身の丈に合ったものと意識し、また新市庁舎建設についても、次世代に負担を残さぬよう心がけてきたところでございます。100年に一度のビッグプロジェクトではございますが、新市庁舎建設も1つの施策であるということを考えるならば、当然、健全財政を維持した上で成り立つものでございますので、屋台骨となる財政の安定運営を図っていかなければ、新市庁舎建設も推進できないものと存じております。

今後、さらに厳しくなる財政状況を考えますと、新市庁舎建設後の財政状況がいかにあるべきかをしっかりと見据え、既存事業の調整等による財源確保を図りながら、新市庁舎建設をどう進めていくのか、ぶれることのないかじ取りを行っていくことが、私自身の使命であると感じておるところでございます。

特に、熊本地震による市庁舎の被災に伴い、分庁体制による対応は、市民の皆様に変な御不便をおかけしていることは非常に心苦しく、また、この状況が長引くことに対しては、真摯に申しわけなく思うところでもあり、一刻も早く不調・不落の原因を究明し、事業費の精査を行い、建設着工にこぎ着けることが、市民の皆様への責任を果たすことになるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に、そういった健全な財政運営を図っていくためにも、きちっとした計画を立てながら取り組みを進めていただきたいと思いますところでもあります。

また、今回の不調・不落の責任については、やはりきちっと市民に応えることによって責任を全うしたいということでもありますけども、それだけじゃ済まない問題になってくるんですよ。そこはきちっと、市長は踏まえていただかなければいけないのではないかと考えています。不調に終わった、その次には不落到終わったと。やっぱり不調、不落と続いたこの問題は、そういったその部分を早目に究明をしながら、そして、それを市民に対して、早く取り組むと。それだけの責任では済まない状況があると思っています。そういったことを十分に考えながら、これは市長のリーダーシップにつながってきますので、そういったことを十分に考えながら取り組みを、今後進めていただきたいと思いますところでもあります。やはり、本当に建設着工に入る直前に、このように迷走してくるような市の庁舎建設です。こういうふうにあっては、うまく建設に結びつくのかどうか、本当に不安視する声が高まってくると思っています。そういったことがないように、きちっと肝を据えて取り組みをお願いしたいと思いますので、今後、そういった方向で、これは執行部の皆さんが全体で考えていただきながら、市民にこれ以上のそういった迷惑とか不便さをかけない、そういった気持ちを持って取り組みをしていく必要があると思っていますので、ぜひそういったことを強く要望しておきたいと思います。以上で、市庁舎建設問題については終わっていききたいと思います。

次に、人吉市消費者教育推進計画についてであります。このことについても、施政方針において、行政並びに民間の関係機関等との協力体制による連携を図りながら、実生活の中に生かしていくための消費者教育を通して、市民が消費生活に関する正しい理解と的確な判断力をしっかり身につけることができるように、関係各部署が横断的に連携し、この度人吉市消費者教育推進計画を策定した、とうたわれております。

この推進計画につきましては、見てみますと、非常に評価をするところではあるのですが、私としては、なぜ、今の時期に策定なのか疑問に思うところなんです。と言いますのも、人吉市は、施政方針にも書いてありましたが、他の自治体に先駆けて、平成21年8月に消費生活センターを開設をされています。約10年が経過している状況がありますけれども、

そういった先進的な取り組みとして、消費者庁からも非常に評価をされていたように、私は聞いているところなんですね。もしくは、消費者庁に担当職員が出向いて行って、国の関係機関の会議の中でも発言をしてきたと聞き及んでいるところなんですよ。そういった状況の中で、平成25年に国の基本方針が策定された。そして、熊本県においては、平成27年に、熊本県消費者教育推進計画が策定されているわけですよ。この推進法の中では、自治体の努力義務という形になっていますけども、人吉市がそれだけ先進的な消費者行政を行ってきたということを考えてみますと、もう少し早い時期に策定してもよかったんじゃないかなと感じるわけなんですね。熊本県が、平成27年に策定しているのであれば、やはり、その前後に先駆けて、平成28年もしくは平成29年、そのあたりにこういった、人吉市はこれだけ消費者行政に積極的に取り組んできているので、今までの実績もしくは消費生活行政の状況を鑑みたときに、策定をしましょうという段階で、もう少し早目に策定してよかったのではないかなと私は感じたところなんです。ですので、この点について、どのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、消費者教育推進計画に関する、国及び県の動向から説明いたしますと、国におきましては、平成24年12月に施行されました消費者教育の推進に関する法律——以降、推進法と申しお答えいたしますが——第10条におきまして、市町村は、国が定めた消費者教育の推進に関する基本的な方針及び都道府県消費者教育推進計画を踏まえ、市町村消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならないと、努力義務としまして規定されているところでございます。翌平成25年に、推進法に基づきまして、平成25年度から平成29年度までの5年間を対象としました、消費者教育の推進に関する基本的な方針——以降、基本方針と申しお答えします——が閣議決定されました。なお、平成30年には内容の見直しが行われ、平成30年度から平成34年度、2022年度までの5年間を対象としました基本方針が定められております。

その後、熊本県におきまして、国の基本方針を踏まえた上で、平成27年に、熊本県消費者教育推進計画が策定されているところでございます。本市におきましては、議員のお話にありましたとおり、平成21年8月に消費生活センターを開設し、熊本県下でもいち早く消費生活相談体制の整備や先駆的な取り組みを実施してまいりました。また、平成26年4月からは、球磨郡9町村と、消費生活相談業務に関する協定を締結いたしまして、本市が、中心市集約方式で球磨郡の相談にも応じておりまして、広域連携により、さまざまな消費者問題の解決に向けて取り組んでまいりました。

この間、消費者問題は多様化・複雑化し、子供から高齢者まであらゆる世代で、誰もが消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあり、市民が消費生活に関する正しい知識と的確な判断力を身につけ、実生活に生かしていくことが、今まで以上に必要になってきているところでございます。このような背景や国・県の動向を踏まえまして、本市におきましても、消費

者教育を総合的かつ一体的に進めるために、平成31年度からの5年間を計画期間としまして、このたび人吉市消費者教育推進計画を策定したところでございます。

推進法では、都道府県の推進計画があれば、それを踏まえて、市町村の推進計画を策定すると規定されておりますので、まずは都道府県が、国の基本方針を踏まえて推進計画を策定いたします。その後、市町村が推進計画を策定するという手順を考慮いたしますと、県の計画策定から4年後に、本市が策定したところでございますが、時期が空いた、おくれた感も否めませんが、熊本地震での混乱、執務室移転等も重なりまして、できるだけ速やかな対応に努めたところでございます。なお、熊本県内の自治体におきましては、本市以外で消費者教育推進計画を策定している自治体は、現在のところ、平成29年に策定した熊本市のみとなっております。県下14市におきましては、2番目に計画策定をいたしております。

御理解よろしくお願いいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 熊本地震の影響によって、そうやっていろんな状況が変わってきたので策定が今になったと。それは理解できないことはないのですが、それでも、熊本市は平成29年に策定しているとおっしゃったじゃないですか。一番ひどく被災を受けた熊本市が、もう平成29年には策定しているじゃないですか。そして、私が言ったのは、先ほど言ったように、これだけ早く消費者行政に取り組んできたにもかかわらず、ということなんです。だから、消費者行政にこうやって取り組んできたということを踏まえれば、平成28年熊本地震が発生して、非常に混乱したかもしれません。でも、熊本市は、平成29年には策定している。ならば、平成29年に前後して、その時点で策定は可能だったんじゃないですかと、私が聞いたのはそこなんです。だから、それに対しての今の部長の答弁は、答弁になっていませんよね。ただ、経過の中でこうありました、と。そして、今になっただけです、ということですよ。そこは、もう少しきちっとした答弁をいただきたいなと思います。

それと、もう1点。計画期間については、5年とされています。今回、私は、なぜ5年でしょうかと質問したいんですけども。というのは、先ほど、部長が答弁されましたように、国の計画は平成30年から平成34年、2022年までの5年間なんです。熊本県は、平成27年度から平成30年度までの4年間ということですよ。国の計画が、2022年度までしか計画をしていないといった中で、人吉市は2023年度までということ。国の計画は2022年度までしかないのであれば、国の計画に合わせて2022年度までの計画として策定すべきじゃないかなと私は思います。その点については、どうお考えでしょうか。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

1点目の、もう少し早く策定するべきであったと、答えになっていない、という御質問でございます。平成27年に、県が策定されたところでございますけれども、私どものスタッフ2名の中の、やはり初動体制といいますか、協議会の策定に向けての作業がおくれたという

のは否めないことかと存じます。まことに申しわけございません。

その中で、平成28年、平成29年と、そのおくれを取り戻すことができずに、準備態勢に入りまして、ようやく平成30年度に、協議会等を設けて、10月から内容を練りまして、このたびの計画策定に至ったというところでございます。

それから、2点目でございます。平成27年に策定されました熊本県消費者教育推進計画の期間は、当初、平成27年度から平成30年度までの4年間とされておりましたが、熊本地震の発生によりまして、計画の実施期間に空白期間が生じたことなどから、設定期間を2年間延長され、2020年度までが計画期間となっているところでございます。

地方自治体の消費者教育推進計画のベースとなる推進法では、おおむね5年ごとに基本方針を検討すると規定してございまして、また、本市の次期総合計画、第6次人吉市総合計画の計画期間の最終年度、2023年度に合わせまして、平成31年度、2019年度から2023年度までの5年間で計画期間としたところでございます。なお、計画期間中に、社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じまして見直しを行うことも可能ですので、消費者教育の推進に関する施策の実施状況なども勘案しながら、適宜検証を行ってまいりたいと存じておるところでございます。

総合計画等も合わせまして、2020年度でなく、2023年度の5年間で、最後の年を合わせているというところで御理解いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市の総合計画に合わせて2023年までということですけども、国の計画は2022年度までしかないじゃないですか。だから、私が聞いたのは、国の計画は2022年度までしか計画が定めてないのに、それを延長して、市が2023年度までの計画として定めていいんですかということ聞いたんです。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、重複いたしますが、国のほうで、おおむね5年というふうな設定も規定でされておるところから、それも根拠といたしまして、2023年度と、国よりも1年長くなりますが、その中で……（「その理由ですよ」と呼ぶ者あり）ですから、5年間という規定と、それから総合計画の2023年度までといったところを勘案しまして、市の消費者教育推進計画を5年間で策定させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市が、おおむね5年間とあるので、5年と定めたと。それはそれでいいかもしれませんが、私が聞いたのは、国の計画が2022年度までしか計画としてしていないのに、それを超えて計画をしていいんですかということなんです。当然、国の計画が2022

年度までの計画であれば、市の計画も2022年度、一応は国の計画期間に合わせて2022年度までという計画期間の定めをしなければいけないんじゃないんですかと聞いたんですよ。それを、いや、おおむね5年だから、2023年まで設定しています、じゃなくて、ならば、国の期間を超えても設定をしていい、その理由を教えてください。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時23分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様には、お時間をお取りして大変御迷惑をおかけしました。申しわけございません。先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

5年間の策定期間でございますけれども、この点につきましては、昨年から、消費者教育推進協議会を3回ほど開催いたしておりますが、そのメンバーの中に、県の消費生活課担当者の方もオブザーバーとして御指導をいただいたところでございます。そのような協議の中で、市町村の実情で設定して何ら問題はないということを確認しているところでございます。申しわけございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ちょっとやりとりをしましたけれども、やっぱりそういった基本的な理由がわかれば理解しますので、これについては理解をしたところであります。

この推進計画書を見てみますと、非常によく捉えてあるんですが、第2章において、本市における消費生活を取り巻く現状と課題について、具体的なそれぞれの現状を捉えながら、課題をよく整理をされているところであります。それで、現状を踏まえて、その課題の整理について、課題の具体的な取り組み方法について、どのように考えているのか、これについては2項目ありますので、消費生活相談の課題、それから消費者教育の課題について、それぞれの具体的な取り組み方法についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

少し長くなりますが、御了承をお願いいたします。

まず、本市での消費生活相談における4つの課題のうちの1つ目、消費生活センターなどの相談窓口の周知についてでございますが、昨年、企画課が実施いたしました市民意識調査の結果によりますと、相談先として、消費生活センターを利用できることを知っている人は約48%に過ぎず、認知度はまだ低いのが現状でございます。広報紙やホームページ、また消費生活センターから、消費生活相談員が出向いて講座を行う、いわゆる出前講座の機会などを活用して、消費生活センターを周知いたしまして、より幅広い市民に知っていただき、御

利用いただくよう取り組みたいと考えております。

次に、2つ目の課題、高齢者の消費者被害防止の取り組み強化でございますが、消費生活センターにおける相談者の年代別割合では、60歳代以上の方が約6割を占めており、高齢者への対策が重要となっているところでございます。高齢者支援課や社会福祉協議会と連携を図りながら、デイサロンやミニサロンなど、高齢者が集まる機会を活用して、積極的に出前講座を行ったり、また、民生委員児童委員協議会や老人クラブなど、高齢者に日ごろ接している関係団体と連携いたしまして、日常生活で被害防止に役立つ啓発品の配布をするなど、効果的に情報提供ができるよう取り組んでまいります。

3つ目の課題、インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化でございますが、近年のパソコン、携帯の普及に伴いまして、消費生活センターで受ける相談内容も、インターネット関連の契約問題が増加いたしております。インターネットでの商品やサービス購入に伴うトラブルや、メール、SNSの安全な利用法に特化した出前講座や研修会を開催して、効果的な情報提供を行うとともに、若年層がインターネットの利用によるトラブルに遭いやすい傾向にあることを踏まえまして、教育委員会やPTAと連携しながら、親子双方が共通理解できるルールづくりの推進に取り組むと考えております。

最後の、4つ目の課題、さまざまな消費者トラブルに対応できる実践的な能力の育成でございますが、先ほど、消費生活センターで受ける相談内容は、契約に関するものが多いと申し上げましたが、ほかにも詐欺や悪徳商法に関する相談はもちろん、金銭問題、相続問題、家庭問題など多岐にわたっているところでございます。消費生活相談員がそうしたあらゆる相談に対応できるように、各種研修会やセミナーなどへ参加する機会を拡充し、資質の向上を図るとともに、蓄積した実践的な能力が、自立した消費者の育成に少しでも寄与できるよう支援したいと考えております。

続きまして、消費者教育における4つの課題のうち、1つ目の課題、学校での基礎的な消費者教育の充実と教職員の指導力向上でございますが、学校における消費者教育につきましては、平成20年、平成21年及び平成29年に、学習指導要領が改訂されまして、家庭科や社会科、公民科等を中心に、内容の充実が図られ、発達段階に応じて、これらの教科を中心に取り組みが行われているところでございます。基礎的な知識をより深めるために、教育委員会と連携を図りながら、出前講座を活用して、子供たちが巻き込まれやすい消費者トラブルやインターネット利用に伴うトラブルなど、情報提供の充実を図りたいと考えております。また、学校におきます消費者教育を支援するため、児童・生徒向けのわかりやすいリーフレットやパンフレットを作成し、市内の学校に配布するなど、消費者教育用資料の充実を図ってまいりたいと存じます。

教職員の指導力向上につきましては、国民生活センターで開催されます教職員向けの研修会などにおきまして、受講料や旅費の一部を支援いたしまして、消費者教育受講機会の拡充

を図りますので、ぜひスキルアップにつなげていただきたいと考えているところでございます。

次に、2つ目の課題、消費者教育を受ける場の充実と、その周知についてでございますが、先ほど申しました消費生活センターの出前講座を、さらにPRしまして、地域の集まりや職場においても、より多くの方々に参加していただきたいと考えております。また、高齢者等の見守りに携わっている方々に対しましては、被害事例の紹介や見守りの際の気づき、対応のポイントなどを内容とする、暮らし安心ネットワーク推進委員養成講座も実施し、見守り強化を呼びかけてまいります。

3つ目の課題、消費者教育に関する他の関係団体、専門家との連携・推進についてでございますが、生活協同組合、商工会議所、福祉団体など、主に本市の消費者教育推進地域協議会の構成団体となっておられる関係者の間で、会議や研修会などを通じて連携を推進することで、迅速な情報提供、情報共有に努め、消費者被害の未然防止や救済につなげたいと考えております。

最後の、4つ目の課題、消費者教育の担い手の育成についてでございますが、国の基本方針では、消費生活センターを地域における消費者教育の拠点として位置づけていますことから、その担い手としての消費生活相談員の技量を向上させるため、国民生活センターや国・県主催の研修会、セミナーへの参加機会の拡充に努めてまいります。また、消費生活センター内での研修会・勉強会を開催いたしまして、相談員の専門知識の向上に努めるとともに、国家資格の取得に向けて支援をしたいと存じます。

さらに、地域におきましても、多様な機関や団体などと連携を進め、その情報や知識を活用いたしまして消費者教育の担い手の育成を図る必要もありますことから、例えば民生児童委員や福祉団体、障がい者団体向けの出前講座や研修会を開催し、市民と消費生活センターをつないでいただくコーディネーターとして活躍していただければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 具体的な課題について、詳しく答弁をいただいたところです。そういった課題を解決するために、第3章で消費者教育推進の基本的な方針、それから第4章で消費者教育推進の施策を定めて、そこにそれぞれ基本目標を定めて、基本方針を方針1、方針2、方針3という形で定めて、掲載をしてあります。これについては、第4章の中では、それぞれの方針の中でもかなりの項目について具体的施策を掲載してあります。基本的には、それぞれの関係各課と、学校教育課であったり、高齢者支援課であったり、福祉課であったり、社会教育課であったり、商工振興課であったりと、それぞれの関係する各課と、こういった方向で進めていきたいという形で方針を定めてあります。

それでは、それぞれの方針の中で、1つは、最重要課題をどういった形で捉えているのかということを確認しておきたいと思っています。また、その最重要課題については、それをどのように具体化していくために検討をしていくのか、この点をお尋ねをしておきたいと思っています。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

具体的施策の説明で、先ほどの答弁の内容と若干重複する部分がございますが、御了承をお願いいたしたいと存じます。

まず、基本方針1の、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進でございますが、国の基本方針の重点事項にも位置づけられております若年層を対象とした消費者教育の推進が、最重要課題だと考えております。今から3年後の2022年4月から、民法の成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳も、親の同意なしに契約を結ぶことが可能となります。当然、若年層の消費者トラブル増加が懸念されるところでございますので、3年後を見据えた施策、具体的には、高校生と中学生を対象としました出前講座の活用、また、学校現場におきましても、教職員向け研修の活用を推進していただくことが必要であると考えております。

基本方針2の、消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進でございますが、年齢、性別、障がいの有無のほか、消費生活に関する知識の量や情報通信機器の利用状況などの消費者の特性に配慮しながら、地域で消費者教育を充実させ、推進することができる人材、担い手の育成が最重要課題と位置づけております。そのためには、担い手育成のための研修会に参加する機会を拡充し、相談員のスキルの向上はもちろんのこと、高齢者等の各種見守りネットワークを対象としました講座、研修会を開催し、担い手の育成を進めたいと考えております。

基本方針3の、高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進でございますが、幅広い年齢層でインターネットが日常生活に浸透しておりまして、取り引きや情報発信の枠組みが大きく変化し、インターネットを通じた関係性が複雑化いたしております。これらの有効性を理解しつつ、セキュリティやリスクをみずから管理し、さまざまな情報をどのように生かしていけるか、そういった情報を読み解く力を向上させることを最重要課題として位置づけしているところでございます。いまや、小学生でもパソコンやスマートフォンを自在に操る時代でございます。そういった状況を踏まえまして、まずは学校現場において、ICT、情報通信技術を活用した情報教育推進事業の一環といたしまして、教育委員会と連携して、情報リテラシーの向上を図っていきたく存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それでは、最後に、今の基本方針の1、2、3の最重要課題の答弁を聞いて、若年層を対象とした消費者教育の推進等を考えてみますと、やはり関係する部署と

しては、学校教育課であったり、社会教育課であったり、関係する部署がかなりあるように思っております。

そこで、先ほど、今、部長の答弁でも、教育委員会とも連携をとりながら取り組みを進めていくという形で答弁をいただいたところですが、それでは、消費者教育の推進についてどのように考えて、教育委員会としては取り組んでいくお考えなのか、この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育長（末次美代君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

消費者を取り巻く環境の変化は非常に大きく、消費者教育の重要性は高まっております。今、市民部長の答弁の中にもございましたが、学校教育の分野では、平成元年の学習指導要領改訂の際に、消費者教育が導入されまして、児童・生徒の発達段階を踏まえた指導を行っております。さらに、平成20年度改訂の学習指導要領では、その、さらに充実の必要性がうたわれ、公民また家庭科等を中心に、消費者教育に関する学習が実施されております。非常に、先ほどの答弁の中にも何回も出てまいりましたが、スマートフォンであったり、インターネットであったり、お金の使い方であったり、これは若年層から指導することが大切であるということは、重々私たちも認識しておりますので、ただ、学校現場でこの教育をする時間というのは限られておりますし、内容においても、やはり教師が指導するということには限度があると思っております。

そういう意味でも、関係機関としっかり連携をとりながら、また、関係部署との教育も受けながら、指導も受けながら、学校現場では推進してまいりたいと思っております。そして、子供たちが、やはり消費教育についてしっかり認識をして、そして、今後の自分たちの社会生活に生かしていけるような子供たちを育成していくのが教育委員会の役目だと思っておりますので、連携を図りながら、また、この推進計画には、学校現場からも委員として入っておりますので、より充実したものにこれを生かしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に、確かに消費者教育については、非常にさまざまな重要な問題が含まれていると思っております。やっぱりそういった中で、人と人とのつながりを含めながら、連携して取り組みを進めなければならない。また、その中で、私たちが安全で安心して豊かに暮らしていけるためには、こういったことをしなければいけないか、そういったことも考えていかなければならない問題だと思っております。いろんなさまざまな部分を、連携して取り組みをしていくということを考えますと、やはりこのような推進計画を通して、私たちそのものが消費者問題と真摯に向き合って求めていく力も必要になるかと思っております。そういった向き合う力、やはり消費力を育むことも重要だと思っておりますので、そういったことをぜひ、消費者教育推進計画の位置づけの中で、人吉市がそういった方向で進んでいき

ますように、取り組みをぜひお願いをしたいと思っておりますので、そのことを要望して、この項目については終わっていきたいと思います。

最後に、地域包括ケアシステムの構築についてであります。このことにつきましても、施政方針において、高齢者に係る施策、介護予防関係、それから認知症対策関係と、多岐にわたって述べておられます。御承知のように、団塊の世代の方たちが後期高齢者となります2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築が進められておる状況であります。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性や実情に応じて作り上げていくこととされておりますので、本市においても、施政方針にありますように、第6期及び第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、進められているようであります。「一人一人が地域の一員として、私らしく生活しているまち」が、基本理念となっていると思っておりますけれども、人吉市における今後の地域包括ケアシステムについての、市長の意欲と取り組みについての考え方、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるような包括的な支援、サービス提供体制の構築を目指すもので、介護、医療、予防という専門的なサービスと、その前提としての住まい、生活支援、福祉サービスが相互に関係し、連携しながら、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用して、在宅の生活を支えていく地域社会を構築することでございます。

これらを、介護保険の保険者である市町村等が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされておまして、本市におきましても、日常生活圏域ニーズ調査、地域ケア会議や地域包括支援センターの事例等から、課題の把握と社会資源の発掘を行い、人吉市いきいき高齢プラン、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画におきまして、生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築、医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実、多様な住まい・サービス基盤の整備・活用、介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上という5つの基本目標を掲げ、介護給付、介護予防給付、自立した日常生活支援などを一体的に推進しているところでございます。

高齢者を取り巻く課題は、地域や住まいの環境によってさまざまであり、地域における課題や生活を行う上でのニーズも、日々変化しているものと考えられます。これからも引き続き、地域の課題の把握と社会資源の発掘、地域の関係者による対応策の検討、対応策の決定・実行というPDCAサイクルを回し、高齢者自身も含めた市民の皆様方の力をお借りしながら、自助・互助・共助・公助が有機的に連携した地域社会を構築する必要があるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常に難しいですけれども、そういった地域社会をつくっていく、また、それについては、一人一人のそれぞれのケースがありますので、そういった一人一人のケースに応じた対応をしていくということで、非常に難しい課題がたくさんあるかと思っております。ただ、そういった方向に進めていかなければなりませんので、ちょっと具体的に掘り下げていきたいと思っております。

まず、地域包括ケアシステムの推進体制の中核的役割を果たすのは、地域包括支援センターであります。地域包括支援センターの機能強化の現状、それから、今後についての考え方について、お尋ねをしておきたいと思っております。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの実現に向けた、今、議員のおっしゃられた、中核機関でございます。地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な支援などを行い、高齢者の保健・医療の向上及び福祉の向上を、包括的に支援することを目的としております。介護保険法の人員配置基準により、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員——主任ケアマネジャーのことでございます——の3職種を配置し、本市が直営で運営しております。

地域包括支援センターへの相談状況でございますが、平成29年度実績で9,799件でございます。内容は、介護、保健医療、認知症、虐待、成年後見と、多岐にわたり、困難な事例の相談指導は63件となっております。また、平成29年度から取り組んでおります新しい総合事業に対応し、事業対象者及び要支援認定者に対するケアプランの作成等、介護予防ケアマネジメントを行っております。さらに、施政方針にもあります認知症初期集中支援チームにより、平成29年度には、介護、医療サービス未利用の方12人を医療や介護につなげております。

今後、地域包括支援センターが、地域において求められる機能を十分に発揮するためには、一定の指標をもとに、人員体制及び業務の状況を定期的に把握、評価し、その結果を踏まえて必要な改善を図っていくことが重要であると認識をしているところでございます。なお、平成30年7月に、具体的な全国統一評価指標が国より示されたところでございまして、この指標は、平成30年度から施行されました保険者機能強化推進事業に対する交付金の評価指標でもございます。本市におきましても、地域包括支援センター運営協議会におきまして、この指標による評価をもとに、委員の皆様さまにさまざまに御議論をいただいたところでございまして、毎年、この指標による評価を行い、この結果を踏まえて、予算、人員、業務等に係る改善策等を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 地域包括支援センターで働く職員の皆さんは、本当に大変であろうと
思っているところであります。それぞれ、一人一人のケース、ケースが違いますので、その
ケースに対応した、そういったさまざまな対応をされていらっしゃるということで、本当に
御苦労があるなと思っているところであります。

そのような中で、1つは、地域ケア会議が一つ重要な部分であるわけですが、地域ケ
ア会議の効果的な実施によって、他職種の共同体制推進とケアマネジメントの充実を図るこ
と、これも重要なことということで求められていると思っておりますけれども、この点の具
体的な取り組みについてはどうなのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

また、もう1つは、真の意味での自立支援につながるケアプランを考えるためのケアマネ
ジャーの研修については、どのような支援を行っているのか。2点についてお尋ねをしてお
きたいと思えます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える基盤
の整備を同時に進めることが重要でございます。これを実現していく手法の1つが、地域ケ
ア会議でございます。本市におきましても、多岐にわたる高齢者ニーズに沿った支援のた
めの個別課題解決型マネジメントに向けた会議を開催しております。

また、介護認定を相談される方々には、廃用症候群——これは、何もしないことによる生
活不活発による筋力の低下ということでございますけれども、廃用症候群が多く見られます
ことから、高齢者の生きがいや介護予防につながる支援が必要と捉えまして、平成30年度か
らは、自立支援型ケアマネジメントの視点を加えた会議を開催しております。

地域ケア会議におきましては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援
専門員、いわゆるケアマネジャーのことでございますけれども、ケアマネジャーから提出さ
れた事例に対し、地域包括支援センター職員、事業所の介護支援専門員、薬剤師、理学療法
士、福祉関係職員等、他職種の参加者が連携して、課題解決への検討を行います。平成29年
度は、延べ186件の事例を検討し、会議の場を通じて、相談体制の充実や地域の支援体制づ
くりを行ってまいりました。事例提供をいただいたケアマネジャーからは、「さまざまな専
門職からの視点が新たな気づきとなった」、「今までにない支援方法が見つかった」などの
意見が寄せられております。

また、数多くの高齢者を担当するケアマネジャーにとって地域ケア会議の場は、さまざま
な視点でケアプランの具体策を考える場となっているようでございまして、さらに、他職種
連携による検討を行うことが、結果的に高齢者にとってよりよい支援につながるものと考え
ております。本市といたしましても、今後も、地域ケア会議を通じまして、ケアマネジャー
への支援を継続してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 地域ケア会議は、本当に重要な会議だと思っています。そういった他職種で連携をして、1つの課題に対して検討すると、さまざまな発見があるということで、やっぱりよりよい方向性についているんじゃないかなと思っていますので、今後ともそういった地域ケア会議の充実、さらにはそういったケアマネジャーの研修の体制の充実を図っていただきたいなと考えるところであります。

さらに、もう1つは、在宅医療体制の構築も重要になると私は思っているんですね。在宅医療と在宅看護は、みとりも含めて24時間の対応が求められますから、24時間対応可能な在宅診療の医療機関もしくは医師数を確保するというのも、非常に重要な課題になると思っています。ただ、非常に実態は困難な状況もあるのかなと思っています。また、地域の取り組みとしましても、医療と看護、また介護の連携以外にも、社会福祉協議会であったり、民生児童委員の皆さんであったり、さまざまな支援者との連携も重要なことと考えるところでありますけれども、そういった在宅医療また介護連携推進事業の進捗状況については、どのようになっているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況についてでございますが、疾病を抱えても、自宅等の住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活が最後まで続けられるためには、地域における医療、介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な支援を行うことが必要で、地域包括システムの構築におきましても、重要な柱であると捉えております。

平成29年9月議会におきましても笹山議員のほうから御質問をいただきましたが、その後の進捗状況といたしましては、人吉球磨1市9町村が一体となり、人吉市医師会、球磨郡医師会と連携し、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業を継続して実施しておりまして、平成29年度からは、本市が事務局を努めているところでございます。医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー、介護従事者など、他職種の御参加を得て、課題の検討、共有ツールの検討、啓発の検討の3つの部会に分かれて検討してまいりました。その中で、これまで在宅から入院、入院から在宅への情報共有が十分でなかったとの認識から、医療介護関係者の情報共有支援として、他職種連携シートの作成と、その活用促進を決定いたしました。

また、最後まで住みなれた自宅などで生活するためには、訪問診療などさまざまな支援を、広く住民の方々に知っていただく必要がありますことから、普及啓発の方法が検討され、医療機関、歯科医院、介護施設、各市町村等で啓発ポスターの掲示を行いました。加えまして、医師、歯科医師、訪問介護事業所等が直接地域に出向き、在宅医療、訪問歯科診療、在宅みとりなどについて出前講座を試行したところでございます。さらに、在宅医療、介護の

連携推進のためには、それにかかわる関係者が、同じ思いを持ち、お互いが信頼し合える関係性を築くことが重要でございます。

そこで、医療介護関係者等が、他職種向けボトムアップ研修会及び実際の事例を活用した他職種検討会を開催いたしました。新年度におきましても、人吉市、球磨郡両医師会の協力のもと、本事業は継続される予定となっております。高齢者が住みなれた自宅等で最後まで生活し続けられるよう、人吉球磨一体となって支援をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に、高齢者の方が在宅でみとられる、非常にこれ大変なことだと思っているんですね。先ほど部長答弁のありましたように、少しずつ、そういった在宅医療の体制が進んできて、いろんな関係機関で検討会をやりながら、本当に少しずつ進んできていると思っております。ただ、やはり、なかなか、在宅から入院もしくは入院から在宅というふうにはなかなか厳しい状況があるのかなと思っております。これには、家族の理解、それからやっぱりそういった訪問介護をしてくださる方たちとのいろんな話し合いが、本当に同じ気持ちを持った気持ちで取り組みをしていかないと、なかなか在宅でのみとりはできないという状況があるんじゃないかなと思っております。ですので、これについてはさらに、本人たちの理解はもとより基本でありますけれども、やっぱりそれを取り巻く方たちの理解を求めるとか、そういった取り組みが必要になってくると思っておりますので、そういったこと等にも重点を置きながら、在宅医療と介護連携の推進事業が、さらに取り組みが進みますようお願いをしたいなと思っております。

もう1つは、介護の提供の面からちょっと考えてみますと、人吉市における訪問介護事業者数、それから従業者数の把握はしているのかどうか。それから、訪問介護従業者の過不足の状況についてはどのように認識しておられるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

また、もう1点は、基本、民間のほうに依存する部分は多いと思っておりますけれども、介護職員の不足状況の中で、訪問介護職員はより不足な状況であると言われております。そういった状況の中で、市としての対応はどう考えているのか。この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、訪問介護事業所数及び従事者数でございますが、市内では、本年3月1日現在、15事業所におきまして、152名の介護訪問員の方々が従事されております。

次に、訪問介護従事者の過不足に関する状況でございますが、介護職員の有効求人倍率が恒常的に全職種平均を上回っている状況を見ますと、介護職員の人手不足は明らかでございます。特に訪問介護職員が不足していることは事業所等からお聞きし、十分認識をしてい

るところでございます。ちなみに、球磨公共職業安定所が発表しております平成30年9月現在の職業紹介状況を見ますと、全産業の有効求人倍率1.44に対し、介護サービスの求人倍率は1.91となっております。また、平成29年度の求人充足数と充足率につきましては、フルタイム職が410人の新規求人数に対し133人が就職され、充足率32.4%、パートタイム職が159人の新規求人数に対し57名の就職で、充足率35.8%となっております、人手不足が顕著にあらわれているようでございます。

介護人材不足の理由の1つに、介護職員の賃金が、他産業と比較して低いことが挙げられておりまして、そのため、国は、来年度から、従来の介護職員の処遇改善とは別に新たな加算として特定処遇改善加算を設け、介護職員のさらなる処遇改善に取り組むことが示されております。また、ICTの導入や介護助手の活用などによって介護職員の負担軽減を図ることが、介護人材の確保や定着につながる方策と考えられ、さまざまな施策が検討されております。

議員から御質問のございました、訪問介護員の人材不足につきましては、1人で各家庭を訪問し、要介護者やその家族と向き合わなければならないこと、要介護者や家族によって要望が異なること、要介護者の容体が急変した際の対応に不安を感じていることなど、他の介護職員と比較して、精神面での負担が大きいことが考えられます。介護訪問員に求められる介護の中には、資格を必要としない簡易な生活援助、たとえば申し上げますと、買い物、調理、ごみ出し等が含まれますことから、新規の参入者の方を促し、仕事の内容を分担するなどして負担軽減を図ることが必要だと考えているところでございます。

また、要介護者の増加を抑制するためには、介護予防事業が重要だと捉えておりまして、今後も、引き続き、介護予防事業を積極的に実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常に不足している状況が明らかになったと思っておりますが、本当に介護に従事される方、大変な状況があると思っております。その中でも、基本は、一番はやっぱり本当に給料が安い、これが一番かなと思っております。いろんな職員の方、私の家内もそういったケアマネジャーの仕事をしていますので、いろんな話を聞く機会もあるんですが、そういった介護に従事する職員の方が、本当に短期で仕事を辞めて、また違う事業所に変っていく。これはやっぱり、そういった仕事のきつき、仕事に対する報酬が合わない状況があると思っております。ですので、少しでも、楽をしてじゃないですけども、少しでも給料の高い事業所、施設に、辞めて変っていく。ですので、同じ資格を持った、新たな従業者の方がふえるのではなくて、同じ数の従業者の方たちがいろんな施設を堂々めぐりしているような状況があると思っております。退職して、次の施設に移ると。そういった状況が、一番目に見えてとれるんじゃないかなと思っております。そういっ

たことを解消するためにも、先ほど、新たな処遇改善という話がありましたけれども、そういった処遇改善をする手当が、本当に従事する職員に行くのかどうか、これをきちっと市は調査をしてほしいと私は思います。やはり、それが処遇改善として手当が出ても、それが直接職員に渡らずに、事業所の運営費に充てられるとか、そういったこともないとは限らないと私は思いますので、そういった処遇改善等が本当に従業者のほうにきちっと渡る、そういったことを、追跡調査じゃありませんけれども、そういったことの調査もすることによって、従業者が1人でも2人でもふえてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そういった取り組みもお願いをしたいなと思っているところであります。

先ほど、最後に介護予防事業が一番重要だと答弁されていますけれども、実際、介護予防は本当に重要だと思っています。その中でも、やっぱり一番重要なのは、認知症対策も大きな割合を占めてくると考えます。認知症については、早期発見それから早期治療が重要と言われておりますので、よりよく生きるという発想のもとに、認知症の発見の窓口を広げて、医療を受けさせる取り組みをすることが重要ではないでしょうか。従来よりチャンスを広げて、早期診断に結びつける取り組み、その1つとして、各種検診を活用して、そういった早期発見の取り組みにつなげるということも一つ考えられるのかなとちょっと思っているんですけども、この点の考えについてはいかがでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

高齢化の進展に伴いまして、認知症高齢者の数は増加すると考えられておりまして、2025年には2,458人、65歳以上の人口の5人に1人が認知症になると推計をしているところでございます。

認知症は、議員がおっしゃられましたように、発症初期の段階で早期発見し、早期治療につなげることが重要であると捉えております。本市でも、認知症対策としてさまざまに取り組みは行っておりまして、具体的に申し上げますと、まず1つ目に、家族等からの相談で、認知症が疑われる方に適切な対応、サポートすることを目的とした、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員——これは主任ケアマネジャーのことでございます——そのほか、認知症専門医で構成する認知症初期集中支援チームによる対応を検討すること。2つ目に、認知症の方やその家族など、さまざまな方が集うことのできる認知症カフェの運営の支援。3つ目に、徘徊の可能性のある高齢者の情報を共有し、徘徊時の早期発見に寄与することを目的とした高齢者見守りネットワークとの連携。4つ目に、認知症に対する正しい理解者をふやし、認知症になっても安心して暮らせる体制づくりを目的とした、認知症サポーター養成講座の開催などでございます。

以上のようなことと合わせまして、70歳・75歳到達の方々に対して実施しております、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証交付説明会時に、基本チェックリストにより抽出を行いまして、認知症が疑われる方に対しましては、地域包括支援センターの看護

師等の訪問により、早期の対応を行っております。

議員御質問の、検診等の活用についてでございますが、高齢者本人、御家族等が認知症状ではないかと予測できる簡易なチェックリストを健診案内に同封するなど、認知症への理解を促進し、早期発見及び相談できる仕組み等を、人吉市医師会また保健センターとも連携しながら、検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やはり、各種検診を活用するという事は、非常に課題がいっぱいあるのかなとちょっと感じたところでありますけれども。ただ、そういった健診を活用することによって、専門医の診断を仰ぐ、または仰ぐためのそういったチェックリストをつくることかすることによって、早期発見ができる可能性は多くなると私は思っているわけなんです。それを、例えば一次健診とか二次健診というような形で進めていくことによって、それがやっぱり早期治療のほうに進んでいくということにつながると私は思っています。これは、そういった形では早急にはできない取り組みがあるかと思っておりますが、医師会との十分な話し合いとかいうことを進めながら、そういった健診も活用してそういった対策ができるような方向性は、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、そのようにお願いできたらなと思っております。

最後に、障がい者福祉計画との関係で、障がい者福祉計画と地域包括ケアシステムの一体化ということで、地域包括ケアシステムに障がい者福祉計画を包含して策定する方向性があると思っておりますが、例えば施設整備の面については、共生型グループホームなどが開設をされている状況があるかと思っております。人吉市における障がい者福祉計画と地域包括ケアシステムとの一体化については、どのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムは、高齢者のみならず難病患者、障がい児、障がい者など、地域生活を営む上で支援を必要とする全ての人を対象とすることを基本的な考えとしております。

しかしながら、急速な高齢者の増加への対応が喫緊の課題であることから、国は、まず高齢者を対象とした地域包括ケアシステムを構築することとし、平成12年4月の介護保険制度施行時から位置づけられ、取り組みが始まったものでございます。

障がい者福祉では、平成18年4月に、障害者自立支援法が施行され、障害者サービス利用の援助や総合相談を行うための相談支援事業が、市町村必須の地域生活支援事業として位置づけられました。これにより、総合相談の機能や、多くの関係機関との連携など、地域に応じた体制づくりがなされております。また、平成28年に、国の地域力強化検討会の報告の中で、「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進について提言がなされ、住民が抱える課題が複合

的・複雑化しているケースについては、関係機関が連携し、課題解決が図られることを目指す旨が明記されましたことから、地域生活を営む上で支援を必要とする全ての人を対象となることが、改めて示されたと認識しております。

本市におきましては、庁舎西間別館の1階に、高齢者支援課、福祉課の障がい者支援係と児童福祉係を配置し、高齢者、障がい者、児童等の各分野で相談を受け、世帯の中の課題として複合化しているケースについては、各分野間で情報を共有するとともに、必要に応じ、地域ケア会議等の開催により支援方法の統一や役割分担を行うなどの連携をしております。

また、人吉市社会福祉協議会におきましては、高齢者相談員を設置し、地域において、民生委員児童委員とともに高齢者の見守りを担っていただいておりますが、平成30年度からは、くらし見守り相談員に名称を変更し、高齢者だけではなく、さまざまな事情により見守りが必要な世帯へと対象を広げたところをごさいます。本市も、その活動を支援しているところをごさいます。

今後も、誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、国が示す地域共生社会の概念である、「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けた地域包括支援体制づくりに努めることが肝要かと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に、地域包括ケアシステムの構築につきましては、高齢者施策としての取り組みのほかに、やはり地域の中には高齢者以外にも支援を必要としている方がいらっしゃいます。先ほど市長答弁ありましたように、障がい者福祉関係も連携をして取り組みを進められているということでもありますから、障がい者の地域生活移行を進めながら、さらには子育て世帯やひとり親家庭、それから生活に困っている方、ニートや引きこもりなど、あらゆる世代のあらゆる状況にある方たちを地域社会の中で支えていく、地域の全ての住民にとっての仕組みづくりが地域包括ケアシステムの目指すところだと考えるところであります。

今後、高齢者に特化せず、大きな視点での地域包括ケアシステムの構築を、地域福祉の推進と合わせて、全庁的な取り組みとして、庁内各課連携のもとに進めていただきたいと思いますので、そのように要望をしておきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 18 分 休憩

午後 3 時 33 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永貞夫です。

まず初めに、3月末日をもちまして退職されます職員の皆様、大変長い間お勤めお疲れさまでございました。さらなる活躍を期待して、第二の人生をスタートさせていただければと思いますので、大変にお疲れさまでございました。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、3項目、1項目めは、消防行政について、2項目めが、非常勤職員の任用更新について、3項目めが、新婚世帯支援についてであります。

まず、1項目めについて、消防行政について。

まず初めに、消防団員の皆様には、日ごろから、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害による被害を軽減するために、いち早く駆けつけ、安全・安心な暮らしを守るために活動されておられますことに感謝申し上げます。また、団員の所属する職場である各事業所・団体の皆様にも、日ごろから御協力いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

ことし1月13日に、平成最後の出初め式が行われました。私たち市議会議員も、毎年、開会式に出席し、団員の皆様に対面して整列させていただいておりますが、ことしの出初め式は、昨年と違った景色での開催でございました。それは、熊本地震災害の影響で旧市役所本庁舎が解体され、更地の状態での初めての出初め式の開催でした。団員の後ろに、昭和の時代からいつもそこにあった本庁舎がないという景色を見たとき、昭和、平成という2つの時代の終わりを感じたのは、私だけではないと思います。毎年出席している出初め式ですが、近年感じているのが、消防団員数の少なさであります。これは、皆さんも感じておられると思いますが、年々少なくなっているように感じます。

まず1点目の質問ですが、現在の消防団員数を含めた人数で、過去3カ年の基本団員数、そして機能別団員数の状況をお尋ねいたします。条例定数もお願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

過去3年間の団員数ということでございますので、平成28年度、平成29年度、平成30年度の4月1日時点の団員数でお答えをさせていただきます。

まず、団員の条例定数でございますが、基本団員、機能別団員を含めまして、あわせて559名となっております。

次に、団員の実員数でございますが、平成28年度の基本団員数が409名、うち女性消防隊員が18名、機能別団員数が101名、合計510名でございます。

次に、平成29年度の基本団員数が402名、うち女性消防隊員が15名、機能別団員数が103名、合計505名でございます。

次に、平成30年度の基本団員数が390名、うち女性消防隊員が13名、機能別団員数が102

名、合計492名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 済みません、ちょっと確認ですけれども、機能別消防団の中に、これ100名を超えています、これは防災サポーターも入れての人数の合計でよろしいでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

防災サポーターの人数も含まれております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 条例定数が559名、そして、今、各年度言われました、510名、505名、492名と。これは、先ほど言われました機能別消防団の101名、防災サポーターが入ってのことでございます。ただ、出初め式にはこの方たちは参加されておられませんので、実際には基本団員の方たちの参加だと思えます。

先ほどと同じく、過去3カ年の出初め式の基本団員の人数を、出動人員の人数と、また欠席者数、そして欠席理由についてわかれば、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まずもって、本年1月13日日曜日に開催いたしました人吉市消防出初め式には、豊永議員を初め市議会議員の皆様には式典に御参列をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

御質問の、過去3年間の出初め式に参加した団員数、基本団員数及び欠席者数をお答えいたします。

平成29年出初め式の出席団員数は351名で、欠席者は49名でございます。平成30年出初め式の出席団員数は337名で、欠席者は60名でございます。平成31年、本年出初め式の出席団員数は331名、欠席者数は50名でございます。

本年出初め式の欠席者につきましては、インフルエンザ等が流行していたこともありまして、体調不良や仕事関係での欠席が多かったようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ちょうどそのときはインフルエンザがはやっていたということもありまして、人数50名、この中には仕事の方もいらっしゃいますけれども、大半の方はインフルエンザの方が多かった、病欠の方が多かったんじゃないかと思っております。

実は、10年前の2009年3月議会でも、消防団の参加人数の減少について質問をさせていただいておりました。当時は、実団員数が457名、出初め式参加が388名、欠席者が69名でございました。当時の欠席理由は、仕事関係が51名、傷病が8名、その他が10名という結果でござ

ざいました。この当時、仕事関係者というのが多かったのは、その前年の2008年9月にリーマン・ショックが起りまして、派遣切りや契約解除など、日本経済が後退した時期でありましたので、仕事を休んでの出初め式の参加というのがなかなかできなかった状況だったようであります。10年前の388名の参加者数でも、その当時、少なく感じたくらいですが、ここの参加者数が331名ということで、さらに、この10年間かかってもかなり減った感じがしております。

本市消防団の基本団員数の減少の要因については、本市はどのように分析されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

団員数減少の要因についての御質問でございますが、さまざまな消防行事の折、団員の皆様や後援会の方々とお話をする機会がございますが、会話の中で、団員の減少、団員確保の難しさなどをお聞きするところでございます。

団員数の減少の要因といたしましては、まず第一には、全国的な傾向といたしまして、少子高齢化に伴う若い世代の人口減少、次に、就業構造の変化に伴い、以前多かった農業従事者や自営業者が減り、サラリーマンがふえていること、このことによって転勤者がふえ、また勤務時間も土日勤務などもふえ、消防団活動に従事できない方がふえているのではないかと捉えているところでございます。また、本市内におきましては、地域において人口に隔たりがあり、若い世代が少ない地域があるなどが、団員数減少の要因ではないかと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 要因としては、大きなものでは人口減少、また就業形態で転勤だったり、土日の仕事、そういう理由を答弁されましたけれども、仕事関係については、10年前も同じような理由づけでありました。やはり、今回、こういう減少した大きな理由は、やっぱり人口減少、これが大きいんじゃないかと思えます。大きな町内と山間地の町内では、人口の格差が大きい。そして、なかなか若者が地元にいない。いないから、部長が卒業しても退団できずに、団員として残ることになる、また、年齢的に退団しても、団員確保が、実際若者がいないので、できない状況、これがやはり団員の減少の大きな要因だと思います。

団員数が少なくても、出初め式にはやっぱり参加しなくちゃいけない。そして、団員が少なくても出初め式には出場はできます。観閲などの規律では、少人数のほうがやりやすいこともありますが、その反面、団員数が少ないことにより、放水競技に影響が出てきます。通称、玉落とし競技ですが、本市出初め式の花形競技だと思います。この玉落とし競技に、各部、優勝を目指して挑むわけですが、競技内容は、それぞれに、団員の自分の担当する箇所を責任を持って、一秒でも早くつないで球を落とすという内容でございますが、団員の多い

部では補助に回ったりもできますが、少ない部においては、1人で何役もしなければならず、優勝を目指すには厳しい状況になります。少数精鋭で競技し、ホースをうまくつなぎ、球をスムーズに落とした場合は、観客の拍手や歓声で迎えられるますが、その反面、けがなど負傷する危険性もはらんでいるので心配されるところでもあります。

玉落とし競技において、競技に必要な人員数というのは、本市としては何人を想定されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

出初め式における放水競技でございます。消防技術の研さんを目的として代々実施してきております花形の競技でございますけれども、通称、玉落としと呼んでおりますが、可搬型消防ポンプから消防ホース5本を連結し、ボールの高さ約15メートルの位置にある網かごを下から狙い、かごの中の3個のボールを放水により打ち出し、タイムを競う競技でございます。競技に必要な人員数は、特に定めはございませんが、競技には消防器具を使用しますので、その配置につきましては、まずポンプのエンジンを操作する担当が1人、取水するための吸管担当が1人、消防ホースを5本使用しますので、それぞれ1人ずつ担当するとして5人、そして、放水する筒先担当1人と、その筒先補助員1人の計9名は必要かと思っております。これは、最低でも9名は必要ということでございますので、それを支援する消防団員が、当然いるほうが安全に競技が行われると認識をしております。

放水競技の運営に当たりましては、危険防止のため、副分団長以上の幹部を各要所に配置いたしまして、危険と判断される場合は、競技途中においても中止するよう、安全対策を講じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、答弁で9名と言われました。吸管につなぐところが1名と言われたんですけども、吸管をつなぐところは1名でもいいんですけども、水槽の中に突っ込まなくちゃいけない人がやっぱり必要になると思います。浮かび上がらないように押さえつけておかななくちゃいけないので、そこでプラス1、最低でもやっぱり10人は必要じゃないかと私は思っております。多いに越したことはないですが、10名ほどやっぱり必要じゃないかと思っております。今、9名と言われましたけれども、私は10名だろうと思っております。

10年前の団員数が457名で、今年度の基本団員数が、女性消防隊13名も含めて390名、10年前と比べて67名の減少になっております。徐々に減少してきていますが、今後ふえるかという、なかなかふえるというのは厳しい状況だと思います。現在の人吉市の消防団の組織が再編になったのが平成8年、既に20年以上が経過しております。何点か、消防団の現状について質問をしてみましたけれども、先ほど、団員の数が減っている。消防玉落としでは、先ほど私は10名だと言いましたけれども、ちょっと戻りますけれども、今回、団員の中で8名

の方で消防の玉落としをされたところがございます。実は、私の所属する町内の蓑野、古仏頂町の5分団2部でございます。2月の広報ひとよしの表紙を飾った写真が、5分団2部ございました。一人一人がやはりそれぞれ持ち場を持って、1人で何役かをしている団員もいたので、大変げがとか心配をしたところがございますが、消防団の放水競技の団員の安全確保に対しては、どのように考えておられるのか。消防出初め式のあり方として安全確保、この辺についてはどう考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

ことしの出初め式では、議員御指摘の蓑野町、古仏頂町で編成をしております第5分団2部におきましては、もともと団員数が少ない上に、体調不良により複数の欠席者が生じ、8名での参加となったところがございます。私たちも、放水競技においては安全面を心配したところがございますが、5分団2部の部長におきましても、安全にはより一層配慮し、参加したいと伺って、実施したところがございます。

放水競技における安全対策につきましては、毎年、秋季消防総会の中で、細かく注意事項を確認し、また出初め式終了後は、春季幹部会議において反省点・改善点などを確認して、団員の安全確保に努めているところでございます。

今後の出初め式のあり方につきましては、これまで長い歴史と伝統により挙行されてきました、本市消防団の一大行事でございますので、実際に参加される消防団員の皆様の意向が重要と考えております。今回の参加人数が少なかった部の対応なども含め、出初め式のあり方につきましては、消防団幹部の方々と協議を重ねながら、団員の安全面を最大限考慮した出初め式となるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ちょっと先走ってしまいました。今、安全確保もちゃんとしていくという答弁でございました。10年前の団員数、そしてことしの団員数、やはり67名の減少となっておりますが、徐々に減ってきている中で、やはり、今後はふえるかということ、なかなかふえない。そういった状況もございます。そして、現在の消防団の組織の再編になったのが平成8年からということで、もう20年以上が経過しております。これまで、ちょっと質問はしてきましたけれども、本市の人口減少に比例して消防団員も減少している状況で、基本団員数確保も厳しいと考えます。今すぐには言いませんが、今後、組織再編も視野に入れて検討する必要な時期が来ていると思っておりますけれども、本市の考えをお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

先ほども御答弁いたしました。各部の実団員数においては、地域間で格差が生じておりまして、各部の定員を20名と定めておりますが、18名以上の団員がいる部が10部、団員が

13名以下の部が5部、その中間の人数で構成されている部が6部という状況でございます。

団員数の少ない部においては、団員個々への負担の増加を心配するところがございます。このような現状を踏まえ、団員の確保対策や団員の消防団活動における負担軽減などの対策を講じていくこととしております。

議員御指摘の、消防団の組織再編につきましては、まずは消防団、後援会、町内会等の御意見をお聞きし、御理解を得ながら、大きな課題と捉え、方向性を定めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 再編については、今後の課題の1つでございます。一番心配されるのが、最近の災害の対応ということで、日本全国さまざまな災害が、大きな災害が出ております。被害も出ている中で、本市の消防団の人数が少なくなっている。そういったところで、その対応が、やはり消防団の一人一人に負担が大きくなってくるんじゃないかというところで、そういった意味での再編も必要じゃないかということを取り上げた次第でございます。

基本団員数の減少に伴いまして、それを補う意味でもある防災サポーターについて質問させていただきます。平成26年に結成されました防災サポーターも、ことしで5年が経過します。この5年間の活動の中で、課題はどのようなものがあつたのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

平成26年度に発足いたしました防災サポーター、「市民の命をまもり隊」でございますが、基本団員の活動とは明確に区分し、大規模災害時に、住民の避難に関する業務に限定し、活動を行っていただくものでございまして、これまで基本団員が担っていた業務を、防災サポーターが補完する位置づけとしております。

発足から5年経過しての課題でございますが、1つ目に、大規模災害時の活動に限定していたことから災害時の避難誘導活動の機会がなく、防災訓練の参加程度と、活動が少なかったこと。2つ目に、指揮系統を明確化しておらず、平時、災害時を問わず、連絡体制に不安があつたこと。3つ目に、定期的なお知らせなど、活動についての周知が不足していたことなどを課題としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 3つの課題を言われましたけれども、その中の2つ目に、防災サポーターに対する指揮系統が明確化していなかったとありました。さらりと答弁されましたけれども、これは非常に問題があるんじゃないかと思っております。

防災サポーターは、大規模災害時の避難誘導の活動に限定とされておりますが、災害が発生したとき、指揮系統が明確化していないということだと、どこからの指示が出て活動され

ることになっているのか、その辺についてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

連絡体制につきましては、災害対策本部が出動の判断を行い、災害対策支部から防災サポーター個人、個人に連絡をとることとしておりました。このことは、現在の状況では連絡に時間を要するため、防災サポーター内で連絡網をつくっておけば効果的であったということで、課題としておるところでございます。

また、防災サポーターの出動の機会につきましては、大規模災害時と定義しております、主に大地震を想定していたところでございます。防災サポーターの活動においては、効果的な運用ができていない状況がございましたので、課題・反省を踏まえ、防災サポーターの活動の見直しを進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 災害対策本部が指示を出すということになっていたということですが、実際には、連絡網というものが防災サポーターの中でもできあがっていなかったということをお聞きしております。そういった意味では、この5年間の中で、やはり早目に取り組んで、これを確立しておくべきじゃなかったんじゃないかと思っております。昨年6月と7月に、人吉市においても避難勧告、避難指示が出た場所がございます。その中で、やはり避難者というのが、昨年も取り上げましたけれども、1%にも満たなかったと。災害こそなくて、被害もなかったんですが、ほかの県の災害のことを考えると、やはり防災サポーターの方たちも今後生かしていきます、という答弁でございましたので、今後は、やっぱりそういった意味では指揮系統や、また連絡網というのはちゃんとして取り組んでいただきたい。それは、ひとつ要望として出しておきたいと思っております。

この防災サポーターと機能別消防団との違いについて、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本市では、平成23年度から機能別消防団を、また、平成26年度から防災サポーターを発足しております。

この両者の違いでございますが、機能別消防団は、地元で発生した火災の初期消火を目的とし、山間地の鹿目町、田野町、矢岳町の3町内に、それぞれ10名前後の地元町内住民——主に消防団OBでございますが——で組織しております。団員には、ヘルメット、はっぴ、半長靴を支給いたしております。一方、防災サポーターは、大規模災害時の住民の避難誘導を目的とし、主に、退団された消防団部長経験者約70名が所属されております。防災サポーターには、ヘルメット、ベストを支給いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 違いについて答弁いただきました。防災サポーターについては、対策本部のその支部内の活動に限られているということも、先ほどの答弁からわかった次第でございますが、これまでの、最初に答弁されました課題、答弁されましたけれども、この課題も含めて、今後の防災サポーターの活動についてはどういう内容になるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

防災サポーターにあっては、より充実した活動や確実な情報伝達が行えるよう、現在、活動の見直し等を進めているところでございまして、昨年12月に、防災サポーターへの説明会を開催し、意見交換を行ったところでございます。

現在検討をしております防災サポーターの活動等見直しの内容といたしましては、まず第1番目に、大規模災害時に限定していた活動を、大規模災害に限らず、避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合に、災害対策支部管内の住民の避難支援を行うこととすること。2番目といたしまして、新たに火災現場での活動を可能とすること。ただし、あくまでも後方支援としてございまして、水利の確保やホースの延長、車両誘導等として検討しているところでございます。3番目に、大規模災害時の指定避難所運営における、住民と行政をつなぐリーダーとしての役割を担うこと。4番目に、指揮系統の明確化と、防災サポーターにリーダーを設け、連絡体制の確立を図ること。以上の内容を検討しており、できるだけ早く進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 昨年12月に、説明会また意見交換も行われたようでございます。その中で、今後さまざまな取り組みをされるということでございますが、この5年間は、実際何もされていなかったというのが現状だと思っております。そういった意味では、やっと防災サポーターの方たちも、自分たちの活動する内容というのが、今回初めてわかったんじゃないかと思っております。

そこで、最後に、市長にお尋ねしますが、現在の基本団員の減少、そういう課題、また災害発生時の、防災サポーターあるいは団員の少ない基本団員の中で、本市の防災行政として、市長はどういった考えをお持ちなのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

消防団員の皆様には、火災や災害出動、また防火啓発、火災予防など多岐にわたり、献身的に活動していただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

消防団員は、地域消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、地域に密着し、住民の安全と安心を守る重要な役割を担っていただいております。

近年、特に国内では大規模な災害が多発しており、発災直後の初動期における消防団の重

要性が改めて認識されているところでございます。このように、重要な役割を担う消防団ではありますが、議員御指摘のように、年々、基本団員が減少している状況にございます。このことは、全国的な問題となっており、総務省消防庁でもその対策に力を入れているところでございます。

本市におきましても導入いたしました機能別団員制度もその1つであり、基本団員の活動を補完する、特定の業務等の役割を担っていただいているところでございます。しかしながら、基本団員の減少は、確実に地域防災力の低下を招くものと理解しておりますので、市といたしましても全力を持って団員確保に努めてまいりたいと存じます。

また、御指摘がございました防災サポーターにつきましても、しっかりとした連携をとりながら、また、役目等もお互い共有し、万が一のときは活動していただけるような体制づくりも、改めて努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今後、災害がないことを祈るばかりでございまして、機能別消防団の方たちは山間地の方が多いんですけれども、平均年齢がかなり高うございます。やはり、なかなか無理も言えない部分もありますので、その辺も考慮しながらお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。この項目については、終わります。

次に、非常勤職員の現状についてであります。2017年、地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月から、自治体の非常勤職員・非正規職員の会計年度任用職員制度が導入されることになりました。来年からの制度ですので、現在は現行法のもとでの職務になっておりますが、市民の方から、現在の任用更新についてと、来年から始まる制度について、何点かお問い合わせがございましたので質問していきたいと思っております。

まず、本市の非常勤職員の人数と職種の数をお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本市の一般職非常勤職員の職種につきましては、その任用、勤務条件等を定めた人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程、別表第1に細かく分類がされておりますが、ほかにも福祉関係、学校教育関係、社会教育関係など、それぞれに独自の規定もございまして、これらを包括的に整理し、次に述べます9分類により整理をさせていただければと存じます。あわせて、平成30年4月1日現在の、分類ごとの非常勤職員数も申し上げます。

まず、主に健康福祉部において任用されております保健師や介護支援専門員など、資格等を有する保健医療職の非常勤職員が43人。次に、公民館や図書館、学校事務補助や学校用務員といった、施設管理に従事する非常勤職員が49人。また、教職免許等を有する、学校教育や社会教育の推進に従事する非常勤職員が32人となっております。また、電話交換やカルチ

ヤーパレス館内における機械操作などに従事する非常勤職員が8人、庁舎の守衛業務に従事する非常勤職員が5人、消費生活相談に従事する非常勤職員が4人、大型自動車の運転免許を必要とするマイクロバス運転が1人となっております。このほか、市税等の滞納整理や旅券発給等の一般事務等に従事する非常勤職員が9人、障がい者雇用枠として任用する非常勤職員が3人の、総勢154人の非常勤職員を任用している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） さまざまな職種で154名の非常勤職員がおられるようであります。非常勤職員の方の任用期間と更新回数、これは制限があるかと思いますが、この件についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等につきましては、人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程を基本としておりますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、このほか、福祉関係、学校教育関係、社会教育関係等におきましては独自の規定もありますことから、必ずしも全てが同じ内容とは限らないところでございます。したがって、御質問の、任用期間と更新回数につきましても、ほとんどの非常勤職員におきましては、任用期間は1年以内、更新回数は7回、最長8年という規定の適用になりますが、一部の職種等におきましては、更新回数等の制限がないものもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 7回更新で、最長8年。毎年更新されて、この任用期間が、例えば5年目の方で、市から、次年度の更新をしないと決定した場合、その旨を本人に伝える時期はいつなのか。また、更新しない理由は説明されるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

次年度の更新をしない場合、その旨を本人へ伝える時期はいつなのか、という御質問でございますが、特段の細かい定めがあるわけでもなく、それぞれの部署によって、時期にも差違があるかと思われまます。多くの非常勤職員を抱える部署等におきましては、年末ごろから非常勤職員の面談を実施し、更新の意向等を確認の上、次年度の非常勤職員確保に向けた取り組みを行うところもあるようでございますが、ほとんどの部署は、所属長による職員の面談実施が行われる2月ごろに、非常勤職員の面談等を合わせて実施し、任期の更新等についても確認をしているようでございまして、おおむね任期満了の一月前ごろまでには、更新の有無についても一定の共通認識がなされているものと存じております。

しかしながら、その後におきましても、解任の理由とまではいかないにしても、勤務実績の不良や非常勤職員としての適格性に疑問を感じさせるような事由等が確認されれば、任期

満了をもって任用を終了することは十分に想定されるものでもあります。したがって、非常勤職員の任用期間の更新につきましては、任命権者が特に必要と認める場合、更新ができるとされているものであり、任用通知書の中にも、新たな任用通知がない限り、任用期間満了をもって任用は終了をする、と記載があるとおり、任用期間が更新されることが前提ではないということをご理解いただければと思っております。

また、更新しない理由の説明についての御質問でございますが、新たな任用通知がない限り、任用期間満了をもって任用は終了することとなっております。任命権者が特に必要と認める場合、更新ができるとされておりますことから、更新しないことに、本来、理由は不要であると認識をいたしております。ただ、勤務成績等において何らかの問題がない限り、一般的には任用期間の更新を行っているのが実情でありますので、更新しない理由を求められれば、それに応じることといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） おおむね1カ月前には、本人と市のほうで共通認識ができていたということですが、実は、問い合わせしていただいた方が、更新の面談での意向の調査はあったそうなのですが、そして、更新の意思を伝えただけでも、3月に入ってから、「更新はできない」という通告を受けたということでした。非常勤職員の立場というのは、1年の任期での任用なので、先ほどから言われたとおりでございます。それは理解されておりますが、3月に入ってから、そういう通告を受けると、やはり非常勤職員という方は不安定な立場で、弱い部分がありますので、任用期間の更新があるのかないのかによって、次年度の求職活動もしなくてはならないと。せめて、先ほど、1カ月前に共通認識をされると言われましたけれども、せめて、やはり、そういう3月に入ってからという通告というのをやめていただいて、1カ月前にそういう通告をお願いしたい、という御意見でございましたので、こういうことがないように、1カ月前には通告していただくようお願いしたいのですが、それについてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、任用される非常勤職員の立場を考えると、更新の有無についての通告は、早い時期に越したことはないと思っております。しかしながら、更新の有無の判断は、各所属所での非常勤職員の任用状況や勤務状況、職種によっては後任の非常勤職員の確保の困難性など、さまざまな状況等がありますことから、所属所の判断に委ねるしかないのでございます。

現時点におきましては、おおむね、先ほども御答弁申し上げましたけれども、任期満了の1月前ごろまでには、更新の有無についても、お互い一定の共通認識がなされている状況にあり、特段の混乱も生じていない状況と感じておりますので、これを1つの目安に、今後

おきましては、おおむね任期満了の一月前までの早い時期に、更新の有無を通告できるよう努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） よろしくお願いいいたします。

来年から始まる公務員制度の改正の内容で、これまで7回の制限があった更新回数が撤廃されるということですが、その内容についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在の非常勤職員の更新回数につきましては、人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程において、上限の規定を定めているところでございますが、2020年度から導入を予定いたしております会計年度任用職員制度におきましては、その募集に当たって、任用回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取り扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえ、適切な募集を行うことが、総務省が作成した事務処理マニュアルにおいても求められているところでございます。

したがって、これまでのように更新回数に上限を設けるような規定は想定はいたしておりませんが、同一の人物を、長期にわたって再度任用することを無条件に容認しているものでもございません。再度、同一の人物を任用する場合であっても、平等取り扱いの原則や成績主義のもと、人事評価結果の活用などの客観的な能力の実証を経た上で、適切に行うことが求められているというものでございます。

こういった任期の取り扱いにつきましては、任用される職員に誤解を招かないように、採用の段階で明確にお示しさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 制限が、これまで7回だったものが、こういう回数という制限がなくなるということでございます。

もう1つ、期末手当も支給されるということになっていますが、その内容についてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

会計年度任用職員への期末手当の支給につきましては、可能とされております。支給に当たっては、任期が相当長期にわたる者に対して支給すべきとされており、具体的には、在職6カ月以上が目安とされているところでございます。

期末手当の支給に対する本市の考え方でございますが、常勤職員との均衡、他の自治体の動向や本市の財政状況等も踏まえ、部内で検討を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） まだ、なかなか全体的には決まっていな部分もあろうかと思いますが、対象者に対しまして、非常勤職員の方に対しましては、説明はしっかりしていただきますよう要望しておきます。この件についても終わります。

最後に、新婚世帯支援についてであります。本市の新婚世帯への支援策の状況として、何点かお尋ねさせていただきます。

実は、3月3日に、私のおいが結婚式を挙げました。25歳であります。人吉市内ではありませんので、住民票はこちらにありません、郡部のほうにあります。義理の姉の長男ですが、やっぱり若いので所得も少ないので大変生活が厳しい、という言葉は何回も聞いたように思います。

そこで、本市の婚姻数の状況として、婚姻届を提出される件数を、過去3年間の数字をお尋ねいたします。また、提出される方の年代についても、わかればお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） それでは、豊永議員の御質問に、少子化対策という観点で、私のほうからお答えさせていただきます。

本市の婚姻数についてでございますが、市民課での受付件数でお答えさせていただきます。平成27年度が156件、平成28年度が137件、平成29年度が121件となっております。また、本年度につきましては、平成31年、本年2月末現在で94件となっております。

また、どの年代が多いかにつきましては、データを把握しておりませんので、厚生労働省が公表しております人口動態調査によります初婚平均年齢でお答えをさせていただきたいと思っております。国の初婚平均年齢は、平成28年度の数値で、男性が31.1歳、女性が29.4歳、熊本県につきましては、男性が30.4歳、女性が29.3歳となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 100件も超える方たちの婚姻届が出されたということでございます。よそよりも多く感じております。

これから新婚生活が始まるに当たりまして、さまざまにお金がかかるとは思いますが、そういう方々への支援策について、本市は何かされているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

現在、新婚世帯に特化した生活支援策は実施をしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 何もされていない状況です。人吉市に住んでもらうためにも、支援策も考える必要があると思っております。

国立社会保障・人口問題研究所が出しているデータによりますと、結婚の意思がある未婚者を対象に、1年以内に結婚するとしたら、何が障害になるかを調べたところ、「結婚資金」との回答が一番多く、男性で43.9%、女性で41.9%になりました。また、「結婚のための住居」との回答が、男性で21.2%、2番目に多く、女性で15.3%という結果になっております。先ほども言いましたとおり、若い世代ですと所得の少ない世代ですので、新生活というのはやはり大変な部分もあろうかと思えます。

そういったところで、国の結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助する、結婚新生活支援事業というのが、2016年にスタートされております。その支援事業の概要についてお尋ねします。そして、この事業について、本市としても取り組むことで、定住促進だったり少子化対策だったり、そういった意味での、新しい生活をスタートされるカップルを応援することはできないか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るため、内閣府では、地域少子化対策重点推進交付金を設け、結婚新生活支援事業を実施している自治体を対象に、支援経費の一部を補助しております。

今、議員から御紹介のありました、結婚新生活支援事業の内容についてでございますが、対象となる世帯につきましては、御夫婦の所得が合計340万円未満で、婚姻日における年齢が、御夫婦ともに34歳以下などの条件を、全て満たした方々となります。また、補助の対象となる費用につきましては、新居の購入費や賃貸の場合の家賃・敷金などで、補助額は1世帯当たり上限30万円。自治体に対しては、国から補助額の2分の1が交付されます。内閣府が公表しておりますデータによりますと、平成31年1月10日現在で、全国260の市区町村が事業を実施しております。熊本県内では、荒尾市、玉名市、玉東町、高森町、水上村が取り組んでおられます。

本市におきましても、少子化対策は重要な課題の1つでございます。また、若者世代が本市に住み続ける、いわゆる定住促進の観点からも、このような新婚世帯への支援は有効な施策の1つであると認識をしているところでございます。

全国的にも、熊本県内の5市町村を含めた260の自治体が、既にこの事業を実施されておりますので、まずは先行自治体の利用状況などを調査し、効果の検証を行うなど研究をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 先ほど、御夫婦の所得が340万円と言われましたけれども、この内閣府のチラシの中に注意書きとして、年収に換算すると約530万円程度、という注意書きがありましたので、補足させていただきます。

県内でも取り組んでいるところがありました。今、答弁にもありましたけれども、荒尾市のホームページにも載っておりましたのでプリントアウトしましたけれども。ここでは、やっぱりいろいろ条件がありますけれども、1世帯当たりの補助金の額というのが、24万円を上限として交付されております。そういった意味では、各自治体によって交付額を変えることができる内容になっているんじゃないかと思えます。先ほど答弁いただいた補助対象の部分というのはほとんど同じでございますので、こういった取り組みを、今後、人吉市、財政的にも厳しいといわれる中ではございますが、少子化対策あるいは定住促進という意味からも取り組んでいくべきだと私は思っておりますので、この辺についても検討・研究されるということでございますので、その点については要望させていただきたいと思えます。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時47分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思えます。

5点、質問をしてまいりたいと思えます。1点目は、消費税増税で、増税に対する認識です。2点目、市庁舎建設で、事業費の情報公開について。3点目が、ダムによらない治水対策で、想定外の洪水にも対応する対策ということで質問しますが、これまで、パラペットとかのあるところをよく質問してまいりましたが、今回は土の堤防の部分についての質問です。それから、4点目に、介護保険、利用料の助成について。それから、5点目に、ウォーキングの普及ということで、健康増進と医療費削減について質問してまいりたいと思えます。なお、先ほどの答弁と重複するところもあるかと思えますが、流れの関係がありますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず、1点目の、消費税増税についてです。今年10月から、消費税を10%に増税する、安倍首相の方針に、市民の中からも悲鳴の声が挙がっています。日本共産党人吉市委員会は、昨年9月、10月に、市民アンケートに取り組みました。その中に、10%への消費税増税など、国の政治のあり方について、意見を書く欄を設けていたところ、このような意見が返ってきました。「消費税10%は絶対反対します。今でさえ、生活はやっとなのに、楽しみもなくなります。」、70代の女性の方です。「消費税10%は高いと思う。増税になるとは知っていたが、どうにかならないかと思う。」、30代女性の方です。「生活が安定していないのに、10%は考えられない。」、70代女性の方です。「また税金増、生活できていけるのか不安で

す。」、これは年齢がわかりませんが、女性の方です。「生活保護世帯は、保護費削減が進む中で、消費税増税され、働きながら、足りない部分を保護費に頼っていますが、生活は苦しくなるばかり。」、40代男性などです。

市長に、消費税が10%に増税されれば、市民生活が大変になるという認識があるか、お伺いします。

以上、1回目です。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ことし10月に予定されております消費税増税に伴う、市民の生活への影響についての御質問でございますが、消費税が増税されますと、購買意欲の低減を招いたり、景気が悪化することなどが懸念され、市民生活において少なからず影響が生じるものと認識をいたしております。

しかしながら、国においては、景気に対する影響を最小限に抑えようと、さまざまな施策を講じると報道がなされており、その動向を注視しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） ここでは、今、答弁のように、認識として、市民生活が大変になるということは同様で、争うところはないと思います。そこで、本論とちょっと違うんですけど、一応、公共料金の面でちょっと心配されるので聞きたいんですけども、消費税が増税されるだけで大変なのに、さらには、消費税増税によって、人吉市の公共料金上がるのではないかと気がなります。消費税増税によって上がる可能性のある公共料金は、何があるのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

消費税の増税に伴い、本市の公共施設の使用料等の改定を行うかどうかにつきましては、現在、所管課において検討を始めたところでございます。その結論につきましては、今しばらく時間を要するものと考えておりますが、市民の皆様にとって、行政サービスの低下を招いたり、あるいは施設の利用に支障が出ないように検討を行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 行政サービスの低下を招かないようにしたいということで、ぜひ市の努力で、消費税が上がっても、公共料金等が上がらないようにしていただきたいと申しておきたいと思います。

では、本論に戻りまして、ことし10月からの消費税10%増税に対して、消費税に賛成という方からも、こんな経済情勢のもとで増税を強行していいのか、景気が悪化するのではな

いか、という批判、懸念の声が広がっています。志位委員長は、2月12日の衆議院予算委員会において、総務省の家計調査をもとにした、2人以上世帯の実質家計消費支出の推移のグラフを示しました。実質家計消費は、2011年の東日本大震災の年を底として、2012年、2013年と、弱々しいが回復傾向にありました。それが、2014年の消費税8%への増税を契機に、どんと大きく落ち込んで、増税前の2013年の平均363.6万円に比べて、2018年平均は338.7万円と、年額で約25万円も落ち込んでいます。2月8日の政府の発表でも、家計消費は、5年連続でマイナスとなっています。もう1枚、政府が公表した、毎月勤労統計調査より作成した、2012年から2018年までの平均実質賃金の推移を描いたグラフも示しています。実質賃金は、2014年の消費税8%への増税を契機に、大きく落ち込んで、2013年平均で392.7万円ですが、それに比べて、2018年は382.1万円と、10万円以上も落ち込んだままとなっています。セブン&アイ・ホールディングス名誉顧問の鈴木敏文氏は、文藝春秋に寄せた一文で、「消費税増税は必要としても、今のタイミングで消費税を上げたら、間違いなく消費は冷え込んでしまうことでしょう。国内景気がさらに悪化して、消費の減少、企業倒産の増加、失業率の上昇といった負の連鎖に直面する可能性もある。当然、消費税だけでなく、法人税、所得税といった税収全般が、逆に低下する事態に陥ってしまいかねません。」と、警告されておられます。

私自身は、消費税という税金のあり方そのものに反対ですが、とりわけ、ことし10月からの消費税増税は絶対に行うべきではないと思います。市長は、消費税増税をどのように考えているのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

消費税の増税につきましては、国の施策にかかわることですので、地方公共団体の長としての私の意見は、差し控えさせていただきます。

しかしながら、我が国は、急速に進む少子高齢化により、社会保障を支える現役世代が減少しております。社会保障制度に係る費用は、毎年急激に増加しており、現在では、国、地方の財政の大部分を占めております。その一方で、経済の成熟化によって、かつてのような高い経済成長率が望めなくなったことから、税収は、歳出に対して大幅に不足している状況です。世代を問わず、国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するため、子供から高齢者まで、切れ目なく全世代を対象とする社会保障の充実を図るために、消費税の引き上げが行われるものと認識をしております。

先ほども答弁申し上げましたが、地方においては、まだまだ景気の好循環が実感できる状況とはなっておらず、消費税増税が、さらに消費の冷え込み、景気の落ち込みにつながらないものと危惧するところでもございますので、国が行う経済対策等についても、その動向を注視しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 社会保障を支える財源ということですけど、今まで消費税増税した分を大企業減税に使っているから、まさに、これまでの経過からすると、これが本当に社会保障を支えるといえるのかどうかというのは、本当にあやしいものだとは思うのと、それから、もう1つ、国の増税対策なんですけれども、国会でどんな論議があるかといったら、衆議院予算委員会で、2月25日に、塩川議員が、勤労単身者で年収別で最も多い200万円台の層なんですけれども、1カ月当たりの支出が、2000年の18万円から、2018年には17万円に減少しているんですね。そして、食料費、住居費、被服費、教養娯楽費が軒並み減る一方です。光熱水費、社会保険料が増加しているんですね。これを指摘して、このような単身者に増税対策の恩恵はあるのか、と質問したところ、茂木経済再生大臣が、自動車やマンションを買うときも、税制上の措置がとられるなどと答弁しているんですよ。要するに、そういう若者はマンションとか買う余裕はないですよ。低所得者にとってみれば、この対策の恩恵は決してないだろうとは思うと、このことも言うておきたいと思います。

それで、次の質問に移りたいと思います。ですから、増税するところはどこからとるか論議になるんですけど、増税するなら、空前の大もうけを手にしてしている富裕層と大企業への優遇税制にこそ当たるべきだと思います。富裕層の株のもうけへの課税が20%と、軽すぎます。所得税の負担率は、所得1兆円で、ピークの約30%になっており、これを超えると、所得がふえればふえるほど、逆に下がっていくという逆転現象が起こっています。株に対して欧米並みの課税を行うべきだと思います。この、異常に軽い富裕層への証券課税については、さすがに、2016年の経済同友会の提言でも、株式譲渡所得及び配当所得課税の税率を5%程度引き上げるとの提言が出ています。それから、17年のOECDの対日経済審査報告書でも、キャピタルゲイン配当利子所得への税率を25%に引き上げることで、税収を増加させるという提案が出ています。また、大企業と中小企業では、中小企業のほうが、法人税の実質負担率が高くなっています。大企業に、中小企業並みの税負担を求めるべきだと思います。このように、富裕層と大企業への優遇税制の不公正を正しただけで、5兆円の財源が生まれます。消費税10%増税分の税収が、これで確保できます。

市長に、大企業や大金持ちに応分の負担を求め、消費税増税は中止すべきだと思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、消費税につきましては、国の施策にかかわることですので、地方公共団体の長としての私の意見は、差し控えさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 差し控えられましたけど、ちょっと御紹介だけしておきます。啓文社

が出版している「表現者クライテリオン」という雑誌があります。2018年12月号として、消費税増税を凍結せよという増刊号が出版されています。この本には、「消費税は大衆税だ」というタイトルで、元衆議院議員の亀井静香氏のインタビュー記事が載っています。このように述べています。「そもそも税というのは、金のあるところから取って、ないところに配ればいいというもの。それをね、あるところから取らないで放っておいてさ、そして、ないところから、大衆課税で消費税で取り上げるなんていうのは、世界がそうするからといってね、日本が真似する必要はない。経済というのは、何ていうのかな、手を打っちゃうまくいくという楽観だけではいかんだよ。大衆課税というのは、やっぱり避けていくというね、自民党のね、政策の流れを大切にしたいほうが、俺はよいと思うな。うんともうかっているところから取ることを考えればいいんだよ。幾らでもやれますよ。法人税をさ、上げたっていいんだから。ただし、中小企業は、そのかわり取らない。」と、述べています。このように、自民党の重鎮と言われた方も、大企業や大金持ちに応分の負担を求めることを言っております。ましてや、市長は、先ほど答弁されたように、市民がこのような消費税増税されれば、生活が大変になることは認識されております。市長も、亀井静香氏のように、大企業や大金持ちに応分の負担を求めることを、思い切って明言すべきだと思うことを述べておきたいと思っております。

次の質問です。市庁舎建設問題です。市庁舎建設の事業費をめぐり、市民の間から、もっと安かったはずの庁舎が、事業費がつり上がり高いものとなっている。税金の無駄使いだ、などの声が聞かれます。人吉市は、市庁舎建設における事業費の情報公開を、十分に行うべきだという思いから、この質問を行います。

まず、今の事業費が、一体幾らなのか。市民に公表したときと変化がないのか、明らかにしておく必要があると思っております。総事業費は、2018年5月号の広報ひとよしに載っています。その額は、約57億円となっています。また、本体工事費は、約47億8,000万円となっています。これに変わりはないのか、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、本体工事費は、建築本体工事、工事監理業務委託費、屋外附帯工事費などを含め47億8,000万円といたしております。また、総事業費につきましては、本体工事費、環境整備工事、西間別館改修工事費に係る費用につきまして、現在、継続費として予算を計上いたしておりますが、その継続費に含まれていない経費が、旧麓町本庁舎、旧保健センター等の解体工事費、市庁舎建設設計業務委託費、市道拡幅工事等がございまして、それらを含めて、実施設計時にお示しした総事業費約57億円としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 総事業費は約57億円、また、本体工事費が約47億8,000万円であるこ

とが、再度明らかになりました。

この中には、交付税措置されるものも含まれると思います。そうすると、市民の関心は、人吉市民の税金が一体幾らつぎ込まれるだろうということだと思います。人吉市が最終的に払う金額である実質負担額は幾らかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

お示ししております総事業費のうち、一般単独災害復旧に係る対象となりますのが、現在約55億円を見込んでおりました、このうち、一般財源の持ち出し総額は、元金及び利子の償還額を含めると、約11億円で済むと見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今ので実質負担額がわかりました。

そこで、市民の中には、「市庁舎は、そもそも30億円くらいでできるはずだ。」と言われる方がおられました。この30億円という金額が、どこから出ているのかと探してみると、基本構想ではないかと考えられます。基本構想では、本体工事費が約26億円、総事業費が約33億円となっています。要するに、基本設計では総事業費が約33億円だったものが、実施設計では約50億円になった理由が、市民に理解されていないからだと思います。

そこで、なぜ、総事業費が33億円から57億円になったのか、答えていただきたいと思っております。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

笹山議員の一般質問への答弁でも申し上げましたが、主な要因といたしましては、まず、第1番目に、新市庁舎の延べ床面積がふえたことによる増でございます。2番目に、熊本地震などによる労務単価と資材費の高騰でございます。それから、3番目が、大地震が発生しても、速やかに防災機能の初動活動が可能な免震構造の採用をしたこと。4番目として、基本構想における事業費の算定時より、消費税率が上がったこと、この4点が主な理由でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今御説明いただきましたが、このところに関して情報公開のことに入っていきたいと思っておりますけれども、今答弁された経過については、広く、市民に説明する必要があったと思っておりますが、広報ひとよし等で公表されてきたのか、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

これまで、市庁舎建設事業につきましては、熊本地震発災の前後も含め、市庁舎の建設計画の考え方、事業規模等について、住民説明会や未来カフェなどで説明をしております。また、市の広報やホームページにより、市庁舎建設に関する進捗状況等をお知らせして

きたところでございます。

事業費につきましては、平成29年8月1日号の市広報におきまして、基本設計の概要の記事の内容で、概算事業費と一般単独災害復旧事業債の活用について、その他、総事業費がふえた主な要因について、説明をさせていただきました。同じく、市広報平成30年5月1日号では、実施設計の概要の記事の内容で、本体工事費約47億8,000万円と総事業費約57億円についても説明をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今答弁されたように、確かに平成29年8月1日の広報ひとよしを見ました。ここにもありますが、基本設計ができあがったときに、総事業費が大幅にふえたことや、その理由、市費からの支出も書いてあること、振り返ってみて、私もわかったところ です。

市役所は市民みんなのものです。ですから、市民が、市役所の概要や事業費などに敏感になるのは当然だと思います。それに対して、人吉市は、しっかりとした情報公開を果たしていくべきだと思います。今後も、総事業費や実質負担額が変わった場合は、どの段階においても、広報ひとよし等で市民に公表することを貫くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

市庁舎建設事業の遂行につきましては、できる限り、市に有利となる起債の活用を図ってまいります。事業費そのものが大きく、市の一般財源の持ち出しに影響しますので、今後、事業費等の見直しについては慎重に検討を重ね、議会に相談をしながら進めてまいりたいと存じます。あわせて、引き続き、市民への周知についても努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） これまでもいろいろ知らせているということはわかりましたけれども、その中で、ちょっと市民の方も勘違いされたりしている面もあったようですけれども、いずれにせよ、先ほど申したみたいに、市役所は市民みんなのものという認識に立つべきだと思いますし、そういった点で、先ほどからの答弁の中でも、事業費が変更になることはあり得るということだと思いますので、今の答弁でも、そこは否定されませんでしたし、そういうことはあり得ることだと思います。そのときには、しっかりとした情報公開をしていただくように、再度求めておきたいと思います。

次の質問に入っていきたいと思います。3点目は、ダムによらない治水対策です。長年の懸案事項であった、人吉橋下流左岸の堤防の整備が完了しました。工事では、川幅が狭く

なっていた部分の拡幅も行われています。2月28日の熊日新聞を見てみますと、国土交通省の「川の水がスムーズに流れるようになり、安全度が向上した。引き続き、河道掘削に取り組む」というコメントが載っています。この河川改修によって、どれだけの治水効果があるのか、国土交通省に聞いてもらうようお願いしておきましたが、国土交通省はどのように回答したでしょうか。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

人吉橋下流左岸改修につきましては、球磨川における治水安全度の向上という観点から、水防上、最も重要な区間であるとともに、本市において、長年にわたる懸案事項でもございました。

そのような中、地権者の皆様、地元町内の皆様、また、県、国、そして議員の皆様の御尽力と御協力によりまして、このたび当該地区における掘削築堤工事が完了し、去る2月24日、その完成式典がとり行われたところでございます。

議員御質問の、今回の改修事業により、どのくらいの治水効果があるのかということですが、国土交通省八代河川国道事務所に確認しましたところ、当該地区は、人吉市街部区域唯一の堤防未整備区域であり、ダムによらない治水を検討する場において、直ちに実施する対策として取りまとめた対策の1つであること。そして、当該地点の築堤により、計画堤防高までの高さを確保し、当該箇所からの越水を防止するとともに、掘削により、たびたび氾濫危険水位を超過する洪水が発生している人吉地区の、洪水時の水位を下げる効果があるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、効果を言われましたけれども、前は、八代河川国道事務所の所長は、治水・防災に関する特別委員会の中では、現場で、大体洪水時には10センチの水位低下効果がある、ということ言われたんですけども、公式にはなかなかそういうことでは言いにくいかもしれませんが、何トンのときに何センチというのが生まれてくる計算が、国土交通省はできると思うんですけども、ぜひ、そういうところも、本当は明確に、国土交通省のほうにも言っておきたいし、その辺言えないか、人吉市としても求めていただきたいと思います。ただ、いずれにせよ、効果は非常にあるところがはっきりするものです。

そこで、堤防の築堤は本当に大切だと思うんですけども、また、今ある状況の中での問題ですけども、西日本豪雨では、堤防の決壊やダムの異常放流が被害を拡大しました。そこで、住民運動団体では、1月13日に、東西コミセンにおいて、元建設省土木研究所次長である石崎勝義さんを招いて学習会を行いました。石崎さんは、国が越水対策としての堤防強化策を復活するように求めています。これは、先ほど言いましたように、土の堤防に関してですけど。それから、また、元国土交通省近畿地方整備局河川部長の宮本博司さんも同様

に、越水対策としての堤防強化策の復活を求めています。国が管理している河川で堤防が消えた原因の7割から8割は、越水によるものです。この越水による破堤が、被害の一番の大きな原因で、そのことによって一気に大量の水が流れ込んで、多くの人命が失われています。水がじわじわと上がってきて、堤防を越えたとしても、堤防が崩れなければ、家は浸水しますが、逃げる時間もあるので、死傷者が出ることはほとんどありません。人の命を守るためには、堤防が破堤して水が一気に流れ込むというのを防ぐことが大切です。

やり方はたくさんあり、例えば、堤防の外側に薄いコンクリートのマットを敷いて、その上に土を被せれば、普通の堤防です。水が乗り越えたときには、外側の土が削られても、このマットで崩れることをとめることができます。また、堤防が崩れなければよいので、防水シートを入れるだけでも、全く違うそうです。このようなやり方について、国土交通省も方針を出していました。1998年に、国土交通省の重点施策で、減災を目的とした施設整備への転換の中で、防災施設等の整備についての基本的考え方を、災害の発生を前提としつつ、被害を最小限にするという方向に転換する、としました。そして、際限ない自然現象に対し、想定を超える洪水が生じて、被害を最小限に食い止めるため、たとえ越水しても、急激には破堤しないよう、従来の堤防に比べて、断面拡幅、緩傾斜化——堤防の断面を緩やかにすることですね——越水シート等によるのり面保護、堤体内の水位の低下を図るドレーン等の強化対策を実施した堤防、これは対越水堤防と呼ばれるものですが、こういうことを打ち出しております、国土交通省も。ところが、この大方針が、2年後には、河川管理施設等構造令で記述している河川改修工事は、計画高水基本流量以下の洪水に限って、計画河道の中に押し込めようとするものであるという、従来の考え方に戻しています。

このように、国土交通省は、1989年に、越水対策のための堤防強化を打ち出し、2年後にもとの方針に戻したことを把握しているか、お伺いします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

議員御質問の、国土交通省が、1989年に、越水対策の堤防強化を打ち出し、その2年後にもとに戻したことを把握しているかということですが、30年前のことであり、その経緯等につきましては、把握しておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 国土交通省が方針を転換したのは、それは全部出さないようにしたんだろうと思いますけれど。今、その対策が、今こそ求められていると思うんですね。鬼怒川とかでも、今度の西日本豪雨でも、非常なる堤防の決壊が起こっていますから。問題は、国土交通省が越水対策のための堤防強化を、なぜやめたかですけれども、先ほど述べた、石崎さんも宮本さんも、このように指摘しています。「方針を変更したときに問題になっていたのが、川辺川ダム建設でした。ダムというのは、洪水の水位を計画高水位以下に下げるこ

とによって、結果を発揮するというものです。堤防が、越水しても壊れにくく補強すれば、ダムが必要が説明できないわけです。今進行中のダムが進めにくくなるということで、方針を取りやめたというのが実情だと思います。」というものです。想定外とも言われる豪雨が、今述べたように、頻発するようになっており、鬼怒川や小田川のように、堤防が越水によって破堤して、大きな被害が実際に出ています。やるべき対策が10年おくれたら、その間に大洪水が起こって、人命が奪われることが起こる可能性は幾らでもあります。国土交通省に、越水対策としての堤防強化の方針を復活させるよう、全国から声を挙げていく必要があると思います。

人吉市内を流れる球磨川も、薩摩瀬より下流は土の堤防になっており、人吉球磨管内の堤防は、ほとんど土の堤防です。球磨川の堤防を、越水対策がなされた堤防へと強化されるよう求めていくべきだと思いますが、その点、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、人吉市街部区間唯一の堤防未整備区間であった、人吉橋下流左岸における築堤工事が完了しましたことにつきまして、地権者の方々を初め、国土交通省並びに関係者の方々に対し、改めまして感謝を申し上げたいと存じます。

先ほど、治水効果についてお答えさせていただきましたが、やはり、市街地において、未堤防区域が解消されたということは、市民の心に抱く不安の解消といった点では、かなりの効果があるのではないかと感じているところでございます。

球磨川の治水対策につきましては、球磨川治水対策協議会の場において、球磨川における中期的に必要な治水安全度を高めるべく協議が進められているところでございますので、本市といたしましても、同協議会を含むあらゆる場での議論を注視していくとともに、流域市町村とも連携を図りながら、国などに対し、球磨川の治水安全度の向上に関する要望等を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の問題は、私がさっき読んだこの論文を質問しながら、先に渡しておけばよかったなと思ったんですけど。ここもいろいろと、治水対策協議会の場でも論議されることだと思いますし、市町村の中でも要望等をされてこられましたし、されていかれると思います。特に人吉市、先ほど言いましたように土の堤防で、住宅地に近いところ、人吉市でいえば、薩摩瀬の下流とか温泉町があるんですけども、球磨村に対しても、かなり堤防から近いので、球磨郡に関しても、土の堤防から住宅地が近いような地域がいっぱいあると思いますので、非常に町村の課題であると思いますので、ぜひ、この論文、担当課と市長にお渡ししたいと思いますので、その辺を見ていただいて、町村とも協力しながら、ぜひとも越水にも耐えるような堤防改修がなされるように、国土交通省にも求めていただきました

いと申しおきたいと思えます。

次の質問に移ってまいります。4点目です、介護保険です。要介護4・5の方の在宅介護の自己負担は、月に10万円に上っています。どんどん高くなる保険料に加えて、実際に介護を利用すると、また自己負担がかかることから、ケアマネジャーと相談して、支給限度内で利用できるサービスであっても、利用を控えるというケースが多いのが実情となっています。

全日本民主医療機関連合会は、2010年11月に、介護保険10年検証事例調査報告を行っていますが、その中でも、利用料、衣食住、食費などの負担が困難で、必要なサービスの利用を手控えたり、とりやめる事態が生じていることは、今回、集約した多くの事例で共通していました、としています。自己負担がかかるために、支給限度内でもサービスを控えるケースが多いことを認識しているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、介護保険におきます支給限度額と自己負担額について申し上げますと、自宅で介護サービスを利用される場合は、その方の要介護度に応じて支給限度額が設定されておりまして、その支給限度額までは、利用者負担が1割、もしくは一定以上の所得者は2割または3割を御負担いただき、支給限度額を超える部分は全額を自己負担していただくことになっております。この支給限度額は、例えて申し上げますと、要介護1の方は、一月当たり16万6,920円、要介護4の方は、一月当たり30万8,060円と設定されております。

本市のサービス利用者が支給限度額と比較して、どの程度までサービスを利用されておられるかと申しますと、平成30年3月では、要支援認定者が、支給限度額の約33.6%、要介護認定者が約59.5%で、全体では約57.8%の利用率となっているところでございます。

限度額までサービスを利用されない要因はさまざまにあるものと捉えておりまして、居宅介護サービスに限らず、施設入所サービスの利用も同様に、サービスを利用しなくても十分に介護生活が可能である、家族や親戚などの支援により代替ができています、または自分でできることは自分で行う、という理由があるようでございます。その半面、議員がおっしゃられましたように、介護サービスを利用したくても、本人または家族が費用の負担が困難なため、家族によっては介護を代替する、または介護サービス利用を控える、という理由があるということも、ケアマネジャーなどからも聞いておりまして、十分認識はしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 自分でできるところはできるとか、家族で補えるというのは、それは判断で、それはそれでいいと思うんですけども、やはり、控えているという方もおられるということは十分認識しているということで、そこがやっぱり十分使えないというところで

すね。特に問題なのは、こういうことですよね。

千葉大学の近藤克則教授は、著書「健康格差社会」で、所得が低い層ほど、要介護・要支援の出現率が高いという調査結果を報告しています。低所得者ほど、介護サービスの利用が必要となりますが、実際には、利用料を初めとする重い費用負担のために、十分な利用ができていません。千葉県船橋市では、介護保険が始まった当初から、介護サービス利用料の助成を行っています。補助の対象は22項目で、訪問介護・看護、デイサービス、福祉用具貸与、訪問入浴、訪問・通所リハビリ、予防としてのこれらのサービスなど、在宅サービス全体をカバーしており、補助額は、利用料の自己負担の40%です。収入認定は、単身で、年間150万円以下、かつ資産350万円以下。2人世帯で、200万円以下、かつ資産450万円以下と、幅広いものになっています。このような自己負担の4割補助は、収入が多くない利用者世帯にとって、大変助かるものです。

一方、自治体にとっては、利用者の自己負担が、もともとサービスに係る費用の10%で、その4割ですから、費用の4%にすぎません。自治体はその気になれば、収入の多くない世帯への補助は十分行うことができるはずで

す。千葉県船橋市のように、介護サービス利用料の助成を行ってはどうかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市では、介護保険法施行規則に定めてある、災害など特別な事情が生じたことにより、当該世帯の生計を主として維持する者の前年の収入額または収入見込額が大幅に減少すると認められる場合に、介護サービス利用の減免を行うよう規定をしているところでございます。

ただいま議員から御紹介のありました、千葉県船橋市の利用料負担助成制度につきましては、収入や資産による認定基準を設けて、負担軽減を図る船橋市独自の助成でござい

ますが、現在、本市では実施しておりません。平成29年度の介護保険事務調査によりますと、県内では1自治体のみが実施されているようでございます。なお、自治体独自で助成する場合には、介護保険の制度上、一般会計からの繰り入れができませんので、住民の方々に御負担いただきます介護保険料を原資とする必要がござい

ます。

本市では、平成30年度から、第7期介護保険事業計画の策定に当たりまして、介護サービス利用の軽減につきましては、策定運営委員会でも御審議をいただいたところでござい

すけれども、独自軽減は実施せず、国が定める基準に沿って実施することとし、第7期介護保険事業計画の施策決定及び介護保険料の設定をしたところでござい

ます。

なお、実施している自治体の取り組み状況、財政状況、人口などの基本構造等につきましてはさまざまでございますので、その状況について、今後、研究をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今後、研究していきたいと言われましたので、そのようにお願いしていただきたいんですけど。さっき言ったみたいに、一番利用したい方が利用できないという現状も生まれています。大体福祉というのは、負担のほうは非常に裕福な方がするし、サービスは本当に必要な方がサービスが受けられるようにしていくのがあるべき姿だと思いますので、ぜひ、人吉市でも、このような低所得者の介護サービスの利用料に助成をしていただきたい、これをぜひ実現していただきたいということを求めて、この質問は終わって、次の質問にまいります。

最後に、ウォーキングの普及についてです。私は、国民健康保険税を引き下げのために、一般会計から法定外繰り入れを行うべきだと主張していますが、市民の健康増進によっても医療費を引き下げ、ひいては国保税を引き下げるという取り組みも進めていくべきだと思います。このような取り組みについては、人吉市も大いに取り組んでいると思いますが、どのような取り組みがなされているのかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市におきましても、医療や介護に係る費用など、社会保障費は年々増加傾向になっているところがございます。そこで、健康づくり、健康増進施策といたしまして、「自分の健康は自分で守るまち人吉」を基本理念とし、さまざまな取り組みを行っているところがございます。

取り組み内容の1つ目といたしまして、特定健康診査を実施し、まずは自分の健康状態を把握していただくことを推進しています。しかしながら、平成29年度の受診率は、前年度比2.3%アップの42.1%であります。国が目指しております受診率60%には、まだまだほど遠い状況でございます。

受診率が伸びない理由といたしまして、特に40歳から64歳の男性の受診率が低いこと、生活習慣病で治療中の方のうち、約40%の方々が健診を受けておられない現状が挙げられます。このことに対しまして、健診申し込みの有無にかかわらず、特定健康診査の受診票をお送りし、受診を勧めているところがございます。また、町内会長嘱託員連合会、健康推進員会の皆様方の御協力をいただき、健診の受診勧奨の訪問を行っていただいております。このように、各関係機関・団体と連携しながら、少しずつではございますが、効果が見えてきているところがございます。

さらに、新年度からは、人吉市医師会の御協力をいただきまして、疾病治療中の方の検査データの活用と、情報提供による受診率向上につなげる取り組みを進めてまいります。

現在、新年度の市民健診申し込みを受け付けているところがございますが、各種がん検診も実施しておりますので、がん検診の受診率向上につきましても取り組んでまいりたいと

存じます。

2つ目としまして、国が重点施策として掲げております糖尿病重症化予防対策にも取り組んでおります。ここで、本市の糖尿病の状況を申し上げますと、健診結果から、血糖値の高い方、検査結果で申しますヘモグロビンA1c6.5%以上の方が、平成29年度は13.6%で、年々増加しています。また、糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数は、平成29年度が4名となっています。なお、糖尿病の方は、そうでない方と比べると、歯周病にかかりやすい、歯周病になると血糖コントロールが悪くなるなどの相互に及ぼす影響が大きいといわれているところですが、本市でも歯周病疾患の検診を実施しておりまして、人吉市歯科医師会の御協力をいただき、受診の勧めや、糖尿病と歯周病に関する啓発、医療連携などを行っているところでございます。

3つ目としまして、健診結果から、先ほど申し上げました血糖値以外に、血圧の高い方が、平成29年度は3.3%、そのうち未治療者が約60%を占めています。メタボリックシンドロームの該当者及び予備群につきましては、平成29年度は28.9%と、年々増加している状況でございます。

そこで、予防の観点から、健診結果に優先順位を設け、重点的な家庭訪問などで個別に保健指導を行っておりますが、より効果的に実施していくためには医療機関との連携が不可欠でございますので、実態につきましては、人吉市医師会との連携を進めているところでございます。

4つ目としまして、身体活動量の増加や運動習慣の必要性について、市民向けの健康講座や運動指導、骨・筋肉・関節など運動器の機能が低下するロコモティブシンドロームについての知識の普及などを行っております。また、校区公民館と共同で、健康推進員による健康ウォーキングも行われているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 本当にいろんな取り組みをされるのは、そうだなと思ったところです。

最後に、健康ウォーキングについても言われましたので、そこにちょっと焦点を当てていきたいと思うんですけど。私も、健康推進員として、東校区のウォーキングを運営しています。参加者数をふやそうと思い、校区の運動会のときに宣伝したり、ウォーキングのときには旗を持って歩いたりしていますが、なかなかふやすことができません。市内には自分で歩かれる方がおられますから、それはそれでいいと思いますし、健康推進員でやるのはどれだけふえるかというのは1つのバロメーターだと思いますから、これがふえることも大事だと思って取り組んでいます。

そのような状況の中、東京大学名誉教授の宮下充正さんが、2004年に書かれた「中高年のためのフィットネスサイエンス」という本を見て、大変驚きました。このように書かれて

います。「縁あって山形県鶴岡市の市民スポーツ振興事業の手伝いを進めて10年近くになり、その成果がようやく見えるようになりました。鶴岡市教育委員会スポーツ課は、市民の運動実践の中心にウォーキングを取り入れてきました。まず、成人を対象に、てくてく健康ウォーキングを1993年から開始しました。その後、5月に、ストックを持って湯野浜の海岸を歩くノルディックウォーク、10月に、日本ウォーキング協会公認の里山歩き、2月に、輪かんじきを履いての雪山ウォーキングを、毎年定期的に開催してきました。イベント参加に向けて、日ごろから歩く、50万歩への挑戦という呼びかけも続けてきました。希望者に対し、冊子「ウォーキング日記」を毎年配布し、5月から8月までの4カ月、毎日歩いた歩数を記入してもらい、合計50万歩以上歩いた人に、達成証と記念品を授与するという事業です。毎年1,500名から3,000名の人たちが挑戦し、200名近い人が達成しています。このようにして、10年前に比べ、ウォーキング人口が増加したことは、鶴岡市の多くの住民が認めるところになっています。2002年度の老人1人当たりの医療費を比較すると、全国平均が73万円に対し、山形県平均は62万円と、全国で45位と少なく、鶴岡市は、それよりもさらに少なく、59万円となっています。1998年からの推移を見てみますと、2000年度から、県平均を下回り、その後も毎年減少しているのがわかります。偶然だとも言えますが、ちょうどウォーキングイベントが定着するようになったころからです。とにかく、全国平均と比べ14万円近く少ないのですから、老人医療受給者1万7,000人として計算すると、総額23億8,000万円が、2003年度は節減されたこととなります。」というものです。

山形県鶴岡市のウォーキングの取り組みを研究し、できるところから取り入れていくべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ウォーキングは生活習慣病の改善効果や心肺機能の向上、骨粗しょう症予防の介護予防効果が期待できる有酸素運動であるといわれております。本市におきましても、ウォーキングは手軽にできますことから、多くの方が実践されている姿が見受けられます。

ここで、本市での身体活動の状況、またウォーキングの状況について述べさせていただきます。本市では、特定健診受診者に対しまして、身体活動の状況を確認しておりますけれども、日常生活において、歩行または同等の身体運動を、1日1時間以上する者の割合は、20歳から64歳の男性が46%、女性は35.6%、65歳以上の男性が53.6%、女性は47.1%となっております。第3期人吉市健康増進計画・食育推進計画の中で、いずれも、2023年度には60%到達を目標に掲げているところでございます。

ウォーキングにつきましては、健康推進員会の皆様——議員にも大変お世話になっておりますけれども——健康推進員会の方々が中心となりまして、校区公民館とのタイアップ事業として、毎週土曜日の朝、いずれかの校区でウォーキングデイを開催しております。また、年に1回は、校区ごとにウォーキングと歴史探訪を組み合わせた企画も行っております。

平成29年度は合計47回開催し、延べ821名の方が参加されておりまして、運動習慣の定着と地域のコミュニケーションづくりとなっておりますが、現在のところ、ウォーキング人口の拡大までには及んでいないところでございます。

議員から御紹介のありました、山形県鶴岡市の取り組みは、教育委員会など市の関連部署とのタイアップイベントとして行われ、回数も多く、規模も大きなことから、ウォーキング人口が増加し、相乗効果として医療費削減にも寄与しているようでございます。このような鶴岡市の取り組みも含めまして、先進地の事例を参考にさせていただきながら、ウォーキングやジョギング、サイクリング、室内で行える体操などを含む有酸素運動をいかに広めていくか、今後、さらに検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今おっしゃったとおり、人吉市には人吉市のこれまでの経過がありますし、それを、ぼんとほかから持ってきてできるものじゃありませんし、それは重々わかっているつもりです。いろんな自治体の先進的な例もあると思います。ですので、いろいろ、本当に今おっしゃったように、研究をしながら、どこが人吉市にあっているか。さらに、人吉市のウォーキング人口や、あるいはその他のジョギング、サイクリングの人口がふえるように研究していただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 5 時50分 休憩

午後 6 時03分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） 皆様、こんにちは。2番議員の宮原です。本日、最後の登壇となりました。お疲れのこととは存じますが、最後までお付き合いのほど、よろしく願いいたします。

質問に入りますが、通告の際に、1項目めに、鉄道ミュージアムについて、そして、2項目めに、自転車活用推進についてという順番で通告をしておりましたが、議長のお許しを得ましたので、順番を変えて、1項目めに、自転車活用推進について、そして、2項目めに、鉄道ミュージアムについて質問を行ってまいりたいと思います。御了承いただければと思います。

それでは、質問に入ります。自転車を生かしたまちづくりについて質問をいたします。午前中に、村上議員が、サイクルツーリズムについて質問をされましたが、シェアサイクルの部分については残していただきましたので、私はちょっと違う視点から、自転車活用推進

について質問をしていきたいと思ひます。

2月26日に開催されました全員協議会の中で、人吉球磨地域自転車ネットワーク計画が策定されたとの説明がありました。この計画というのは、村上議員の質問の中でもありましたが、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法が、平成29年5月1日に施行され、平成30年6月に、自転車活用推進法の基本方針に則した推進目標及び法制上・財政上の措置を定めた自転車活用推進計画が閣議決定されたことを受け、この人吉球磨地域自転車ネットワーク計画が策定されたものと思ひます。

そこで、確認の意味で質問をさせていただきますが、この人吉球磨地域自転車ネットワーク計画の内容はどのようなものか、また、計画を策定すると、どのようなメリットがあるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

人吉球磨地域自転車ネットワーク計画の内容についての御質問でございますが、本計画の策定につきましては、平成28年12月に公布され、翌年平成29年5月に施行されました自転車活用推進法を受けて、昨年平成30年7月に、国、県、警察、人吉市を含めた10市町村、人吉球磨広域行政組合、九州旅客鉄道、くま川鉄道、人吉温泉観光協会、熊本県サイクリング協会、人吉球磨サイクリング倶楽部で構成する人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会が設立されており、この協議会におきまして、各関係機関の意見を取り入れ、本計画を策定したものでございます。

その内容でございますが、自転車は、日常生活における身近な交通手段としての役割のほか、環境負荷低減、健康増進、観光振興、さらには、近年、頻発する災害時の移動手段としても、その活用が期待されていることなどを背景とし、基本方針において、計画の対象を、人吉球磨地域全体の通勤・通学の日常利用ルートと観光サイクリングルートといたしております。計画期間は、平成31年度から5カ年。実施する施策といたしましては、3点。1点目に、交通法規の啓発、2点目に、事故危険箇所の注意喚起対策、3点目、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された計画的整備でございまして、段階的な計画を策定いたしております。また、自転車ネットワーク計画に基づく空間整備といたしまして、5つのルートを選定いたしまして、路面標示などの整備を図っていく計画といたしております。

次に、本市にどのようなメリットがあるのかとの御質問ですが、本市としましては、人吉球磨地域自転車ネットワーク計画を基盤といたしまして、日常生活に利用する自転車通行空間の整備や自転車を利用した観光スポット周遊などに活用し、人吉球磨地域連携の広域的な自転車環境整備と観光振興が図られるものと期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 人吉球磨地域自転車ネットワーク計画を見させていただいたんですけれども、この計画というのは、どちらかというと、人吉球磨地域でサイクリングのルートを決めて、そのルートを自転車が走りやすいように整備をして、それからサイクリングツーリズムに力を入れていこうというものだと思っております。もちろん、サイクルツーリズムには力を入れていただきたいと思っておりますが、私が、このネットワーク計画のもとになっている自転車活用推進法、また自転車活用推進計画の中身を見ていく中で、大変興味を引く施策がありました。それは、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成を図るために、シェアサイクルを普及促進していきましょう、というものであります。

シェアサイクルというのは、コミュニティサイクルともいいますが、さまざまな場所に設置してある無人のサイクルポート——駐輪場ですね——でICカードやスマートフォンで自転車を借りることができるものであります。レンタサイクルは、駅で借りたのならば、基本的には駅で返さないといけないというものなのですが、シェアサイクルは複数のサイクルポートで利用・返却ができる。簡単に言うと、サイクルポートに置いてある自転車だったら、どこに置いてある自転車でも使っているし、どこのサイクルポート、駐輪場にも返却しているというものであります。ですので、駅からその先へ、また、インターチェンジからその先へ、また、観光地から観光地へと、公共交通、二次交通が不足するこの地域において、目的地までのラストワンマイルを充足させるシェアサイクルは、大変役に立つのではないかと私は考えており、ぜひ、このシェアサイクルを人吉市に導入していただきたいと考えております。

そこで、まず、本市のレンタサイクルの現状について確認をしようと思っておりますが、午前中に、村上議員が、レンタサイクルを扱っている事業、台数については質問をされましたので、この部分は割愛したいと思います。観光協会が3台、くま川鉄道が15台、石野公園が10台の計28台ということですので、この自転車が、実際どれくらいの台数が出ているのか。また、どのような方が、どういった理由でレンタサイクルを使われているのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

稼働状況、3事業所がございますので、まず、人吉温泉観光協会は楽チャリでございますけれども、これにつきましては、平成28年度を申し上げますと、延べで460台出ております。それから、平成29年度が574台。平成30年度1月末までなんですけれども、397台が出ております。春休みが今からですので、今から急にふえるということがあります。くま川鉄道でございますけれども、平成27年で1,615台、それから平成28年度が1,065台、平成29年度が1,769台、これはママチャリでございます。それから、石野公園で、3年間ということで申し上げますが、平成27年度が大変少なく19台、平成28年度が8台、平成29年度が14台でございます。過去平均をいたしましても19台と、非常に寂しいところでございます。

続きまして、どのような方が利用されているか、利用状況でございますけれども、これは村上議員のときにもちょっと申し上げましたが、大体観光客やビジネス客の方々が主でございます。いわゆる、市外からお越しになられる方々の利用割合が高い。市民の方々は、やはり自家用車の所有率が高いということもございますから、なかなか利用状況はないということでございます。石野公園につきましては、キャンプに宿泊された方がイオンに行かれたりとか、公園内で遊んだりとか、そういう方々でございます。

それから、用途としましては、当然、市内の文化財とか史跡をめぐる方が多いわけで、その中で1つ面白いのは、夏目友人帳の聖地をめぐるということで、特に人吉温泉観光協会の楽チャリを借りて、あれは電動ですので、紅取の橋のところに行ったりとか、相良に聖地が1つございまして、バス停でございます、その辺までは行かれるみたいです。今から春休みとなりますので、学生さんとか車をお持ちでない方とか、そういう方々がふえてくるのではないかと考えております。徒歩では、大変市内を回るのは時間がかかってしまいますので、そういうところで重宝されているというところがございます。

また、レンタサイクルはくま川鉄道が一番利用率が多いですけれども、ママチャリ型ですので、どうしても移動範囲はおのずと、市内の短距離、中距離までということになっておりますので、観光周遊に限られてくるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 稼働状況については、石野公園は寂しいものでありましたけれども、くま川鉄道、観光協会は、ある程度出ているなと感じました。観光協会とかくま川鉄道の方に、どんな感じですかと聞いたら、「いや、意外と出ますよ」と話をされておりましたので、やはり、そういった利用者がいらっしゃるということは、ある意味で、観光地や目的地までの公共交通がない、アクセスが整備されていないということだと思っております。

駅に来られた方は、まだ、レンタサイクルがありますが、やはり、人吉インターチェンジや市内の宿泊施設にバスで来られた方など、こういった方などは、なかなか移動の手段がないということで、さまざまな場所で自転車の貸し出しが自由にできるシェアサイクルは、二次交通が不足するのを補う、新しい交通システムになり得ると考えますが、本市として、このシェアサイクルについて、どのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

自転車活用推進法の施行以来ですけれども、全国的にシェアサイクルを導入される事例があると。例えて言いますと、和歌山とか広島でございます。中には、宅配業者が事業提案されているところもあるわけでございます。

シェアサイクルといいますのは、それまで一般的でありましたレンタサイクルは、議員がおっしゃったように、借りる店に行って、そしてまた、そこに返すということになるわけ

ですけれども、こういったイメージをお持ちだと思いますが、こういったスタイルと異なりまして、シェアサイクルの場合は、おっしゃった複数のサイクルポート、いわゆる駐輪場でございますけれども、こういった設備があって、利用者は、好きな時間に、そして、ICカードとかS u i c aとかでございますけれども、それから、スマートフォンで手続きを行って、利用後の返却場所についても、借りた場所でなく、ほかのポート、たくさんあればそれだけ利用、乗り捨てが可能だということがございます。

これは、新たな交通体系の構築という観点からも、地域公共交通を補完するもの、特に言われているのは、東京オリンピックでもこういう話が出ています。また、観光面におきましても、駅やインターチェンジにおり立ったときのその後の二次交通の充実、こういった地域活性化につながるポテンシャルを十分に備えたサービスであると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 地域交通を補完するものと、また、地域活性化につながるポテンシャルを持っているという見解をお持ちだったということですが、今、答弁でありましたように、現在、本当、さまざまな自治体で導入されております。

国土交通省の資料によりますと、平成29年10月1日の時点で、シェアサイクルを導入している都市は110都市。国はもっと普及させようとしております。海外においては、もっと早くから導入されていまして、昨年、私は台湾に行ったんですけれども、台北、台中の町なかで、Y o u B i k e（ユーバイク）というシェアサイクルをよく目にしまして、現地の方に話を聞くと、やはり、使い方が簡単で、よく利用している、という話をされておられました。

このように、全国の自治体でも導入が進み、国も普及推進をしているシェアサイクルですが、このシェアサイクルを導入した際のメリット・デメリットはどのようなものがあると考えられるのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

シェアサイクルのメリット・デメリットということで、台湾のことを今出されましたので、私もテレビで見ておりまして、中国の本土のことがございましたけれども、最初はメリットばかりで、今では、ある程度デメリットも見えてきたということがございました。

それぞれメリット・デメリットを、5点ほど挙げさせていただきます。

まず、メリットでございます。1つ目に、鉄道、路線バスという交通機関に加えた移動手段として利用可能であると。環境に大変やさしい、当然エコでございますので。それから、交通渋滞の影響を受けなくてもいいということがございます。

それから、2つ目に、先ほど申し上げましたように、レンタサイクルのように、もとのところに返さなくてもいい。別のところに返すということで、いわゆる、その分だけ移動範

困がふえるということです。移動範囲がふえるということは、いろんなところを訪れていた
だいて、行動範囲が広がれば、それだけ消費もふえるということがございますので、経済効
果が見込めるということです。

それから、3つ目でございます。貸し出し設備でありますサイクルポート、駐輪場でご
ざいますけれども、これは無人化ということでございますので、屋外設置が主でありますか
ら、人件費、それから施設設備のコストを抑えることが可能である。

4つ目に、運営するサービスによりましては、利用者の移動範囲や時間帯などを把握す
ることもできますし、観光客の収入の動向も分析ができると。それから、観光施策に活用す
ることも可能である。

5つ目に、利用するための手続き、これは事前の会員登録が必要な場合がございますけ
れども、現場では大変スムーズに、カード1つでできるわけですから、そういったメリット
があるわけでございます。

それに対しまして、メリットがあれば必ずデメリットがあるということで、こちらのほ
うも5つほど挙げさせていただきます。

レンタサイクルと比べまして、貸出場所を複数確保しなければならない。そうしなけれ
ば、サービスの充実につながらないということがありますので、いろんな場所がないと、利
用も低迷してしまうというおそれが1つございます。

2番目ですけれども、観光客の方、特に宿泊される方は、まず大きな荷物を持ってこら
れます。そういう方がお越しになりましたときに、荷物を預かるサービスや施設がない場合
には、シェアサイクルの観光利用には結びつきにくいということがございます。

3番目、サイクルポート、駐輪場ですけれども、これはもっぱら屋外にあるということ
ですので、自転車の車体が、屋内保管と比べると非常に劣化が早いということがございま
す。設置場所によっては、いたずらの被害に遭うおそれがあると。

それから、4つ目です。今は大都市のほうが非常に盛んでございますけれども、それ以
外の地方都市の場合なんですけれども、住民の自家用車の所有率が非常に高いということも
ございますので、利用対象が、観光客やビジネス客、旅行でいらっしゃる学生さん、免許を
お持ちでない方とか、そういう方が主となりますことから、稼働率の維持に苦慮することが
考えられるんじゃないかと、これは地方都市の場合でございます。

それから、5つ目ですけれども、シェアサイクルに限らないことですが、雨天時は濡れ
るということです。利用しづらいと。以上、メリット・デメリット、5つずつ挙げさせてい
ただきました。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） メリット・デメリットについて御答弁いただきましたけれども、確か

にデメリットも、私もあると思います。私的には、一番の課題はサイクルポートの設置かなというふうにも感じているんですが、公共施設はいいんですけども、やはり民間施設だったり、やはり利用率を上げるには道路上に設置をしなくちゃいけないということで、そういった手続き等でもいろいろと課題が出てくるのかなと思いますが、現在は、道路上へのサイクルポート設置については、道路占用許可の特例によって大きく緩和をされていると聞いておりますので、サイクルポートの設置については、行政と民間が連携して取り組んでいただければ、課題解決もできるんじゃないかなと思っております。

私はやはり、デメリットよりもメリットのほうが大きいんじゃないかなと感じています。何度も言っていますが、シェアサイクルは、二次交通が不足している本市で、新しい交通システムになり得ます。これは、現在、市が進めている施策にもつながってくると思っております。例えば、石野公園の道の駅ですね。仮に、現在建設が進んでいるスマートインターチェンジの付近にサイクルポートができると、石野公園へのアクセスが容易になると。また、スマートインターチェンジ付近にサイクルポートができると、先ほど御答弁いただきました、夏目友人帳の聖地巡礼の1つでもあります田町の菅原天満宮にも近いですし、また、日本遺産の構成文化財の岩屋熊野座神社、ああいったところも近いですので、こういったところが行きやすくなって、アクセスが容易になることで観光の幅が広がるということです。また、今、サテライトオフィスの受け皿としてくまれば、旧国民宿舎ですが、サテライトオフィスができるということであれば、やはりビジネスで来られる方もふえるということです。ですので、ビジネスで来られた方が、インターチェンジや駅からくまればへ行く際に、シェアサイクルを利用されると。また、くまればから商業施設に買い物に行く際もシェアサイクルを利用するといった、ビジネスに来られた方の足にもなると思います。

ほかにも、シェアサイクルの特徴は、I o Tの技術を使って、無人で貸し借りができるといったものも、シェアサイクルの特徴の1つでありますので、市長が進める、I o Tを活用したスマートシティ構想にもつながると思っております。

そこで、この項目の最後の質問ですが、このように、人吉市にとってメリットが多いと思われるシェアサイクルですが、市長は、このシェアサイクルの導入について、どのように考えられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

シェアサイクルの本市への導入につきましては、先ほど、経済部長がシェアサイクルのメリットやデメリットについて申し上げたところでございまして、私個人も、出張等で他の都市に出向いた際には、このサービスを目にすることが多く、観光面や地域公共交通の補完役になり得るのではと、興味を抱いていたところでございます。

また、本市にとりましても、I o T促進による地域課題の解決や経済活性化も期待されますことから、本市の地理的な特徴や実情にマッチしたサービスシステムの導入について、

他地域の先例、運用状況などを研究しながら、導入の可能性について検討を始めてまいりたいと存じます。

また、仮に導入するとなった場合の運営手段につきましては、可能な限り、民間事業所様による運営を模索し、行政としましては、これを観光受け入れ対策の目玉として、また、観光やビジネス目的で来訪される方々の二次交通の柱として成長し、滞在型広域観光の振興や交流人口の増加に資するよう、PR等も含め、利用増加・定着に向けた側面的支援を行っていければと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 市長自身も興味があつて、前向きに検討したいと御答弁でありましたので、来年度といわず、きょうからというか、きょうはおそいですね、あしたから、ぜひ検討を進めていただいて、ぜひシェアサイクルの導入を進めていただきたいと思います。

それでは、次に、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868について、質問をいたします。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868、これは名称が長いので、これ以降は鉄道ミュージアムと言わせていただきますが、鉄道ミュージアムは、肥薩線の歴史的・文化的価値等について情報発信する、地域文化振興の拠点、人吉球磨地域の観光振興拠点、鉄道案内ガイド、子供の教育にかかわる地域団体等との連携を図る拠点として、平成27年5月30日に開館いたしました。鉄道ファンや観光客、また子供の遊び場として親しまれ、昨年5月には、来館者が30万人を達成するなど、順調な運営をしているように見えますが、今後の運営について心配な点がありましたので、今回質問をすることにいたしました。

それでは、まず初めに、間もなく、開館から4年が経過いたしますが、この4年間の鉄道ミュージアムの評価をどのようにしているのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868は、平成27年5月30日にオープンし、関係者の皆様の御理解と御協力をいただくことで、安定的な経営が維持されてきたところでございます。

この施設は、肥薩線の歴史的・文化的価値等について、情報を発信する文化振興拠点、人吉球磨地域の出発地点としての観光振興拠点、鉄道案内ガイドや子供の教育に係る地域団体などとの民間連携を図る拠点の3つの拠点をコンセプトとしております。

文化振興の拠点としましては、100年以上の歴史があり、現在も開業当時そのままの姿で運行している肥薩線の魅力や、貴重な遺産を伝え、後世に伝えていくためのガイダンス施設として、人吉鉄道観光案内人会などの御協力を得ながら、ジオラマや映像、文献等の展示品を活用し、情報発信に努めており、また、隣接するJR人吉駅の石造りの機関車庫を身近で

感じることができるなど、肥薩線の魅力を楽しんでいただいているのではないかと存じております。

観光振興の拠点としましては、開館以降、小さなお子様連れの家族でにぎわい、8割近い方が人吉球磨地域以外から来館され、休日やS L運行時を中心に、多いときは1日に1,500人以上の方々に来館いただいております。

館内には、本市の観光施設への観光や観光パンフレットなどを準備し、鉄道ミュージアムを拠点とした市内観光への周遊の誘導等も取り組んできたところでございます。

民間連携を図る拠点といたしましては、運營業務の受託者である人吉温泉観光協会を初め、JR九州、人吉鉄道観光案内人会など、肥薩線に関連する団体との連携を図ってきたところでございます。また、ボランティアによる、子供向けのお話し会や音楽演奏会などを実施し、来館者へのおもてなしの充実にも努めてきたところでございます。

開館から4年間を見ても、開館当初の目標として、年間入館者を5万人としておりましたが、約2倍の、年間10万人近くの方々に御入館いただき、平成30年5月26日には来館者30万人を達成し、大変喜ばしく思っているところでございます。

鉄道ミュージアムに来館された方が、鉄道ミュージアムだけで終わるのではなく、市内のさまざまな場所にも足を運んでいただき、本市の歴史や文化といった風情を体感いただけるよう、関係部署、関係団体とも、今後も一層の連携を深めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 確かに、年間10万人以上の方が来られていて、今のところ、にぎわいを見せておりますが、地域活性化という名目で新しい建物を建てて、そこに多額の税金を投入して、また、さらには、その施設が赤字を出している施設であるならば、私は、それは地域活性化の意味がないと思っております。

そこで、お尋ねしたいのですが、現在の運営状況についてお尋ねしたいと思います。この4年間の来館者数、また、附帯施設——これはミニトレインとレイルバイクの合計の利用者数で結構です——と運営経費です、収入額と支出額についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

運営状況につきまして、年度ごとに、入館者数、ミニトレインとレイルバイクの附帯施設利用者数、附帯施設使用料、行政財産使用料及び国の交付金をあわせた収入額及び運営経費の支出額について、御説明いたします。

平成27年度は、開館した5月30日以降の実績となりまして、入館者数が8万4,029人、附帯施設利用者数が5万2,584人、収入額が2,453万1,380円、支出額が7,874万4,140円でございます。なお、収入額及び支出額につきましては、委託料といった運営経費に加え、開館前の工事請負費や館内の備品購入費も含まれております。

次に、平成28年度は、入館者数が8万5,910人、附帯施設利用者数が5万3,236人、収入額が903万3,377円、支出額が1,587万4,755円でございます。

平成29年度は、入館者数が11万2,454人、附帯施設利用者数が6万5,300人、収入額が1,287万7,028円、支出額が1,569万2,059円でございます。

平成30年度は年度途中でございまして、先月の2月末までの実績で御説明させていただきます。なお、収入額と支出額につきましては、年度途中により、確定いたしておりませんので、附帯施設使用料と行政財産使用料の実績を収入として御説明いたします。入館者数が9万2,852人、附帯施設利用者数が5万3,784人、収入額が714万1,874円でございます。なお、本年度分の国からの交付金は確定していませんところですが、昨年と同様の額600万円を見込んでいますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 入館者数は年間約10万人前後ですね。附帯施設の利用者数は、年間平均して5万人から6万人というところでありましたが、経営状況はもう赤字ですよ。平成27年は、工事請負費や備品の購入費があったので支出額が多くなっていますが、平成28年度は市の持ち出しが約700万円。平成29年度で約300万円、平成30年度は、年度途中なので確定してないということですので、予算額で見ると、約400万円の赤字、市の持ち出しとなっております。しかも、この数字というのは、言われたように、収入の中に国からの地方創生の交付金が入っていますので、国からの交付金がなければ、もっと市の持ち出しはふえるということになります。

そこで、今回、私が気になったのは、今議会初日の迫田総務部長の、平成31年度の一般会計当初予算歳入の国庫補助金のところの補足説明の中で、MOZOCAステーションの管理経費を含みます賑わい創出事業やスマート林業などに関する地方創生推進交付金の交付対象期間が、交付対象期間3年間を経過し、終了しましたことに伴う減が主なものでございまして、という説明がありました。これは簡単に言うと、平成31年度は鉄道ミュージアムに地方創生の交付金はありませんよ、ということですよ。ちょうど4年前の平成27年3月議会、当時、私は議員ではありませんでしたが、済みません、ちょっと名前を出して大変申しわけないんですが、中村水道局長が当時の総務部長のときに、村口議員が鉄道ミュージアムの年間収入について質問された際、地方創生の交付金が1,200万円の5年間あり、委託にかかわる部分についてはほとんど持ち出しがないものと見込んでいる、という旨の答弁をされておられます。当時、議員だった方はもちろん聞かれていると思いますし、この件については、市内のいろんなところで言われておりましたので、市民の方ももちろん多くの方が知っていらっしゃると思います。ですので、「5年間はよかけど、6年目からはどうすつとかな」と、みんな言いよったんですよ。しかし、今回、話を聞くと、5年目の地方創生の交付金がない。話

が違いますよね。

また、この4年間、国からどれくらい交付金が入ってきたのかを調べてみると、1年目は、地方創生の先行型の交付金で、委託料分が888万円。2年目からが地方創生の推進交付金で、322万6,000円。3年目が600万円。4年目も、見込みですが、600万円となっていて、国から1,200万円来ていないんですね。いろいろと状況は変わったかもしれませんが、どうしてこんなに、4年前と話が違うのか。また、本当に、平成31年度は国からの交付金はないのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

平成27年度に、人吉鉄道ミュージアム管理運営に関する経費として、委託料の10分の10の補助として1,200万円を、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の交付を受けたところでございます。この交付金は、平成26年12月に閣議決定しました、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策において盛り込まれたものであり、1,200万円が5年間継続して交付があるものと、議員の皆様にご説明したところでございます。

しかし、平成28年度から改正された新型交付金の地方創生推進交付金の補助制度は、平成28年1月に、取り扱いについての通知がございまして、その制度は、委託料の2分の1補助となり、600万円。交付期間は、毎年申請を行い、最長3年間となったものでございます。本年度が最終年度となり、平成30年度以降は交付がございません。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今の答弁を聞いていますと、平成27年度は、地方創生の先行型の交付金の交付を受けたから、1,200万円の5年間の交付がある、と議会に説明したと。しかし、平成28年度から補助制度が変わって、推進交付金になって、委託料が2分の1になった、1,200万円が600万円になったと。そして、交付期間も、最長3年間になったというようなことでありますが、確かに制度は変わったのかもしれませんが、私が、平成27年度の地方創生の先行型の交付金の制度要綱とか交付要綱などの資料を見たのですが、どこにも交付期間についての記載がなかったんです、5年間交付しますというような記載がございませんでした。私が持っている資料に記載がなかっただけかもしれませんが、当時平成27年3月議会で説明されるぐらいですので、5年間交付されるという裏付けはあったのでしょうか。これをお尋ねいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後6時43分 休憩

午後7時01分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 議員の皆様、お時間をいただきまして申しわけございませんでした。

先ほど、宮原議員のほうから御質問がありましたように、交付金の5年間の解釈の関係でございますが、これは、平成28年6月に福屋議員のほうから、この先行型の交付金につきましては5年間の補助が見込めるというのはどういうことか、ということで質問がっております。当時の総務部長の井上部長のほうから、この先行型につきましては、「継続的な補助を確約するものではなく、考えてみれば平成26年当時の解釈が少し拡大解釈というか、拙速過ぎたとか、そういうところは今となっては言わざるを得ないと存じているところがございます」という答弁をされております。

この先行型につきましては、地方創生の総合戦略等を策定する自治体について、交付金制度ができたところがございますが、当時は、総合戦略等計画が継続するうちはこの交付金が続くという、そういった当時の判断もございましたところがございます。ただ、そういう中で、新型交付金が2分の1補助ということで継続されたということで、平成28年以降は2分の1補助の交付金を対応しているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今答弁がありましたように、継続的な補助を確約するものではなかったということで、やはり、こういったものを、はっきりしないものを、議会や市民の皆様説明するのはいかなものかなと思います。これはいかなですよ、やっぱり。みんな、やっぱり5年間、1,200万円出ると思っておりました。市民の中に、こういった話をすると、「何や、あれは嘘やったいや」と、やっぱり厳しい意見を言われる方もいらっしゃいます。ですので、今度から、こういったものはちゃんとはっきりしてから、議会や市民の皆様説明していただくように、十分と注意をしていただきたいと思います。

この責任はどうするんだとか、市長に言っても仕方ありませんので、もう言いませんが、これから考えなくてはいけないのは、平成31年度以降、来なくなった財源をどのように確保していくのかということだと思います。現在、市の持ち出しが約300万円。国から交付されていた600万円がなくなるので、合計約900万円が、今後、市の持ち出しになるということになります。平成31年度の当初予算を見ても、約950万円が市の持ち出しとなっております。しかも、これからは、オープンから4年たっているもので、修繕費もふえてくると思います。実際に、最近では、外壁の塗装だったり、木のおもちゃが壊れたということで修理もされておられます。2階、3階に行かればわかると思いますが、あのデッキの部分は屋根がないので野ざらしになっていますので、床がかなり傷んでいますよね。こういった修理・修繕等も出てくると思いますし、費用もふえてくると思います。

そこで、国から交付金がなくなり、足りなくなった分の財源の確保について、今後どう

しようと思っているのか、何か考えがあるのかをお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

交付金が終了した後を見据えて、平成30年10月1日より、附帯施設であるミニトレイン及びレイルバイクの利用料金を100円から200円に改定し、収入の増加を図ったところがございます。改定を行った平成30年10月から本年2月末までの5カ月間の実績としましては、利用料金の収入が111万2,000円増加したところがございます。附帯施設の中でも、特にミニトレインは、来館される目的としても高い割合を占めており、お子様を初め、大人の方にも人気の施設であることから、運営による収入増加を図るためにも、多くの方に来館していただけるよう施設づくりに努めてまいりたいと考えているところがございます。

また、これまで、議員の皆様からさまざまに御提言いただきました入場料による収入策につきましても、料金改定の効果の検証を行いながら、効果的な収入増加に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 附帯施設の使用料を100円値上げされておられますが、先ほど聞きましたけれども、年間5万人から6万人は利用されているということで、仮に5万人の方が利用されたら500万円の増ということになります。それでも、市の持ち出し分には足りないですね。また、先ほども言いましたが、国から交付金が来なくなった分だけじゃなくて、維持費等もふえてくると思います。ですので、今、答弁にありましたように、入場料も検討していかなければならないと思いますので、収入増に向けて、これらの入場料収入なども早急に検討していただいて、市の負担がないようにしていただきたいと思います。

それでは、次に、鉄道ミュージアムの運営業務について質問をしたいと思います。現在、運営業務については、オープン当初から、人吉温泉観光協会に業務委託をされておられます。

そこで、まず質問なのですが、なぜ、観光協会が業務委託先となったのか。その理由と、観光協会との契約は単年度の契約なのか、それとも複数年の契約になっているのかをお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

鉄道ミュージアム運営業務につきましては、ミュージアム内において接客案内や附帯施設の運行及び貸し出し等の運営全般について、業務を委託しているものでございます。

人吉温泉観光協会に委託している理由としましては、鉄道ミュージアムは市の代表的な観光施設になることから、館内においては、施設の運営のみならず市の観光名所や宿泊施設の紹介及び交通案内等、市の全般的な観光案内を行う必要性もあるため、それらの情報に精通し、かつ日常的に接客案内を実施している人吉温泉観光協会が、本市においては運営業務委託先として最も適していると考え、開館時から、人吉温泉観光協会に運営業務を委託して

いるところでございます。

委託契約につきましては、毎年4月1日に、単年度契約を結んでおります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 単年度契約で、4月1日が契約日ということですので、現在、来年度の運営について話をされていると思いますが、ちょっと気になることがあります。委託した理由が、施設の運営だけじゃなくて、観光案内をするために、観光に精通している観光協会が最適であるということで委託をしているということですが、4年前、観光協会が鉄道ミュージアムの仕事を受託されて、事務所を市役所別館から鉄道ミュージアムに移されましたけれども、鉄道ミュージアムは、行かれた方はわかると思いますが、事務スペースは狭いんですよね。また、来館者の対応もしなくちゃいけないということで、私も何度か訪れたときに、本当にここで観光協会の仕事ができるのかなと思ったんですよね。現在は、事務所は駅構内のほうに借りられていますけれども、スタッフが足りないときには事務局の方が手伝いに入られていると聞いておりますので、私は、観光協会がこの業務を受けたために、本来の仕事ができていないんじゃないかと心配しているんですが、このことについて、どのように感じているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、本市と人吉温泉観光協会は、運営業務につきまして委託契約を締結し、遺漏なく業務を行っていただいております。

また、人吉温泉観光協会とは、鉄道ミュージアムの運営方法を初め、イベントの実施などにより、よりよい施設にするため、定期的な協議を行っているところでございます。

今年度、協議を行ってきた中で、鉄道ミュージアムのスタッフが不足する際に、事務局職員がサポートとして業務を行っており、本来の観光協会の業務に支障が出ているとの意見はお聞きしているところでございます。観光協会におかれましては、鉄道ミュージアムのスタッフ募集を随時行われているとのことですが、なかなか応募がないとお聞きしているところでございます。

施設管理の目的で、本市の職員を配置しており、お客様へのサービスが低下しないように協力体制は取っているところでございますが、引き続き、人吉温泉観光協会と適正な人員配置の検討や安全管理などの協議を重ねながら、より来館者の皆様に楽しんでいただき、肥薩線の魅力を伝えていけるような施設としての取り組みを、一体となって行ってまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 実際に、観光協会も本来の業務に支障が出ていると言われているみた

いです。この業務委託については、観光協会が手を挙げて、公募を通してしたわけではなくて、人吉市のほうから観光協会にお願いをして、受託をしてもらっているわけですね。観光協会のほうも、お願いをされたら、嫌とは言えないと思っております。ですので、今、来年度の業務委託については話し合いをされていると思いますが、このあたりもしっかりと話をさせていただいて、今後の観光協会の業務に支障が出ないように、しっかりと注視をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、この項目の最後の質問に移りますが、今後の運営方針について質問をしたいと思っております。現在は、先ほどから話をしているとおり、人吉市が直営で、運営の業務の部分を人吉温泉観光協会に委託をしています。しかし、観光協会も、本来の業務に支障が出て、仕事を受けてもメリットがないというのであれば、いつまで運営業務を受託していただけるかというのはわかりません。しかも、初めのほうに質問をしたように、国の交付金がなくなって、市の持ち出しもふえております。だんだん厳しい状況になってきていると私は感じております。ですので、早く、鉄道ミュージアムの今後の運営方針を決めるべきではないかと考えるのですが、今後の運営方針について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムの運営としましては、これまでと同様に、運営業務を委託する方法と民間の力を活用して施設管理等を行う指定管理者制度の導入が考えられるところでございます。本市としましては、民間のノウハウをもとに、館の運営などを行うことで、魅力ある施設にできるのではないかと考えているところでございますので、指定管理者制度などの民間の力を活用した運営について、検討を重ねているところでございます。

また、収益を伴ったイベント開催や鉄道ミュージアムの使用方法など、附帯施設の利用だけではなく、収益を上げる方策も、合わせて検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 現在、指定管理者制度などの検討をしているということですがけれども、先ほどの入場料の件もそうですけれども、本来であるならば、もっと早くから検討をして、国の交付金がなくなった時点ですぐに対応すべきだったと私は思っております。これから、1年、2年と検討することなく、早急に、本当に方針を決めていただいて、地域活性化になるはずの施設、鉄道ミュージアムが、市の財政負担になるような施設にならないようにしていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、最後に、3月末で退職される職員の皆様、長年にわたり、本市発展のために御尽力を賜り、まことにありがとうございました。これからも、お体には気をつけていただきまして、新たなステージでの御活躍を期待申し上げます。

私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 7 時17分 散会

平成31年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成31年3月7日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成31年3月7日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 福屋法晴君
 2. 宮崎保君
 3. 平田清吉君
 4. 高瀬堅一君
 5. 大塚則男君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 塩見寿子君 |
| 2番 | 宮原将志君 |
| 3番 | 高瀬堅一君 |
| 4番 | 大塚則男君 |
| 5番 | 宮崎保君 |
| 6番 | 平田清吉君 |
| 7番 | 犬童利夫君 |
| 8番 | 井上光浩君 |
| 9番 | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |
| 13番 | 福屋法晴君 |
| 14番 | 村上恵一君 |
| 15番 | 永山芳宏君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 仲村勝治君 |
| 18番 | 田中哲君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 市 長 | 松 岡 隼 人 君 |
| 副 市 長 | 松 田 知 良 君 |
| 監 査 委 員 | 井 上 祐 太 君 |
| 教 育 長 | 末 次 美 代 君 |
| 総 務 部 長 | 迫 田 浩 二 君 |
| 企画政策部長 | 早 田 吉 秀 君 |
| 市 民 部 長 | 廣 田 五 浩 君 |
| 健康福祉部長 | 告 吉 眞二郎 君 |
| 経 済 部 長 | 福 山 誠 二 君 |
| 建 設 部 長 | 山 下 正 純 君 |
| 総 務 部 次 長 | 丸 本 縁 君 |
| 財 政 課 長 | 植 木 安 博 君 |
| 秘 書 課 長 | 永 田 勝 巳 君 |
| 水 道 局 長 | 中 村 則 明 君 |
| 教 育 部 長 | 小 林 敏 郎 君 |

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | |
|---------|-----------|
| 局 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 次 長 | 栗 原 亨 君 |
| 庶 務 係 長 | 井 上 京 子 君 |
| 書 記 | 青 木 康 徳 君 |

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。13番議員の福屋法晴です。通告に従いまして、質問を行います。

通告は、施政方針から2点、石野公園施設整備について、市営住宅の安全管理について、市民の声から2点、市道瓦屋地内第2号線及び瓦屋川村線について、人吉梅園人吉梅まつりについて質問を行ってまいります。

私も、平成27年6月から本議会で54項目について質問を行ってきましたが、松岡市長を初め執行部から答弁をいただけてきました。すぐに対応していただいた案件、検討していただいている案件、まだ対応していただけていない案件もありますが、今議会終了後も本日の質問に対しては継続してしっかりと市民の安心・安全のために取り組んでいただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。初めに施政方針から、石野公園施設整備についてです。

平成29年12月議会において、石野公園のこれまでの事業と今後について、施設整備について質問を行っています。また、平成30年6月にも関連事業として道の駅計画について質問を行っていますが、今回の施政方針において、石野公園の施設整備について、今月、正面駐車場トイレの改修工事と園路の改修、舗装工事の一部が完了し、現在管理棟横トイレ改修や情報掲示板設置などの準備を進められており、人吉球磨スマートインターチェンジの開通に合わせた石野公園の道の駅化に向け、園内の環境整備をさらに進められていくとのことでしたが、平成31年4月に道の駅の登録を目指されているとの説明でしたが、前の質問に対し、今後検討されるのではなく、答弁後から取り組んでいただきたいと思いますので、1回目の質問です。人吉球磨スマートインターチェンジ開通にあわせ、また道の駅登録後に石野公園をどのようにされるのか、園内を初め検討されたのか、現在の現況についてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

道の駅登録後、石野公園をどのようにするのかとの御質問でございますが、クラフトパーク石野公園の道の駅化に向けた園内の環境整備といたしまして、平成31年度に正面階段横ののり面に「道の駅人吉」の看板を設置いたします。駐車場トイレ付近に情報掲示板を設置いたしまして、その情報掲示板に公衆無線LANの機能を持たせ、道路情報や観光情報などの最新の情報を来訪者にQRコードで読み取っていただきます。また、トイレの前には、屋根つきの障がい者用駐車場を設置し、障がい者対応の公衆電話ボックスをトイレの横に設置いたします。

平成31年2月8日に、国土交通省熊本河川国道事務所において開催されました熊本県「道の駅」検討幹事会におきまして、道の駅人吉を了承していただいたことから、道の駅の登録はおおむねめどがつかまりましたので、第1段階は達成できたと考えており、道の駅登録後を第2段階と考えております。

既存施設を活用した道の駅登録とすることから、施設の改築・更新につきましては、段階的に対応をしたいと考えており、従来どおり社会資本整備総合交付金を活用しながら、人吉市都市公園施設長寿命化計画に基づき行っていくこととしております。

なお、本計画は、平成33年度までの計画となっております。平成32年度が計画の見直しの年度となります。石野公園につきましては、古民家や遊具などの施設など、公園全体の安全面を主眼に置いて見直しの調査・検討を優先的に行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） スマートインターと道の駅が熊本県から了承されたということで、今後進んでいくんだろうなと思います。

私は、以前にも指摘させていただいたことについて、今回質問していきたいと思いますが、古民家周辺の竹垣とか壊れたものについては、すぐに対応していただき、安全の確保が図られています。人吉球磨スマートインターチェンジ開通にあわせ道の駅も登録され、今後執行部は大変期待されていることと思いますが、観光客もたくさんおいでいただくとと思います。これまでに何度も説明をいただいた石野公園の利用についてですが、人吉市が目指している道の駅は体験型を基本に考えておられるとのことでしたが、しかし、体験型で来園されても散策をされる方もおられると思います。

そこで、古民家のブルーシートがそのままになっているんですけど、このブルーシートを見て、何とも思わないのか、今後の計画についてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

古民家の今後の計画でございますが、先ほども申しましたとおり、古民家や遊具などの施設につきましては、公園全体の安全面に主眼を置いて見直しの調査・検討を優先的に行っ

てまいりたいと考えておるところでございます。

平成29年12月議会で、古民家につきまして、立入禁止用の竹垣が壊れているなど、安全対策が不安との御指摘をいただき、安全の確保に努めたところでございます。

また、修復保存するのか、または解体するのか、石野公園全体の整備計画の中で検討してまいりたいと答弁をしているところでございますが、現在まで結論が出ていない状況でございます。これにつきましては、道の駅登録に伴い、公園全体の安全な公園運営を主眼に置きながら検討し、古民家については危険度を見きわめまして、できるだけ早い時期に方針を整理したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 質問のたびに、検討とか今後見直していきたいとか調査をしたいというのがあるんですけど、もう時間がないんですよ、ここは。スマートインターもすぐできますし、道の駅も登録したわけですから、早目に着工しないといけないんじゃないかなと思います。

そこで、人吉球磨スマートインターチェンジが開通することで、石野公園も来場者が増加すると見込み予想されておられるようですが、来ていただく来場者が今後は家族連れも多く来られるのではないかなと思います。なぜなら人吉市が計画しておられる道の駅は、体験型を目指しておられますから、子供連れの家族も来られ、極端な話をさせていただくなら、子供の数が減少しておりますので、大人たちは、そこで体験をしていただきながら、子供たちには子供広場で遊べる場所を提供するということもできると思います。

もし、今後管理が大変であれば、古民家を解体して、そこにちびっこ広場を拡張するのもいいかもしれません。また、多くの子供連れの家族の方々が来園していただけることと思いますので、また、古民家を今後ふえるであろう外国人観光客層にあわせ、昔の生活が体験できるようところをつくっていただき、日本昔話の世界をつくり、室内体験の場所をされるなど、こういうことができないかということをお尋ねいたします。早くしないと雨による内部の影響というのが見えなと思います。私も何度も行くんですけど、内部には入れないんですよ。だからどうなっているかわからないし、もう4年ぐらいそうなっていますので、多分シロアリあたりも入っているんじゃないかなということ、早くどちらかの結論を出したほうがいいんじゃないかなということでお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員から、解体して、ちびっこ広場を拡張するか、または補修を行い、外国人観光客層にあわせた室内体験の場所にするのか、そういった形の御提案をいただきました。

古民家につきましては、先ほど申しました方針の整理におきまして、ぜひ参考にさせていただきたいと存じます。貴重な御意見ありがとうございました。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） そのほかに、高田家からですかね、あれは移譲してもらっているのは、財産になりますので、なかなかできないと思うんですけど、もし悪くなっていたら古民家を写真で撮って解体して、ネットで古民家のほりだけでもネット通販というのを、今はやってみて、大変人気があるそうですので、そういうことも視野に入れながら、考えていただきたいと要望しておきます。

そこで最後に石野公園整備について、人吉球磨スマートインターチェンジ開通後、また道の駅が認定された後の石野公園開発については、人を呼び込むことが大切になりますが、おいでいただくだけの人吉市独自の目玉になるものは何かあるのか、このことについては、松岡市長に、どのような計画を考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様おはようございます。お答えいたします。

石野公園の整備につきましては、建設部長からもお答えいたしましたとおり、公園施設全体にかかる整備、また道の駅の開駅に向けた整備等を計画的に進めているところでございます。

そのような中、今後どのような計画を考えているのか、また目玉になるものは何かあるのかという御質問でございますが、この石野公園の活性化につきましては、本市といたしましても、喫緊の課題であると認識をしておりますことから、そのための方針、ビジョンを示すため、現在石野公園の魅力向上に向けた全体構想案の策定を進めているところでございます。

この全体構想案につきましては、スマートインターチェンジの開通や道の駅の開駅、そして、観光インバウンド施策等、近年の社会的環境の変化に対応するとともに、石野公園の持つポテンシャルを十分に発揮できる、また民間企業を含む多様な関係者との協働により、新たな価値を創出し、来園者の満足度の向上を図るなど、石野公園を今後どのように活性化していくのか、その方向性などについて、お示ししたいと考えております。

今後におきましても、議会を初め石野公園関係者の皆様、民間事業者、そして市民の皆様の御意見等を伺いながら、石野公園の真の活性化、魅力化に向けた施策を展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長から答弁をいただきましたので、今、執行部内でも、そういうどうしたらいいのかという構想案を練っておられるということですので、このことを早くですね、インターが開通しますので、それまでにも構想を練っていただいて着手していただきたいと要望しておきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に市営住宅の安全管理について、質問をいたします。

市営住宅関係について、施政方針において改修などが必要と判断された市営住宅については、外壁や屋上防水の改修、浄化槽や給水設備の整備を計画的に進めてこられ、これまでに笹栗山団地、一本杉団地の外壁改修工事、桜木団地の屋上防水改修工事や米山団地の浄化槽改修工事、門前団地の給水設備改修工事などを施工されてこられたとの説明でしたが、そのほかにも市営住宅にお住まいの方々が、快適で安全に暮らしていただけるように火災警報装置改修や経年劣化した住居のドアなどの修繕を行っていただいているようですが、居住環境の維持と向上にも努めてこられたとの発言でしたが、ここで質問いたします。

市営住宅の建築年度及び、それぞれの住宅における戸数について、また現在の空室状況についてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

市営住宅の建築年、それと管理戸数、空き戸数ということで、お答えをさせていただきます。

25団地ございますけれども、まず麓団地の建築年は、昭和22年度で管理戸数が1戸、空き部屋はございません。荒毛団地の建築年は、昭和22年度で管理戸数が1戸、空き部屋はございません。三日原団地の建築年は、昭和40年度から昭和45年度で管理戸数が44戸になり、空き部屋は27戸でございます。ただ、こちらは現在募集を停止しております。東間米山団地の建築年は、昭和46年度で管理戸数が23戸になり、空き部屋は11戸でございますが、こちらでも現在募集を停止しております。鶴田団地の建築年は、昭和47年度から昭和49年度で管理戸数が146戸で、空き部屋が26戸。一本杉団地の建築年は、昭和47年度から昭和48年度で管理戸数が40戸、空き部屋が1戸でございます。門前団地の建築年は、昭和49年度で管理戸数が24戸、空き部屋はございません。立野団地の建築年は、昭和50年度から昭和51年度で管理戸数が130戸、空き部屋が19戸。桜木団地の建築年は、昭和50年度から昭和51年度で管理戸数が60戸、空き部屋が5戸。前田団地の建築年は、昭和52年度で管理戸数が48戸、空き部屋が5戸。砂取団地の建築年は、昭和52年度で管理戸数が24戸、空き部屋が4戸。蟹作団地の建築年は、昭和52年度及び昭和54年度で管理戸数が36戸、空き部屋が9戸。米山団地の建築年は、昭和53年度で管理戸数が36戸、空き部屋が9戸。熊田口団地の建築年は、昭和53年度で管理戸数が40戸、空き部屋が7戸。笹栗山団地の建築年は、昭和54年度で管理戸数が47戸、空き部屋が4戸。原城団地の建築年は、昭和54年度で管理戸数が24戸、空き部屋が4戸。鬼木団地の建築年は、昭和55年度で管理戸数が16戸、空き部屋はございません。一二三ヶ迫団地の建築年は、昭和55年度から昭和56年度で管理戸数が66戸、空き部屋が12戸。原田団地の建築年は、昭和57年度から昭和59年度で管理戸数が88戸、空き部屋が9戸。老神団地の建築年は、昭和58年度で管理戸数が19戸、空き部屋が2戸、相良団地の建築年は、昭和61年度から昭和63年度で管理戸数が12戸、空き部屋はございません。西瀬団地の建築年は、平成2年

度から平成5年度で管理戸数が84戸、空き部屋が23戸。与内山団地の建築年は、平成10年度から平成13年度で管理戸数は60戸、空き部屋が4戸。中原団地の建築年は、平成14年度から平成16年度で管理戸数が34戸、空き部屋が3戸。東間団地の建築年は、平成18年度から平成19年度で管理戸数が24戸、空き部屋はございません。

市が管理しております市営団地は25団地、121棟で1,127戸のうち、募集停止をしている部屋38戸、緊急避難用1戸を除きますと、空き部屋145戸でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） それぞれに詳しく御説明いただきましてありがとうございます。やはり古い団地は、それなりに空き部屋が出てきたのかなというのと、考えると団地の周りに病院があったり、温泉があったり買い物ができたり、そういうところは人気があるのかなということ考えております。今後も、このあたりをいろいろ検討していただければと思っております。

そこで人吉市が管理しておられる市営住宅において、過去10年で確認できる範囲で結構ですので、人身事故及び設備に関する大きな問題があったのか、このことについてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

これまでに人身事故及び設備に関する問題が起きたことがあるかということでございます。過去10年間、調査をしました結果、平成23年5月18日、前田団地にて児童遊園のシーソーでの骨折事故、平成26年4月24日、同じく前田団地にて児童遊園横の集水枡への落下事故、平成27年3月27日、与内山団地4棟2階2号室にて漏水による汚損事故、平成29年8月17日、一二三ヶ迫団地3棟1階1号室にて、漏水による汚損事故が起きております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 10年で、そんなに大きい事故はなかったのかなということで確認をいたしました。今度、この空き部屋のことで、ちょっと一番大きい130戸、空き部屋が19戸ということで、立野団地について質問させていただきたいと思いますが、市営住宅において居住者からこれまでに、何か困りごとなどについての相談はなかったのか。このこともお尋ねいたしますが、私は立野団地にお住まいの方から、立野団地において、ハトのふんによる臭いなどの被害について、ハトの被害が多いと相談を受けました。

もちろん担当課においても、担当課に御連絡したらすぐに対応していただいております。これまでの現状や、どのような対応をしているのか、また対策などについて、お尋ねいたします。

また、人吉市が管理するほかの団地などでの相談はないのか、このことについてもあわ

せてお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

立野団地におけるハト被害の現状と、その対策というところでございます。

立野団地のハトに関しましては、特に数年前から入居者の方からの相談がふえておりまして、問題を認識しているところでございます。相談内容によりまして、入居をされているお部屋であれば入居者個人、階段などの共有部分であれば団地の自治会での対応をお願いしております。

また、空き家につきましては、市のほうでふんを取り除いたり、死骸等であれば除去するという対応をとっているところでございます。

市の対策としましては、空き家に対する防鳥ネット張りを3年ほど前から進めており、立野団地につきましては、平成28年度に9張り、平成29年度に1張り、平成30年度に3張りを実施したところでございます。

また、そのほかの団地におきましても同様にネット張りを実施しておりまして、鶴田団地が14張り、前田団地は3張り、桜木団地と蟹作団地は、それぞれ2張り、西瀬団地と原田団地は各1張りと、やっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 済みません。ちょっとお尋ねといいますが、それぞれの管理戸数と空き家を教えていただいたんですが、今、空き家に対する防鳥ネットを3年ぐらい前からされているということなんですけど、現在、空き家になっている団地においては、それは防鳥ネットはしてないんですね、クレームが来ているところだけをしているということですかね、ちょっと確認で。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、クレームがあったところについて市のほうで対応をとっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） それで、私も相談を受けてから、この現地を調査してきました。

状況を見たときに、とても人の住める状況ではないと現地を見て思いました。そこでお尋ねですが、ハトなどの鳥被害についてですが、駆除はできないか、また減らす方法として、テレビで一度見たことがあるんですけど、卵の入れかえ、こういうのを入れかえて個体数を減らすというのをやっておりましたが、このようなことはできないのか、できるのか、このあたりについてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

ハトの駆除ができないかと、それと卵の入れかえによるハトの個体数を減らせないかというところでございますけれども、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律—いわゆる鳥獣保護法でございますけれども、この第8条に、「鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等をしてはならない。」と原則が規定してございます。さらに同法第83条には、罰則として「第8条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者」は、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と規定がございまして。

したがって、ハトの駆除、卵の入れかえによるハトの個体数を減らすという対応は法令に抵触する可能性も懸念されますので、市でも対応については慎重に取り組む必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、同法第83条、罰則として第8条の規定に違反してという説明をいただいたんですが、ある資料を見つけて、その資料の中には、第3章、鳥獣保護管理事業の実施、第1節、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制ということがうたっております。その中に、卵の採取等の禁止とか、そういうのもあるんですけど、第8条に「鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等をしてはならない。」と書いてあるんですけど、その後、「ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。」というのがうたってあるんですよ。その鳥獣の卵を取ったり、そういうことはいけないということであってあるということは、できるのかなということで、私は、ちょっと地元の県議会議員の方に、県の対応はどうなっているかということで、ちょっとお尋ねしました。県の資料を取ってもらったんですよ。第12次鳥獣保護管理事業計画書というやつ、これは本年の3月31日までなんですけど、その中の4に「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」とあるんですが、その中の1の（5）に、「一般鳥獣」というところと、それと2に、「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定」という事項がありまして、これは約100ページぐらいあります。これを2日間ぐらいで、ずっと読んだんですけど、抜粋でどこそこ見ているので間違っているかもしれませんが、第4章に「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」というのがありまして、その2に「捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。」というのがありまして、法においては、個人または法人ということであってあるんですよ。

これを全部言っていって1時間では足りませんので、どこそこ話をしていきますが、鳥獣による被害ですね、発生予察表というのがあるんですけど、これをつくりなさいというのが県のほうから出ているんですよ。そこに加害鳥獣名にカワラバト（ドバト）というのが、これは年間を通して、そういうのをつくってくださいというのが出ております。そして、もう1個、鳥獣の種類ごとの許可基準という項目があるんですよ。これの許可権者というと

ころに、市町村長というのがうたっているんですね。その中の鳥獣名にも、カワラバト（ドバト）、キジバトというのがあります。これは時期は通年、日数は30日以内、100羽ということで、県のほうにうたっていて、私の認識としては市町村長の許可があればとれるということだと思えますよ。でないと、市営住宅で困っておられる方が、その人のために安心・安全を与える人吉市が何もできないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと考えます。

捕獲隊編成指導の対象鳥獣名は、及び対象地域はということで、対象鳥獣のカワラバト（ドバト）というんですか、こういうものは県下全域というのがうたっているんですね。こういうようなことがあって、多分それはこういう困っていることを県も対策として助けるために、それに関しては市町村の長に対して権限移譲していると思えますよ。説明をいただいた罰金とか懲役とかありますけど、じゃあ団地は誰が入るんですかって、それは何も言えないんですかというところに行き着くんじゃないかなと、私は考えるんですね。

これは人吉市の安心・安全を守るためには、そういう権限移譲がされているんじゃないかなと思います。これにも載っていますので、もし、そういうのがあれば、答弁をいただきたいと思えますが、よろしくをお願いします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

今議員が御指摘をされました。第8条については先ほどこちらからお答えしたわけですが、第8条の例外規定といたしまして、第9条第1項の中に、ちょっと要約いたしますけれども、「管理の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」というふうな規定がございます。ここでいう管理というのは、定義といたしまして、「生活環境の保全を図る観点から生息数を適正な水準に減少させ、また生息地を適正な範囲に縮小させること」ということでございます。さらに今議員がおっしゃいましたとおり、この許可の権限というのは、熊本県から人吉市のほうに権限移譲がなされております。したがって、許可を出すのは市ということで、申請をいただければ市のほうで許可を出す、その期間については、30日間というところがございます。この許可をした内容については、市から県に報告をするというふうな形になっております。

したがって、市としましては、この規定に従いまして、今後この対策を検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） そういう県がやっていることで、市のほうに今は権限移譲されるのがいっぱい出ていると思えますよ。できましたら執行部の方も、そのあたりにアンテナを張っていただいて、団地の安心・安全ですよ、このあたりをどうしたらいいのかというの

を本日からでも早急に検討していただくほうがいいんじゃないかなと思います。でないと立野団地の戸数に対して、空き部屋が多いというのは、やっぱりそのあたりじゃないかなと思いますので、それをお願いしておきます。

5回目ですが、団地の上の階の空き室については、住んでおられる方がおられないので、ハトについての情報がなかなかわからないと思います。空き家についての状況については、住民からの情報の提供がないとわからないと思いますが、地域住民の方から依頼がないと、ますます被害が拡大するのではないかなと思います。

そして、雨が降った後にふんからの病原菌が発生しないとも限りませんので、住民の生活環境に大きく影響を及ぼすのではないかなと思います。住民の方が住んでおられるにもかかわらず、ハトの被害があるとのことですし、今もなくなるということでした。現地にて確認をしてきましたが、最上階が一番ひどい状況でした。下の階の住民の方にもお話を伺ってまいりましたが、洗濯物やふとんを干そうにもハトのふんが落ちてくるので、洗濯物も干せないということでした。ハトのふんによる、住んでおられる方々に対して、生活環境に及ぼす衛生面から住民生活に何らかの影響はないのか、またハトのふんによる病原菌の発生ですね、鳥インフルエンザなんかがありますので、こういうのも発生はあるのかないのか、あるとするならば、どのような問題があるのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

ハトのふんによる衛生面での住民生活への影響と病原菌対策ということでございます。議員御指摘のとおり、ハトのふんにつきましては、ヒストプラズマ症、鳥インフルエンザなどの病原菌、また病原菌でなくても、ふんに含まれる物質が引き起こすアレルギー症状などさまざまな病気を引き起こす原因になると言われております。そのため被害のあるところにおいて、洗濯物を室内に干すなどの自衛のための対応は適切なものと捉えております。

ただし、天気がよい日は洗濯物を外に干したいという思いは当然でございますので、そのような上の階の空き家からの被害を受ける生活環境については、職員が空き家清掃等による改善に努めておるところでございます。

今後は、先ほど御指摘ございましたが、鳥獣保護法第9条第1項に基づき、生活環境の保全のため、ハトの捕獲を実施できないか、あるいは防鳥ネットをつなぎ、屋上から垂らして四方を囲うなど有効性があると思われる対策を検討し、団地自治会を含めた関係機関と協議をしながら、実施をしてまいりたいと考えております。

また、ハトが多く住み着いている団地におきましては、住民の皆様が餌となるような生ゴミ等の適切な管理を徹底していただくなど、鳥獣を誘引しない取り組みにも努めていただくことも欠かせないものでありまして、市としましても協働のもとに安心・安全に住んでいただける環境の構築に向け、ハト対策における取り組みを進める所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今答弁をいただいたんですが、アレルギーなどが出るということで対策をいろいろしていただいているみたいですが。現地に行って見ていただければわかるように、空き家についてはネットをしてハトが来ないようにしてあるんですけど、住んでおられる方のところはしていないもんですから、そこから入って隣に行って空き家に住み着いてしまうというような状況ですね。だから屋上から全部垂らすと、今度は逆に住んでいる人の住環境を犯すのかなというのがありますので、やはり先ほど説明いただきました鳥獣保護法第9条第1項に基づく自衛のための有害鳥獣の捕獲等、こういうのをどういうふうに、市のほうに自治会が要望したらいいのかという、私もそれをまだ見ていませんので、できれば後ほど報告書といただけますか、お願いをするためにはどういう書類が要るのかというのを見せていただきたいなと考えております。

この天気がいいときに干せるとか干せないとかいう問題じゃなくて、テレビでも言っていました、例えばスギ花粉とか、この花粉症がいつ起こるかといったら、天気のいい朝から晩までだそうです。その中の一番花粉が洗濯物につかないのが、朝の8時から10時ぐらいまでだそうです。それ以降になったらバンバンつくそうです。だから、そういう問題も出てきますので、できれば早くですね、やっぱり殺すというのは、ちょっとかわいそうなので、ふえないために卵をとっていただくとか、そういう対策をしっかりと考えていただきたいと思えます。

そこで、最後に市長にお尋ねですが、市民の安心・安全対策について、市営住宅について、市長を先頭に担当課職員におかれましては連絡をすれば、早急な対応をしていただいております。居住者の方からも、そのようなお話をいただきました。居住環境の維持と向上に努めていただくとのことですが、環境衛生対策について松岡市長は人吉市民全ての方に対し、健康被害が起こらないように努めていただくことが一番大切ではないかと私は思います。

今回は、これからの大切な人吉市民の生命を守り、安心・安全な生活を確保していくためにも、大切なことであると考え、この質問をいたしました。松岡市長は、この団地のハト対策などについて、どのような見解を持っておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市民の安心・安全対策は、市長の私に与えられた最大の使命であり、平成27年6月議会の施政方針におきましても、「生まれてよかった、住んでよかった、来てよかった。そして、住みたい、住み続けたいと思える人吉づくりと、愛する故郷人吉市をすばらしい場所にして、次世代の子供たちへ手渡すことが、私の市長としての最大の使命だと胸に刻み、市政に邁進してまいります」と申し上げたことを鮮明に覚えております。

このときの思いは、今も変わることなく日々強いものとなっているのも、また事実でござ

ざいます。これからも市民の皆様との対話を大切にし、市民の安心・安全に鋭意努めてまいり所存でございます。

市営住宅の環境衛生対策におきましては、先ほど建設部長が答弁をさせていただきました。また、今、福屋議員から御指導もいただいたところでございます。鳥獣保護の観点と住民の皆様方の困りごと、この点をどうバランスをとっていくかというのが大変難しいところではございますが、ハード面、ソフト面の両面から住まいとしての安心・安全も第一に考えた取り組みに努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市営住宅のハト対策については、今市長から御答弁をいただいたんですが、やはり生まれてよかった、住んでよかった、人吉市に生まれて本当によかったと皆さんが思えるような対策を早急にしていただきたいなということを要望しておきます。よろしくお願いしておきます。

次に、市民の声からということで、市道瓦屋地内第2号線及び瓦屋川村線について質問を行います。

市道瓦屋地内第2号線は、起点を県道坂本人吉線と瓦屋川村線が一部接している路線ですが、鶴亀橋まで約200メートルぐらいが瓦屋川村線になります。この区間は人吉市で一番の悪路です。車での走行では、あまり危険と感じませんが、バイク、自転車、また高齢者の方が利用されている乗用型バイクでは、とても危険と感じます。この道路は、私も時々利用することがありますが、道幅も狭く少し傾斜もしております。歩行者にとっては対向車が来たものなら、とても危険です。

そこで質問をしてみますが、これまでに市道瓦屋地内第2号線と瓦屋川村線の2経路の道路において、交通事故の報告はなかったのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員御質問の市道瓦屋地内第2号線及び瓦屋川村線——ここは県道坂本人吉線から鶴亀橋までの間でございますが、御質問の区間は、県道坂本人吉線を起点としまして、延長が200メートル、現況の幅員は約3.2メートルから7.7メートルでございます。

交通事故の報告はなかったのかとの御質問ですが、平成25年度からの直近5カ年と、平成30年度におきまして、道路河川課での記録の確認及び関係機関へ聞き取りなどをしましたところ、事故の報告はないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 事故がなかったということで、大変よかったなということを感じていますが、私たちが車で通る時も、違う民家の中に相手方が入っていただいたりとか、お互い

に注意しながら通っているからかなということを思いました。

そこで、これから高齢者社会になっていきますが、運転免許証の返納を高齢者の方に求められております。今後運転免許証を返納される方がふえたとき、これまで車の運転をされてこられてきた方々が、今後徒歩または自転車などの交通手段に変わられると思いますが、私が今議会において質問させていただいている2つの道路の安全性というのは、通っていたらわかるとは思いますが本当に危険です。

また瓦屋川村線は、瓦屋地内第2号線よりもまだひどいです。ここは人間が歩く道じゃないと、ほかにもいっぱいそういう道はありますが、ここは特にひどいです。私が考える危険数値を5段階の危険数値で判断しますと、一番危険な道路ではないかなと危険数値は5と私は判断いたします。この2つの道路については、山田川の鶴亀橋から起点の県道坂本人吉線に向かって2つの道路ですね、まずは瓦屋川村線が鶴亀橋からきまして、それから瓦屋地内第2号線に行って、起点の坂本線に出るという道路です。ここは、これまで——私もいけないんですけど、議員として——どうして改修をされなかったのか、このあたりが何でだったのかなということを思ひまして、いろんな市民の方からお話をいただきましたので、話をしているわけです。この件についてお尋ねをしておきます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

この路線の改修がなされてこなかったことについてということでございます。状態といえども、道路の両側に住宅が近接しており、路面状況も決してよい状況とは言えないと認識をしております。過去、議員の皆様、地元町内などから改修の要望があったところがございます。このような要望があったことを踏まえ、平成26年度及び平成29年度に測量設計業務委託を行いまして、歩行者の通行スペースを確保しますグリーンベルトを設置するなどの道路拡張、路面改修を含めた道路整備をする計画でございます。

現在の状況といたしましては、道路線形もおおむね決まっております。県道との交差点部について人吉警察署と協議を重ねているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今説明いただきまして、計画があるということですので、ここは重大な事故、人身事故、こういうのが起こる前に車同士の事故とか、車と人との万が一あってはならないような事故が起こる前に早急に対応していただきたいと思っております。例えば、今議会でもよく説明いただきます社会資本整備総合交付金を初め関連の補助金があると思うんです。こういうのを探していただいて路面といいますか、これだけの補修でも早急にできないか、そういう今後の整備計画ですね、この辺についてお尋ねをしておきます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

今後の整備計画はどうなっているかとの御質問ですが、先ほど申し上げました平成29年

度から社会資本整備総合交付金を活用した測量設計業務を行っておりますので、今後も、この事業を順次進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 先ほども要望みたいに言ったんですが、できたら早急に対応をしていただきたいということをお願いしておきます。

そこで、この起点県道坂本人吉線から始まり、この路線の瓦屋川村線は終点相良村までの境界まで延長されておりますが、相良村境界側は舗装がされておまして、拡幅もされております。歩道の設置はされておりましたが、一二三ヶ迫団地付近から相良村境界の道路取り付けまでの約270メートルぐらいですかね、この間が未改良区間になっております。拡幅工事がどのようになっているのか、今後道路拡幅計画があるのか、現在の状況についてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

市道瓦屋川村線、願成寺町の一二三ヶ迫団地付近から相良村の境界までの未改良区間について、道路拡幅計画があるのかとの御質問でございますが、御質問の区間は一二三ヶ迫団地付近から相良村との境界までの延長270メートルの区間でございまして、歩道は整備されておらず道路幅員は車両幅員5.2メートルから6.2メートル、両側路肩0.5メートルとなっております。この路線は、食品工業団地への大型車両の出入りが多い上、市外から市内へのバイパス道路でもあることから、大型車両を含めた車両の通行量が多い路線でもあります。

また、歩行者や自転車の通行につきましては、歩道もなく危険を感じていらっしゃることは市も認識しているところでございます。この区間につきましては、平成29年度及び平成30年度の市政懇談会でも御要望がございましたので、昨年度安全対策といたしまして、歩行者や自転車が見えやすいように、草刈り等を行い、路肩に堆積しました土砂の除去を行ったところでございます。

また、未改良区間については、昨年、国の補助事業を活用できるのか、未改良区間の用地取得が可能であるのか、整備に支障となる物件はないかなどの整理・検討を行ったところでございます。その整理・検討を行いました結果でございますが、地権者につきましては相続が複雑で取得が難しい土地が複数ございまして、所有者不明の土地も含まれておりますので、現段階におきましては、拡幅計画については、困難な現状でございます。

市としましては、さきに申しました課題等を整理しながら、実現可能な対策、安全施設の設置などを含めまして引き続き検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） なかなか思うように用地取得ができていないというところであります

が、あそこは非常に暗いですね。滑るようになっているし、危険な場所だと思います。相良村との境界もありますので、なかなかうまくいかないのかなということも考えますが、あそこは食品工業団地ですね、説明がありましたように、あそこには大型車がいっぱい出入りをしております。

また、相良方面の例えば、曙橋の通行規制をかけたときに、向こうのほうに回ったりしたときに、高速道路の取り付けですね、高速道路に行くということで近道にもなっていますので、大型車が非常に通っているんですね。そういうアクセス道路にもなっていますので、近道として乗用車を初め多くの車両が通行しております。すぐに道路拡幅が難しいということですが、その拡幅をどうやったらできるのかとか、また置き去りといいますか、次に延ばすのではなくて、どうしたら早くできるんだということ、やっぱり執行部のほうで検討していただいて、どうにか地権者を探していただいて、御協力いただいて、安全な人吉市の道路ということで、今後整備をしていただきたいなということをお願いして、この質問は終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） それでは、通告の最後の市民の声から、人吉梅園人吉梅まつりについて質問をしてみたいです。

毎年、人吉梅まつりを楽しみに私も参加していますが、ことしは午後の参加となりました。市役所、表千家茶道愛好家の野点（のだて）を楽しみに毎年行くんですけど、残念ながらおくれましたらありませんでした。行ったんですが、大変なにぎわいでよかったのかなと思います。来年は、ぜひ午前中にでも行って、また野点（のだて）を楽しませていただければなと思った次第です。

そこで質問なんですが、人吉梅園についてお尋ねいたしますが、梅園をつくられた目的と現在までの経過について、また、わかる限りでいいのですが、どのような品種がそこには植えてあるのか、品種の違いによって使用目的があるのか、現在植樹されている本数、このことについてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様こんにちは。ちょうど梅園にいたときに途中から雨が降り出して、私も残念でございました。

これまでの経過、それから、梅の品種、目的、本数ということでございます。梅園がつけられた、まず目的でございますけれども、これは歴史から見ますと、梅に関しましては相

良家の家紋でございます。歴史的には承久の変にまでさかのぼるわけですが、そのときに長頼が梅を賜ったという、そういういわれがございます。

現在は、市の花として梅の花、親しまれているわけでございます。

近年におきましては、これは昭和42年、当時永田正義市長でございまして、私も永田市長の時に入ったわけでございますけれども、本市に日本一の梅園をつくりたいと、多くの市民や観光客を呼び込むといった目的がございます。そういうことで、藍田財産区の土地に梅園の造成が始まった経緯がございます。

当時の永田市長の構想でございますけれども、梅園を初め球磨川、球泉洞や球磨川下り、それと温泉や史跡等をめぐる南九州におきます亜熱帯観光ルート構想の実現に寄与する一大観光拠点として、このときは広大な広さで約7.5ヘクタール、この丘陵地に大畑梅園が造成されたわけでございます。

そこで、この梅、この梅園を広く活用するための通年行事といたしまして、昭和50年からでございますけど、2月末に開催いたしております郷土芸能や舞踊といったステージを中心としました梅まつりを今日まで開催しているところでございます。

また、翌年といいますか、昭和50年の次の年、昭和51年からですけれども、5月から6月の梅の収穫期に合わせて梅狩りと、花で観光客に楽しんでいただき、今度は副産物である梅で梅狩りといったことでございますので、そういったイベントを通じまして、市外からの観光客も含めまして、観光都市としてのPRと商品開発を進め、あわせて自然との共生を図るということでございまして、かつ大畑地区周辺の活性化と鉄道、ループ線もございすから、そういったところでの観光型農業の開発を進めてきた経緯がございます。これは一つ、当時大分県の大山町、あそこで「梅栗植えてハワイに行こう」というのがございましたけれども、こういったものも参考にさせていただいているところでございます。

また、お尋ねの植樹してある梅の品種でございます。こちら歴史をさかのぼりますと、昭和42年からの植樹でございますので、最も多い品種が白加賀（しろかが）——「しろかが」とも言いますが、そういう品種がございます。花も果実も楽しめます、これは古くから親しまれてきた優良品種と言われておりまして、全体の70%になっております、約3,200本が植樹をされております。この品種は、非常に果肉が肉厚でございまして、梅干しとか梅酒でございますね、今は「梅酒ひとよし」という商品、銘柄もできるように、球磨焼酎組合に大変活用をさせていただいているところでございます。これは花粉が少なく、自家受粉には適さないものでございますので、ほかの品種を植樹する必要があるということ、いわゆる受粉樹が必要ということ、そこでほかの品種といたしまして、白一重の花を咲かせます青軸（あおじく）という品種も植樹をしております。こちらは全体の約25%、約1,200本が植樹されています。白加賀と比較しますと、果実はやや小ぶりということで、比較していただければと。残りの5%でございますけれども、これは薄いピンクの花を咲かせる——少し

ピンク色で、何となくほのかな香りといいますか——これは鶯宿（おうしゅく）という品種でございます、約200本植樹されております。これが最も受粉樹に適している品種でありまして、梅酒用にもこれは適しているものでございます。

以上のように受粉樹としての適性、それから加工食品の用途に沿った特性を生かしまして、この主に3種類の品種を合わせまして4,600本を植樹しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 相良家の家紋ということで説明をいただきましたが、実は、うちは丸に梅鉢なんです。梅に丸鉢と同じような家紋なんですけど、うちの家紋は鹿児島からきていますので、相良さんとあまり関係ないのかなと思いますけど、これは余談ですが。

そして、あのところに3種類で4,600本植えてある、その中で永田元市長、すばらしい構想を持っておられたのかなと、偉大な考えを持っておられて、現在その梅まつりも盛んに行っておられるという先見の明を持っておられた前々々市長であったんだなというのを今つくづく思いました。今後とも、これに倣うように松岡市長は若いですから、また新しい何かを考えていただけるのかなということを期待しておきますが、1回目に人吉梅園についてお尋ねをしておきましたが、次に人吉梅まつりです。この開催について、行くたびに思うんですが、この人吉梅まつりの開催がいつごろから始まって、また開催の目的ですね、先ほど少し説明がっておりますが、このあたりが詳しくちょっとわからないので、そのあたりを少しお尋ねしておきたいと思えます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

開催と、その目的でございます。これは昭和50年から人吉梅まつりを開催いたしまして、毎年2月下旬から3月上旬を梅まつり期間といたしております。その中で、ステージイベントをやるときが、いわゆるメインの梅まつり行事でございます。

梅まつりの目的というのは、先ほど私が申し上げたところと重複いたしますけれども、人吉梅園は、約7.5ヘクタールの土地に約4,600本の梅ということで、全国でも有数の梅園都市という定評がございますので、近隣の鹿児島、宮崎からも多くの方に来ていただいているところでございます。

こういった資源を最大限に活用するためには、早春を告げる春のイベントとして、これは人吉市の春のマラソンもございまして、この梅まつりもというところで、人吉梅まつりを実施いたしまして、観光客誘致と本市のイメージアップを図ることを目的として開催しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 昭和50年から現在まで、目的で観光客誘致とかイメージアップ、いろ

んなことを考えながら開催されておりますが、開催に関する事で、これまでに何か問題はなかったのか。開催場所でのアンケート調査などは、これまで行っておられるのか、会場で聞こえた意見などはなかったのか、お尋ねいたします。

この質問をしたのは、梅まつり当日が、前日に雨が降ったことで、当日、通路が現在もそうですが、芝生でしたので、今もそうなんです、以前市民の方から、また観光客の方から「雨が降ると、私たちみたいな高齢者は手すりもないし、階段もないので滑る」との意見を現地で聞いたことがあります。そこで改修をしていただきたいという要望を一般質問の中でしたことがあるんですが、このことも踏まえて、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まず問題・課題でございますが、まずやはり一番は――過去でございます、これは今でもそうなんですけど――トイレの数でございます。これが一番でございます。来場者の方々の御意見から、これは仮設トイレを設置するという対応も行っております。また、上のほうに1カ所トイレはあるんですけども、非常に古くなっておりますので、これも改築をしていきたいとは考えているところでございます。

また、梅まつりの最大の問題・課題といたしましては、祭りオープニング当日の天気と梅の開花状況でございます。私も観光課長と経済部長で計6回直接担当しておりまして、2勝3敗1分けでございました。1分けというのは、やっても全く梅が咲いていなかったという事で、これが1分けでございます。例年2月の最終日曜日、これを大体オープニングの日、これを祭りとしまして、約1週間を梅まつり期間としておりまして、去年は寒冷であったために、ほんのわずかな花しか咲いていなかったと、こういう状況でございました。ことしにおきましては、逆に暖冬でございまして、早く咲き始めて、これはもつかなんというところがあつたんですけども、満開の状態でございますので、大変うれしかったですけれども、若干雨が途中から降ってまいりまして、非常に残念なところではございましたけれども、満開の状況下ではオープニング、この祭り期間の最初はスタートしたと、祭りの一番メインの当日だけは、ちょっと雨が残念だったというところでございます。

この時期は、ちょうど二十四節気の雨水、これが2月19日でございますけれども、そういった春雨の多い時期でございまして、気候と天気につきましては、当日の運まかせというか、そういうところで今も至っている状況でございます。

開催場所でのアンケート調査は、これまで実施を直接したことはございませんが、来場されたお客様の声を頂戴いたしまして、活用できる部分は今後の参考にさせていただきたく存じます。特に、やはり高齢者の対策というのが一番かなと、結構斜面がございますから、雨が降ったときには、なるべく上りやすいように、わらとか管理組合の方にも協力していただいでやるんですけども、それでもやはり滑りますからですね。ことし特に参考にさせていただきました対応は梅まつりのポスターというのがございまして、これは初めてだったん

ですけれども、店舗や事務所、これは室内に掲示するときには大きいということをおっしゃって、サイズを変更できないかということで、A1サイズからB2サイズへ変更して、張っていただきやすくしたと、そういうことがございます。今後ともよりよい人吉梅まつりとなりますよう御意見、御要望、これを反映させてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 答弁をいただきましたが、次の質問に入る前に、今部長から当日は雨次第、天気次第ということで、それに関連した質問を今後していきたいなということで、私も天気次第でいろいろなことができるんだなということを思いました。

そこで、これまで参加できるときは必ず参加させていただいて、何度か雪のときもありましたし、雨のときもありました。昨年も雨だったように思います。ことしも午前中は人吉市内におりまして、会場は大丈夫ですよということで、昼からお邪魔したんですけど、会場は雨でした。でも会場には多くの方が傘をさして参加団体のステージの催しを楽しんでおられました。

そこで、ちょうどその時間に、私は大丈夫かなというのを光景を見たんですが、雨の中花毬会（はなまりかい）という会の方たちが琴の演奏をされていたんですね。琴は、多分キリでできているのかなと思います、わかりませんが、見た感じがキリみたいだったもんですから、そう思ったんですけど、この演奏後の楽器には影響がなかったのかということで心配をいたしました。

また、次の団体は皆さんお知り合いの方なんですが、「球磨の六調子保存会」という方々がステージに上がられたんですが、この方々も雨のため急遽テープによる「正調五木の子守唄」ですか、これをうたっていたいておりました。

そこで、ことしの参加団体の方々は、何団体だったのかなということと、今回のステージに参加すると言っておって参加されなかった団体はおられたのか。また、参加された団体に対して何かそういうことなどのことについてですが、何か問題はなかったのかなどの聞き取りは担当課としてされておられるのか。また出店されておられる方、こういう方にも雨の時の意見とか要望とか、今後についてお話を聞いておられるかお尋ねをしておきます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

私も議員と一緒に午前中、球磨川におりまして、それから祭りのほうに行っておりますので、大変ありがとうございました。ことしも若干雨が降ったわけですが、大雨ではございませんでしたが、何とか舞台を続けることができたところでございます。

参加団体の出演意向の伺いについては、雨が降った場合には出演中止の判断につきましては、各団体の方の御意見を尊重して決定しているところでございます。参加団体全部で10団体ございました。これは例年出ていただいております人吉ねぶか太鼓とか、一番私はメー

ンと考えているんですが、人吉市立第三中学校の梅娘の皆様方、しっかりと練習されて、いつも踊りを踊っていただいております。それから大畑の舞踊愛好会とか、ひょっとこ踊りの人吉笑福会、鬼木の臼太鼓踊り、あと、先ほどおっしゃった花毬会ですね。それから、タイ捨流の剣術、人吉球磨の六調子保存会、人吉よさこい銀翔会、球磨川太鼓保存会、これは最後でございまして、全て出演をいただいたところでございます。最後の球磨川太鼓の皆さんは、太鼓が雨にぬれると非常に革がゆるくなって危なくて、ギリギリのところでしたきまして、大変ありがたかったと思っております。

ことは特に、先ほどおっしゃったように琴とか和太鼓、こういった和楽器の、しかも着物での出演ということで、また三中の生徒さんには受験を控えているということもございましたから、これは雨天時の出演中止も遠慮なく申し出ていただくように配慮をいたしているところでございます。ちょうど琴の演奏の時間帯、議員がいらっしゃった時間ですけれども、少し雨が強くなりましたね。琴は、私たちも心配をしまして、代表の方に調整をいたしまして、これは出演を見合わせる、こういった御意向も伝えたわけでございますけれども、代表者の方からなんです、琴演奏の新人の方がいらっしゃると、そういった方々の初舞台となるので出演させてほしいということがございまして、出演していただいたところでございます。

また、次に六調子保存会様がいらっしゃいまして、それから三味線もございました。これは録音の音源に変更されて出演していただいたということもございます。野点（のだて）につきましては、午前中はやっていたんですね。議員がいらっしゃったときは、そこで雨だったもので、後はやめてしまったということがございまして、ちょっと時間を短縮しての開催でございました。

この梅まつりにつきましては、確かに開花状況、天候、これは泣かされることが多いわけでございますけれども、平成20年度以降、平成20年度、平成26年度、平成29年度と、昨年まで大体10回中3回、これはステージ催事を中止をいたしております。出店の方からに關しましても同様でございまして、雨天に際しましては、ステージの状況や来場者の状況を勘案していただいて、出店判断をしていただくように出店者説明会で申し上げているところでございます。本年は、出店見合わせはございませんでした。昨年はステージ中止に合わせて、1店の方が出店を見合わせたというところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今回は全部参加いただいたということで、こういうのを何で言ったのかというのは、今までに太鼓関係が雨が降ったときには来られておられても中止するとか、今回このような質問をしたのは、先ほど言いましたが、球磨の六調子保存会ですね、この人と現地で、またその後もお尋ねして話をしたら三味線ですか、あれは張り合わせてあるので、

雨にぬれたらはげてしまうということで、1回はげたら大体四、五万円かかるそうなんですよね。それで、その補償があればしますが、自分でせないかなら、もうやめようかなということで、雨のときはやめますという話があったものですから、そういう意見をお聞きして、いろんな対策がとれないかなということで、いろいろ考えたんですが、そこで私なりに現地で考えて雨対策としてステージに屋根をかけていただければ、少しの雨でもステージ参加者は、皆さんそこに出演していただくんではないかなと思ったんですよ。少しの雨だったら、行ってもいいやという、行ってさっきの琴の演奏じゃないんですけど、初舞台ですので、きょう行きたいのに雨で中止だというよりも、雨が降っても大丈夫だよと、行きましようかというようなこともできるんじゃないかなと思います。

そこでお尋ねなんです、屋根のあるステージと屋根のないステージでは、設備投資として、どれくらい金額的にかかるのかなということで、万が一安いようでしたら簡易でもいいのでできないかなということをお尋ねしておきます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

屋根という御提案をいただきました。確かに昨年、ことしと雨による天候でございまして、ステージの進行というのは非常に不安定であったということをお認識いたしております。

そこで、設営業者にステージに屋根をかけることが可能かということで、あそこは地形的に少し高低差というか段差がありますので、なかなか難しいんですけども、この御相談をしてみました。その中で、ステージのみに屋根をかける方法と、これは10メートル掛ける10メートルのパワーテントと言われるテントがあるんだそうですけれども、これをステージとステージ前方の観客席にまで屋根をかける方法ということでございまして、いずれも大体10万円程度ということでございます。

また、屋根付きステージの雨天開催時には、舞台照明が必要になってくるんですね、舞台の中、ステージの上が暗くなってしまいますので。照明費用といたしまして、大体500ワットの照明一式、こちら10万円ということでございますので、屋根と照明と合わせまして、大体20万円の経費が発生するのではないかとこのところで見積もりをしていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 屋根をつけると照明があるから20万円ぐらいということの答弁をいただいたんですが、人吉市に与える梅まつりの影響というのが、どれぐらいあるのかなというのも今後試算していただければ、それもできるのかなというふうに私は考えておりました。

ぜひ屋根をつけて、観光客もそうですね、雨が少々降っても演奏はありますよとか、雨の中です、それは写真撮影もできますし、例えば今、外国人が、あの日バスで何台か来たというのも聞きましたので、私は見ていないんですけど、そういうのをしたら、この時期

に八代港から、それを目的に、例えば中国系でもいいですけども、あちらにそういう梅を見るような場所はないと思うんですね。だから、この時期には八代から人吉市に来て、その費用対効果は非常にあるんじゃないかなというのを考えます。だから、そのあたりを今後、検討していただければなということ考えています。そのことは、いろんな方に私も考えたらどうですかという話はしているんですけど、最後になります、人吉梅まつりを永田市長から我々に受け継いできた、この伝統と文化を人吉市の観光を生かすために施策でこられたのが、今、実を結んで、ましてやブランドの梅酒までできているというような状態ですので、こういうことを考えながら人吉市の梅まつりについて、松岡市長は今後どのように考えておられるかについてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

歴史をさかのぼること、昭和42年から始まった梅園事業におきまして、当時の永田市長の日本一の梅園をつくるという悲願が達成され、そして梅園が観光資源となり、45回目の開催を迎えるに至った梅まつりを今日まで継続することができましたことは、観光都市である人吉市としての矜持であり、また町内会を初め地域の方々の御協力のたまものだと存じます。心から感謝を申し上げます。

今後も梅まつりは、継続してまいる所存でございますが、一方で雨天時の対策や観光客に対する駐車場の不足やトイレの設置等も含めて行政に対するニーズも年々多種多様化してきており、これは梅まつりに限ったことではございませんが、各種イベントを開催するにあたり、行政の力だけでは満足なサービスに至らない点も課題として浮上してきております。

つきましては、町内会や梅園管理組合の方々、出演者の御意見やアイデアも参考にさせていただき、可能な限り民間活力を導入した形で、よりよい方向性をもって今後の梅まつりを開催させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ぜひ人吉市の観光というのは、遊山の観光というのがありますが、この花というのも人間は非常に好きですね、こういうのを見て回るのは。だから、これは大切な人吉市の観光資源だと私は思います。これをどう生かしていくかが、今後とも人吉市のますますの観光施策に寄与するんじゃないかなと思います。ぜひ皆さんで、市の執行部の方300人以上おられますから、その人たちの知恵を持ち寄って、また私たちも一緒に人吉市が一大イベントのそういう観光、花による観光祭り、客を呼び込むというようなことも考えていったら今問題になっている球磨川下りとか、いろんなことが機能していくんじゃないかなというのも考えます。どうぞ、そのあたりは執行部におかれましては、今後とも一生懸命努力していただき、人吉市民の安心・安全のため、観光客を誘致するために頑張っていただきたいと思います。

これで最後になりますが、今月をもって退職されます職員の方々に本当に私個人としては4年間お世話になりました。適切な答弁をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。今後とも健康で新しいことにぜひ、私も挑戦しますので、皆さんも挑戦をしていただきたいなと思います。そして、人吉市のために今後ともお力を賜りますよう、お願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。5番議員の宮崎保です。

本日は、3項目について通告しております。

それでは、通告に従いまして、1項目めとして観光関係から現状と課題についてと、今後について、2項目めとしまして、鉄道ミュージアムから内容と今後について、3項目めとしまして、公共交通関係から内容の確認について、現状と課題、今後についての3項目を一般質問させていただきます。

なお、昨日の答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、関連する部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1回目ですが、市長の施政方針の中で、観光関係について、外国人観光客誘致の取り組みも展開しており、香港、台湾で開催された商談会や旅行博において、旅行会社等に地域の魅力や観光素材など、観光商品造成のお願いをしてきた。観光客入り込みの底上げのため、関係機関、団体と緊密に連携を図りながら国内及び海外に、より効果的な情報発信に努めてきたこれらの結果、観光客の増加につながったとありますが、それでは過去2年間の本市を訪れた日帰りの観光客数と宿泊客について、日本人観光客数と外国人観光客数の動向はどうだったのかお尋ねいたします。

これで1回目を終わります。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

2年間の観光客数ということでございますので、これは平成28年と平成29年が出ておりますので、比較も交えながらお答えさせていただきます。

まず本市を訪問いただいた日帰り観光客の動向についてでございます。平成28年が99万3,000人、それから平成29年でございますけれども、123万2,000人でございます。

次に、宿泊者でございます。こちらの動向が、平成28年が20万3,000人、平成29年は19万8,000人でございます。これは日帰りと宿泊を合計いたしますと、平成28年は119万6,000人、平成29年は143万人でございます。この2年を比較いたしますと、119.5%と上回っているところでございます。

それから、外国人の観光客につきましては宿泊数のみを調査しているところでございますので、これでお答えをさせていただきます。

外国人宿泊数ですけれども、これは平成28年は7,659人、平成29年が1万2,387人でありまして、この2年の比較でございますけれども、約62%の増となっているところでございます。

国別を申し上げます。国別の観光客の上位でございますけれども、これはやはり香港で43.1%。それから台湾で22.4%。それから大韓民国17.3%。それから中国8.8%となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、日本人観光客数は、日帰りの観光客数が平成29年度は平成28年度を大きく上回り、また宿泊者については、逆に平成29年度が平成28年度を下回っているということで、合計すると対前年比較で119.5%の大きな伸びとなっているということでありまして、外国人宿泊者数につきましても、平成29年度は平成28年度より62%も伸びているということがあります。これは昨日の答弁でありましたように、平成28年は熊本地震に対して、復興対策のクーポン券の影響等があったものということで報告がありました。

では、今来られている観光客の方々が本市に来られ、よく人吉市内で訪ねられるところは、どういうところに行かれるのか。また、そういった訪ねられたところの観光案内板、及びその設置状況はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

2点御質問で、よく訪れるところと、それと観光案内板ということでございます。まず、よく観光客がいらっしゃっています場所ということでございますけれども、これは平成25年度に人吉球磨地域GAP調査報告書というのがございます。これによりまして、人吉市の観光スポットへの来訪経験に関する回答がございまして、一番多いのは、温泉でございまして、それから球磨川下りがございます。人吉城跡、国宝青井阿蘇神社、こういった相良700年の歴史スポットが非常に多いなというところでございます。

それから、地域経済分析システム——これはRESAS（リーサス）でございますけれども、この観光マップ目的地分析におきましても、やはり温泉旅館、青井阿蘇神社、それから人吉城跡、球磨川下りと、こういう状況になっているところでございます。

また、ほかにも観光統計の観光施設の利用状況から見ますと、これは石野公園もございまして、鍛冶屋町通り、それから焼耐蔵の見学、それからMOZOCAステーション868と、人吉城歴史館、永国寺といったところも上位に上がっているところでございます。

そういうところへの案内板の設置ということでございます。この案内板の状況でございますが、観光案内板は、まず人吉駅や人吉城跡の観光駐車場、それから永国寺前交差点ほかには設置されているところでございます。また青井阿蘇神社には、これはいろんな青井阿蘇神社の説明書とともに、これは1つ大きな観光案内板がございまして、それから永国寺におきま

しては、私、昨日申し上げましたが、西南戦争関連の各石碑、こういった説明板もでございます。いずれも日本語のみの表記でございまして、今後、外国人観光客の増加、このためには、やはり多言語対応の必要性を感じているところでございます。今のところ表示スペースに限りがございますから、対応ができていない状況でございますけれども、今後の検討課題でございます。

それから、ウェブサイトが多言語化しまして、そこへQRコードで誘導するなど、少ない面積でも多くの情報にアクセスできるような手法も視野に入れまして、今後も関係部局と相談・検討を行いながら連携して観光案内板、スマホでも片手で行ける、そういうところも考えていかなければいけないし、また現在老朽化いたしております青井蓮池のポケットパークに案内板がございますけれども、これは日本語と英語での更新に着手しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 言われたように、本市でも例外なく年々外国人観光客がふえてきているようですので、案内板や説明板については、多言語に対応したものが必要となってきているというふうに考えております。今後は、その必要に応じて設置をお願いしておきたいと思っております。

それでは、次の質問ですが、日帰りの外国人観光客の多くは八代港に入港のクルーズ船によるものだと思いますが、八代港にクルーズ船は昨年どのくらい入港したのか。また、その入港したクルーズ船に対して、本市への誘致の働きかけは、どのようにされてきたのか、また今後どのように誘致を行っていこうと考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

クルーズ船の八代港からのということで、ほとんど中国の方が多いわけでございますけれども、八代港の入港状況としまして、平成30年度は合計30回でございます。人吉市に、そのうちに9回いらっしゃいまして、これはバスが116台、人数にしまして4,500の方が青井阿蘇神社、それから人吉城跡を中心に来訪しているところでございまして、これは12月18日でございますけれども、最高でバス39台が来ておりますので、人吉城跡で集まられて、一体何をしているのか、うじゃうじゃいたという、そういう情報を受けております。

人吉市への誘致でございますが、これは八代市の国際港湾振興課が事務局でございますけれども、熊本県南観光客誘致物産振興プロジェクト実行委員会というのがございます。これは八代市、上天草市、水俣市、人吉市でつくっている実行委員会でございます。この取り組みが中心でございます。これは多言語、いわゆる日・英・繁体中文・簡体中文——いわゆる台湾語と中国語でございますけれども、これの県南観光ルートのガイドパンフレットの作成もいたしておりますし、それから2月20日から21日にかけてでございますが、東

京、横浜のクルーズ船会社を訪問いたしまして、営業活動を行ってもおります。

今後でございますが、2020年にはクルーズ船の寄港、これは年間に大体80回、それから2030年までには約150回を目標といたしておまして、八代港に国際クルーズ拠点整備される計画でございますので、そういったものの働きかけ、これは力を入れていきたいと存じます。

こういったことから、今後八代市や熊本県南観光客誘致物産振興プロジェクト実行委員会がございますけれども、それからクルーズ船の情報を取りまとめを行っておりますが、DMOやつしろでございますので、こういったところと連携を取りながら、現在青井阿蘇神社、それから人吉城跡、こういった無料施設が中心でございますけれども、人吉市の来訪を、これはお金を落としていくような球磨川下りとか、石野公園の体験、こういったところへの経済効果のある観光へとつなげてまいりたいと思います。特に、こういう皆様方は夏にいらっしゃったら、すぐコンビニに行かれるんですね。コンビニに行かれるならば、じゃあ石野公園あたりでラムネを売ってみようとか、そういう考えも持っていきたいと思っています。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今平成30年度には、八代港に30回のクルーズ船の寄港だったにもかかわらず、その中でも9回、人吉市のほうには4,500人もの外国人、日帰り観光客が訪れられているということでありまして、また2020年、来年には約80回、また2030年、10年後には150回の寄港が予定されているということになれば、人吉市のほうにも年々観光客の増加も期待されると思います。

そのようになってくれば、外国人観光客だけでなく、国内外に対して観光に対する情報の発信も重要になってくるものだというふうに考えます。そのために、ホームページなどによるイベントや、その時折々の例えば桜の開花情報などといった観光に対する発信は、どのように行われているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

いわゆる観光情報ということでございます。これはホームページを使いまして、花の開花情報につきましては、まず今やっておりましたのが、梅園の花でございます。ついこの間までは満開ということで出しました。それから、この梅が終わりましたら次は人吉城跡の桜を出します。秋になりますと、紅葉を情報として発信をいたしているところでございます。

また、青井阿蘇神社のハスとか、相良神社横のハス、こういったものも外部の情報発信サイトへの情報提供という形で発信をしているところでございます。時々は永国寺のスイレンなんかも発信しておりますので、可憐な花、こういうのも見ていただきたいということで、こういった花とか自然につきましては、随時出しているところでございます。

また、イベントにつきましても、先日ありました人吉梅まつりでございます。これから

は、人吉お城まつりも、今からは打ってまいります。夏になりますと花火大会。これは現在開催中でございますけれども「人吉球磨は、ひなまつり」。それから、3月に入りましたので、今度は三十三観音の一斉開帳という、こういったものも情報をホームページへ適宜配信、こういうこともやっているところです。

それから、経済部のフェイスブックなどのSNSを活用しまして、適宜情報発信というのはいたしております。今後とも引き続き情報発信には努めてまいるところでございます。

さらにはSNSでの情報発信につきましては、民間イベントにつきましては情報のシェア、こういったところによりまして、積極的に情報の拡散——これは観光協会とも連携を取りながらやっているところがございますので、観光協会のホームページもよろしくお願ひしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、ホームページなどによる観光に対する情報発信を行っている、また、外部の情報発信サイトにも人吉市の情報を提供しているという形で行っている。また、経済部におけるSNSなどを活用して情報を発信していると言われましたように、SNSでの情報発信について、多くの方が興味を持って見られていると思います。今後も興味深く、ユニークで拡散しやすい取り組みをお願いしておきたいと思います。

それでは、ことし男子ラグビーワールドカップが9月20日から11月開催のうち10月6日と13日の2日間、熊本県民総合運動公園陸上競技場で開催を予定されております。また、女子のハンドボール世界選手権が八代市総合体育館など5つの会場で、11月30日から12月15日までの約半月間の日程で開催が予定されています。どちらも熊本県下においての開催予定で、多くの方々が国内外から観戦や旅行を目的として訪れられると思いますが、そういった国内外から観戦、旅行等を目的に来られた方に対する誘致は、どのように取り組みを行うとされているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

熊本県でラグビーとか女子ハンドボール、それからオリンピックもございますけれども、まずは熊本県で開催される国際スポーツ大会についての対応でございますけれども、まず、ラグビーワールドカップは熊本ではフランス対トンガ、それからウェールズ対アルゼンチンの2試合が予定されているところでございます。そのため熊本県も、これはフランスをターゲットに誘致活動をしていらっしゃるしまして、本市といたしましても、外国人向けの旅行サイト、これは「VOYAPON（ヴォヤポン）」と申しますけれども、それに英語とフランス語での体験記事広告を掲載いたしております。

また、人吉温泉観光協会のホームページの多言語化、これは現在は日本語と英語の対応でございますけれども、本年度はフランス語への対応にも着手して、それに対する支援とい

たしまして、協会へインバウンド事業補助をいたしているところでございます。これは、今、大畑でフランス料理店が1つ、レストランがございますけれども、そこで1つの面白い話題は、あそこで「つぼん汁」、人吉球磨のもの出されていると、あそこでフランス語の「ボンジュール」に対して、「ツボンシュール」という、そういうこともあるということをお聞きしております。

また、1月10日ではございますけれども、これは、熊本県の国際課の事業でございますけれども、ラグビーの元ウェールズ代表のスコット・クインネル氏という方がいらっしゃいまして、それとウェールズ代表の広報担当の方、この方に石野公園での鍛冶体験をしていただきまして、SNSで発信していただいた、この2人を合わせまして大体20万人以上のフォロワーがいるということでございますので、大変こういう方々を熊本県のほうでも力を入れてやっていたらと。

それから、もう1つおっしゃいました2019年女子ハンドボール世界選手権大会でございます。これは熊本県の単県開催でございます、県内では5会場あるということで、熊本市が当然多いので、それから県立体育館、山鹿市、それから八代市——八代市の総合体育館でございますけれども、ここであるということで、24カ国の代表が96試合をやるということでございます。しかも、その中で近隣の八代市総合体育館では10試合が予定されるということでございますので、予選ラウンドの5日間を含めまして、これは大変近いですので、本市におきましても、大体1週間程度の滞在客のお客様を取り込めないかと期待しているところでございます。

国内のスポーツファンにおきましては、チケットを先に確保したんだが、熊本市の宿泊施設が確保できないというケースが取り沙汰されておりまして、試合会場が大体1時間半ほどの立地と温泉を初めといたしました、こういった観光資源を持つ本市、それから鹿児島空港からのアクセスのよさなどをPRしまして、そういった方々への宿泊を取り込むことも十分に可能であると存じております。

この2つの国際スポーツ大会を通しまして、会場となります熊本に注目が集まることと存じます。この機会を最大に生かしまして、熊本県を初めといたしまして、関係機関、団体と緊密に連携を取りながら観光客の誘致に努め、日本遺産を初めといたしました本市の魅力を伝えていくことでリピーター、交流人口の拡大を図りたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保護員。

○5番（宮崎 保君） 男子ラグビーワールドカップと、女子のハンドボール、どちらも世界選手権といったことから、かなり多くの応援観戦や観光を目的とした観光客の方が熊本に訪れられることだと思いますし、やはり人吉市は交通的にも立地的にも割といいというふうに思いますし、先ほど言われましたように、チケットは取れたものの宿泊するところがないと

いうこともあったというケースがあるということであるならば、この半年を観光誘致の絶好の場として捉え、応援等に来られた方々の観光客の誘致に向けて、なお一層の努力をお願いしておきたいと思います。

また、本年は日本のイベントという形であります本年7月から9月にかけて、JRグループが地方自治体などと連携して実施する大型観光企画、デスティネーションキャンペーンの開催地に熊本が選ばれております。県内での開催は宮崎、鹿児島とともに取り組んだ2011年の九州新幹線全線開業以来の8年ぶりとなります。この大型観光企画のデスティネーションキャンペーンについて、どのような取り組みをされてきたのでしょうか。また、今後の取り組みは、どのようにしていこうと思われているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

DCキャンペーンということで、このDCキャンペーンは、今回が初めてではございませんで、以前は熊本と長崎で組んだとか、熊本と大分で組んだとか、大体三、四回ぐらいあっているんじゃないかと、私記憶しているんですけども、この取り組み状況についてでございます。平成29年度はワーキング会議を通じまして観光素材の提案、こういったものを行ってきたところでございます。素材数といたしましては、県南が33と、いろいろエリア別に分けてでございますが、最も県南のほうが多く採用されているところでございます。本年度は、8月30日でございますけれども、これは全国宣伝販売促進会議というのが熊本市で開催されまして、翌31日、人吉球磨でもエクスカッションが行われております。8月でしたので、SL人吉、青井阿蘇神社、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868、それから田園シンフォニー、このときは錦町のひみつ基地ミュージアムも、それから蔵めぐりとか、球磨川下り、人吉城歴史館、酒造会社の蔵元でございます。それから、特急「かわせみやませみ」、こういったところの体験をいただいたところでございます。

また、プレDCがございまして、このときには国宝青井阿蘇神社特別参拝とSL人吉の旅と、こういうのもございましたし、日本の20世紀遺産「肥薩線」鉄道観光案内人とめぐるSL機関庫・転車台——これ議員も御活躍だったと思いますけれども、それから球磨焼酎デコラベル体験、この作り体験という、こういった商品開発も行われているところでございます。

今後につきましては、お出迎えイベント、DC独自の食事、これは特にJRというのは力を入れているわけでございますけれども、食事に関しましてはですね。それから、おもてなしの装飾、周辺の観光スポットとの連携、これは割引やセットプランということになってまいります。そういったほかに記念品のプレゼント、こういったものも求められているところでございます。

周辺の観光スポットとの連携につきましては、これは人吉温泉観光協会に旅行業者との間を取りもちますランドオペレーターを担っていただくべく、関連予算の経費の補助をいた

しておりますので、現在協会職員におきまして、ランドオペレーターの資格を取得いたしまして、3月中には登録が完了するというごさいますので、本市といたしましては、熊本県や人吉球磨広域行政組合、それから人吉温泉観光協会、関係団体との連携・協力を進めながら官民の役割分担を踏まえながら共に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、観光素材数について、県南で33と最も多いということでありまして、けれども、6つのエリアの中です。県南については、天草から多分水俣、球磨地方までだと思います。広範囲にわたっていると思います。

また、昨年8月には人吉球磨のエクスカッションが行われて、多くの体験をしてもらっているということですし、いくつかの商品開発も行われているようですが、これもやはり大型の観光キャンペーンの企画でありますので、関係団体と連携をよく取りながら、ちゅうちょされることなく、大胆に取り組みを推し進めてもらうようお願いをしていきたいと思ひます。

そういう中において、今月の22日、23日の日に人吉駅周辺において、観光列車サミット in 人吉球磨が開催されるとのことですが、この観光列車サミット in 人吉球磨と、本市とのかわり、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

観光列車サミット in 人吉球磨、私も大変楽しみにしているところございまして、これにつきましては、本市は関連経費の補助をいたしております。

それから、現在でございまして、球磨地域振興局、それから日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会——これは行政組合のほうでございまして、ひとよし球磨青年会議所、人吉商工会議所青年部、それから本市のほうで構成しております実行委員会を立ち上げておまして、実施に向け取り組んでいるところでございます。

本市の役割といたしましては、補助金的な支援もございまして、当日警備などで人員が必要となりますので、そういった人的支援でございまして、それからプラレールの展示とか、きじ馬の絵付け体験、これはMOZOCAステーションにおいて行うということございまして、そういった場所の提供、こういったものも行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われたように人吉温泉観光協会の誘致イベント委員会を中心とした開催であり、市としては警備などの人的支援、場所の提供などの支援を行っているということでありまして、これについても、やはりぜひ成功するように支援のほうをよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

そうした中において、プレミアム商品券についてですが、平成28年4月に発生した熊本地震に対しては、復興対策のクーポン券により、風評被害などがあつた中においても宿泊の観光客の増加に影響があつたとのことでした。そういうことを踏まえますと、プレミアム付きの商品券は観光客の誘致に大きなかわりがあるものだというふうに思います。支援策の1つとして、今後プレミアム付き商品券を発行していく考えはないのかお尋ねしたいと思います。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

観光客を誘致するためのプレミアム商品券ということでございます。これは今までの例を見ますと、観光客に対します同様な支援というのは、平成27年に消費税増税後の国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金というのがございましたから、これを財源といたしましては、人吉ふるさと旅行券発行事業というのをやったことがございます。これは宿泊施設におきまして、2,000円分で3,000円分の商品券を販売ということでもございましたし、また、平成28年度が議員がおっしゃいました熊本地震後の復興対策でございます。これにつきましては、地域振興無料クーポン券事業、これは宿泊者に対しまして、1泊5,000円から1万5,000円までは1,000円とか、1万5,000円以上は2,000円の無料クーポン券とか、そういうぐあいに実施をしてきたところでございます。

このような、いわゆるこれは刺激策といえますか、誘因策といえますか、これにつきましては、閑散期対策とか新規顧客の獲得、そういった対象を絞った政策としては大変効果的であり、旅行者などからは要望は多い支援策ということでもございます。ただ、これは一過性になることもありますし、人吉市の場合は、本市は、いろんな観光の資源というのがございますので、それから考えますと熊本県からは、やはり一過性という、こういう刺激策、単なる一過性のものですね、これを非常に慎重に対応する必要があるのではないかと、そういう助言もいただいておりますことから、対象をじっくり分析しながら、特に1回で終わるとか、一過性で終わるとか、そういうことがないように施策としては検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 5番。宮崎保議員。

○**5番（宮崎 保君）** 今、述べましたプレミアム付きの商品券の発券については、やはり支援策については有効なものだというふうに考えております。言われましたように、閑散期等の対策などには大変有効で、やはり観光客の誘致につながっていくものと思いますので、その点については、検討のほうをよろしく願いしておきたいと思っております。

では、観光客について最後に市長にお伺いします。本市も少子高齢化に伴い、人口も年々減少傾向にあります。そういった中で、活気のある人吉市にするため、観光客の誘致は必要と考えます。施政方針で観光関係について述べられておりますが、観光関係者による人

吉球磨でやっていこうという取り組みなどに対して、今後の市長の考えを具体的に、どのようにやっていきたいかをお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成29年3月議会の施政方針におきまして、「日本遺産のストーリーを伝える情報発信と体験型観光の提供、人吉球磨に数多くある観光資源の発掘・磨き上げを行い、人吉球磨10市町村と人吉球磨広域行政組合が一体となった事業展開を進めてまいります」と述べさせていただきまして以降、この件に関して、私自身もさまざまな取り組みをさせていただいたところでございます。私がこのように述べましたのは、平成27年度からの日本遺産に関する広域の取り組み、また各市町村独自の取り組みを通じまして、観光振興により交流人口を拡大しようという機運の高まりを感じていたところでもございましたので、人吉球磨10市町村と広域行政組合、それに民間団体等も加えた地域一体となった事業を展開していく好機ではないかと判断したことによるものでございます。

その一環といたしまして、私自身も先進事例の研究のために、長崎県の島原半島観光連盟視察なども行ってまいりましたし、これまでの広域行政組合の広域観光の取り組み、日本遺産活用協議会の取り組みにおける事業なども精査してまいりました。また、これらを踏まえまして、他の町村長や球磨地域振興局長と協議を重ねました結果、人吉球磨が1つとなった観光地域づくりを進めるプラットフォームが必要であるとの結論に至り、それを推進する組織として、平成30年3月に日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会が発足したところでございます。現在、本協議会においては、10市町村及び関係団体の長による理事会、担当課長等で構成される企画運営委員会に加えて、民間を中心とした若手事業者によるワーキング会議でも活発な議論が展開されておりまして、このワーキング会議で議論されてきました観光ビジョン策定作業については、大詰めを迎えているところでございます。

若手事業者の斬新な発想や地域に対する情熱が込められた、この観光ビジョンの原案につきましても、3月9日にあさぎり町須恵文化ホールにおける意見交換会にて披露されることとなっておりますが、このように若手の民間事業者の方々を主体として、それを行政や関係団体がしっかりと下支えし、サポートしていくという機運や体制づくりが、この地域にもできつつあり、人吉球磨が1つとなった観光地域づくりが着実に進んでおりますことを実感しているところでございます。

今後は、新たに策定される中長期の観光ビジョンのもと、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会の体制の充実も図りながら、統一した戦略に基づく事業や実質的な取り組みを進めていく必要があると存じます。まずは、本年夏から始まります熊本デスティネーションキャンペーンや、ラグビー及びハンドボールのワールドカップ、そして年明け、2020年の東京オリンピックを大きなチャンスと捉えまして、圏域一体となって観光客等の増加による地域経済の活性化を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われました、やはり研修なども行われているようです。やっぱり観光人口でにぎわいのあるまちづくりをしていかなければならないと思いますし、これをするために、やはり人吉市だけじゃなく、行政のほうで広域により行っていくことが必要だというふうに考えておりますので、この取り組みについては、よろしく願いしておきたいと思えます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 続きまして、鉄道ミュージアムについてお尋ねします。

平成27年に設立された時の所期の目的について、昨日は3つのコンセプトについての答弁がっておりますが、重複すると思えますが、その点についてお尋ねをしておきたいというふうに思えます。

○企画政策部長（早田吉秀君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えします。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868は、比類なき価値を持つ鉄道遺産である肥薩線の歴史を後世に伝えていくべき文化遺産として、より多くの市民の方々や観光客の方々に対して、その価値及び保全、保存の必要性を伝えていくことを目的として建設したところでございます。

施設のコンセプトとしましては、1つ目に地域文化振興の拠点であること。2つ目にJR人吉駅、くま川鉄道人吉温泉駅に近接する利点を生かし、本地域観光の出発点としての観光振興の拠点であること。3つ目に、本市の観光案内人の皆様や各種団体の皆様の活動や情報交換などの場としての地域の連携を図る拠点といった3つのコンセプトを持つ施設としてあるものでございます。

また、鉄道ミュージアムは人吉駅から観光客がミニトレインに乗り換えて来館していただき、本市の観光拠点や町なかへ出発していただく駅、ステーションをイメージしているところでございます。

また、将来を担う子供たちが、それぞれ希望に満ちた未来へ旅立つ駅、ステーションとしてのイメージもあわせ持つ施設でもあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ただいま目的について、比類なき価値を持つ鉄道遺産である肥薩線の歴史を後世に伝えていくべき文化遺産として、多くの市民や観光客に対して、その価値及び保全、保存の必要性を伝えていくことを目的とし、また3つの施設のコンセプトの拠点として設立をされたということでもあります。

そうした中において、入場者数についても、平成28年度からの入場者数について、子供、大人は中学生以上ということで分けてありましたが、平成28年度は子供2万9,791人、大人5万6,119人の合計8万5,910人、平成29年度は子供が3万5,269人、大人7万7,185人、合計で11万2,454人、平成30年度は2月末現在であります。子供が3万5,559人、大人6万2,293人で、合計の9万2,852人とっていると昨日の答弁がありました。

いろいろ5月のゴールデンウィークとか、夏休みとか春休みといった休日もありますので、簡単には比較はできないと思いますが、SL人吉号の運行時期とSLが運転していないときの運行時期の入場者数はどのようになっているのか。また、それについて分析をされているようでありましたら、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

SL人吉運行時期と運行しない時期の入場者数でございますが、平成28年度からの3年間で見てみますと、SL人吉が運行する3月から11月の来館者数合計は24万7,276人であり、月平均が9,546人ございました。対して運行しない時期、12月から2月までの来館者数の合計は4万3,940人であり、月平均が4,882人ございまして、SL人吉が運行することによって、約2倍の方に来館いただいているというところでございます。

鉄道ミュージアムは、肥薩線に隣接しており2階や屋上デッキ、また敷地内からもSLを間近に見ることもできるため、親子連れだけではなく、鉄道ファンの方など、たくさんの方にお越しいただいており、SLの魅力は大変大きなものであると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 入場者数も平成28年度から約29万人の方が入場されておりますし、また、平成30年度につきましても、2月末日で、もう既に9万3,000人の入場があるということは大変すごいことだと思います。

また、先ほども言いましたように、入場者数については、単純には比較はできませんが、SL人吉号の運行がある月と、ない月ではかなりの入場者数に差があるようで驚いています。SL人吉号は、運行して約10年になりますが、まだまだSL人吉号の魅力は大きなものがあるようです。

なお、ちなみにことしのSL人吉号の運行は、3月16日の来週の土曜日からの運行となっております。しかし、そうした中においても、鉄道ミュージアム自体に変化がないと入場

者の方も飽きられてくるのではないかと思います。前にも質問はしておりますが、鉄道ミュージアムにおける展示物の入れかえ等はされているのか、また、されているとしたらどのようなことが行われているのか、お尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムの展示につきましては、肥薩線の歴史、施設に関する展示物や人吉鉄道観光案内人の皆様が所有されている、実際に鉄道運行に使用された物品等の展示を行っているところでございます。この展示物は、大変貴重な物品であり、開館以来、現在も来館者の方々には大変興味を示していただいております、展示物の入れかえは行ってはおりません。

なお、展示物ではございませんが、館内で放映している映像につきましては、本年度から職員が実際に肥薩線を撮影した映像や、民間の方から御提供いただいた肥薩線を運行していた昔のSLの映像への変更を行っており、肥薩線の沿線パネルへの展示や開業当時の写真展などを実施してきたところでございます。開館から約4年が経過し、初めて来館いただいている方が多い状況でございますが、何度も足をお運びいただけるように展示内容も変えていかなければならないと考えているところでございます。

今後、人吉鉄道観光案内人会を初めとする鉄道の関係者、また鉄道愛好者の方々の御意見や御協力を仰ぎながら、定期的に協議をもち展示内容について検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、展示物の入れかえは4年間、ここ当初から行っていないということと言われておりますが、言われたように初めての方は新鮮味があって、それでよいと思うのですけれども、言われていますように何回も訪れておられる方については、やはり、またかという形で飽きられてしまうこともあると思いますので、定期的に展示物の入れかえをしていただき、リピーターをつくるべきだと考えますので、関係者と協議をしながら展示物の入れかえについては、計画的な対応をお願いしておきたいと思っております。

次に、鉄道ミュージアムの附帯施設であります、個別にありますミニトレイン、レイルバイクに対する附帯施設の利用者数と収入状況はどうだったのか。また、昨年10月から利用料金を改定されていますが、収入についてはどうだったのかお伺いしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムには、ミニトレインと2階デッキを回るレイルバイクの2つの附帯施設がございます。平成28年度の附帯施設の利用者数と使用料収入でございますが、ミニトレインが4万9,177人、レイルバイクが4,059人、合計の5万3,236人でございます、使用料収入が532万3,600円。平成29年度はミニトレインが5万9,126人、レイルバイクが6,174人、合計6万5,300人でございます、使用料収入が653万円。平成30年度が2月末現在でミニト

レインが4万8,606人、レイルバイクが5,178人、合計5万3,784人でございます、使用料収入が633万8,200円となっているところでございます。

利用料改定の前後の比較としましては、平成30年10月から本年2月末までの5カ月間の実績としまして、平成29年度と比較しますと、利用者数が3,672人減少したところですが、収入におきましては、111万2,000円増加したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように附帯施設の利用料は、平成29年、30年——30年は2月末でありますけれども、ここでも約1年に650万円の利用料収入があっているということです。また、料金改定後も利用者については、減少はしたものの収入の増加はしているところではあります、では鉄道ミュージアム内で販売されていますお土産とか、グッズなどの売上げの収入はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムにありますお土産などのグッズにつきましては、運營業務委託先であります人吉温泉観光協会が独自に販売しております。お土産グッズの売上げとしましては、平成28年度が442万4,666円、平成29年度が625万7,959円、平成30年度が2月末時点で525万3,602円と報告を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 委託先のほうの収入についても、やはり年間に約450万円から約630万円程度だということで、売上げとかでかなりの収入があっているようでありますけれども、昨日の宮原議員への答弁の中で、平成27年度が入館者数8万4,029人で附帯利用者数が5万2,584人、収入額について、2,453万1,380円、支出額については7,874万4,140円、収入支出については委託料といった運営経費に加え、開館前の工事請負費や館内の備品購入費も含まれているということであり、また、平成28年度についても入館者数は8万5,910人、附帯施設利用者数についても、5万3,236人で収入が903万3,377円、支出につきましては、1,587万4,755円、平成29年度については、入館者数が11万2,454人、附帯施設利用者数が6万5,300人で収入が1,287万7,028円、支出額につきましては、1,569万2,059円ということであり、平成30年度は年度途中であり、確定していないということでありましたが、今年末の平成30年度で地方創生推進交付金の交付が最終年度となっております。そういった中で、支出から収入を引きますと、赤字については、平成28年度が約690万円、平成29年度が280万円ということになっております。これに市からの持ち出し分などを加えると年間に約600万円から1,000万円ぐらいになるのではないのでしょうか。

今後、施設の改善や展示物の入れかえなどしなければならなくなってきていますし、そ

のことを踏まえ、健全な運営を行うために入館者数も開館当時から現在までを単純に平均しますと、約8万9,000人の方がおられます。そういう方々から入場料を徴収することも財政健全化において必要になってきているというふうに思っていますが、そのことについては、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムは、開館以来1人でも多くの人に肥薩線を知っていただき、理解していただくことや、子供から大人まで市民、観光客を問わず気軽に何度も来館いただき、憩いの場としても利用していただきたいという目的から入館料は無料としてきたところでございます。

これまでも議員の皆様から入館料による収入増加を図るべきではないかと、さまざまに御提言いただいております。御提言いただき、附帯施設の料金改定とあわせて検討を重ねてきたところでございます。このことにつきましては、鉄道ミュージアムを利用されている方々の目的や、アンケートの声、施設の構造上の問題などを総合的に判断し、附帯施設の料金改定を行うほうが最善であると考え、平成30年10月1日から附帯施設の料金を100円から200円に改定しているところでございます。

今後の鉄道ミュージアムの運営としましては、収益を伴ったイベント開催等による収入増加策、指定管理者制度の導入等による経費削減などにつきまして、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 先ほども述べましたが、平成30年度末で地方創生推進交付金が最終年度となるわけでありまして、やはり健全な鉄道ミュージアムの経営体制を行うことが財政的にも負担にならないというふうに考えております。そのためにも入場料の徴収については、必要になってくると考えております。再度検討されますことをお願いしまして、鉄道ミュージアムについて、最後の質問を行います。

肥薩線が、黎明期の鉄道技術として、平成29年12月に国際記念物遺跡会議——イコモス国内委員会において、日本の20世紀遺産20選に選定をされております。これを機に肥薩線を、鉄道ミュージアムを拠点として、その魅力を発信していくべきだと考えておりますが、これについては、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

平成29年12月に、世界文化遺産の審査などにかかわる国際記念物遺跡会議の日本組織、日本イコモス国内委員会において、肥薩線の持つ文化的価値が高く評価され、日本の20世紀遺産20選に選定されたところでございます。

肥薩線の主な構成資産として、本市においては大畑ループ線・スイッチバック、矢岳第

一トンネル、人吉機関車庫がございます。鉄道ミュージアムの役割の1つに肥薩線の魅力や貴重な遺産を伝え、後世に伝えていくためのガイダンスとしての機能がございます。これまでに肥薩線と隣接した土地を生かし、人吉鉄道観光案内人協会の御協力のもと、人吉機関車庫の見学会を実施しているほか、企画展の実施、ループ線・スイッチバックの映像放映、構成資産の魅力を伝えるパンフレットを作成し、肥薩線全体の魅力発信に取り組んできたところでございます。

開業当時の姿を残す大畑駅、矢岳駅、人吉機関車庫に隣接し、観光列車等が走る姿を見られる鉄道ミュージアムと、それぞれの持ち味を生かし、今後も肥薩線の魅力発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、肥薩線の魅力や貴重な遺産を伝え、後世に残していくためのガイダンスとしての機能があるということですので、その点については、よろしくお願ひしたいと思います。

しかし、鉄道ミュージアムが、やはり健全な経営という形ができないことには、やはりそういうことにもおくれが出てくるかというふうに思いますので、再度申し上げますけど、入場料の徴収により、やはり財政の健全化と鉄道ミュージアムにおける充実をお願ひして、次の質問に入っていきたいと思ひます。

それでは、きのうの新聞には大畑、永野乗合タクシーの区間運行実証結果ということが載ってございましたけれども、これについては、ちょっと後のほうで少しお願ひをしておきたいというふうに思ひますけれども、現在の公共交通であります乗合タクシー、まめバス、完結型の路線バスの運行状況と利用者数については、どのようになっているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

予約型乗合タクシー、まめバス、地域内路線バスの利用状況についてでございますが、平成29年度と平成30年度の状況をお答えいたします。

平成29年度は、平成28年10月から平成29年9月までの運行、平成30年度は平成29年10月から平成30年9月までの集計でございます。

まず、予約型乗合タクシーの運行回数と利用人数ですが、鹿目線におきまして、平成29年度が1,584回の4,105人、平成30年度が1,364回の3,267人でございます。西間經由田野線につきましては、平成29年度が1,446回の2,644人、平成30年度が1,385回の2,232人でございます。東間經由田野線につきましては、平成29年度が2,045回の8,129人、平成30年度が1,705回の5,041人でございます。下田代線におきましては、平成29年度が2,083回の3,708人、平成30年度が1,878回の3,159人でございます。山江線におきましては、平成29年度が1,656回

の2,078人、平成30年度が1,431回の1,721人でございます。予約型乗合タクシーの合計ですが、平成29年度が8,814回の2万664人、平成30年度が7,763回の1万5,420人でございます。

次に、まめバスの利用状況ですが、こちらは週2日の3便運行で、大柿線におきまして、平成29年度が588回の460人、平成30年度が594回の623人でございます。上原田線におきまして、平成29年度が564回の403人、平成30年度が558回の419人でございます。七地線におきまして、平成29年度が282回の215人、平成30年度が279回の259人でございます。小柿線におきまして、平成29年度が588回の179人、平成30年度が594回の155人でございます。まめバスの合計ですが、平成29年度が2,022回の1,257人、平成30年度が2,025回の1,456人でございます。

次に、人吉市内で完結する地域内路線バスの利用状況ですが、平成29年度が1万2,950回の2万6,285人、平成30年度が1万2,946回の2万9,228人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われました中で、予約型乗合タクシーについては、1便当たりの利用者が若干減少傾向にあるようであります。その中でも東間経由田野線につきまして、昨年の4月から田野方面にスクールタクシーが運行されている関係での減少、通学生の利用が減少したことによるものだというふうに思っております。

しかし、そういう利用が減少しているといっても住民の足としては、重要で必要であります。昨年の9月の答弁の中で、地域公共交通のマスタープランとして、平成29年7月に策定し、課題・問題などを検証し、空白地帯の解消に向けた地域コミュニティ交通の再編に向けて検証していきたいということだったが、交通空白地帯の解消に向け、どのように検証されたのかお尋ねをしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

本市においては、公共交通の運行がなされていない地域に、上永野町及び下永野町をあわせた永野地区がございます。

永野地区におきまして、平成28年度と平成29年度に予約型乗合タクシーのドア・ツー・ドア区域運行を試験的に実施いたしました。今年度におきましては、実証運行の実績や利用者の方へのアンケートの結果をもとに、10月に永野地区三役との協議、11月に回覧板における町内の皆様への情報提示、同じく11月に永野地区役員の皆様との懇談会を実施し、実際に利用された方や利用されなかった方々との意見交換を行ってきたところでございます。

その中で、「今は利用していないが高齢となり運転できなくなった際に必要である。」「費用的な面で運行には疑問がある。」「実際に利用してみたが希望する時間帯に合わなかった。」などの御意見をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 公共の運行の試行をされて永野地区においては、平成28年度が1回、平成29年度が2回の運行を試験的に行われております。

その実証運行後の実績や利用者のアンケートをもとに町内の役員の方々と協議や意見交換をやってきたと。その中で今は利用していないが、高齢となり運転ができなくなった際に必要である等の意見があったとのことですが、新聞の中にも松田副市長のほうが「高齢者ドライバーの交通事故が増えており、地域公共交通の大切さを感じる」ということで、きのうの新聞の中で言われております。

そういった中では、人吉署管内における運転免許証の返納者、自主返納者または運転免許証を更新されなかった方が、どれくらいおられるのかお尋ねをしておきたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

人吉市内の高齢者の運転免許証の自主返納者の人数について、人吉警察署にお尋ねしましたところ、平成28年度につきましては、人吉警察署管内の人数となりますが、127人、平成29年度が116人、平成30年度が平成31年2月末までで175人とのことでした。なお、免許更新をされなかった方の実数については把握されていないとのことでした。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、高齢化に伴い運転免許証の自主返納をされている方が、年々増加傾向であり、今年度は作年度に比べて、2月末でありますけれども、約60人もふえているようです。そうした中で、免許を更新されていない方が、やはりかなりおられると思いますので、高齢化に伴い、更新をされていない方も含めて、その数はかなりのものになるのではないかと推測をいたします。

しかし、そうした中において、地域住民の足を守っていく公共交通の担う役割は大きなものがあると思います。昨年の質問の中で、まめバスの運行本数をふやせないかとの質問の中で、まめバスにおいては、先ほど答弁がありましたように、平成29年度から平成30年度については、増加傾向に転じていると、地域の交通手段としての認知度が高まってきているのではないかというふうに考えている。運行本数の増加については、財政負担といった課題もあるので、利用実績や地域の交通事情を考慮しながら、地域のニーズに合った運行形態をバス事業者と検討していきたいということでありましたが、それでは、バス事業者とはどのようなことを検討されたのか、お尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

まめバスは4つの路線で運行されております。まめバスの運行事業者である産交バス株式会社様におかれましては、人吉市及び人吉球磨地域の公共交通活性化協議会等の公共交通に関する会議の委員となっていていただいております。その会議の場において、各路線の利用状況等の情報提供をいただいております。

具体的に申し上げますと、路線バス再編案についての説明、郡部における路線バスと、デマンド交通との競合部分についての説明や、今後の医療センターへのバス乗り入れについての情報提供など、地域公共交通の維持・確保のため御協力をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われたようにバス事業者の方は、公共交通活性化協議会のほうに委員として入ってもらっているということでもありますので、その中で、よりよい交通体系について、その委員の方とも協議のほうをよろしく願いしておきたいと思っております。

そうした中において、公共交通の空白地帯となっています永野地区において、前回の答弁で、今後本格運用については、実証運行によって得られたデータや、アンケートの結果をもとに検証を検討しながら、住民の皆様へ報告を行い、意見を聞いた上で、今後の計画について検討していきたいとのことでしたが、永野地区での検討状況は、どうなっているのか、今後の本格運行については、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

平成29年度の永野地区における予約型乗合タクシー、ドア・ツー・ドア区域運行の実証運行につきましては、実際に利用された方は、延べ71人、実人数は14人であり、永野地区の居住者に占める割合は約3%でした。月ごとの平均利用者は一日当たり2.0人から2.8人、平均乗車人数は1.3人から1.7人であり、人吉市地域公共交通網形成計画に掲げている目標の一日当たりの平均利用者数8.0人、1便当たりの平均乗車人数2.0人に届かない結果となりました。

また、町内会に御協力いただき、住民の方々に直接御意見を伺う機会をつくっていただきましたが、その中では、将来的な不安から運行を希望される方がいらっしゃる一方で、中には費用の面から運行の持続性に疑問を持たれる方もいらっしゃいました。

引き続き丁寧に、住民の方々の御意見を伺いながら、さらに運行内容の検討を行い、公共交通の利用促進につながる周知方法等についても考えていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、きのうの新聞にも載っておりましたけれども、永野地区の平均乗車数は一日2人から2.8人、これは平均で書いてありますけれども、1便当たりが1.3から1.7人ということであり、人吉市公共交通網形成計画で上げている予約型乗合タクシーは、1便当たり平均乗車人数は2名であり、一日8人とのことではありますが、路線バスやまめバスなどとは違い、運行回数は一日に何便というふうには決まっておりません。一日の平均乗車数や1便当たりの平均乗車目標は設定されていますが、予約型乗合タクシーに

については、路線バスやまめバスと違って、予約をすることにより運行されるものであるというふうに書いておりますので、予約がないと運行はされないものと考えております。

そういうことで、定期的に運行しているまめバスや路線バスなどについて、一日の平均乗車客だけではなく、1便当たりについての設定は、一日の平均乗車数などについては、設定はできると思いますけれども、予約型乗合タクシーについては、一日の平均乗車数ではなく、1便当たりの乗車人数を勘案すべきだというふうに考えております。永野地区の1便当たりの予約型乗合タクシーの乗車人員につきまして、ほかのところと比べてみますと、あまり数字的に大きな変化はないと考えております。

そういった中において、永野地区の乗合タクシーについて、今後どのように考えておられるのかお伺いしておきたいと思っております。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

永野地区におきましては、ドア・ツー・ドア区域運行の実証運行を行ったところですが、人吉市地域公共交通網形成計画におきましては、乗合タクシーであるため、先ほど申し上げましたが、1便当たりの乗車人数を2.0人、これを一日4往復として、一日当たりの平均利用者数8.0人という計算で目標数値として掲げていました。その数値には届きませんでした。利用者の実績を判断材料の1つとしながら、地域の方々の利便性・必要性も考慮した上で、ドア・ツー・ドア区域運行だけではなく、他地域と同様の停留所を運行する一般的な予約型乗合タクシーという方法も候補に入れて、総合的に判断する必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 先ほども観光の面で述べていますが、少子高齢化の波は待ってられません。よりよい検討をお願いしておきたいというふうに思います。また、今までも述べてきましたが、検討する検討するだけではなく、何事にも前向きに検討され、できないという理由ではなく、どのようにしたらできるかを検討され、スピード感を持った行動をお願いしておきます。

最後になりましたが、今月末をもって退職される職員の皆様、長い間市政発展のため、また市民のために御尽力いただきありがとうございました。また、多方面におきましても御指導いただきありがとうございました。地域に帰られても健康には十分に留意され、さらなる御活躍を御期待いたしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の平田清吉でございます。

今しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は1項目、市民の声からを通告しております。

質問要旨の大きな項目は2項目、1つは、ごみ出し家計簿について、1つは、新市庁舎建設についての2つを通告しております。

なお、新市庁舎建設についての項目の中で、入札不落の分析についての質問は割愛させていただきます。

では、質問に入ります。まず、ごみ出し家計簿について、お尋ねいたします。

本市の広報紙には、毎月小さくではありますけれども、ごみ情報の欄が掲載されており、2カ月前のごみ出し家計簿が記載されています。内容を見てみますと、統計的な最新の情報として、2カ月前のごみ処理にかかった経費、そして燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの排出量と、その前年度比及び市民1世帯当たりのごみの量が記載されております。

近年の人口減少に伴うごみの排出量は、どのようになっているのか、ごみ出し家計簿欄の記載経緯と、過去3カ年のごみの排出量は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

初めに、ごみ出し家計簿の経緯についてでございますが、市の広報紙では、平成25年6月15日号のお知らせ版が始まりで、以後毎月の15日号で掲載しておりました。現在も小さくではございますが、月1回の市広報に掲載しているところでございます。

掲載内容は、議員の申されたとおり、前々月のごみ処理経費と燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの処理料及び対前年度比の増減率、並びに1世帯当たりのごみの量でございます。この掲載自体が、ほかの自治体に例を見ない先駆的な取り組みでございまして、ごみに見える化事業の一環として捉えているところでございます。あわせて、当初から市ホームページでも掲載しておりまして、市の広報紙より少し詳しい数値データと、ごみ減量リサイクルに関連する事業の啓発を行っているところでございます。

次に、ごみ排出量の過去3カ年の年間実績の推移でございますが、実績が出ております平成27年度から平成29年度の3カ年度でお答えさせていただきます。内訳は、人吉球磨クリーンプラザでの処理量、毎週水曜日の資源の日の業者処理量、子ども会等の集団回収量を合計いたしました総排出量100kg以下は四捨五入してトン単位で、お答えさせていただきます。平成27年度が1万2,429トン、平成28年度が1万2,179トン、平成29年度が1万2,198トンでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） ただいまの市民部長からの回答を伺っておりますと、毎年約400名もの人たちが、ふるさとを後にしたり、亡くなられたりして、本市の人口は減少を続けておりますが、これに反比例しまして、ごみの搬出量の世界では意外と減少することはないというのが理解できました。このことは、どこに原因があるのでしょうか。食材の華美な包装紙のせい、食材の有効活用の不備なのか、また食の減少による残菜が多いせいなのか。行政としても、一度調査・研究してみる価値があるのではないかと思います。

続きまして、2回目。ごみの量が減少していないという現状から大きな問題であるごみ処理経費の近年の推移は、どのようになっているのか、過去3年間の年間の経費の推移についてお尋ねいたします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

ごみ処理経費の過去3年間の年間実績の推移でございますが、先ほどと同様に平成27年度から平成29年度の3カ年度でお答えさせていただきます。

内訳は、人吉球磨広域行政組合のごみ処理費分と、一般廃棄物収集運搬業務委託料、毎週水曜日の資源の日の業者委託料、子ども会等の集団回収に伴う報償費の合計額——これにつきましては、10万円以下は四捨五入して、100万円単位でお答えさせていただきます。平成27年度が4億5,600万円、平成28年度が4億5,700万円、それから平成29年度が4億5,200万円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 人口減少が進む現在にあっても、ごみの量が減少していないということは、ごみ処理経費も変わらないという回答がありました。必然的な回答であるというふうに言わざるを得ません。ところで、ごみ出し家計簿におきましては、やけにごみ処理にかかった経費が強調されているような気がするのですが、このごみ処理経費は全て広域行政組合への人吉市の分の分担金として収められております。

続きまして3回目、ごみの中には資源ごみというものがあり、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、焼酎瓶、栄養ドリンク瓶、布類、金属類、新聞紙、紙類、紙パック等々、分類すれば、多くの資源ごみがあるのではないかというふうに思っています。

これら資源ごみの売却利益は、どのようになっているのか。また、指定ごみ袋の販売利益は、どのようになっているのか、資源ごみ、指定ごみ袋ごとに過去3年間の実績についてお尋ねいたします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

まず、過去3カ年の資源ごみの売却費及び処理費等の推移でございますが、平成27年度から平成29年度の3カ年でお答えさせていただきます。

なお、売却費は品目により有価物となり、専門業者に売却した収入の合計額で、処理費

等は、毎週水曜日の資源の日の業者委託料、子ども会等の集団回収に伴う報償費の支出の合計額——これにつきましても1,000円以下は四捨五入して万円単位でお答えさせていただきます。

平成27年度が売却費が1,145万円、処理費等が2,869万円でございます、収支が逆になりますけれども、処理費等から売却費を差し引きますと1,724万円となり、処理費が上回っております。

それから、平成28年度が売却費が978万円、処理費等が2,848万円でございます、処理費等から売却費を差し引きますと1,870万円となり、処理費が上回っているところでございます。

それから、平成29年度が売却費が1,390万円、処理費等が2,939万円でございます、処理費等から売却費を差し引きますと1,549万円となり、処理費が上回っているところでございます。なお、資源ごみ費用は、全体のごみ処理費等と比べますと収入がございますが、資源ごみ以外のごみ処理費等よりも安価になっている状況がございます。

次に、過去3カ年の指定ごみ袋の年間収支の推移・実績でございますが、同様に平成27年度から平成29年度の3カ年度でお答えさせていただきます。なお、収入額は委託業者が小売店に卸した販売金額の合計で、支出額は委託業者の指定ごみ袋保管・配送等委託料と、それから、ごみ処理手数料収納業務委託料の合計額——これも1,000円以下を四捨五入して、万円単位でお答えさせていただきます。

平成27年度が、収入額が3,579万円、支出額が2,429万円でございます、収入額から支出額を差し引きますと1,150万円となり、収入額が上回っております。

平成28年度が、収入額が3,449万円、支出額が2,338万円でございます、収入額から支出額を差し引きますと1,111万円となり、収入額が上回っております。

それから、平成29年度が収入額が3,500万円、支出額が2,380万円でございます、収入額から支出額を差し引きますと1,122万円となり、収入額が上回っているところでございます。なお、収入につきましては、一般財源の歳入といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 資源ごみの取り扱いにおきましては、資源ごみ回収車や、ごみ回収業務委託料、その他処理費用等が発生することを失念しておりました。資源ごみを扱っても利益はそんなに生まれないということが初めて理解することができました。

続きまして、4回目、鹿児島県志布志市のごみ処理処分場を視察した折、この志布志市では、国内唯一、焼却炉施設を持たず、ごみは埋め立て処分しているとのことでした。そのため、発展途上国からの視察が多くあるとの説明を受けました。

しかし、ごみの分別は約30種類に徹底分別され、生ごみは全て処分場に集められ、堆肥

化されて販売されているとのこと。また、埋め立て処分されるごみは最小限に抑える努力を市民と共に取り組んでいるとの説明を受けました。

そこで、本市においても燃やせるごみや、燃やせないごみの中から資源となるごみを徹底的に分別して資源化率を上げ、ごみ処理費用の経費を抑えられないかお尋ねいたします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

分別をさらに徹底して、資源化率を上げてのごみ処理経費の抑制についてでございますが、本市におきましても、ごみ処理に係る経費をいかに抑制していくかが、ほかの自治体同様ごみ処理における最大の課題と認識いたしているところでございます。その対策の一環といたしまして、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの取り組みなど、これまでも市の広報紙や地域の学習会、出前講座、クリーンプラザでの分別体験研修など、さまざまな機会を通しまして、各家庭におきますごみ減量リサイクルの推進を図ってきたところでもございます。

しかしながら、現在資源ごみ品目によっては、分別の徹底が十分とは言えない状況にもございまして、例えば生ごみにつきましては、食材は使い切る、調理したものは食べ切る、ごみ袋に入れる前に水を切るという、3切る運動を再度徹底していただくことや、本市が実施いたしております生ごみ処理容器や生ごみ処理機の補助事業のさらなる活用を図っていただくよう市民をお願いしてまいりたいと存じます。

また、紙類につきましても、分別体験研修の際に御紹介しておりますが、分別の徹底に高い効果が見込めます。家庭内でのごみ箱を極力減らしていただき、かわりに紙の分別、紙分別ボックスを設けるなど、ごみ箱に入れる前に分ける取り組みをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

この分別の徹底には、市民の皆様の御協力が不可欠でございます。また、地域住民や衛生員など、関係の皆様にも多大な御負担と御協力をお願いするところではございますが、「分ければ資源、混ぜればごみ」のスローガンのもと、実践につながる活動に継続して取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも市民の皆様の御理解・御協力をいただきながら、周知啓発活動に努めまして、分別の徹底による資源化率の向上により、さらなる経費節減を見据えました環境行政を推進してまいりたいと、そのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 資源ごみの販売というのは、行政が唯一商売できる行為だというふうに思うんですが、なかなか難しいものですね。資源ごみのさらなる分別、販売で、また指定ごみ袋の販売で利益を生み、ごみ処理に係る経費を少しでも削減できないかと考えてみたんですが、現実にはなかなか厳しいものがあると思います。

先ほど、市民部長からの回答もありましたように、毎月クリーンプラザへの負担金が—毎月ですよ、4,000万円、年間を通せば5億2,000万円ほどあると。そこで行政のほうが指導しています、徹底して生ごみは出さない、徹底した資源ごみの分別を行えば、少しは処理費用の削減につながるのではないかとということで質問させていただきました。

続きまして、2項目め、新市庁舎建設についてお尋ねいたします。

1回目、熊本地震前の平成27年度の旧麓町本庁舎及び第一別館における維持管理費は、どのくらいかかっていたのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

平成27年度の麓町本庁舎及び第一別館、西間別館の水道光熱費でございますが、麓町本庁舎の水道光熱費は1,012万6,816円、第一別館が323万1,850円でございます。

次に、清掃委託料でございますが、麓町本庁舎と第一別館を合わせて、委託契約しております、委託料は1,036万8,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、では熊本地震後の分散型庁舎となりました平成29年度の仮本庁舎と第一別館における維持管理費は、どのくらいかかっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

平成29年度の仮本庁舎及び第一別館の水道光熱水費でございますが、まず仮本庁舎につきましては、カルチャーパレスのホール棟が含まれた水道光熱水費となりまして、1,602万6,063円でございます。第一別館の水道光熱水費は678万9,490円でございます。

次に、清掃委託料でございますが、こちらも仮本庁舎は、カルチャーパレスのホール棟が含まれておりまして、1,049万7,000円、第一別館は492万4,800円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 平成27年度と平成29年度の維持管理費を比較してみますと、いずれも平成29年度が大きくなっておりますが、その理由は何かお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

第一別館の水道光熱水費が倍増となった理由でございますが、熊本地震による麓町本庁舎被災に伴い、第一別館の配置がえを実施し、市民サービス部門を配置したことによる職員数の増加が主な理由と考えております。

次に、清掃委託料の合計額がふえた理由でございますが、仮本庁舎の清掃委託料業務には、カルチャーパレスのホール棟も含まれておりまして、このホール棟の分が増額となっております。麓町本庁舎と仮本庁舎、カルチャーパレスの建物の規模、構造等が違いますので、単純に比較は難しいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 非常に難しいかと思うんですけども、新市庁舎建設後の新市庁舎の維持管理費、水道光熱費、これはどのくらいかかるというふうに想定しておられますか。

お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

新市庁舎の上水道料金並びに下水道使用料につきましては、現在行政施設として使用している全体の経費と、新市庁舎完成後の全体職員数は大きく変わりませんので、行政施設全体で比較しますと、さほど変わりはないものと存じております。

ただし、新市庁舎におきましては、地下貯留タンクにためた雨水の利活用や、従来より少ない水量でも機能する節水型のトイレの採用などで、使用量の削減を図る設計となっておりますので、少なからず経費が削減できるのではないかと期待しているところでございます。

次に、電気料金でございますが、こちらは電力供給会社の選定、契約方法、契約内容などで大きく金額が変わってまいりますので、今後の検討課題としております。ある程度、方向性を検討した上で議会のほうにもお示ししたいと存じております。

なお、ガス料金につきましては、新市庁舎ではシャワー室には衛生面、効率性を考え、電気給湯器ではなく、ガス瞬間湯沸器を設置する予定でございます。頻繁に利用するものではありませんので、毎月の基本料金と若干の使用料を見込んでいるところでございます。水道光熱水費も含め、新市庁舎に維持管理をできる限り抑える工面を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 新市庁舎建設における国の災害復旧支援事業の期限、これはあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

災害復旧事業というものは、原則速やかに原形復旧を図るということの認識はいたしているところでございます。特に今回の一般単独災害復旧事業債は、平成28年熊本地震における特例措置であり、早急に進めるべきものとは存じております。

しかしながら、今回の入札不落、不調不落といったケースにより、事業が延伸となったとしても、引き続き一般単独災害復旧事業債の対象となることや、明確な期限があるものではないということは、熊本県のほうにも確認をさせていただいておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 国の事業、また県の事業、地方公共団体の公共施設建設等における事

業と事業費は少し異なってくるというふうに感じておりますけれども、国・県・地方公共団体の公共施設建設における粗利益率はあるのかないのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

国が示しております公共建築工事共通費積算基準によりますと、公共建築工事の共通費、いわゆる経費につきましては、その起債項目及び内容に粗利益は含まれていないところがございます。

また、公共建築工事共通費積算基準につきましては、国土交通省が制定し、その基準に基づき、国・県・市町村が積算を行っておりますので、発注機関で基準が異なることはございません。

なお、粗利益につきましては、受注者側がそれぞれの都合と比率等を設定され、その利益を見込んで入札をするものというふう認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 7回目は割愛いたします。

8回目、新市庁舎建設における庁舎内装面の工事におきましては、人吉球磨の地域産材を活用したい旨の説明があっておりますが、その木材の一部に人吉城跡の石垣を保護するためにも、人吉城跡、二の丸跡に生えています杉材を伐採して活用することはできないのかをお尋ねいたします。考古学者いわく、二の丸跡の杉の木は石垣を壊す大きな要因となっているというふうに聞いております。

お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

新市庁舎におきましては、市民が利用する範囲を中心に、人吉球磨産の木材を積極的に使用し、木のぬくもりを感じる空間づくりを設計に盛り込んでおります。具体的には、エントランスや廊下等の共通部の床フローリングや壁、天井の板材、窓口カウンターなど、また議場の机や椅子、天井や壁仕上げに人吉球磨産の木材を使用することといたしております。

次に、人吉城跡内の木材の利活用についての御質問でございますが、設計段階におきまして、市有林や人吉城跡の木材が新市庁舎に使用できないか検討をしたところでございます。

その検討結果でございますが、今回のケースでは、木材を支給品として、市庁舎建築本体工事を請け負った建設業者へ提供する必要がございます。

また、一般的な建築工事以外に、木材の伐採や運搬、製材、乾燥、工場や倉庫での、品質管理等の委託費が別途必要になることから、それらに係る経費につきましては、災害復旧事業の迅速に原形に復するという考え方から、合理性に欠け、市費の継ぎ足しの可能性が生じると存じております。

また、伐採した木材の品質や量によっては、使用できる箇所が制限されるおそれがござ

います。例えば、伐採、製材した木材が壁や天井の下地材にしか使えないなど、思ったほどの効果が得られないということも懸念されるところでございます。

したがって、議員御提案の内容につきましては、難しいと判断をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） いま一度、文化庁ともよく相談されまして、利活用ができるようお取り計らいをお願いしたいと思います。

続きまして、新市庁舎建設工事は、人吉球磨地域における唯一の免震構造による建設工事であり、本市におきましては、将来にわたり百年に一度と言われるほどの大規模建築工事であるというふうに思います。

そこで、市内建築建設業者等にとっては、初めての経験となる免震構造をもった大型建設工事になるといっても過言ではないと思います。また、本市内には機械、電気、建築、伝統建築専攻科を擁する県立高校があります。初めて目にする大型建設工事を出前講座等により、随時見学し、知識・技術を習得することができれば、将来の人材育成にもつながるのではないかとこのように考えますが、出前講座等、見学会を開かれる考えはないのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市庁舎建設事業につきましては、実施設計、デザイン検討の際に球磨工業高校とのコラボレーションを検討しておりまして、市民コーナーなどの装飾や執務室へのサインの製作など、さまざまに御提案・御協力をお願いしているところでございます。

私たちといたしましても、お願いばかりで、非常に恐縮しておりまして、何らかの形で球磨工業高校のお役に立てないものかと思案をしているところでございます。

そこで、議員の御提案のように安全に配慮した上で、現場見学会を開催し、免震工事や主要工程など、高度で大規模な現場を見学していただき、少しでも進路決定の役に立つよう、また後学のためになるよう企画してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） この新市庁舎建設工事を百年に一度の唯一の人材育成の場と捉えていただきまして、出前講座、見学会等を随時開いていただきまして、後進の指導、建設工事における知識の習得の機会の場合としていただくことを切に願います。

続きまして、入札不落の一因として、建設技術者の不足、建設作業員の不足、建設機材の不足、建設資材の不足、2020年開催の東京オリンピック事業や国内の災害復旧支援事業等による大企業建設業者の不足、免震装置の入手困難等々により建設工事契約の不落を招いた

ものと推察しております。

また、これから市を担っていく若い世代の市民の中には、新市庁舎の維持管理には、高額な費用が必要とみられるため、このような大規模な庁舎が本当に必要なのか、また借金を後世に回すような庁舎が本当に必要なのかと疑問を持つ方も少なからずおられます。そのため、現在の5階建ての基本設計を三、四階建てに見直したり、人吉球磨の過去の歴史をひもとき、免震構造ではなく耐震構造に見直すなど、建設工事全体の事業の圧縮を図ることも入札不落となっている現在、十分に考える機会ができたのではないかと見ておられる市民の方もおられます。

そこで、新市庁舎建設工事における基本設計及び建設費用の見直しをされる考えはないのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

今回の市庁舎建設事業につきましては、麓町旧庁舎が熊本地震により被災し、新たな庁舎建設が喫緊の課題であった状況の中、新市庁舎建設に要する事業費に対し、一般単独災害復旧事業債という国からの有利な財政支援が受けられるようになったことが大きな転機、後押しとなり、事業を進めてきたところでございます。

これまでも御説明をさせていただきましたが、一般単独災害復旧事業債を認めていただく上で、原形復旧という考え方が大前提でございますので、例えば、必要以上に面積を確保したり、グレードを上げたりといったことは対象から外れてまいりますので、設計段階から構造や設備、規格等の整備、選定や建設後の維持管理費につきましては、費用対効果の入念な検証を重ね、起債の認可手続、会計検査などでも指摘されない適切な設計に心がけることを第一に進めてきたところでございます。

また、緊急時にも即応できる一次避難所も備えた防災拠点機能を有する堅牢な庁舎の実現に向け、免震構造を採用したところでございます。熊本地震においては、震度7の地震が2回連続で観測されるという、これまでの建築基準法の考え方が根底から覆される事象であり、耐震構造の建物も被災したという報告も寄せられました。

しかし、免震構造の建物につきましては、そのほとんどが被災を免れ、あらためて免震構造の優位性が立証されたところであり、本市でも採用を決定したところでございます。

議員御提案のように、仮に市庁舎の規模を縮小する場合、例えば、階数を減らし3階建ての庁舎にしたり、免震構造から耐震構造への設計を見直す場合、まず基本計画レベルでの再検討が必要となり、その内容に基づき、基本設計、実施設計を新たに行うこととなります。

また、耐震設計に見直す場合は、構造体を強化する必要がありますので、柱やはりの大きさや本数、基礎の形状などをより強いものに変更し、柱の大きさや本数を見直す必要がありますので、平面計画の見直しに加え、建築関連法規や消防法規等との適合も再検討し

なければなりません。そもそも耐震構造の新庁舎が先般の熊本地震同様の被災をした場合、防災拠点として速やかに活用できるかどうか明言することは難しいところでございます。

また、見直しにかかる設計作業としましては、一から別の建築物を設計することになりますので、その設計費用が数千万円から1億円ほど必要となることが想定され、それらに係る委託料は一般単独災害復旧事業債の適用は難しい上、構造的には不利になるにもかかわらず、工事費の削減効果は、それに見合うものがないと判断をいたしております。

また、基本計画の再検討や一からの設計となりますと、その作業に1年以上の期間を要することになるため、災害時復旧事業債の基本原則でもある、できるだけ迅速に原形に復するという考え方から合理性に欠けるものと存じております。

以上のことを踏まえますと、主たる構造を変更する見直しであったり、大きく時間を要する見直しは、現実的ではないと考えておまして、一刻でも早く堅牢な総合庁舎の建設が実現できる方策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本市の人口減少が進んでいる中、当然、市税の減少も将来的には考えられます。また、国・県の交付金も減少するのではないかとこのように予想しています。後世に負担を強いることがないように、いま一度真剣に考えていただきたいと思っております。借金をつくるのは簡単なことです。しかし、市債は必ず返さなければいけません。誰がその借金を払っていくのでしょうか。後人たちが払っていかなければいけない状況になるわけです。いま一度、真剣に考えていただければというふうに思います。

以上をもちまして、議員任期最後の3月議会の私の一般質問の全てを終わります。

なお、今月末をもって退職される皆様の御健康と御活躍を祈念しますとともに、まだこれからも勤務される職員の皆様方の御健康と御活躍もお祈りいたします。

ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時11分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の高瀬堅一です。今期最後の一般質問ということで、若干複雑な心境であります。しかしながら、今市政が抱えている課題は、多岐多様にわたっており、また多くの問題も提起されておりますので、ここは意を強くして、気を引き締めて行いたいと思っております。

今回質問いたしますのは、1、市長の政治姿勢から、2、まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」について、3、新市庁舎建設について、4、市民栄誉賞についてといたしております。

最初の項目として、市長の政治姿勢からとし、要旨で施政方針からとしています。施政方針は市長の独自の政治姿勢の方針と、執行部の各部署から出された現状、計画等を編集、作成されるものであることは承知いたしております。ゆえに各部署ごとに質問するのも適切かと思いますが、市政の最高責任者の市長のみずからの重要かつ重大な表明でありますので、施政方針の骨格部分、表現部分として捉えて市長に尋ねるものです。

今回も開会日冒頭に施政方針を朗読されました。活字に筆耕されていますので、当然後ほど何回も読ませていただきました。しかしながら、読めば読むほど、いささか不可解な点や疑念、違和感を覚えました。

そこで、このことについて質問をするものです。

市長は、今回冒頭にこう述べられています。「市長に就任し最初の市議会定例会となりました平成27年6月、私は、これから担う市政に対する重責と本市における新しい時代を切り開いていくという志を持ち登壇をし、その時の心情を決して忘れることなく、これまで市議会とも議論を交わし市政の舵取りを進めてまいりました。」となっております。今回は、どんな思いで施政方針を練られ、どんな心境で登壇されたのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私、そして議員各位も本年4月末をもちまして、それぞれの任期を満了することになります。そのため、新年度予算における政策的な事業に係る予算は、新たな市長の手により編成され、その審議は新たに構成された市議会において行われることは、当然議員も御承知のことと存じます。

そのため、今議会において、私が今後の事業の推進について思いを申し述べることは適切ではないため、施政方針については、この4年間、議員各位並びに市民の皆様と共に取り組んでまいりました事業を市政の軌跡として総括して申し上げたものでございます。

今議会を迎えるに当たっての私の姿勢、心境についての御質問につきましては、施政方針の冒頭で、議員もおっしゃいましたように、「市長に就任し最初の市議会定例会となりました平成27年6月、私は、これから担う市政に対する重責と本市における新しい時代を切り開いていくという志を持ち登壇をし、その時の心情を決して忘れることなく、これまで市議会とも議論を交わし市政の舵取りを進めてまいりました。」と申し上げさせていただきました。再度御説明させていただくとしましたならば、最初の市議会定例会の登壇のときと比べるならば、志、心情といった初心を忘れることなく、また、その後の定例会と比較するならば、その初心を不断の心構えとしてきた平常心を失うことなくといった心境であると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま市長から心境をお聞きしましたけれども、この施政方針に特に違和感を覚えた点についてですけれども、私は、この何点かにございますけれども、聞き取り方で、いろいろと感じ方も違ってくるというふうには思っております。

私は、認識の欠如部分、それと不親切な表現の部分と、2つのくくりで捉えております。

まず、認識の欠如部分の1点目です。4年間を振り返って新市庁舎建設問題でありますけど、後ほど、この新市庁舎建設問題については、詳細に質問いたしますけれども、まず、この問題が二転三転したこと。昨日笹山議員も経過など質問されておりますが、その反省の言葉や意思が全く述べられていないということ。

また2点目に、さらにこれを大きく上回る最も大きな認識の欠如が、今回の不調・不落の問題であります。このことは、後ほどお尋ねしますけれども、昨年11月の不調、そして今回2月13、14日の不落の件であります。この議会開会日まで何日経過したのでしょうか。施政方針で詳しく説明しろとは申し上げませんが、このことに全く触れられていないというのは、都合の悪いことには触れない、印象を悪くすることは語らないと受け取る市民も多くおられます。いかがでしょうか、市長、この点についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

お尋ねの施政方針に今回の入札不落のことに触れていないことに対する認識をとということでございますが、今回の施政方針の編成につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

入札不落につきましては、現在、詳細について分析を行っている最中であり、そのような状況において、今後の建設スケジュール、発注方法も含め、施政方針で申し上げる段階ではないという判断でございました。

市庁舎移転建設に関する総括としましては、全ての人吉市民の方々に親しみと信頼をいただける新市庁舎の実現に向け、その責任を果たしてまいるといふ、私の思いを素直に述べさせていただいた次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたけれども、次に、不親切な表現部分というところで、数多くの中から3点ほど絞ってみますけれども、1点目が選挙公約の108施策の件であります。3行ほどのお茶を濁す程度の陳述と、そして、これまでであるところでは、108の施策について、80%の達成、あるところでは86%の達成率と声高らかに発表され、議会にも報道機関にも市民にも説明をされております。その達成率を新たに表明されるどころか、第5次人吉市総合計画後期基本計画に反映ということで、この一点張りであると、

これでは市民は何のことなのかよくわかりません。どのように達成されたのかもわかりません。

2点目ですけれども、ふるさと納税のくだりであります。納税の実績の上昇部分は強調をされております。5億円達成目標と、強い言明をされ、今回都合が悪くなり3億円達成目標へ下落修正、このあたりももっと謙虚に施政方針に触れるべきと考えますけれどもいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私の選挙公約となります108の施策につきましては、市の総合計画後期基本計画において推進する事業としまして、これまで、その実現に向け邁進してきたところでございます。

したがって、施政方針の中では108のくくりではなく、市の施策体系の中で全ての事業というわけにはまいりませんが、主な事業の総括としまして述べさせていただいております。

また、ふるさと納税につきましても、御質問をいただきましたが、今回の施政方針は、それぞれの事業の推進経過もさることながら、4年間の総括という側面もございまして、ふるさと納税の4年間の変遷として申し上げたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 何回も私もこの施政方針を読ませていただきましたけれども、やはり表現の部分であったり、足りない、言葉も足らずであったと私は思っております。不親切な表現でもあったというふうにも思っております。

市長への市民の評価は、やがて近づいてくると、市民の意思決定によるものに委ねますけれども、今後最後の一般質問ですから、甚だ失礼を覚悟の上で勝手に申し上げさせていただきますことをお許しいただきたいと思っております。

あくまでも私を取り巻く環境の市長の評価と、その話題になりますけれども、市長の過去の高評価な点は非常に誠実でまじめな人柄と、対話を非常に重視される、そつなく市政を運営される、事務的遂行が安定している、特に問題点は見当たらないなどという言葉でありました。

一方、不評。若さと迫力を感じない、市政運営のやり方が難しく、また片仮名文字が多いと、人吉市の宣伝に熱心ではないんじゃないかと、最近問題が多いような気がする。それと選挙公約が果たされていないなどという声でありました。一概に、この調査結果を声高らかに申し上げるものではありませんけれども、一番気になった点は、選挙公約が果たされていないというところでありまして。まず、このことから質問をいたしますけれども、これは4年前の選挙のとき、市民に配られた宣伝の紙媒体でございます。こちらになりますけれども、もちろん選挙時は、私たちもそうですけれども、若干、針小棒大に掲載することはあり

ます。しかし、この内容は市長が就任後、議会に対しても表明されておられますから、確定のマニフェストとして私は捉えております。

そこで質問ですが、市民とつくり上げた人吉未来マニフェスト、4つの重点プロジェクト、5つのまちづくりの柱、市民の幸せを実現108の施策、事業についての公約達成は、どのようになっているのでしょうか、簡単に結構ですでお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは108の施策についてでございますが、私が公人になる前に課題を認識し、住民の方から意見を聞き、それを明文化して、その手段、方法として、そういうやり方をする事によって問題・課題が解決できるのではなかろうかというふうに掲げさせていただいたものが108の施策でございます。

その108の施策は御存じのとおり、本市の総合計画の中に、それぞれの部署で職員がしっかりと精査をした後に入り込んでおりまして、現在は総合計画として市政運営を1本で行っております。そこを御理解の上、その中からあえて私が選挙前に申し上げました108の公約の進捗を御説明させて――進捗といいますか、達成状況をお答えをさせていただくならば、昨年度末までに代替1事業を含む93の事業につきまして、着手し実施することができたところでございます。

現時点での達成状況を申し上げますと、今年度空き家バンクの創設を目指す事業と、市内における電気自動車用充電器の設置促進事業の2事業について取り組むことができましたことから、合計95事業となりまして、88%の達成率となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 達成率などをお聞きしましたけれども、それでは、内容を変えてみまされども、この議会で常に議論や一般質問の内容となったものに論点を変えていきますけれども、まず3本の大きな柱の公約とします。

市役所新庁舎建設の白紙撤回、そして中学校卒業までの医療費無料化、そして給食費の全額補助であります。

まず、1つ目の市役所新庁舎建設の白紙撤回については、これまで数限りなく委員会や本議会、委員会で議論を尽くしてきております。この点については、白紙撤回の白紙撤回をされましたが、明らかに選挙公約としては間違っていたということを確認します。選挙公約の間違いであったということで、認識をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

あわせて議会で路線変更に際し、議会の「市民にどう対応するのか」という質問に、「市民説明会のときにおわびをする」と言われております。しかし、市民の皆様からは、おわびの言葉は1つもなかったという多くの声があります。過ぎたこととはいえ、この後の質問に影響しますので、まずこの2点と、中学校卒業までの医療費無料化の実施は、なぜあの

ようにおくれたのか、さらに給食費の全額補助は、なぜ達成されていないのか、あわせて4点をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市庁舎建設事業につきましては、これまでの変遷につきまして、選挙公約、白紙撤回、見直し案を経て、最終的には財政支援のめどが立ち現行計画に至りますことにつきましては、これまでの市議会における市庁舎建設に関する特別委員会に御報告や御相談を申し上げ、また市議会本会議におきましても、ときには厳しい御指摘や御意見を頂戴しながら、新庁舎建設の方向性を導き出してまいりました。現在の事業の概要につきましては、その時々々の社会情勢や熊本地震発生など、さまざまな諸状況から判断し導き出したものでございますが、ここには将来に負担を残さないという命題のもと、私の政治家としての一貫した政治理念に沿ったものでありますので、私としましては、公約の理念には何ら変わりはないものと存じております。また、市民の皆様にも市庁舎建設にかかる住民説明会や、ひとよし未来カフェを初め、機会あるごとに見直しとなったことへのおわびを申し上げますとともに、見直しに至った経緯や背景を含め、新たな計画内容について、丁寧に御説明をさせていただき、御理解いただきながら進めてまいったところでございます。

子ども医療費につきましては、歴代市長の公約であり続けておりましたが、子ども医療費の助成につきましては、国や県の助成制度の拡充をお願いするという以前からの要請があったことや、平成26年7月に、いわゆるワンコイン制度拡充を行っておりましたので、拡充後の医療費の推移を少し時間をいただき観察したところでございます。子ども医療費の完全無料化の実施も、また給食費同様に財源の問題がございましたので、当時の行政組合負担金の動向を見きわめる必要がございましたので、行政組合の中期財政計画による向こう10年間の本市の負担金の動向について説明を受け、無料化実施は可能と判断し、平成29年度当初予算に予算計上させていただいたところでございます。

学校給食の完全無料化につきましては、一度に無料化に取り組むことは非常に難しいということから、段階的な補助を行っていく方針をとり、議会の御理解を経て、平成28年度から児童・生徒1人当たり月1,000円の補助に踏み切ったところでございます。

その後も段階的な補助について、あらゆる手段について検討してまいりましたが、やはり、財源の確保というのが最大かつ最終のハードルであり、事業の継続性を考えるならば、当然半永久的な財源確保は必要となり、いくら公約の1つであったとしても、その1つの施策が突出して財政の逼迫を招くことがあってはならないものとの判断から、その後の給食費の段階的な補助については、断念をしたところでございます。

どちらの施策につきましても、事業の継続性を考えますと、財源の確保というものが最大の課題でありますので、時期等につきましては適正に判断をしたものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 私は、市長に終始一貫して、政治家は市民の負託を受けた以上、公約の実現に全力を尽くすべきであると申し上げ、幾度となく市長に問題提起をしてまいりました。市長は覚えておられるでしょうか、1年前のことですが、平成30年3月の一般質問で、この公約問題をお尋ねしたとき、市長は「私が公約に掲げたから、必ずしなければならないというわけでもない」と即決で答弁されたことですけれども、そのときも私はちょっと驚きで頭がちょっと回らずに、反応することができなかつたわけですけれども、その後に、済みませんという言葉添えて、先ほどの市長答弁の中に掲げたマニフェストを必ずしもやらなければならないということはないと言われましたが、私は完全実施できるようにしなければならないのではないのでしょうかと再質問をしました。

そこで誤解を招きましたことに対して申しわけなく思っているところでございますと、謝罪をされました。その表現の内容もとうとうに釈明されております。私は、それ以来感じておりますけれども、とっさに出た言葉に市長は真に選挙公約、政治公約の意義を理解しておられないのではないかと疑問に思っております。

いよいよ選挙も始まりますが、この選挙公約についての所感はどのようにお持ちか、この点についてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど108つの施策のときに申し上げましたが、課題・問題を全力で解決するための手段、そのときの条件、状況の中での最善の手段・方法を選択するのが、我々の務めだというふうに思っております。その気持ちは変わりませんし、公約をつくるに当たっては全力で最善の手段を選択しているつもりでございます。

私の掲げた公約の実現に向け、任期中、日々邁進していくことは、改めて申し上げることもございませんが、次の公約策定にあたっては、やはり問題・課題をどのような手段で解決していくか、しっかりと考えてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） そうなると、市長選挙公約の大きな3本の柱の公約の件の中で検証してみますけれども、市庁舎問題につきましては、あの経緯を見たとき、果たして政治家としての現実と将来を見通す資質があるのだろうか、資質の問題を含め疑問に思った次第です。

また、医療費の大きなおくれは、私は努力不足であり、財政上の切り回しができなかつたということ。給食費の完全無料化の未実施は、財源の不足を理由とされておりますが、これも同じく力量不足というふうに理解せざるを得ません。この4年間を振り返って、市長なりによかつた点、そしてまた、悔いが残つた点を簡単で結構ですので、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

この4年間を振り返ってということですが、一言で申し上げますと、先ほど申し上げたことと重なりますが、市長に就任したときの志、初心を忘れず、そして目の前で起きている課題等の解決に向け全力を傾注し、後ろ向きになることなく、ただひたすら前だけを見て必死に走ってきた4年間であったと思っております。

市長就任直後は、みずから掲げた施策を一刻も早く実現したいという、はやる気持ちがある一方、市政は市民のものであるという一貫した考え方、市民の方々のお考え、御意見もお聞きし、そのことをいかに市政に反映し実現していくかということに重心を置き、そして、市議会とも議論を重ね、一つ一つの施策を推進してまいりました。

その中で、あえて3つのことを申し上げるとするならば、子育て世代包括支援センターと、人吉しごとサポートセンターを開設できたことは、子育てと起業創業から地域経済の振興とそれぞれの分野での好循環を生み出す拠点として整備できたものと思っておりますし、球磨川下りにおける株式会社シークルーズとの業務提携という転換期につきましては、地域の歴史と伝統文化の中から生まれた宝である本市観光の象徴を守るため、大胆かつ迅速な支援を決断したところでございます。

また、熊本地震の発生は、行政機能を確保するために倒壊の可能性が極めて高い麓町本庁舎から行政機能の全てを移転するという決断を迫られました。このことにつきましては、施政方針でも触れておりますので多くは申し上げませんが、同時に熊本地震を教訓とした本市における防災対策を早急に構築するという市政に対する新たな課題が突きつけられました。そのため庁内において、その対策を検討してまいりまして、大規模災害発生時の応急復旧対策業務に加え、行政業務を進める上での指針を示した人吉市業務継続計画を策定し、運用を開始しておりまして、避難所における環境整備や、さらには災害時協力井戸制度、災害廃棄物処理計画といった将来にわたる仕組みも構築することができたものと存じます。

私が、この4年間取り組ませていただいた課題につきましては、将来にわたる事業も多く、そういった点では、これからの本市のまちづくりの基礎になるものを手がけてきたものと自負しております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの答弁を聞いておりますと、聞こえがすごくいいような、できたことなどをベラベラと並べられたように感じます。

そしてまた、悔いが残った点をお聞きしましたがけれども、その点については、あまり述べられていないということですが、非常に残念というふうに思っています。市長のみずからの言葉で答弁をいただきましたかったというふうに思ってますけど、それでは、次に一般質問等の答弁から入ってまいりますけれども、一般質問、各委員会、議会全員協議会などなど、執行部の方は次々に答弁をしなければなりません。その発言は、議事録に残るわけで

すし、答弁1つで議会の雰囲気も変わりますし、議会の対応、市民の反応も大きく変わってまいります。ですから、発する言葉は、うそ偽りがなく、重大なものでなければなりません。ここでは、過去どうしても看過できない答弁について質問し、答弁のあり方に一石を投じたというふうに思っておりましたけれども、事業が終了している点もあり、このことによつて傷つく方も多くあるのではないかとということで、一般質問等の答弁には今後十分配慮されて対応いただきたいと述べることにとどめたいというふうに思っております。

答弁者に今回通告書のほうに監査委員と書いておりましたので、何事かと執行部のほうから聞かれましたけれども、現監査委員、前総務部長等のすばらしい答弁のくだりを紹介し、今の気持ちをお尋ねしたいと思っていたんですけれども、そういうことは制度上できないということでありましたので、議長のお許しをいただいておりますので、井上監査委員、残念ですが、ここは割愛をしたいというふうに思います。

ここで1点だけ触れておきたいというふうに思っています。しごとサポートセンターの件、あの紛糾した、しごとサポートセンター問題の質疑の上の出来事でありませけれども、私は市長が提案された責任をとる形の中で、今回提案された給料に関するみずからの処分は、サポートセンターのおくれに基づくものか、また約900万円の損失も含むのかと質疑を行ったとき、市長の答弁に惑わされたということです。答えは簡単なもので、2点でよかったですけれども、答えは、おくれたことへの責任感、それと損失も含む責任で済むことを、市長はとうとうと議事録を確認すると、18行ほどあります。長々と答弁をされております。そこで質疑は2回までとなっていましたので、大きな役割を果たすことはできなかったわけですけれども、ここで紹介しておきますけれども、御存じの方いらっしゃると思いますが、「ご飯論法」という言葉が今年の流行語、新語大賞の10点に選ばれております。政府官僚をやゆすることのようでありまして、意味は、朝ご飯を食べましたかと聞くと、食べていませんとの答弁。朝ご飯を食べていることが発覚するとご飯ではなくパンを食べましたと、論点をすりかえるようなことのようにです。このことは、地方自治体の議会で話題になっているようですので紹介をしたものです。この「一般質問等の答弁から」については、質問提起をしませんので答弁は結構でございます。

次に、まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」についてであります。ここでは、「くまりば」と表現をさせていただきます。この「くまりば」は昨年12月に開館したのですが、これまでの来場者数、個人、団体の内訳、その他、その分析、温泉客人数や売り上げ、自動販売機の売上実績などをお尋ねしたいと思います。昨日こちら、村上議員の質問のほうで答弁があつており、重複する部分もあるかと思っておりますけれども、お尋ねしておきたいと思っております。

○経済部長（福山誠二君） それでは、お答えいたします。

現況ということで申し上げます。来館数でございますけれども、これは2月末現在の状

況で申し上げさせていただきます。きのうも申し上げておりますけれども、もう一度ですね。総来館者数、これは1万992人、月平均で1,570人、1日平均60人でございます。うち温泉客数、これが7,572人、月平均が1,081人、1日平均42人となっております。割合といたしましては、全体の7割が温泉客、その反対、3割が温泉以外の来館客ということでございます。

そこで売り上げということもございましたので、売り上げにつきまして、まず温泉収入でございます。2月までで250万6,450円、これはタオルの販売も含めております。それから1日平均で言いますと、約1万4,000円の売り上げとなっております。このうち無料回数券、これは15回分で3,500円と大変お得、1回当たりが230円なんですけれども、これが421冊、それから、これはひと月平均で60冊でございますけれども、この回数券の売り上げの147万3,500円、これは全体の6割弱を占めているということでございます。

それから自動販売機とおっしゃいましたので、自動販売機でございますけど、これは館内には飲料の自動販売機を3台設置してございます。オープンからこれまでの総売上額でございますけれども、これは37万5,960円、このうち設置業者から使用料をいただいております。使用料が12万7,895円でございます。

それから、動向ということも御質問でございます。来館している方々、実際どういう方々がいらっしゃるかということで、また目的形態ということを申し上げておきます。これは私も館内でアンケートをいたしております。その中での報告と取りまとめたものでございますけれども、回答数は162人ございまして、年齢層にしましては、60代が26%、70代以上が22%、50代が15%ということで、大体中高年齢者の方が多いのかなという状況でございます。また、どちらからかと——お住まいですね、こういうのも聞いておまして、人吉球磨が大体59%、人吉球磨以外の県内が14%、熊本県以外の九州内が同じく14%、これを見ますと、やはり人吉球磨の地元の方が約6割ということになっております。

それから、「くまりば」にどうやって来ているのかということで、交通手段でございますけれども、自家用車が75%で、徒歩で9%——これは地元の方だと思いますけれども、それから自転車5%となっております。どういう形で来られているかということで、大体家族の方が中心で46%です。それから、お一人の方も33%いらっしゃいますし、友人とかカップルで大体10%、団体の方が4%と続いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま部長のほうから丁寧詳しく説明いただきました。ただいま温泉客の入込客については、後ほどまた質問させていただきたいと思っておりますけれども、くまりばを利用される方々に聞いた話であります。それによれば施設は寂しい限りということがありました。入浴についても、多いときと少ないときの差を感じられるそうです。エントランスホールでの説明板を見ても、よくわからないという意見もあります。

また、受付の横に大きなテレビで観光モニターがあり、また同じく、お風呂から上がった所にも同じ形のテレビの観光モニターが置かれ、エンドレス式のようなのですが、みんな、ほんの数十秒見られる程度で、これもまたもったいないなと感じているとのお話、御意見がありました。このことを聞いても日常化している状態であるのではと気になっております。

今後レイアウトやディスプレイ、また宣伝ビデオの内容の検証などをされたらいかがかと思いますが、このことについて、いかがでしょうか。お尋ねをしておきます。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まずディスプレイを見まして寂しいと、そういう声、私どもも聞いております。寂しいということであるのは、まだまだ充実させる部分があるんだということでございますので、これは日本遺産のエントランスセンターなんです、しかし日本遺産の前に1つこのストーリーのタイトルがございます。これは「相良700年が生んだ保守と進取の文化」というタイトルがございますので、ということは、相良文化をもうちょっと前に出してもいいなということがございます。つまり相良文化とは何かといいますと、あの国民宿舎というものも来ていただいた方にもう少し知ってもらう、これも必要があるな、あそこは下屋敷ですから、これは非常にこれも売るタイトルになっているわけです。いわゆる下屋敷を紹介するコーナー、こういうのも将来的にはつくらなければいけないと思っております。

あそこは下屋敷で、昔は西瀬小学校の子供たちが遠足に来ていたというところでありまして、地元の方も非常になじみが深い。それから、相良家700年の歴史、石の標柱だけありますけれども、これらのために、今ひな祭りですけれども、これからお城まつりが始まりますので、お城まつりに向けまして甲冑を並べるようにしております。一番奥のほうに相良家のそういった甲冑を並べると。

それから、いろんなディスプレイ商品、これ私も今つくってますので、そのうちに持っていく予定です。そういったもので、もうちょっと内容は充実させたいと思っております。

それから、おっしゃったテレビ画面の件です。あれは日本デザインセンターがつくったものでございますので、それとほかに人吉市の紹介をするようなビデオはいくつもございますので、そういうのも出したい。昔行政組合のほうでやりましたBS放送でやったのがありますね、球磨焼酎だったり、ウンスンカルタだったり、そういう資料もございますので、それを流しながら、あそこでゆっくり見ていただくような、そういう施設にも今後したいと今計画中でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ありがとうございます。今後しっかりと検証していただき、たくさんの方に訪れていただけるような施設にしていいただければと思っております。

先ほど申しましたように温泉客についてですけれども、利用者の方は地元、それも市内周辺地域などの常連客の方が、ほぼほとんどじゃないのかなというふうに思っております。本来は観光客や来訪者の入浴などを期待されているのでしょけれども、入浴時間が午後1時から午後9時までというのも、これはやはり完全に地元の客層狙いじゃないかなというふうに思っています。また、大人1人350円の入浴料、そこで回数券を3,500円で15枚の販売をされていると、1回当たり233円の状態ですけど、やはり、この回数券も観光に来られた方が、この回数券を買って帰るのかなというふうに思ったりもします。やはり地元向けの回数券であるというふうに思っていますけれども、近隣はもとより温泉施設のお客の減少の1つとも言われています。維持管理費を合計すると、さらに公金を投入しているというふうにも思います。地場産業の育成の点や税金の投入のあり方について考えるべきではないかと思えますけれども、この点についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

今の時点では、まだまだ観光客、温泉客、これは地元の方が多いいということがございますので、このエントランスセンターになる前の経過がございまして、くま川下りが国民宿舎を運営しなくなって、そこで地元の方から「行っていた温泉がなくなった」と、非常に残念がる声が多うございました。そこで私どもが、まず取り組んでおりましたのが、温泉だけは何とかもう一回やろうじゃないかと、そういう状況では動いていたわけです。その中で、動いている中で、今度は経済活性化のための総合交流館という構想が生まれてきて、その中にはIT企業も入っていただくと、東京から来ていただくIT企業の人たちに温泉に入ってもらって、あそこでいいロケーションで仕事をしてもらおうと、そしたら企業誘致できるよねと、そういう発想も生まれたわけですね、これは地元の方も入っていただけると、まず最初は一石一町——町（ちょう）は町です、相良町。それを企業が来ると一石二鳥になるわけです。その次に今度は観光業も来ると、一石三鳥になるという、そういった期待を持ちながら今後進めてまいりたい。今は42名の平均でございすけれども、これが以前は46名でございました。だんだんと地元の方も戻ってきているという数字に近づいておりますので、これをさらに伸ばしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 3番。高瀬堅一議員。

○**3番（高瀬堅一君）** この提起する諸問題ですけど、改修したばかりで試行錯誤の点もあると思います。しかし最初、初期が大切と思っております。いま一度、各面の検討、発展を期待しております。

次に、人吉ごとサポートセンターについての質問です。開所以来の相談者数、待機者数など、リピーター数、相談業種の内容、相談内容、また売上増加の例などをお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

開所いたしました12月17日、これは2月末までの約2カ月半の相談実績について、お答えさせていただきます。まず相談対応は延べ数でございますけれども、12月が40件、1月が69件、2月が74件、合計で182件となっております。これは業種別も述べておきます。相談者の業種別で多いものから申し上げますと、サービス業が最も多く67件。続いて小売卸業48件でございます。それから、飲食宿泊業、それと医療福祉業、これが同数で8件でございます。建設建築業、これが6件でございます。農林業が2件と続いているところでございます。なお、中小企業事業者以外の相談ということでございますけれども、これは金融機関もいらっしやいますし、高等学校、就労移行支援所、それから農事組合法人、こういった方々も利用されて、多方面の方々が利用しているという状況でございます。

それから、リピーターですけれども、これは約9割の方が「もう一度相談したい」ということでなっておりますので、約9割ということですから、それから待機ということもございますけれども、待機というのは基本的にはございません。ないというのは、申し込んだ時点で、じゃあいつかということで予約を取るわけなんです。その予約を取るのが、今大体一番最初に申し込んできたときに108件ございましたので、大体1カ月先になってしまうという形になってしまいました。そういうことでの利用といいますか、待機という形になります。

次に売り上げです。どういう売り上げにつながったのかということでございます。これにつきましては、2カ月半ですから、その状況で申し上げさせていただきます。具体的支援までいったということでして、ビジネスマッチングで2件ございます。新サービス・新商品の企画提案が2件ございます。それからネーミングやキャッチコピーの提案2件、販促用のチラシ等作成支援は4件ございます。相談に来られたことで、相談者の新たな取り組みに対する具体的サポートの事例が既に出てきておりますし、支援の具体的事例につきましては、現在相談者と進めているプロジェクトも多数あるということでございますので、今後、件数は伸びていくものと思います。

本市といたしましても、今後その結果、それから売上販路拡大、こういった成果につきましては、議会でも御報告させていただきますし、また追跡調査も行っていく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 答弁いただきました。リピーターが9割と、そして待機者はいないということでありました。私が気になる点があるのは、人吉しごとサポートセンターの相談業務——いわゆる松山センター長の業務ですけれども、窓口の相談業務は午前10時から午後4時までで、1日5人ですね、相談されておるのがですね。まあこんなものなのかなというふうにちょっと気になっております。

待機者はおられないということでありましたけれども、ひと月の予約がぎっしり詰まった状態であるというような話は聞いていますけれども、相談者の方は、やはり一日も早い相談をしたいという思いには違いないのじゃないかなと、このような状況は果たして適正なのか。給料が100万円です。果たして、それに見合った業務と言えるのでしょうか。そのあたりについてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

10時からということでございますけれども、緊急の場合とか急ぎの場合は、10時前に随時入れておりますので、相談には乗ると。大体8時半から10時というのは事務局での打ち合わせが多目になっております。それから4時15分ぐらいまでとなっておりますので、それ以降から5時ぐらいまでは、今度はその日のまとめ、整理というのがありますので、それが別に5時で終わるわけではありませんから、家に帰ってもされておりますので、これは永遠にされていると考えていただければ。

それから、100万円に見合っているかということでございます。これは松山センター長、勤務時間外なんですけれども、これは土曜、日曜におきまして、さまざまな講演会、こういうのに出かけられております。例えて申しますなら今、川上記念の100周年がございますね、これも松山さんに相談に行っている方がいらっしゃるんですよ。実際どういうものか、それを調べるために御自分で肥後銀行であった講演会に出かけられて、その内容も確認されている。そういった相談者が来たイベントとか内容を確認するために、土曜、日曜は現地へ行くという、そういうこともされております。

それから、高等学校でのプロジェクトへの協力もされております。それからイベントへの案内、昼夜問わず業務以外で広く活躍されている。中には、こういうこともありました。出初め式に行かれてたんですね。出初め式に行かれて自分で取材されて、それを編集されて配信しているという、人吉市のPRをされているんですね。ああ、こういう面白いことをされているなと思っております。適宜そういう人吉市のことをまず知る、知った上で相談に乗る、そういう努力もされております。

それから、人吉しごとサポートセンターの開設以来セミナーが多く開催されております。このセミナーといいますのは、これは昨年12月18日でございますけれども、マーケティング戦略コンサルタントの永井孝尚氏。それから1月24日は公認会計士の田中靖浩氏。2月22日には、かたづけ士ということで有名な小松易氏、こういう方々の講演会をされているんですね。自分で企画されてされているんですね。この方々は大体普通50万円ぐらい講師料とかがかかるとは思いますが、これを交通費等だけで来ていただいている。それを全部自分で企画されて宣伝とかをされておりますので、そのようなところで終始時間がないみたいに仕事をされておまして、私どもは100万円に見合っている仕事をしていただいているなど。私はとても無理ですけれども。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） お話を聞くと、幅広く100万円の給料に見合った仕事をされているということですが、できるだけ多くの方が早い段階で相談ができるような、そして相談者の方々の売り上げなどにつながるように願っておりますので、よろしくお願ひします。

そこで、市長に1つ確認をしたいところがあるんですが、市民の方から聞いた話になるんですが、市長は、このしごとサポートセンター長の解雇の件など、損失金は国などの補助金などだから市は一切損害はこうむっていないというような発言をされたことがありますかということで、あるかないかで結構ですので、その辺をお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ございません。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） その市民の方が、うそをついておられるのかなということにしておきます。

その市民の方は、誤解をされているのでしょうか。今、市長回っておられますよね、ひとよし未来会議ということで、後援会活動の中で、いろんな意見交換会などをされておりますけど、このひとよし未来会議というのは、フェイスブックなんかでも未来会議の後、万歳と、頑張ろう三唱みたいなのをして、そういうのがアップされているようです。このひとよし未来会議というのは、公的なものじゃないかなと私は思っております。この辺が、ちょっとよくわからないんですけど、公私混同ではないかと私は思っております。こちらにひとよし未来会議、及び、ひとよし未来カフェ実施計画など、これは執行部のほうからいただいたものですが、今後援会活動の中でひとよし未来会議という形で、今後援会活動をしているというのはどういうことなんですか、そのあたりをちょっと説明いただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

政治家、松岡隼人として政務で座談会を開いているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 市長の答弁には、理解しがたい部分もありますけど、これが公私混同であるならば、これは大問題であると思っております。市長、これは大問題だと思っはんですよ。このことについては、この辺でとどめておきますけれども、心してされたほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

それでは、次に移りますけれども、ある会合で中小企業の方が、しごとサポートセンターに相談して、売り上げがアップするのであれば、私の会社は200万円でも300万円でも給料を出して雇いたいと言われております。本気とも冗談ともとれる話ですが、今は中小

企業は必死な状態であります。机上と現場は違うということをしかりと認識していただきたいというふうに思っております。

また、モデルとされるエフビズやオカビズも相談者数、そして、リピーター者数の発表などに重きを置いておられるようです。実際は、市長が口癖のように言われる売上増であります。これに最大の目標をおいて、これらの実績も公表するというぐらいの姿勢で臨んでほしいというふうに願っております。

それでは、次に今後の活用と推進策についてとしておりますが、先ほど申し上げたことにつきますので、この要旨については割愛をいたしたいというふうに思います。

それでは、次に新市庁舎建設についてですが、この問題については、昨日から同僚議員が質問され、また、本日も平田議員が質問されておりますので、重複する部分が多々ありますが、再度確認事項と捉えていただき、御理解、御協力いただきたいと思っております。割愛する部分は、議長のお許しをいただいておりますので、割愛をして質問のほうを続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、現況における市長の認識についてであります。

市長は、なぜ2月19日の市議会全員協議会に出席されなかったのでしょうか。しごとサポートセンター長解雇のときは出席され、それでもうまく呼吸が整わず、挙げ句の果てには議会が条例の改正案の修正案を可決するという、前代未聞のことがあったのは、昨年12月議会のことであります。私は、このような対応は、まさに議会軽視であり、さらには市民へのサービス提供の欠如であると思っております。このことについて、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先月19日の全員協議会における私の対応についての御質問でございますが、まず全員協議会に対する執行部の対応について、御説明を申し上げます。

執行部から議員各位に対し、全員協議会において、それぞれの市政の課題について御報告を申し上げる場合は、それぞれの業務を担当する部長及び課長から、その概要を御報告させていただいているところでございまして、その内容につきましては、私、市長が申し上げる内容と何ら変わりはないことに御理解をいただきたいと存じます。

今回の市庁舎建設の不調・不落につきましては、2月14日の連絡を受け、議会にも早急に報告を行い、情報を共有することが重要と判断し、その対応を総務部長に指示をいたしました。私としましては、この市庁舎建設の入札不落の件につきまして、市議会に対しましても遅滞なく報告等の対応をいたしましたものと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、総務部長にお尋ねいたします。

総務部長は、その前日の18日の市庁舎建設に関する特別委員会のことは市長に報告をされたのでしょうか。あれだけの委員から質問や問題点が出され、議論したことは伝えられたのでしょうか。また、なぜ市長に全員協議会への出席を促されなかったのか、その点についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

特別委員会協議会等で議員の皆様からいただいた意見等につきましては、市長のほうに情報共有ということで報告をいたしているところでございます。特に今回の場合は、発注の分析、それから精査について、やはりしっかりとした対応をしてほしいという、そういった話も市長のほうにしているところでございます。

それから、先ほど市長が述べましたように全員協議会において、それぞれの市政の課題や政策について御報告・御説明を申し上げる場合は、業務を担当する部長及び課長から、その概要を報告させていただいております。

今回の不調・不落の件につきましては、まずその内容を速やかに市議会へ報告するよう、市長から指示を受けましたので、これまでと同様に総務部長であります私と担当課長のほうから御報告をさせていただいたところでございます。

これまでの質問でも御説明をさせていただいておりますが、今回の不落につきましては、原因分析を行っているところでございまして、その原因が発注者側に問題があったのか十分に把握ができていない状況でございます。

そのような中で、前回のセンター長の解任という、これは雇用契約の解除という行為の説明をしました。しごとサポートセンターの全員協議会の説明と同じ対応をすることは想定しておりませんでしたので、市長のほうへの打診は行わなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） いろいろ説明いただきましたけれども、やはり、こういった問題に関しては、最高責任者である市長が、きちんとした形で説明するべきだと、議会軽視であると私は思っております。今後、庁内で協議、連絡して連携を密にさらに強化され対応していただくことを強く望んでおります。常に横串を刺す行政を標榜しておられるのですから、当然のことと考えております。

それでは、次に新市庁舎建設の経過と、その問題点についてですが、昨日の笹山議員の質問に計画の経緯や財政計画の変更経過などを答弁されております。違う観点から質問しますが、もともと松岡市長の選挙公約の大きな三本の柱の最大のものであった市庁舎問題。選挙前にはカルチャーパレス改造4億3,000万円、プラスアルファから始まって、就任後は白紙撤回の撤回となり、今度はA案、B案の提案の変更。しかし、市長は市民対応を大きく間違えられたと、同僚議員の一般質問の中で、先ほども言いましたけれども、市民への対応を

尋ねられ、市民におわびすると発言をしながら、各校区説明会では、それが果たされなかったということもあります。市民の不信は、それに深まり今回の不調・不落の不信の増幅にもつながろうとしているんじゃないかと、今回は完全な執行部の失態であるというふうに思います。

昨日、本村議員が市民への情報開示を取り上げておられます。市民への対応は、今後どのようにされるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成28年9月議会の高瀬議員の一般質問におきまして、新市庁舎建設問題に際しましては、議員御指摘のとおり、先ほども申し上げましたが、選挙公約、白紙撤回、見直し案を経て最終的には財政支援のめどが立ち、再度現行計画に戻りましたことにつきましては、御迷惑、御心配をおかけしたとおわび申し上げる次第でございます。中略いたしまして、議員が申されました、間違っていたものは素直に認めるべき、市民の信頼を損ねている、市長の反省がないといったような御叱咤はしっかりと受けとめまして、猛省もさせていただき、今後は新庁舎建設に向け邁進してまいりたいと存じますと、答弁をさせていただいております。

市庁舎建設事業への考え方につきましては、これまでの議会におきまして御説明をさせていただきましたとおり、将来に負担を残さないという政治家松岡隼人にとりまして、最大限に優先すべき政治倫理、信念であったということは申し上げておきたいと存じます。

また、市民の皆様にも住民説明会や未来カフェを初め、見直しに至った経緯や背景を含め、新たな計画内容について丁寧に説明させていただき、御理解をいただきながら進めてまいったところでございます。熊本地震の発災後、国からの財政支援が得られることが可能になりまして、堅牢な防災センターの機能をあわせ持つ総合庁舎方式の新庁舎建設を目指すこととし、これまで市議会の御理解、御支援を賜りまして、現計画を推し進めてまいりました。一刻も早く、本体工事の建設着工にこぎつけることが、市民の皆様への責任を果たすことになるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今後、市民への対応はという趣旨の質問であったんですけれども、なかなかその部分については、あまり触れられていなかったような気がしておりますけれども、ちまたでは月刊誌など、JVの業者名から落札者、落札額の差を報じております。会社名も応札額との差、5億円と報じられているようです。結構こういう情報誌は情報をつかんでいるケースが多いというふうにも聞いております。もしこれが真実であれば大変なことで、公務員の守秘義務違反にならなければいいというふうに私も心配しております。

さらに、このままいくと事態の收拾がつかなくなるのではないかとというふうにも危惧しております。だからこそ、一日も早い、大まかなスケジュールでも作成し、市民に安心感を

与える必要があるのではないのでしょうか。万一そのスケジュールに変更が生じたとしても、納得いく説明をされれば大丈夫だというふうに思っています。この点についてはいかがでしょうか。

また、執行部は何を言っても、これまで「今後精査する」と、この一辺倒でありますけれども、その精査方法を教えていただきたいと。市と設計会社が算定した内容のみを精査するのか、不落者の算定内容を精査して、その上、発注者との比較を行い検討するのか、この方法が一番どんなところにそごがあるのか判定できるのではないかというふうに思いますけれども。なお、ほかの方法があるのならば、そういった方法をお尋ねしておきます。このあたりは、昨日笹山議員の質問でも答弁いただいておりますけれども、よろしく願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

不落に関しましては、現在分析を行っているところでございますが、今回の工事費の積算に関しましては、国土交通省が制定しております公共建築工事共通費積算基準等に基づき、適切な手法を用いて積算を行っておりますので、その手法自体には何ら問題はないと判断しております。

今回の不落において、どこにそごがあったのか、今後の精査の方法の1つの手法といたしましては、昨日の笹山議員の御質問でも御答弁を差し上げましたとおり、国土交通省、「営繕積算方式」活用マニュアル」に沿った3つの方策を参考に、また国や県にも相談しながら、現状分析と課題の抽出を行い、発注方法も含めまして、今後の対応策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 私の友人で、スーパーゼネコンと中堅ゼネコンに勤めている者がいるわけですがけれども、その方は専門家と言えるんですけども、その方、友人にいろいろと尋ねてみました。

本市のホームページにも情報が掲載されております。概要であったり、金額、内容、そして鳥瞰図などもあり、概略の計算は可能ということでした。その方たちによれば、全く問題ない建造物ということでした。このような物件はごまんとあり、利益幅も問題ないはずというアドバイスもいただきました。一体何が起こっているのでしょうか。あまりにも発注者の設計金額の積算ミスのような雰囲気になりがちのような気がしますけれども、応札者に問題があるのではないか、意識的に不落にしたということは考えられないのか、この2点を総務部長にお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

いろいろな情報が出ているということでございますけれども、その件につきましては、

お答えのしようがないということで、御答弁をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 答弁のほうは、予想はしてございましたけれども、それでは、次のお尋ねに入りますけれども、去る2月20日の人吉新聞のトップの見出しで「新庁舎建設関連に10億円」というふうに載っておりました。2月19日の記者会見を受けての記事であります。

しかし、この記者会見のときには不落が2月13日、14日ですから、当然この非常事態はわかっていたはずですから、記者会見で適切に現状を伝えることが必要だったのではないのでしょうか。こうした対応の一つ一つが、議会や市民との歯車の狂いになっていくのではないのでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

新市庁舎建設事業費につきましては、平成29年度から平成32年までの継続費を設定して進めている事業でございます。不調・不落の状況下にありますので、平成30年度予算におきましても、減額するわけではなく、平成31年度へ通次繰越をいたしまして、平成31年度予算とあわせて、これは執行をしていくこととなりますことから、当初予算においては、現行計画の予算額にて予算計上を行う必要があるということでございます。つまり、状況の変化が確定していない状況であれば、現行の予算年割額で予算計上するということとなるわけでございます。

当然、今後において、状況の変化等があれば、そのときに継続費、また年割額の変更など、しっかりと御説明をさせていただき、議会等の御理解を賜りながら、予算の変更等も御提案させていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、この項目の最後で、今後の具体的計画とその実現策についてとしておりますが、同様な質問がっておりますので、議長のお許しをいただいておりますので、ここは割愛をしたいというふうに思っております。

ただし、1点だけ要望をしておきたいというふうに思います。これまで市庁舎建設に関する特別委員会でも、31回の議論を重ね計画をしたものであります。安易に内部変更だけは避けてほしいというふうに思っております——内容の変更ですね。また落札させるための設計変更や附帯施設設備等の削減などはあってはならないと思っております。このことを申し上げて、この項目の質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時26分 休憩

午後 4 時38分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、引き続き一般質問を行います。

最後に市民栄誉賞についての質問を行います。私を取り巻く環境は、ほとんどの方が内村光良さん、いわゆるウッチャンの大ファンであります。この方は郷土の誇りというふうに思っております。私は、平成29年3月議会の一般質問で、この方の偉業を語り、本市のハード、ソフト面での事業の活性化のお力添えをいただけないか提案をしております。そこに突然の市民栄誉賞の贈呈と聞き、うれしさと同時に驚きを感じたところであります。

そこで、授賞決定の経緯についてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

今般決定しました内村光良氏の市民栄誉賞につきましては、人吉市健康で笑顔あふれる市民栄誉賞条例及び同施行規則に基づき決定を行ったところでございます。

市民栄誉賞の目的は、「顕著な功績により広く市民に敬愛され、市民に夢と元気と笑顔を与えた者に対して、人吉市健康で笑顔あふれる市民栄誉賞を贈り、その功績をたたえること」としてありまして、対象者については、「市内に居住し、若しくは居住していた個人又は本市に関係がある個人若しくは団体で、スポーツ、文化、地域活動等において顕著な功績があったと認められる者」としてあります。市民栄誉賞受賞者の決定につきましては、市長が「人吉市健康で笑顔あふれる市民栄誉賞候補者選考委員会」の意見を聞き決定することとなっております。そのため2月1日に同選考委員会を開催し、内村氏につきまして御審議をいただいた結果、市民栄誉賞候補者としての選考をいただきましたことから、受賞者として決定を行い、2月11日付けで、その授賞を発表いたしましたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、この授賞の根拠と、そのための対応についてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

まず、内村氏の御活躍につきましては、テレビを通じて見ない日はないような活躍ぶりでありまして、その活躍が、私たち市民に対し元気を与えていることは、皆さんも感じていらっしゃるものと思います。

また、民間会社がアンケート調査を行っている新入社員が選ぶ理想の上司の男性部門でも、内村氏は3年連続1位と評価をいただくなど、その高い好感度は人吉市民だけではなく、

国民誰もが認めるところであると存じております。

今回の授賞は、そのようなこれまでの活躍に加え、国民的番組でもあるNHK紅白歌合戦の総合司会という大役を平成29年と平成30年と2年連続で務められたことも授賞の大きな要因の1つであります。そのため選考作業などは、年明け1月以降となったところでございます。

また、2月11日付けで市民栄誉賞を決定したことにつきましては、2月11日は本市の市制施行記念日でございます。人吉市表彰規則では、表彰は市制施行記念日に行うと定められており、また5年前に本市第1号となる市民栄誉賞の受賞者につきましても、2月11日付けで決定を行っているところでございます。

今回の内村氏の決定につきましても、その選考時期と規則、さらには過去の事例を踏まえ、本年2月11日付けで決定を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、授賞式についてのお尋ねですけれども、聞くところによりますと、市長が3月14日に東京に出かけ授賞されるというふうに聞いております。大変お忙しい方とは百も承知をしております。私的には、ぜひ工夫を凝らした子供たちも参加できる授賞セレモニーでも開催できるよう検討していただきたいと切に願っているところであります。このことについてお尋ねをいたしておきます。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

授賞式につきましては、市としましても、内村氏に人吉市にお帰りをいただき市民の皆様と盛大にとり行いたいという思いはいたしているところでございます。これまで、その日程を調整しておりましたが、皆様御承知のとおり、内村氏は芸能界の第一線で御活躍をされ、多忙をきわめておられるということから、なかなか本市のほうにお帰りいただくことは難しいようでございます。

一方、市民栄誉賞には内村氏に対する市民の皆様の感動などの思いが詰まっていることを考えますと、一刻も早く市民を代表して、市長から御本人に賞状と記念品をお贈りし、謝辞を申し上げなければならないという重要な目的もございます。

したがいまして、表彰の取り扱いにつきましては、御本人の御活動の御負担とならないよう、御意向に添った形でお贈りすることができるように、御本人が所属する芸能事務所を通して調整を行っており、現時点では3月14日に東京都内にて市長から内村氏本人に賞状、記念品をお贈りする方向で協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 答弁いただきましたけれども、内村光良さんも話に聞くところによる

と、ちょくちょく頻繁に人吉市のほうにも帰ってこられているみたいですね。ぜひ、このような子供たちも参加したセレモニーなどが実現できればというふうに思っておりますので、検討方ひとつよろしく願いいたします。

次に、受賞者への各種要請としておりますが、無理な要請は控えるべきというふうに思っております。しかし、今後、名誉市民との声も高く、同僚の村上議員は10年前から、「ウッチャンを名誉市民に」と提唱をされております。

そこでお尋ねですが、今後ほかの自治体でもよく採用されております観光大使や、ふるさと大使などにも就任していただけないもののでしょうか、この点についてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今回市民栄誉賞の授賞の趣旨としましては、広く市民に敬愛され、市民に夢と元気と笑顔を与えた者に対して、市民栄誉賞を贈り、その功績をたたえることとしております。

そのため、現時点では本市への貢献という視点での観光大使、ふるさと大使という活動をお願いしていくより、この市民栄誉賞の趣旨に沿って、御本人の今後のますますの御活躍を期待し、市民の方々と共に応援してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、最後にウッチャンが2016年「金メダル男」という映画を脚本、監督、主演で豪華俳優陣と共に制作をされました。ある評論によりますと、この映画の高校までの場所設定は、長野県の塩尻市なのですが、原風景の基盤は、我が人吉市であります。小学校、中学校、高校と人吉の学校をほうふつさせております。ごらんになった方は、既に感動しておられると思いますけれども、子供たちの郷土愛、親を思い、目標を持つことの大切さ、人生の苦悩と喜びなど、笑いと涙のすばらしい映画であります。

スポーツ庁が、この映画の宣伝に全国の553の高校に周知文とポスターを配布しているのも教育的価値が高いと判断したからだそうです。

教育長、ぜひ子供たちにとって、情操教育教材になるのではないかというふうに思っております。御検討いただければと思っております。

最後になりましたけれども、今回退職される皆様に対し、敬意と感謝を表します。また、今後ますますの御健勝を心から御祈念申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の大塚です。

一般質問2日目、最後の登壇となりました。本日5番目ということで、大変皆様お疲れ

とは存じますが、今しばらくお付き合いいただきますよう、よろしく申し上げます。

今回通告しましたのは、1点目、市政運営から市長の4年間の総括について。2点目、財政問題について。3点目、小学校部活動社会体育移行について及び中学校部活動への接続について。4点目、市民の声から井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況について、御溝川二次放水路・三次放水路治水対策の進捗状況について、市営団地の入居状況と入居要件についてお尋ねします。

質問の前に少し時間をいただきまして、去る2月6日午後2時15分から人吉市カルチャーパレス小ホールにおいて、人吉市立教育研究所研究発表大会が行われました。私も参加しましたが、この大会は人吉市教育委員会が学校教育の充実・振興を図るため、人吉市立教育研究所を設置されているものです。本年度も外国語教育部会、情報教育部会、学力向上部会の3部会を組織し、児童・生徒の生きる力を育むため、調査・研究や研修に努められ、各部会における研究の成果を市内全教職員で共有し、学校現場の教育実践に生かしていくことを目的に研究発表大会を開催されたとのことでした。

各部会の発表では、各小中学校の先生方が一緒になり、チームを組まれ、今後ますます必要性が高まる情報教育、小学校から導入される外国語教育、そして学力向上、その中で示されました人吉型事業の構築は、きっとすばらしい成果が期待できるものと感じたところです。ときにはユーモアを交えながらも、内容の深い研究発表で、3部会ともにすばらしいものでした。

先生方の教育に対する熱意みなぎる発表をお聞きしたとき、人吉市の教育、そして、それを受ける児童・生徒の皆さんは、先生の信頼とおのれに自信を持って学業に専念していただきたいと思いました。

それでは1点目、市長の4年間の総括についてお尋ねします。

今議会開会の冒頭、市長から4年間を振り返り、さまざまな事業などの成果、課題、問題点などについて述べていただきました。詳細については、この施政方針に示されていますので、市民の皆さんもぜひごらんいただきたいと存じます。

例えば、市民の皆様との対話の実行、108の公約についての取り組み、議論を深めた新市庁舎建設、さらに松岡市長独自の取り組みとして、人吉しごとサポートセンターの開設、日本遺産人吉球磨のガイダンス機能としてのエントランスセンターの設置、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の整備、IT関連企業誘致に向けた取り組み、子ども医療費助成事業として、中学3年生までの自己負担額の完全無料化など、実績報告をいただきました。ただ継続事業である人吉中核工業用地への企業誘致については、継続して調整していると述べておられます。

ここで1つ残念に感じましたのが、市長就任時の公約とされていた給食費の全額補助について触れておられない点です。先ほど高瀬議員からも質問がありましたけど、当時議

会においてさまざまに議論を交わし賛成多数にて可決採択となりましたことは、周知のとおりです。その結果、一部助成として児童・生徒1人当たり月1,000円の補助を実現し、保護者負担の軽減策として実施されました。その後、議会での議員の質問に対しては、「段階的に行っていききたい」、その後、「時期を見て、行っていききたい」とされています。児童・生徒を持つ保護者にとっては、いつになったら全額補助になるのか期待されていたことと存じます。現在でも、その思いは大きな期待として持つておられると考えています。

松岡市長は、次期市長選に挑戦されるわけですから、ここで方向性を見きわめることも大切であり、4年間の総括として公約であった給食費全額補助について、段階的、時期を見てと述べておられたときの実現したい気持ちと、実現できなかった理由を明確に説明する必要があるのではないかと思います。先ほどの高瀬議員にもお答えされていますが、改めて、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

学校給食の完全無料化につきましては、4年前に掲げた私の公約であり、少子社会への対策の1つとして、子育て世代を支援することを目的として実現を目指したものです。完全無料化へ一度に取り組むことは非常に難しいということから、段階的な補助を行っていく方針をとり、議会の御理解を経て、平成28年度から児童・生徒の1人当たり月1,000円の補助に踏み切ったところでございます。

その後、段階的な補助について、どういった段階の踏み方があるのか、例えばデザートや副食など食品を特定してへの補助、多子家庭への補助、低額の補助なども検討してまいりましたが、やはり財源の確保というのが最大最終のハードルであり、本議会でも御指摘をいただいたように事業の継続性については、半永久的なものとして将来予測をも視野に入れながら、2段階、3段階と踏み切るとは非常に困難な状況でございました。

事業の選択と集中を行いながら、歳入と歳出の総合的な調整とバランスの中で、各種事業費を捻出することが大前提でございますので、公約であっても1つの施策が突出することで、財政が逼迫するようなことは避けなければならないと、今期の給食の段階的な補助については断念をしたところでございます。

給食費の無料化に期待を寄せていただいた市民の皆様、関係の皆様には心からおわびを申し上げ、今後の取り扱いについては積み残した政策課題として改めて検証してまいりたいと存じます。

ここで、少し学校給食に対する思いをお話させていただきたく存じます。もともと学校給食のルーツは、1954年、日米相互防衛援助協定によって、米国の余剰小麦を受け入れた政府が、それを販売、その販売代金が戦後の経済復興に充てられ、学校給食のパンは、この小麦粉からつくられたと言われていています。藤原辰史著書「給食の歴史」によれば、1960年代、凶作と貧困にあえぐ農村の欠食児童の存在が民間の援助を呼び、そのいきさつを報じた新聞

記事が政府を動かし、給食のための予算が支出されたと書かれています。小学校単位で行われていた学校給食は、その後、共同調理場方式へ移行、そして今、最新の設備を備えたセンター方式による運営により、子供たちへ安全・安心な給食が届けられていることは周知の事実であり、教育現場において、学校給食は確固たる位置を占めていると言っても過言ではないと思います。

さきの藤原辰史氏は、「給食を教育の一環ではなく中心へ」と著書の中で提言しています。そして、「国の貧困対策として始まった学校給食は、全ての子供にとって広い意味での社会保障としての給食の可能性を秘める」と述べていますが、私も、この考え方に近いものがあり、4年前の公約では保護者の経済的負担の軽減としての考えを前面に出させていたものの根底には、義務教育の平等性に光を当てたかったという気持ちもあったわけでございます。

一方、ことし予定をされている消費増税が福祉等の財源に充当されるということを踏まえ、現行の学校給食法の枠組みで難しい部分もありますが、国策として全ての子供たちへの広い意味での社会保障として給食費の無料化への取り組みを求めていくことも1つの選択肢ではないかと考えております。

今後、皆様の御意見等も伺いながら広い視野をもって、さまざまな方向から検討する必要性を感じている次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長ありがとうございました。今、市長答弁の中で断念というお言葉がありました。大変市長御自身も何と言いますか、無念さがあるかと思うんです。しかし、これは思い切った言葉で断念ということをお願いいたしました。

私は、この4年間を総括して、この判断というのは、私はよかったと思いますよ。御本人は、いろいろ思いもあるかもしれませんが、といたしますのが、御存じのとおり国は今回、保育料の無償化というのを打ち出しました。しかし、食料費は実費なんですよ、ここは家庭負担させるわけなんですよ。それは、どういった意味か私はわかりません。さっきおっしゃったように社会保障を考えるなら全部無料化してほしいんですけど、どういうわけか保育料は無償化になるんですけど、食事は実費ということで打ち出してきているんですね。

こういったことを考えますと、果たして給食費無料化がいいのかということは、私もいまだかつて疑問です。給食費無料化というのは、国がですね、さっきおっしゃったように、私は社会保障として国がすべきものであって、財政力の弱い各地方自治体で行う事業なのか、私はしっかり検討すべきだと思います。私も、このことについて4年前、市長と議論しましたときに、私は、我が子の衣・食・住は親がするものという考えにかわりはなく、例えば仮に実施するとしても、財政力を考え、身の丈に合った内容を考えるべきではないかと私は思

います。

再度申しますけど、やはり最終的には国がやるべきであって、この給食費無料化とか医療費の無料化を選挙の1つの策に持っていくのは間違っているというふうに私は思いますので、このことは今後ぜひ議会において議論を深めて、国に訴えるかどうかは、よろしく願いしたいと思います。

次に、財政問題についてお尋ねします。財政課におかれては、日ごろから健全財政、財政規律の維持に懸命に取り組まれていることに敬意を表するところです。人吉市は小さな町であり、健全財政を持続していくことは、大変な労力を要するものではないかと察しています。まず施政方針の中で、今年度の当初予算は骨格予算であること、また財政調整基金から2億6,000万円繰り入れを行っていること、今後も厳しい財政運営になることを述べておられます。

そこで、平成31年度当初予算編成については、非常に厳しい状況であったのではないかと思います。どのような点に気をかけられたのか、また各部、各課へは、どのような指示をされたのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

まず、平成31年度当初予算の編成方針でございますが、平成31年4月が改選期ということもあり、平成31年度当初予算につきましては、骨格予算として編成をさせていただいているところでございます。

基本的な方針といたしましては、これまでの継続事業、また緊急やむを得ない事業についてのみ予算計上をさせていただいており、新規事業等につきましては、今後6月補正予算以降に肉づけをしてまいりたいと存じております。

しかしながら、安定した市民生活に不可欠な社会保障関連経費につきましては、今後の補正ということができませんので、必要な予算を計上させていただいております。

平成31年度当初予算編成に当たり、どのような点を重視したかということでございますが、やはり平成28年熊本地震の発災以来、市民の安全・安心が全ての政策、施策の基盤でございます。防災対策施策を中心に据え、予算計上をさせていただいたところでございます。特に複数年、大きな財源が必要となります新市庁舎建設事業につきましては、現時点で入札不落の状況にございますが、最優先すべきものとして予算計上をさせていただいているところでございます。そのほかにも市民の皆様が日常の暮らしの中で、困っておられること、市に求められていることを大事にしながら、今回の予算編成を行ったところでございます。

また、各部各課に対して、どのような指示をしたのかということでございますが、議員も申されましたように、基金を取り崩さなければ編成ができないといった非常に厳しい財政状況でございますので、従来の事業を単に継続するのではなく、事業の目的、効果を十分に検証した上で事業の優先順位をつけ、ときには所期の目的を達した事業については、事業の

縮小、廃止を含め検討をするよう指示をいたしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。私が察するには、昨年の予算説明会で予算編成方針、要領を職員に説明され、年明けに国の地方財政計画が明らかになり、予算編成の方向性が確認され、査定となっていくのかなというふうに私は思っているわけです。

ここに予算編成方針、それから予算編成要領を財政課からいただき拝見したわけですが、この中にも、平成31年度予算編成は大変厳しいとの表現がいくつもあります。

特に気になる点としまして、本市の財政状況と今後の見通しのところでした。その1つが、本市の大きなウェイトを占める地方交付税ですが、国の平成31年度総額が前年比0.5%の減になる見通しから、地方交付税の伸びは期待できないこと。2つ目として、ここ数年、財源不足を財政調整基金、減債基金で補う状況が続いており、このまま続いたら1年ないし2年後には、基金枯渇が心配されること。3点目として、そのような状況に陥った場合、どのような影響、そして対応策が考えられるか気になるところです。

そこで、地方交付税、市税の今年度の財源確保の見通し、平成26年度末から今年度までの財政調整基金、減債基金の残高推移と本年度の見通し、事業が受ける影響について、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、財政調整基金、減債基金のここ5年間での推移でございますが、財政調整基金におきましては、平成26年度末において、約7億2,600万円であったものが、平成30年度末、これは見込みでございますが、約2億7,700万円と、約4億5,000万円減少を、また減債基金におきましては、平成26年度末において、約6億8,500万円であったものが、平成30年度末見込みとして、約2億8,500万円と、約4億円減少している現状でございます。

また、歳入における市税、地方交付税、普通交付税ですけれども、今後の見通しをどう捉えているのかということでございますが、市税につきましては、景気の動向についても影響はあるものと存じますが、固定資産税が3年に一度の評価替えにより減少いたしますことから、減少となることが見込まれるところでございます。

また、地方交付税、普通交付税につきましては、平成31年度地方財政計画が明らかとなり、交付税総額は前年比1.1%の増となる見込みのようでございますが、普通交付税の算定基礎には人口が多く使われており、5年に一度の国勢調査による人口が基礎数値となりますことを考えますと、これはまた今後、減少するのではないかと危惧をしているところでございます。

このように歳入全体の減少傾向が見込まれる中では、やはり自主財源の根幹をなす、市税等をしっかりと確保していくこと、また市税のほかにも保育料や市営住宅使用料といった

ものを滞納なく確保していくことは、基本的なスタンスであり、地道に取り組むべき課題であるものと存じております。

また昨年から好調をキープしておりますふるさと納税は、自主財源確保の方策であり、本市財政にとって極めて重要なことであると存じております。

歳出面におきましては、事業をどう選択していくのかということが非常に重要であり、そのためにも実施計画、中期財政計画において、しっかりと位置づけをしていく身の丈にあった歳入歳出予算としていかなければならないものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今答弁をお聞きしますと、財政調整基金が7億2,000万円から平成30年度は2億7,000万円に減少すると、すごい落ち込みですね。4億5,000万円も減少するわけなんです。減債基金にいたっても、6億円が2億8,000万円、4億円ぐらい落ち込むわけなんです。この間に、結局また再度繰り入れを行ってないんですよね、ずっと繰り出しだけで。減債基金は別に問題ないかもしれませんが、財政調整基金というのは、やはり使ったのは、ある程度補っていかなくちゃ底をつくと思うんですよ。特にきょうの答弁を聞いても、これ2億7,000万円ですと、仮に来年社会保障に打ち込んだらゼロですよ。まさしく厳しい状況にあることを私は再認識するところです。

財政調整基金などを取り崩しての予算編成では、基金自体も目減りしてきていると感じます。社会保障費など、毎年右肩上がりな厳しい状況にあることも十分理解しますが、扶助費や補助費などが高い状況にあります。

大変厳しく難題であるかとは考えますが、今後、補助費などについては、しっかりと議論を深めていく必要があると思います。このことについては、どのようにお考えなのか、また別の見識から人吉市定員適正化の取り組みと、成果などについては、検証結果の報告を職員の皆様にはされているのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。少し長くなりますが、御了承を賜りたいと存じます。

議員が申されましたように類似団体と比較いたしましても、扶助費や補助費等については、非常に高い割合となっていることは認識をいたしており、この点については、何とか改善を図らなければならないものと存じております。

私どもといたしましても、扶助費の増が一番の課題として捉えているところでございます。まず社会保障費に関する国の現状について少し述べさせていただきますと、厚生労働省の人口動態推計によると、現在630万人いる団塊の世代が、75歳以上の後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上になる、いわゆる2025年問題、さらには団塊の世代の子供の多くが高齢者になる2040年になると、高齢者はピークになり、社会保障給付費は約190兆円に

達し、税負担を30兆円以上ふやすことが必要となるという予測がなされております。社会保障費の増大に伴う財政危機を避けるためには、今でも国家予算の3分の1を占める社会保障費の抑制が不可欠となっており、このことは地方自治体にも同じようなことが言えると存じております。

ただし、政府が発表いたしました2019年度以降の経済財政運営の指針とも言われる「骨太の方針」では、社会保障を歳出改革の重点分野と位置づけたものの、歳出抑制に向けた数値目標は見送られるなど、明確な方針が打ち出せていない状況にあるようでございます。

これまで述べましたように、国が抱える問題が、そのまま自治体にスライドしていくのは当然の流れであり、これに対し、歳出抑制に向けた適切な方策を持ち合わせていないのが現実で、1,700近くある地方自治体も同じ状況下にあるということは言うまでもございません。

先ほど具体的な案を持ち合わせていないと申しましたけれども、それでも社会保障を安定化させるための原理原則は、ただ1つ、それは給付と負担のバランスをどう図っていくのか、このことは最も重要なことであり、重要なこととして、そのバランスが崩れないかをしっかり議論することから、まず始めなければならないと存じております。

そこで、本市における扶助費でございますが、10年前と比較いたしますと一般財源といたしまして、約5億7,000万円の増となっております。要因といたしましては、12月議会の笹山議員の御質問でもお答えをさせていただいておりますが、2022年、これは平成24年策定されました障害者総合支援法に伴う、自立支援に要する経費や都市部における保育の受け皿づくりとして制度化された認定こども園制度に伴う経費の増が挙げられるところでございます。

扶助費についての改善といたしましては、児童福祉費において保育単価における国基準と実際の徴収基準の差を縮小していくことが一番重要な課題であり、国基準までは困難なものと存じますが、市の超過負担の上限を設定し、その時々における保育料改定に取り組む必要があるものと存じております。

また補助費等につきましては、一部事務組合等への負担金などが主なものでございまして、一部事務組合への負担金については、10年前と比較いたしますと、一般財源といたしまして約1億円の減となっております。要因といたしましては、クリーンプラザ建設に対する起債償還が終了していることから減となってきておりますが、施設の維持管理等を考えますと、今後また増加に転じることもあり得るところでございます。

補助費等につきましては、人吉球磨で取り組む事業、ごみ処理等業務、消防業務、交通政策などについての負担のあり方について難しい課題ではございますが、長期的な視点に立って人吉球磨圏域での議論を深めていかなければならないものと存じております。

扶助費、補助費等に限らず、全ての事業において実施計画、中期財政計画の中で事業の

選択を行っていくことが非常に重要であると認識をしているところでございます。

次に、定員適正化計画でございますが、現在の第三次定員適正化計画は、平成24年度から平成31年度までの8年間を計画期間として、職員の適正な定員管理を図ることを目的として作成されたものでございます。職員の適正な定員管理は、行政サービスの質を高めながら、持続可能な財政運営を行うために不可欠なものであると認識をしておるところでございます。

計画の数値目標といたしましては、平成23年4月1日現在の教育長を含む職員数342名を8年間で26名、7.6%削減し、目標年度である平成32年4月1日現在における職員数を316名としているものでございます。

計画の進捗状況でございますが、まず前期計画の4年間につきましては、計画に対する実績値の数値に各年度で増減はあるものの前期計画の最終年度である平成27年4月1日現在と比較いたしますと、計画の職員数334名に対し、実績値の職員数が334名でございます。この時点におきましては、数値的には計画どおり進んでいると言えるかと存じます。

しかしながら、近年におきましては、東日本大震災や熊本地震など、大規模災害被災地への職員の応援派遣を初め、スマートインターチェンジ整備事業や新市庁舎建設、日本遺産指定関係の広域観光施策対応などといった当地域独自の新規事業、またマイナンバー制度や、ふるさと納税、子育て世代包括支援センター設置など、国の施策、制度等に対応するための業務量の増大など、当初の定員適正化計画では想定されていなかったようなさまざまな業務量の増大が見られており、これに対応すべく適正な人員の配置を行った結果、本年4月1日現在におきましては、計画の職員数323名に対し、実績値の職員数は341名で、数値的には18名オーバーという状況になります。ただ、この18名の中には、育児休業取得中の職員と、その代替任期付職員がダブルカウントされておりますし、一時的な業務量増大に伴い、任期を限定して任用しております任期付職員も含まれておりますことから、任期満了後は、その分減員となりますので、必ずしも18名オーバーな状況にあるとは判断しづらい状況でもございます。

いずれにいたしましても、社会経済情勢が刻々と変化していく中で、その時々々のニーズに応えながら、良質な住民サービスを提供するための適切な職員配置については、本計画の基本方針の1つにもうたっております。公務員制度改正などの変化に対応した柔軟な計画の見直しを適宜行っていくこととしておりますことから、まずは住民サービスの低下を招かないことを基本としつつ、今後におきましても民間委託やICT等の活用も視野に入れながら、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと存じております。

また、定員適正化計画の取り組みに対する職員への周知についての御質問でございますが、策定時におきまして、職員組合への説明を行っておりますほか、機会を捉えて厳しい財政状況の中、限りある職員で良質なサービスを提供していく必要があることにつきまして、職員に説明を行ってまいっているところでございます。今後も引き続き説明を行っていくこ

とが重要であると考えております。

長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、大変長く説明いただきましたので、2つに分けたらよかったなと思っておりますけれども、どれから聞いていいかわからなくなってしまったんですけど、扶助費が10年前からすると、5億幾らに上がってしまっているということで、また補助費ではクリーンプラザの償還が終わったから1億円ぐらい浮いているんだけど、しかし将来的には、また負担増になるということですね。

適正化については、取り組んでもらっていますけれども、現段階では若干の職員増になっているということのようです。

私、それを聞いたときに、やはり恒常的に財源不足が生じていると感じるわけです。それがどういった原因なのか、私もちょっとわからないんですけども、例えば、一般家庭に置きかえてみますと、一般家庭ですよ、給与だけでは毎月不足して赤字であって、ボーナスがあるということで、何とかやりくりをしてきたとしても限界があるわけです。やりくりができなくなった場合、即、生活の切り詰めですね、食事の節約、サンマを2人で1匹にするとか、外食を控える、小遣いを減らすなどしなくてはなりません。

答弁をお聞きしましても、数年前から今回の財政状況になっていくことは、私が思うには、多分大方予測できていたのではないかと思います。そこで毎年の実施計画と財政計画については、どのように取り組まれてきたのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

このことは、実施計画、中期財政計画の精度を上げるために、平成28年度から企画課、財政課と連携を図り、平成29年度からは契約管財課の公共施設等総合管理計画とも連携を図り進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、4月に関係各課、企画課、財政課、契約管財課において事前協議を行い、5月に各課に向けた説明会を開催し、7月中旬までに実施計画、事務事業シート提出を求め、8月から9月にかけて各課とのヒアリングを行い、事業と財源との調整を行った上で、11月末までに行政経営会議にて審議をしていただき、中期財政計画については、これまで12月の全員協議会において説明をさせていただいている状況でございます。

なお、この内容につきましては、毎年同様の作業を繰り返し実施してきており、今後もローリングにより実施計画、中期財政計画、さらには公共施設等総合管理計画個別計画の連携もあわせて図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 答弁で実施計画、中期財政計画の精度を上げるために企画課、財政課

と連携し、契約管財課の公共施設等総合管理計画とも連携を図っていくということですので、ぜひしっかりとお願いしたいと思います。

ちょっとここで少し視点を変えますが、私がどうしても気になりますので、ここでお尋ねさせていただきます。それは何かといいますと、新市庁舎完成後のランニングコストについて、年間予定金額はどのぐらいを想定されているのか、まずお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

市庁舎建設後のランニングコストにつきましては、現時点において明確な数値をお示しすることは難しい状況でございますが、先ほど平田議員の御質問の中でもお答えをさせていただいているところでございますが、あらゆる面からの検討を重ね、水道光熱水費も含め、新市庁舎に係る維持管理に関しましては、できる限り抑える工面を図ってまいりたいと存じております。

特に現在、公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定を進めていく段階にありますことから、新市庁舎個別の維持管理削減を検討するものではなく、人吉市が所有する他の行政施設の長寿命化を図りながら、用途の転用や集約、集積を推進し、全体的な管理施設を少なくしながら、維持管理費の削減を講じていく必要があるものと存じております。

少子高齢化社会、人口減少が進む本市におきまして、将来行政施設の縮小を図る際は、環境への負荷が少なく、維持管理に配慮され、高性能で修繕工事や長寿命化工事の少ない新しい建物に修繕工事や長寿命化工事、水道光熱水費などの維持管理費に費用がかかる既存施設を順次機能移転し、新市庁舎1カ所に集約、集積を図りながら用途がなくなった既存の建物は解体撤去し、その土地については処分をしていくといったサイクルを構築していくことが、より経済的で費用対効果が高まるものと現在考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 現段階では、そのランニングコストがまだわからないということなんですけど、私は大体予測できているんじゃないかなと思って、ちょっとお尋ねしてみたんですけど、ネットなんかで他の例を見ますと、結局ランニングコストにも財政調整基金が充てられていることはわかります。

本市の場合、財政調整基金の残高が、先ほど2億7,700万円と伺いました。今後も社会保障費が増加していく中、このままでいきますと、二、三年後には枯渇してしまうこととなります。先ほど正確なランニングコストは示されませんでしたので、あくまで仮ということで、例えば、ランニングコストが年間9,000万円かかった場合、その支払いについては、どのような対策を考えておられるか。

また仮に、今度、新庁舎をつくりましますけど、60年後、市庁舎建てかえの場合、50億円かかるとして、毎年1億円の積み立てが必要であり、さらにランニングコストの9,000万円を

考えますと、おおよそ毎年2億円が必要になってきます。ところが、ここ数年、財政調整基金は繰り出すだけで補填できずに現在に至っています。

さらに2040年、人口問題では人吉市の人口は2万3,000人の予測が出ています。人口減に並行して税収の減、交付税の減が現実のものとなります。そのような中、今後、将来に向けた積み立てについては、どのように策を考えておられるのか、もし何か策がありましたらお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、社会保障費の扶助費が増嵩する中では、基金を積み増していくことは、非常に厳しい状況であるものと存じております。

先ほど答弁いたしました歳入の確保策、滞納繰越分の徹底や、積極的なふるさと納税の確保、また歳出における事業の徹底した見直し等により健全財政を維持していくこと、少しでも基金への戻し入れに努めなければならないとの思いを強くしているところでございます。

維持管理費、ランニングコストについては、非常にこれは頭の痛い問題でございましてけれども、例えば、先ほど申しましたように、なるべく省エネの構造で整備するといったしましても、やはり管理運営を民間に委託するとか、そういったことも踏まえながら、なるべく維持管理が庁舎以外の全体の公共施設の総合管理計画を踏まえながら、ランニングコストを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 答弁いただきましたけれども、やはり市民の皆さんは、どういった思いでいらっしゃるかと思えば、新市庁舎は絶対ありがたいなと、防災で安全な施設をつくってもらいたいなという気持ちがある。ところが、つくってしまった後、毎年の維持費は幾らかかるんだろうかという、この心配があるんですよ。そのお金は、どこから出てくるんだろうかということなんですね。確かに毎年毎年予算はつくっていかれます。でも現金がなかったら大変なんですよ。後で私、ちょっと自分のことを述べますけど、やはり絵に描いた餅だけじゃなくて、実際の現金がないと大変だということがありますので、本当に、ここは慎重に取り組んでいただかないと厳しい財政状況になると思います。

私は、財政調整基金、今、確か減っておりますけど、すぐすぐ返すのは無理でしょう。例えば、1億、2億円返すのは。それでもできる範囲で返して行って、少しでも残していくという工面を私はしていただきたいなというふうに思います。

そこで、市長にお伺いしますが、「今回の当初予算は骨格予算である」と述べておられます。6月、9月で本格的な予算編成になると思います。ただ気になりますのが、年間経費を賄う予算を組むことができるのか不安を持っています。

年間経費については、ある程度把握されているとは思いますが、歳入に関しては不透明

である中、新市庁舎建設、スマートインターチェンジ事業、街路事業などの大規模事業もあるかと思えます。これらの財政運営の中で、歳入歳出面の対策について、また新市庁舎建設事業で、業者への中間払いなどの財源確保について、現時点で想定できる対応策をお尋ねします。

また、今回お聞きした中で、どうしても厳しい財政運営になることは明らかでありますので、ならば本気で人吉球磨の負担のあり方、見直しなどについても考えていく必要があると思えますが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず今後の予算編成についてでございますが、先ほど総務部長が申しあげましたように、平成31年4月は改選期ということもあり、骨格予算での編成をいたしておりますので、今後の補正予算において肉づけをしてまいりたいと存じます。

厳しい財政状況下ということで、6月補正、9月補正が組めるのかという御心配でございますが、現時点では繰越金や普通交付税が確定しておりませんが、状況を見定めながら、しっかりと財政調整を図り、必要なものにつきましては精査の上、補正予算にて編成をするべきだというふうに存じます。

市庁舎建設事業に関しましては、今議会一般質問において御質問いただいているところですが、現在入札不落ということで、非常に心苦しく思っているところでございますが、まずは本体着工にこぎつけることが一番の命題ではございますが、できるだけ有利な財政措置のある一般単独災害復旧事業債を活用し、財政負担が大きくなるよう取り組んでまいり所存でございますし、支払いに関しましても、起債の借り入れ時期など適正に判断し、支障の生じることがないように努めてまいりたいと存じます。

また、議員からのもう1つの御質問でございます人吉球磨地域における負担のあり方については、私自身も議員時代から執行部の説明を受けるたびに何とかならないものかと感じておりましたが、市長就任後は人吉球磨一体となって取り組む側の立場となり、特に中心市として施策を進めていく中で、より一層負担のあり方については、なんとか見直しができないものかとの思いを強くしたところでございます。

これまでも歴代の首長にて大いに議論がなされてきたものとは存じておりますが、人吉市と球磨郡という意識が強く、この大きな壁を崩していくことは、容易ではないものとは存じますが、新しい時代を迎えるとともに、そのような意識も変えていかなければならない中心市の首長として、リーダーシップを発揮していかなければならないものと存じております。

特に現在、人吉球磨の観光について一体的に取り組んでいこうとする機運が高まっているところであり、これも1つのきっかけとして、人吉球磨は1つとしての議論ができるのではないかと期待をしているところでございます。確かに人吉市を含め、10の市町村の中で議論を行うわけでございますので、負担のあり方、見直しにつきましては非常に高いハードル

とは考えておりますが、今後の厳しい財政状況を考えますと、中長期的な視点に立ちながらも、議論を続けていくことが大切なことであり、人吉球磨圏域の首長などの意識変化へつなげていくことができるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、財政調整基金など市の預貯金が枯渇するのではないかと心配しましたので質問させていただきました。

毎年度の決算特別委員会におきましても、監査委員の報告の中で、毎年のように財政状況を正確に把握・分析し、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出の抑制と、重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行うよう要望されるなど、危機的状況にあることを述べておられます。

職員の皆様も、現在の財政状況には不安に思われている方もおられるのではないかと思っております。

私のことではありますが、小さい会社を経営しておりました時期、売り上げはあっても、その大半が2カ月、3カ月、あるいは6カ月後など、代金後払いでした。しかし、仕入先には待たなしで支払いをしなくてはなりません。そこで最も大切なことが資金ショートしないように金策に走り回っていたことを思い出します。情けないことに毎月月末は、金策のことで頭がいっぱいでした。民間企業は業績がよく将来性などが見込まれるなら金融機関からの融資という手段があります。

地方公共団体の場合、私がお聞きしたところでは、経常的な経費での借入れなどはないと聞いております。私が述べるまでもないかと思いますが、私も経験しましたキャッシュフローには十分に気をつけられ、市民生活に影響が及ばないよう全力を尽くしていただきますことをお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 5 時 40 分 休憩

午後 5 時 51 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） それでは、次に小学校部活動社会体育移行についてをお尋ねします。

これまでの経緯については、幾度となく説明を受けていますので、理解し、さきに行いました市議会議会報告会の場においても述べさせていただいたところです。

県教育委員会が策定しました「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」により、社会体育へ移行する方向性となっていくこととなります。

そこで、人吉市社会教育課も、その方針に沿うために昨年11月から、ことし2月まで試行期間として市内小学校において実施されたと思いますが、実施の成果及び各小学校の実施状況、そして、どのような課題が見えてきたのかお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

まずは、今回の試行実施に際しまして、御理解と御協力を賜りました検討委員会の皆様、指導を引き受けていただきましたNPO法人人吉市体育協会、あしきた青少年の家、小学校児童の保護者の皆様、そして議員各位に、この場をおかりしまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。少しお時間をいただきますが、質問にお答えさせていただきます。

まず、実施状況でございますが、昨年11月13日から今年の2月28日まで、市内小学校6校におきまして、小学校3年生から5年生の児童を対象に各小学校10回の開催予定で、社会体育の試行を実施したところでございます。途中インフルエンザの流行により、人吉東小学校の4回目が1回中止となり、計9回の開催となりましたが、その他の小学校5校におきましては、中止もなく計10回予定どおり開催ができたところでございます。

参加率でございますが、小学校3年生から5年生の児童の対象者879人中、最終的な申込者は236名で、申込率は26.85%でございました。3割をちょっと切ったところでございます。

また、参加申し込み児童が実際にどれだけ参加をしたかということですが、今回の試行期間の日程については、現在の部活動と並行しての実施となることから、その部活動の空き日に設定するなど、できるだけ多くの児童が参加できるよう配慮いたしましたが、特に水曜日などは、放課後パワーアップ教室との重複等もあり、全10回の平均参加率は約71%となったところでございます。

指導者につきましては、NPO法人人吉市体育協会からのコーディネーター1名、指導研修者2名、あしきた青少年の家から指導者2名、本市社会教育課から1名を各学校に派遣し、児童の健康状態の確認後に、レクリエーションスポーツなどを通して、体を操作する運動、素早く走る運動、よける運動といった総合的な運動の指導を行ったところでございます。

また、保護者によるサポーターも——見守りのサポーターでございますけれども、6校で32名御登録をいただいたところでございます。児童等のけが等につきましては、1名の児童が活動中に手の指の骨を折るけがをいたしましたが、現在では完治し、その後は元気に復帰したところでございます。

こうした試行の状況につきましては、全てコーディネーターと指導者による明確な指導案に基づき実施しておりまして、小学校運動部活動検討委員会の中におきましても、コーディネーターから指導案と活動記録を毎回御報告いただき、委員の皆様にも御確認をいただいております。

次に、成果と課題でございますが、去る2月28日の木曜日に開催されました小学校運動

部活動の検討委員会におきまして、協議・検証をさせていただきました。コーディネーターの総合的な見地からは、特に大きな問題もなく、順調に推移したことが報告をされました。何よりも参加児童が楽しく、元気に活動してくれたことが一番の成果ではなかったかと総括をされたところでございます。

児童たちの感想といたしましても、「楽しかった」という声が多く聞かれたとの報告もあつているところでございます。背景としましては、放課後それぞれの小学校での開催であり、安心して参加していただいたものだというふうに考えております。

課題という点につきましては、重要な課題でございました4月以降の指導者でございしますが、この件につきましては、検討委員会の冒頭で、教育長のほうからNPO法人吉市体育協会に試行に継続して御指導をいただくことの内諾を得た旨の報告をさせていただきましたところでございます。

実施内容等につきましては、計画的な指導案に基づいて実施されたこと、活動終了後、気づいた点などの確認が指導者間で共有されたこと、出欠確認等におきましても各小学校に御配慮、御協力をいただいたことで、特に大きな問題もなかったわけでございますが、4月からの本格移行に向けまして、改めまして児童の出欠確認の方法についての学校、保護者との連携や服装等における学校での約束事——これは反射板のたすきとかをちゃんとして帰るとか、体操着で帰らないように、ちゃんと着替えて帰るとか、そういった約束事を社会体育指導時においても徹底させること、中止等の緊急時の児童への連絡体制の構築、学校の下校時間が早まったときの取り扱いや対応、申し込みの時の注意点などについて確認をさせていただいたところでございます。

コーディネーターからも、今後の活動内容について器械体操、あるいは球技、持久走など、学校の年間活動にあわせるような活動にも取り組む構想についても紹介があったところでございました。

なお、本年の4月以降につきましては、3月末までに（仮称）人吉市小学校社会体育運営委員会を組織し、今後の運営管理等を行っていく予定とされているところでございます。

また、文化系の部活動につきましては、検討を進めてまいりましたが、やはり指導者確保が大きな課題であり、新たな検討組織においても、来年度以降引き続き検討してまいることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今報告いただきましたけれども、試行期間にしては順調にいったということですね。何よりも参加児童が楽しく元気に活動してくれたことが一番大きな成果ではなかったかということと、私もちょっと課題ではないかなと思ったんですけど、指導者が結構内諾を得ているということで、少し安心しているところなんです。

しかしながら、文化系では、やはり指導者の問題が、まだまだ解決できないのかなという段階だと思うんですね。私が古い人間なもので、どうしても学校での部活動というのが頭から離れないんですね。切りかえなくちゃいけないんでしょうけど、どうしても学校で部活動するというのが強く残ってしまってるもんですから、切りかえがなかなか難しいと、もう年齢も増してるもんですから。

そこで、放課後各学校内の施設等を利用して行う総合的な運動については、活動施設の確保の問題や、現在決定していませんが、参加費についても多額の費用が発生することにはならないものと考えます。

しかし、それとは逆に、民間クラブチームに通う児童たちは、一定の参加料が必要になります。チームとしては活動施設の確保の課題が起きてくるものと考えます。現在でも各種クラブチームとの施設使用、社会人使用、各町内会、老人会などの各種大会での会場使用など課題があるものと思います。そのような中で、市内の同じ児童が通うクラブチームに対して、経費の支援、グラウンド等会場の確保や使用料の減免など、利用しやすい環境づくりなどへの支援策については、どのように考えるのかお尋ねします。要は、社会体育移行するんだと、いろいろな総合スポーツする人は学校でしなさいと、しかし民間のクラブチームもどうぞとなってしまうんですけど、この子たちと民間クラブにいる子と一緒になんですよね、人吉市の子供たちなんです。でも、費用は違ってくるんですよ。それに対しては、教育委員会としては、どのような捉え方をしているかということですね、よろしく願いいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

取り組みの前提として、現在の運動部活動から移行する小学校社会体育は、全ての児童を対象にしているということであり、全てのスポーツに共通する身のこなしや運動機能、体幹等を高める意味での総合的な運動を行うもので、専門的な競技スポーツに参加している児童たちにも積極的に参加をしてもらいたいと考えております。

また一方で、スポーツをする子供と、その機会を失う子供の2極化を避けるためのセーフティーネット的な部分でもありますので、過度なサービスの提供ではなく、最低のラインで制度設計を行ってきたことを御理解いただきたいと存じます。

民間クラブの子供たちへの支援ということについては、市のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの人吉市カルヴァーリョ・ラッソ等には、当然市としてかかわっておりますが、これを組織する個別の競技団体も含めまして、現在のところ一般の民間個別クラブチームに対し、特別な財政支援や施設利用に係る支援を行っている状況にはありません。

本市のスポーツ全体を取り巻く状況は、老朽化した施設等の維持管理を初め、改修や設備の更新など、今後多大な経費が必要であり、また議員御指摘のようなスポーツ団体へのかかわりといったスポーツの振興、昨日も話が出ておりましたけれども、生涯スポーツへの取り組み等、多くの課題がございます。そうした面に配慮しながら、現在さまざまな取り組み

を行っているというのが実情でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

御質問の競技スポーツに関してでございますが、特にアスリートを目指すスポーツ少年、少女たちへの支援という点では、念願であった人吉市スポーツ振興事業基金を市とNPO法人人吉市体育協会におきまして、平成29年度に創設し、その拡充ということについても、必要に応じて人吉市体育協会と、さらに検討・利活用の推進をしてまいりたいと存じます。

また、会場や予約等の利用しやすい環境づくりについては、民間クラブを含め、さまざまな利用団体との絡みもございますので、予約システム等の構築など、今後も利用しやすい態勢づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今の答弁の中で、特別な支援策はないと、もちろん個別の支援もないということなのですが、全く教育委員会が全部切り離して、もう学校はしめんと、各個人でやってくださいというんだったら僕はいいいんです。ところが、人吉市内の子供たち、学校で総合型スポーツをしますよと。例えば、サッカーをしたいとか、野球をしたいとかいう子供たちは、自分で行きなさいといったときに、学校である場合は、月1,000円ぐらいでいいかもしれません。こっちに行ったら、ひよつとしたら5,000円、6,000円かかるかもしれません。また、指導者は会場も考えなくちゃならない。お金がかかるんですよ。それが同じ人吉市の子供たちなんです。でも、これって結局、教育委員会というか、スポーツ庁というか、文部科学省が決めたわけなんです。当然、ある程度支援策は考えていいんじゃないかというのが私の考えです。自発的に行くのと、しかし、制度がかわったから行かなくちゃいけないとなってくるわけです。今まで学校でできたものが、できなくなったということを思ったときに、今の方法でいいんですかというのが私の思いです。

ですから、支援策がありませんじゃなくて、最初言いました、やはり民間クラブチームでするときは、例えば減免措置とか、例えば使いやすくするとか、そういった対応は考えてあげたほうがいいんじゃないですか。そうしないと、子供たちは、結構それだけやりたいのに場所がない、場所が確保できない。そういったことが起きておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

今の質問と似たようなことですが、小学校部活動社会体育移行になっていくことにより、現在も活動されておられる民間のクラブチームも、受け皿の1つとなり、さらに新たなクラブチームが立ち上がることも期待できるかもしれません。その場合、現在のクラブチームを含めたところでの、市としてどのような支援策が考えられるのかお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

各クラブチームを新しくつくる場合や現在のクラブチームを市はどのような支援をするのか、費用面、会場確保面の支援は可能かとの御質問でございますが、市内の民間クラブチ

ームにつきましては、民間の企業の事業者さんの共催や支援などによるものも数多く存在し、競技力の向上はもとより、市全体のスポーツによる活性化に多大な貢献をいただいております、感謝を申し上げます。

民間クラブチーム設立時、あるいはクラブ運営自体への市のかかわり、あるいは支援ということでございますが、現在具体的なフローや想定はございませんので、事案によってケース・バイ・ケースになるかと存じます。

具体的な費用面の支援、活動場所の確保などについては、当該団体の状況や要請の趣旨、内容に照らして、どのようなことがどの程度できるのか、十分な研究・検証が必要になるかと存じますが、スポーツ振興に大きく関与するものでございますので、当初の相談から準備、あるいは新しいクラブであれば設立まで可能な部分というのは支援を行っていきける体制に向けて、あるいは支援策を今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 先ほどと一緒になんですけど、やはり今おっしゃっていただいたように、いろんな民間企業がバックアップして、支えてくれているということはよくわかります。

しかし、いざ会場を使うのは、やはり市の施設なんです。そういったところを使わないとできないのが人吉市の現状だと思います。人吉市の施設が充実しているかといえば、私は疑問を持っているんです。それだけ環境的に僕は整ってないと思うんです。それでもやっけていくとすれば、やはり何らかの形で市の応援というのは、私はぜひ考えていただきたいと。多分、今後要請があると思うんです、協力してほしいと。そういったときに、やはりできませんじゃなくて、何ができるかという方法を考えていただいたらありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次ですが、小学校部活動が社会体育として総合型にかわることにより民間のクラブチームに通う児童は、個別競技力について一定の技術を身につけ、中学校部活動に接続できますが、一方で初めての部活動経験となり、練習不足などによるけが、あるいは初体験のため力量の違いから、いじめなどが起こり得ることも考えられると思います。実際けがとか、そのような事例も起きておりますので、それを心配する声もお聞きしているところですが、教育委員会としては、どのような対応策が考えられるかお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

野球、サッカー、バレー、陸上競技といった種目競技ごとの小学校運動部活動から総合型の運動を行う、小学校社会体育へ移行することにより、中学校進学時、あるいは初めての子どもさんが行われることで、けがをしたり、中学校進学時に個別競技の競技力という点では、総体としては低下するのではないかという御心配があることは承知しております。

しかしながら、今回の社会体育につきましては、レクリエーションスポーツやアクティ

ブ・チャイルド・プログラムなど、遊びの要素も取り入れながらも、専門のコーディネーターや指導者による児童の総合的な身体機能や能力を高める取り組みであり、俗にゴールデンエイジ——運動能力にとって最も重要な9歳から11歳といわれる少年期の子供たちのスポーツライフのスタートとして、その後のスポーツの人生におけるけがの防止やさまざまな競技への適応力に大きくよい方向で影響するものと期待もしておりますし、それを1つの目標にもしたいと進めているものでございます。

また、4年生から6年生という違う年齢集団による活動等を通して、コミュニケーション能力を高め、思いやりの気持ちを醸成することにより、いじめ等、全体の防止にもつながてまいりたいと存じます。

熊本市を除き、県下一斉に移行するわけでございますが、初めての取り組みであり、議員も御指摘のように御懸念も理解するところではありますが、そういった点も含めまして、部活動検討会を受け継ぐ新たな組織として、先ほど申し上げました（仮称）人吉市小学校社会体育運営委員会での検証や、十分に情報共有等を図りながら状況によっては、柔軟かつ適切な対応をするなど、しっかり今後も取り組んでいきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 小学校部活動社会体育移行、中学校への接続の最後の質問ですが、今回のスポーツ庁、県の方針として方向性が大きく変わるわけです。私の考えは逆行するかもしれないですけど、必ずその方針に従わなくてはならないのか、中には児童・生徒は部活動に燃える子がいっぱいいるんですよ。変な言い方ですけど、俺は学校に行って楽しむんだと、野球が好きだとかいるんですよ。そういった児童・生徒の夢さえ潰してしまうことにもなるのではないかと僕は思いがあります。

例えば、よくおっしゃいますよね、家庭、学校連携とかですね、生徒と。でも部活がなくなります、先生は授業だけですよとなってきますよね。それで連携が図れるのかなて、部活を通して、生徒も先生とできてくるじゃないですか、信頼関係が、授業以外にもですね。そういったものが全部抜けてしまうわけなんです。そういった中で、これまで懸命に指導されてこられた先生方は、どのように受けとめられたのか、先生方の意向などは聞き取りはされたのかお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

平成27年3月に熊本県の方針が示され、平成30年度末をもって小学校部活動が廃止される、運動部活動が廃止されることは、教育界にとっても大きな衝撃でございました。

議員御指摘のとおり、これまで運動部活動に大きな情熱と愛情を注ぎ、子供たちのあふれる笑顔と共に多くの汗と涙を流してきた先生方を私も長く学校現場におりましたので、たくさん見てまいりました。と同時に、今議員がおっしゃったように部活動の果たす役割とい

うのも十分に理解しているつもりでございます。そのような中で、小学校運動部活動が廃止をされるという決定の第一報を聞いたときには、その瞬時に、それまで御指導していただいていた同僚、または後輩、部下だった先生方のことを思い浮かべると切ない気持ちになったのは正直な気持ちでございます。

それでは、先生方の意向の聞き取りは行ったのかという御質問でございますが、今回の移行に際しましては、学校内では十分に情報も共有されるし、学校内での協議等もあったとお聞きしておりますが、教育委員会や各小学校におきまして、教職員一人一人に対する聞き取りは行っておりません。

県の教育委員会におきましては、これまでの学校における小学校運動部活動の実態の把握や、さまざまな課題の指摘がある中で、平成25年度に外部有識者による検討委員会を設置され、平成26年2月末に運動部活動及びスポーツ活動のあり方についての提言があったところでございます。その後、これから大きく変化する社会の中で、地域の教育力を積極的に活用した社会体育への移行や社会体育との連携など、児童・生徒にとって安心・安定したスポーツ環境を確保するため、平成27年3月に児童・生徒の運動部活動及びスポーツ活動の基本方針が示されたところでございます。

本市におきましても、県の基本方針を踏まえ、小学校運動部活動の社会体育移行に関しては、なかなか私自身も頭の切りかえができなかった事実もございまして、地域や学校等を交えながら検討委員会で検討を重ねていただき、小学校運動部活動の社会体育移行の基本方針をお示しさせていただいたところでございまして、その後、先ほど説明がありましたように、試行を行うなど、現在に至ったところでございます。

教職員の働き方改革ということも、目的の1つではございますが、子供たちとの絆や信頼を部活動を通して、より一層深めている先生方がたくさんいることも事実でございますし、先ほど申しましたように、当初は複雑な思いもあり、また頭の切りかえもなかなかできない自分がいたことも確かでございます。

しかしながら、運動部活動につきましては、議員の皆様を初め、関係者の皆様方の御理解と御協力を得て、社会体育への移行ということで、前を向いて歩き出しております。

平成31年4月、来月より社会体育への完全な移行ということになりますので、その枠組みの中で、最善を尽くしていかなければならないと決意をしております。

部活動に一生懸命取り組んでいただいた先生方についても、勤務終了後に地元の地域活動として、また社会体育の指導者として従事していただくことは可能でございますので、活躍のステージはかわることになりますが、地域づくりの大きなマンパワーとして参画されることに期待をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 確かに、今教育長がおっしゃっていただいたように、切りかえなくちゃいけないということなんですけど、私もなかなか古いものですから、すぐすぐ切りかえができなくて申しわけなく思うんですけど、小学校もそうですけど、中学校もかわっていくんですよね、部活動自体がですね、時間が制限されてくるわけなんです。これも将来的にはかわってくるのかと思うんですね。そうしますときに私が思うのは、地方の子供というのは、スポーツ格差、これもまた出てくるのかなという気がするんです。都会というのは、小さい子でもいっぱい伸ばしてくれる施設があるわけなんです。地方は、今まで学校でやってもらっていた、学校で頑張っていた、それさえ制限されるなら、どうなるのかなと、スポーツ格差が出てきますよ。それだけじゃなくて、子供たちが、そこに自分の青春を燃やした場面が、だんだんだんだん薄れていく、ある学校の校長先生がおっしゃっていました。「できないことはないんですよ」と「先生をふやしてもらったらできますよ」という答えなんですね。そうだと思うんですけど、それは国はしない、やらないんですね。それをしてもらったらできるんですよ。

先ほど教育長がおっしゃったように、働き方改革だと思います。でもやっぱり熱血先生がいて指導したいという方がいらっしゃるわけですから、そういったところを考えたときには、私はできないことはないんじゃないかなという気持ちは持っております。

今回、文部科学省だったですか、学校にスマホの緩和を言い出しましたよね。あれって何なんですか、また先生に負担かけるじゃないですか。都会は必要かもしれません、電車とか、いろいろ乗るから。でもこちらの学校で必要ですか。私は、あれを聞いたときに、一体どこを目指しているんだと非常に不満たらたらでした。本当に都会で考えることと、地方に合うのかなということを私はもう少し考えてほしいなという思いがしております。このことは、いくら私が言っても、これは進めていかなくちゃいけないので、十分理解をしておりますけど、ちょっと自分自身悔しい思いを持っているところです。この件については、これで終わります。

次に、これまで幾度となく質問させていただきました、井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況について、御溝川治水対策として二次放水路・三次放水路の進捗状況についてお尋ねします。

1点目、井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業につきましては、私が初当選した年に事業着手になったものです。当時は経済建設常任委員会で現地視察を行い、地域振興局、担当部局より説明をいただき、上部から順次下流に向け工事を行っていくとの事業方針の説明を受けました。あれから8年が経過しましたが、事業に何の変化もなく、現在に至っています。諸事情、課題などあることは、当時から伺っていました。しかしながら、地域の皆様は、いつになったら工事が始まるのか、期待と不安を持って今か今かと待っておられます。

そこで、今日までの用地取得の進捗状況はどうなっているのか、交渉を行い進展しない

理由、今後の課題は何か改めてお尋ねします。あわせて住宅区域だけでも事業を進めていくことはできないのか、豪雨時、山からの泥水対策については、どのように考えておられるのか、今後、地権者との交渉が進まない場合、事業中止になることはないのか。

以上についてお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

まず、大塚議員を初めとして、議員の皆様におかれましては、過去の一般質問におきましても、治水・防災に関する点から井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業や、御溝川関連について、多くの御意見をいただきましたことに対しまして、深く感謝しております。

また、その際に御質問に明確にお答えができなかったこともございまして、まことに申しわけなく存じております。

今後におきましても、市民の皆様や議員の皆様の御意見を伺いながら、地域住民の安心・安全のために努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業の目的でございますが、この事業は急傾斜地である本地域が集中豪雨等により斜面の崩壊等の危険性が懸念されているため、崩壊防止対策を行うことを目的といたしております。事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局にお尋ねした範囲でお答えをさせていただきます。

井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業は、平成21年度から測量設計業務委託を行い、説明会などを経まして、平成23年度から一部工事を行っておりますが、現在も関係者への寄附同意をいただくため、引き続き交渉を続けているところでございます。

1つ目の用地取得状況につきましては、事業区域内の共有地について、寄附同意を進めておりますが、関係者が多数のため寄附同意に時間を要しているところでございます。今後とも人吉市の協力を得ながら、寄附同意を積極的に進めるとともに、工事着手に向け鋭意努力してまいります。

2点目の住宅区域から先行できないかにつきましては、登記手続が完了しました土地については、地元からの要望も踏まえまして、工事着手について検討してまいります。

3点目の山からの雨水の排水計画につきましては、県で整備を予定している急傾斜施設については、排水設備もあわせて計画しており、用地取得手続が完了しました土地について、順次進めてまいります。

4点目の事業中止の可能性につきましては、引き続き用地取得を推進し、取り組んでまいります、とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 事業が県であることは、十分、私は認識しておりますので、県からの答えということなんですが、私も何回か質問しましたが、結局これ、答えって一緒なん

ですよね、全然変わってないんです。

問題は、用地取得ができないと何もやりませんということなんです。全て用地取得になっているんですね。その用地取得に全然進みがないということは、いつになるんですかということなんです、これ。こちらからお願いしても、結局はパーセントも示されない、状況さえわからない、これはいくら市に言っても無意味ですから、言いませんけど、もう少し私は県のほうも親切、丁寧にやってほしいし、せめて地域の方に今どれくらいの状況であるということは、やはり県も伝えるべきじゃないですか、地元の不安と期待があるわけだから、それについては、県は、やはり親切、丁寧に。私じゃなくてもいいんですけど、せめて地元にはですね、私は、それは伝えるべきだと思いますよ。部長せつかくです、県のほうへ私はそう要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、御溝川二次放水路・三次放水路治水対策の進捗状況についてお尋ねします。まず、二次放水路についてですが、御溝川下流域の治水対策として計画された二次放水路は、これまで地権者、地域住民など、皆様のさまざまな思いがある中、二十数年の年月が経過しています。そのような中、昨年から再度、県から地権者、地域住民の皆様への説明が始まり事業が動き出したように受けとめています。必要性が高いことを認識しながらも、地権者、地域住民の皆様への受けとめ方、毎年浸水被害に遭われている御溝川下流域にお住まいの皆様への期待など考えますとき、さまざまな思いが浮かんできます。

そこで、現段階での二次放水路着工に向けた用地取得の状況、地域住民への転落防止などに対する安心・安全対策は考えておられるのか。工事期間中の通勤通学などの道路確保は、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

御溝川治水対策における二次放水路につきましても、事業主体が熊本県でございますので、球磨地域振興局にお尋ねした範囲でお答えをさせていただきます。

二次放水路は、平成14年度の事業開始から地元意見の集約調整を進め、平成27年8月から4度の地元説明会を経て、現在計画地の用地取得に向け順次交渉を行っております。

1点目の用地取得状況につきましては、多数の地権者様から御協力をいただき、事業地の大半を取得している状況でございます。

2点目の安心・安全対策につきましては、歩行者や車両の転落がないよう、必要に応じて防護策を設置する予定でございます。

3点目の工事期間中の対策につきましては、工事期間中における通行どめなどの生活道路への影響は、必要最小限になるように努めるとともに、工事車両等の出入りにつきましても、安全面には特に注意し、事故のないよう努めてまいります、とのことございました。

本市におきましても県と連携し、事業推進に向け努めるとともに地域住民の安心・安全のための申し入れを行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 次に、二次放水路のルートについてですが、私は2つの町内において地元説明会に参加いたしました。そのときに示されました二次放水路ルートで、実施されることになるのか、あとでちょっと出たんですけれども、見直しとか出たんですが、一部ルート見直しなどはないものと考えていいのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

最初示された二次放水路のルートなのか。また途中でちょっと離れていたルート見直し等はあるのかないのか、よろしくお願いたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

皆様に既に提示させていただきましたルートで進めており、現時点でのルートの変更は考えておりません、とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ルート見直しはないと、最初のルートでいくということですね。

ちょっと途中で一部話が出たものですから気になっていたところでしたので、お尋ねいたしました。

次に、地域住民の皆様には常に二次放水路には水が流れていて、集中豪雨時には万江川が増水し、放流困難となり二次放水路があふれ越流するのではないかとの不安を持っておられます。

そこで、お尋ねしますが、二次放水路については、通常、水量はないものと考えていいのか、万江川増水の場合は、樋門を閉め、時間差をもって排水すると理解していいのか。また、御溝川についても、樋門で調整していくものと考えていいのか、これらの樋門調整は、自動なのか手動なのか、どこが管理することになるのか。また、二次放水路内に堆積する土砂について、どこが除去するのか。

以上、お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

1点目の通常水流についてでございます。御溝川本線からの分流は、洪水時のみの運用としておりますので、通常時の水流はありません。

2点目の万江川排水口、3点目の堆積土砂につきましては、二次放水路の各施設は熊本県の管理となり、放水路内に堆積する土砂も含めて適切に管理してまいります。また、放流施設の開閉は、自動制御に加えて緊急時等における手動操作もあわせて行えるよう検討しております、とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 通常時の水流はないということで受けとめておきたいと思います。また、全て管理は県がするというので受けとめさせていただきます。

この二次放水路着工には、さまざまな受けとめ方があることも存じています。そのような中において、梅雨時には必ず冠水しています瓦屋地区などがあるわけです。どうにかならないのかとの思いが長年続いているわけです。今回、二次放水路を設けることで瓦屋地区への効果については、どのように捉えられるのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

二次放水路の整備完了後は、瓦屋町を含む御溝川流域の浸水範囲や頻度が減少し、地域の安心・安全に寄与するものと考えており、事業の早期完了に向け鋭意努力してまいります、とのことでございました。

本市におきましても、水防活動の減少や御溝川に隣接する市道の冠水による交通規制の解消など、地域住民の安心・安全に大きく寄与するものと考えており、今後とも県と連携し、事業推進に向け努めるとともに、地域住民の安心・安全のための申し入れを行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 本来ならここで、じゃあいつから着工するんですかということをお聞きしたいんですけど、聞いても答えが出ませんので聞きません。

今回の二次放水路進捗が不透明な時期ですね、瓦屋地区の御溝川と鷹木川合流地点下流から山田川に向けた三次放水路案も検討され、説明会も実施された経緯があります。その三次放水路については、現状はどのようになっているのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

現在は、整備効果の大きい二次放水路の整備を優先して事業を実施しているところでございます、とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今お聞きしますと、二次放水路の整備が優先ということなんですが、それはそれで仕方ないのかもしれないかもしれませんが、私が気になるのは、三次放水路をするというときに、既に用地交渉とか地域の方に説明されているんですよ、これをそのままにしておくなら、また問題ですよ、これは。県のほうにお伝えください。二次放水路優先でもいいんですよ、でもその状況をしっかり説明しておかないと、またおかしいことになりますよ。

実際、そこまで話を持っていっているんですから、県は。私も聞きに行きましたけど、公民館で話があつてるんですから。また一部の地域の家庭は、その自宅まで来て話されているわけですから、二次放水路優先でもいいんですが、三次放水路のちゃんとしたことを話し

ておかないと、またややこしくなるんじゃないかと思しますので、ぜひそこは県のほうへお伝えください。よろしく願いいたします。これでこの質問を終わります。

最後の質問になりますが、次に市営住宅の入居状況と入居要件についてお尋ねさせていただきます。私も四十数年前には、市営立野団地に入居し、お世話になりました。当時は戸建て住宅から現在の団地に建てかえられたときでした。若い御夫婦などの働き盛りの方がほとんどだったように記憶しています。

団地にお住まいの方たちで、ソフトボールチームがあったのも思い出されます。児童・生徒も多く、にぎやかな時期でした。あれから40年、変わりました。それぞれの市営団地の老朽化、入居者の高齢化、買い物、病院などへの利便性、高層階への階段の不通など、さまざまな問題が今起きています。

最近、市営住宅に住む友人に合いました折、開口一番——きょうも福屋議員の質問があったんですけど——空き部屋がふえてきている、自治会運営が厳しくなっていく、若い人たちが住んでくれない、入居されても引っ越しされてしまう、御高齢の方、そして单身でも入居できる対応策はないのか。入居者の高齢化が進み、周辺清掃ができなくなってくるなど、課題をお聞きしました。改めて確認しますと、確かに各団地とも空き部屋があるように感じられます。

そこで各団地の各階ごとの空き部屋数、单身者の入居要件及び单身者用の部屋数は、どのくらいあるのかお尋ねします。

済みません、ちょっと福屋議員の質問とダブるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

まず各団地の各階ごとの空き部屋数についてでございますが、平成31年1月1日現在、市が管理しております市営団地は、25団地、121棟で1,127戸ございます。このうち東間米山団地及び三日原団地は募集停止しております。また、その他に緊急避難用として準備しております部屋が1戸ございます。入居されている世帯数は、全部で943世帯でございます。

空き部屋戸数でございますが、麓団地が管理戸数1戸で、空き部屋はございません。前田団地は管理戸数48戸のうち、空き部屋が2階に1戸、3階に1戸、4階に3戸の計5戸。熊田口団地は、管理戸数40戸のうち、空き部屋が1階に2戸、2階に2戸、3階に2戸、4階に1戸の計7戸。笹栗山団地は管理戸数47戸のうち、空き部屋が2階に1戸、3階に1戸、4階に2戸の計4戸。原城団地は管理戸数24戸のうち、空き部屋が2階に3戸、3階に1戸の計4戸、鬼木団地は管理戸数16戸で、空き部屋はございません。一二三ヶ迫団地は管理戸数66戸のうち、空き部屋が1階に6戸、2階に4戸、3階に2戸の計12戸。老神団地は管理戸数19戸のうち、空き部屋が3階に1戸、5階に1戸の計2戸。与内山団地は管理戸数60戸のうち、空き部屋が2階に2戸、3階に2戸の計4戸。鶴田団地は管理戸数146戸のうち、

空き部屋が1階に3戸、3階に5戸、4階に10戸、5階に8戸の計26戸。立野団地は管理戸数130戸のうち、空き部屋が1階に1戸、2階に1戸、4階に8戸、5階に9戸の計19戸。東間団地は管理戸数24戸で、空き部屋はございません。東間米山団地は管理戸数23戸のうち、空き部屋は11戸でございますが、現在募集を停止しております。一本杉団地は管理戸数40戸のうち、空き部屋が4階に1戸でございます。門前団地は管理戸数24戸で、空き部屋はございません。蟹作団地は管理戸数36戸のうち、空き部屋が1階に3戸、2階に2戸、3階に4戸の計9戸。砂取団地は管理戸数24戸のうち、空き部屋が3階に2戸、4階に2戸の計4戸。米山団地は管理戸数36戸のうち、空き部屋が1階に3戸、2階に4戸、3階に2戸の計9戸、三日原団地は管理戸数44戸のうち、空き部屋は27戸でございますが、現在募集を停止しております。桜木団地は管理戸数60戸のうち、空き部屋が3階に1戸、4階に1戸、5階に3戸の計5戸。相良団地は管理戸数12戸で、空き部屋はございません。西瀬団地は管理戸数84戸のうち、空き部屋が1階に2戸、2階に21戸の計23戸。荒毛団地は管理戸数1戸で空き部屋はございません。中原団地は管理戸数34戸のうち、空き部屋が計3戸でございます。原田団地は管理戸数88戸のうち、空き部屋が1階に1戸、2階に2戸、3階に1戸、4階に5戸の計9戸でございます。

全体の管理戸数1,127戸のうち、募集停止している部屋38戸、緊急避難用1戸を除きますと、空き部屋は全部で145戸でございます。

続きまして、単身者の入居要件についてお答えいたします。

単身者の入居要件につきましては、老人、身体障がい者、その他、特に居住の安定を図る必要があるものとして、人吉市営住宅条例第6条に規定をしておりますが、具体的には60歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方や、生活保護受給者などでございます。

なお、単身者であるか否かにかかわらず、市税等を滞納していない方、収入が一定基準額以下の方、現に住宅に困窮している方、暴力団員でない方という要件がございます。

次に、単身者用の部屋数についてお答えいたします。

前田団地に12戸、笹栗山団地に16戸、鶴田団地に28戸、立野団地に28戸、東間団地に8戸、一本杉団地に20戸、桜木団地に16戸、原田団地に20戸、合計の148戸となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今お聞きしますと、町なかに近い団地ほど、ある程度埋まっているのかなど、しかし郊外になると、かなり空き数がふえてきているという状況じゃないかなと受けとめました。145戸ですか、空き部屋があるということは、これは当然市としても、家賃収入が落ち込んでくるわけですね。そうしますと各団地の自治会も空き部屋ですから、当然自治会は入りませんので、運営が厳しくなってくるということで、これは負の連鎖ですね。

おまけに御高齢の方がほとんどですので、なかなか自治会活動ができなくなってきているというのが現状じゃないかと思います。

しかし、市は、この団地を維持していくために経費は同じようにかかります。入居者は高齢化していく、家賃は減っていく、しかし経費は上がっていく、今、長寿命化でやっていますが、こういったことになると、市の持ち出しは、もっともっとふえてくるんじゃないかと思うんですね。やはり、ここで確かに、この市営住宅というのは一番最初に低所得者向けのということでつくられたと思うんですけど、その中でも家賃滞納とか、やっぱり起きてくるなら、なおかつ市も厳しい状況になると思うんですね。ですから、このところはしっかりやっぱり見届けていってほしいなと思います。

今いろんな方が住まわれていると思うんですよ、ぎりぎりの生活の方もいらっしゃると思うんですけど、それはそれとして、しっかり家賃はいただくようなことをやっていただきたいと思いますし、ただ、これは市営住宅ですので、民間のように誰でも入ってくださいというわけにはいかないんですよ。例えば、今これだけ部屋数が空いている。じゃあ市営住宅を今申し込んだら今入れるんですかといったときに、多分入居待ちがあると思うんですよ。何で入居待ちがあるかというのは、希望する団地をしていらっしゃるから、実際空いているんだけど、そこじゃないところを希望するから入居待ちになっていると思うんですね。

ですから、何かうまい策を考えないと、特に今後4階、5階については、もっともっと減少してくると思います、入居者がですね。そういったところで、市はどのような対策をとるのか十分考えていっていただきたいと思います。

最後ですけど、先ほど単身者用ということで148戸と伺いました。この単身者用の空き部屋がどれぐらい埋まっているのか、ちょっとよろしいですか。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

単身者用の空き部屋でございますが、笹栗山団地の単身者用の部屋16戸のうち、空き部屋が2階に1戸、それから鶴田団地の単身者用の部屋28戸のうち、空き部屋が1階に1戸、4階に1戸の計2戸。立野団地の単身者用の部屋28戸のうち、空き部屋が1階に1戸。原田団地の単身者用の部屋20戸のうち、空き部屋が2階に1戸でございます。

なお、前田団地、東間団地、一本杉団地、桜木団地につきましては、空き部屋はございません。単身者用の部屋148戸のうち、空き部屋は合計で5戸となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 単身者用の部屋は、かなり埋まっていると、それだけ単身者の方が多いんですね。これもまた問題ですね、どうなるのかなと思います。今の数でちょうどいいのか、もう少しふえてきたらどうするのかなということでも心配でもあります。

この市営住宅については、今後高齢化が進んでまいりますので、さまざまな問題が起き

てくると思います。持ち主の財政もかなりまいりますので、しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、平成最後の一般質問を終わります。

3月末をもって退職されます7名の職員の皆様、これまでの御勤務大変お疲れさまでした。これからも人吉市の発展のため、地域貢献に御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。また、私たち議員に対しましても御指導、そして、お力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。4年間ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時51分 散会

平成31年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成31年3月8日 金曜日

1. 議事日程第5号

平成31年3月8日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 西 信八郎 君
2. 塩 見 寿子 君
3. 犬 童 利夫 君
4. 井 上 光浩 君

日程第2 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 塩 見 寿子 君 |
| 2番 | 宮 原 将志 君 |
| 3番 | 高 瀬 堅一 君 |
| 4番 | 大 塚 則男 君 |
| 5番 | 宮 崎 保 君 |
| 6番 | 平 田 清吉 君 |
| 7番 | 犬 童 利夫 君 |
| 8番 | 井 上 光浩 君 |
| 9番 | 豊 永 貞夫 君 |
| 10番 | 西 信八郎 君 |
| 11番 | 本 村 令斗 君 |
| 12番 | 笹 山 欣悟 君 |
| 13番 | 福 屋 法晴 君 |
| 14番 | 村 上 恵一 君 |
| 15番 | 永 山 芳宏 君 |
| 16番 | 三 倉 美千子 君 |
| 17番 | 仲 村 勝治 君 |
| 18番 | 田 中 哲 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 市 長 | 松 岡 隼 人 君 |
| 副 市 長 | 松 田 知 良 君 |
| 監 査 委 員 | 井 上 祐 太 君 |
| 教 育 長 | 末 次 美 代 君 |
| 総 務 部 長 | 迫 田 浩 二 君 |
| 企画政策部長 | 早 田 吉 秀 君 |
| 市 民 部 長 | 廣 田 五 浩 君 |
| 健康福祉部長 | 告 吉 眞二郎 君 |
| 経 済 部 長 | 福 山 誠 二 君 |
| 建 設 部 長 | 山 下 正 純 君 |
| 総 務 部 次 長 | 丸 本 縁 君 |
| 財 政 課 長 | 植 木 安 博 君 |
| 秘 書 課 長 | 永 田 勝 巳 君 |
| 水 道 局 長 | 中 村 則 明 君 |
| 教 育 部 長 | 小 林 敏 郎 君 |

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | |
|---------|-----------|
| 局 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 次 長 | 栗 原 亨 君 |
| 庶 務 係 長 | 井 上 京 子 君 |
| 書 記 | 青 木 康 徳 君 |

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

また、一般質問終了後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。10番議員の西信八郎です。人吉市議会の今期、また平成最後の一般質問の日を迎えました。本日の一番バッターを務めさせていただきます。

では、通告に従いまして、一般質問をします。

今回は、教育関係としまして、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業について。市民の声から、国における幼児教育の無償化について、人吉市史についてであります。

それでは、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業についてであります。少し長くなりますが、現在の子供たちの教育環境を取り巻く状況に触れさせていただきまして、質問に移っていきたいと思います。

我が国は、現在、急激な少子化高齢化のまっただ中にあり、2008年をピークとして、人口減少局面に入っています。今後、2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準まで減少するとの推計があります。加えて、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京への一極集中を招いており、地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏を初めとする大都市圏に流出することで、日本全体としての少子化・人口減少につながっているとの指摘があります。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むことが課題となっています。また、同時に、今日の世界においては、社会、経済、文化のグローバル化が急速に進展し、国際的な流動性が高まるとともに、新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転等、我が国を取り巻く経済環境は厳しさを増し、国際競争力の低下、国際的な存在感の低下が懸念されています。さらに、都市化・過疎化の進行や、家族形成の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした、地域社会とのつながりや支え合いの希薄化が指摘されるとともに、地方の衰退、疲弊など地域間の格差、世

代間、世代内の社会的・経済的格差、さらには地方の格差の一層の進行が指摘されており、格差の再生産・固定化など、さまざまな課題に直面しています。

家庭を取り巻く状況としては、核家族やひとり親家庭、共稼ぎ世帯の増加など、家族形成の変容やつながりの希薄化等を背景に、生活保護世帯の増加に見られる貧困問題の深刻化、子育ての不安や問題を抱え、孤立する保護者の増加、児童虐待の増加など、家庭教育が困難な現状が指摘されており、決して、これは一部の特定な家庭の問題ではありません。現在、児童・生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に、小中学校の統廃合や高等学校の再編・統合が進んでいます。今後、少子化のさらなる進行により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた、活力ある学校づくりの推進が求められています。

また、地域社会や家庭をめぐる問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少などを背景として、子供たちの規範意識や社会性・自尊意識等に対する課題、生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下の課題が指摘されています。

また、学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童・生徒数、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童・生徒数の増加など、多様な児童・生徒の対応が必要な状況であります。

一方で、中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査（TALIS）において、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出るなど、教員の勤務負担の軽減が課題となっています。複雑化・多様化している学校の課題に対応していくためには、チームとしての学校組織全体の総合力を一層高めていくことが求められています。今後、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、学校と連携・協働して、より多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要となってきました。

このような状況の中、国は、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部事業を推進していると考えますが、それぞれの事業の概要についてお尋ねをします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

今、西議員が言われましたように、地域とともにある学校づくりということで取り組んでいるところでございます。コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業の概要についてでございますが、まず、コミュニティ・スクールの概要についてお答えいたします。

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の取り組みからも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されているところでございます。このような中、平成16年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、

学校運営協議会というものにつきまして、教育委員会は教育委員会規則により、その所管に属する学校のうち、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに学校運営協議会を置くことができる、と定めております。

コミュニティ・スクールとは、この学校運営協議会制度を導入した学校を指しております。呼び名としても、コミュニティ・スクールという呼び名のかわりに、学校運営協議会制度ということもございます。平成29年4月には、学校運営協議会の設置が努力義務として改正をされたところでございます。そのときの改正点といたしましては、学校運営の必要な支援についても協議すること、協議会の委員として地域学校協働活動推進員等の追加、複数校で1つの学校運営協議会を設置することが可能になったこと、協議結果に関する情報を、地域住民に積極的に提供することが努力義務になったことなどがございます。

次に、コミュニティ・スクールの機能・役割でございますが、1つ目としまして、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するというところでございます。2つ目として、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができるということでございます。3つ目として、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるというものでございます。

また、導入後の効果といたしましては、次の4点が考えられます。1つ目が、保護者、地域住民等も、児童・生徒の教育の当事者となり、責任感や役割意識を持って積極的に教育に携わることができる。2つ目が、保護者、地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することにより、児童・生徒の学びや体験が充実する。3つ目が、保護者、地域住民、そして学校ともに顔が見える関係となり、保護者、地域住民等の相互理解と協力を得た学校運営が実現する。4つ目が、地域の課題解決に向けた取り組みや大規模災害時の緊急対応等に、学校と地域が一体となって取り組むことができるといったようなことでございます。

このように、コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりを目指して、地域教育の大きな役割を担っていると捉えております。

また、このコミュニティ・スクールにおける学習活動の部分を支えることになるのが、地域学校協働本部事業となるわけでございます。地域学校協働本部とは、従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民・団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことでございます。平成27年12月の中央教育審議会答申におきましても、コミュニティ・スクール同様、地域とともにある学校への転換などが示され、また、地域における学校との協働体制の今後の方向性として、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生することが提言されております。さらに、平成29年3月には、社会教育法の改正も行われております。

教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動推

進員に関する規定が整備をされたところでございます。この社会教育法の改正によって、幅広い地域住民の協力を得て、社会総がかりで教育を実現し、地域を活性化することとされております。

ここで、地域学校協働活動とはどういったものかと申しますと、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指して、地域から学校への支援活動、例えば本市の事例を申し上げますと、学校支援ボランティア等による、まち探検あるいは登下校の見守り、昔遊びや読み聞かせ、あいさつ運動等の活動のこととございます。また、今回は、この活動に加えまして、協働ということで、学校から地域への活動として、例えば第二中学校と中原小学校では、本年度におきまして、相良三十三観音におけるおもてなしに児童・生徒の皆さんに協力していただきましたが、こういった地域の活動が挙げられます。このような、学校と地域が互いに連携・協働して行うさまざまな活動とございます。

少々、説明等でわかりにくいんですけども、人吉市が大変お世話になっております、県の社会教育課の総括コーディネーター、浅野先生という方がいらっしゃるんですけども、その浅野先生の言葉を借りれば、「コミュニティ・スクールとは、地域を担う子供たちを、どのように育てるか知恵を出し合うこと。地域学校協働本部事業とは、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちを育てる活動」ということとございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） それぞれの概要について答弁をいただきました。取り組みの事例等も入れていただいたわけとございますが、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業の、市の取り組みはどのようなものかお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業の、市の取り組み内容についてでございますが、コミュニティ・スクールにつきましては、本市では、平成18年10月に第一中学校をコミュニティ・スクールに指定し、その後、第一中学校区の小学校である人吉東小学校を平成25年10月に、東間小学校を同じ11月に指定し、現在に至っております。

また、第三中学校区では、大畑小学校と第三中学校が連携をして、学校地域づくり協議会——大畑版コミュニティ・スクールと呼ばれておりますが——が設置されまして、協議会規則を策定し、平成27年2月から施行されております。第二中学校区につきましては、コミュニティ・スクールには指定はしておりませんが、平成20年度から、学校支援地域本部事業として活動を行っており、本年で11年目を迎えているところでございます。

また、来年度、平成31年度からは、全ての学校に学校運営協議会を置くことにしておりますので、市内小中学校9校全てがコミュニティ・スクールとして活動することとしております。

す。

次に、地域学校協働本部でございますが、先ほどお答えしましたとおり、これまで、二中学校区では、平成20年度から、学校支援地域本部事業として、学校支援ボランティアの方々の御協力によるさまざまな学校教育の支援活動に取り組んできておられるところでございます。平成28年には優れた地域による学校支援活動の推進として、平成28年には他の模範となる地域学校協働活動の推進として、文部科学大臣表彰を受賞されているところでございます。すぐれた先進地として表彰を受けた地域でございます。

今回の地域学校協働本部の整備に関しまして、本市では、先ほども御紹介しましたが、熊本県統括コーディネーターのアドバイスもいただきながら、地域学校協働活動の本市全体への展開について、検討を進めてまいったところでございます。今後、本市では、これまで各学校や校区で行ってまいりました学校支援活動を基盤として、市全体で統括する地域学校協働本部を設置し、下部組織として中学校区ごとに支部組織を設置することで、地域学校協働活動の市全体への展開に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） コミュニティ・スクールが第一中学校で始まり、第一中学校校区の小学校に広がり、また、第三中学校区が大畑版コミュニティ・スクールの取り組みで、第二中学校では学校支援地域本部事業、今回から地域学校協働本部事業となりますが、展開されてきたということではありますが、この取り組みの中で、今まで課題が見えてきたと思えますけれども、その課題についてお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業の課題についての御質問でございますが、コミュニティ・スクールの課題につきましては、次の3点が考えられます。1つ目は、学校運営協議会を置く意義やメリットについて、関係者の理解を得るために積極的な情報発信を行っていくことが必要であるということでございます。2つ目は、コミュニティ・スクールの意義や役割について、保護者、地域住民に十分認知されない状況も含め、今後、市内全ての小中学校に学校運営協議会を設置することから、その意義やメリットについて積極的に情報発信を行い、理解を得ていくことが必要であるということでございます。3つ目は、学校運営協議会の運営を継続し、発展させるための工夫や、適正な権限の行使のために、適切かつ効果的な活用例、先進事例などを研究するなど、協議会自体が熟議——これは熟慮と議論ということだそうです、協働マネジメントの機能を高めていく必要があることでございます。そのほかにも、学校や地域の規模によっては、運営協議会委員の人材不足や会議の増加等により委員への負担等も考えられると認識をしておりますが、教育委員会としましても、コミュニティ・スクールの意義を踏まえた予算の確保、制度充実のための施策に積極的に取り組

んでまいりたいと存じます。

次に、地域学校協働本部事業の課題でございますが、今後、取り組みを推進していくためには、先ほども少し触れさせていただきましたが、地域学校協働活動を、広く地域住民、各種団体、企業の皆様に周知し、御理解をいただくこととでございます。2つ目に、活動の趣旨に御賛同いただき、学校支援ボランティアとして御協力をいただくこととでございます。3つ目に、活動を継続的に実施するためには十分な人材の確保が必要なことから、人材の確保が課題であると考えております。両者に共通しているのは、やはり関係の皆様、活動の取り組みを御理解していただくことだと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 今後、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業を、同時に各学校で進めるということとでございます。

議長の許可を得まして、資料等をお配りしております。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体化推進ということで、PDCAサイクルに乗せた絵で描いておりますので、見やすい状態だろうと思っております。このような展開をされるということとでございます。

今の課題を踏まえて、教育委員会は、今後どのような展開をされるのでしょうか。また、私が思いますに、国の政策において、地域学校協働本部事業や、笹山議員の質問でもちょっと触れられたところでありまして、昨年、中原校区で取り組み、ことし、西瀬校区、大畑校区で取り組む、人吉市社協の生活支援体制整備事業など、地域で、子供からお年寄り、障がい者の方などの見守り、手助けなどをする事業が、縦割りで展開がなされます。社協の生活支援体制整備事業につきましては、大畑校区は3月11日ということで、井上議員とお招きを受けているところですが、予算委員会ということで出席できませんけれども、こういう展開があるということとでございます。

事業自体が縦割りで展開ということで、大畑校区を考えてみますと、先ほどの絵にもありましたように、コミュニティ・スクールの中の学校運営協議会の中の構成メンバー、地域住民、民生委員さんや町内会長さんが入ってくると思っておりますけれども、また、地域学校協働本部でもそういう組織づくり、別の会議を持つということで、学校教育課と社会教育課間の教育部の中の縦の流れですね。そして、今、お話しましたように、福祉の中でも、そういうお年寄りの相談を受けたり、地域で見守っていくという形が展開されております。

そういう中で、地域性を見た場合に住民が少ない、今のお話にありましたように、大畑校区の場合は協議会メンバーが重複するというところで、町内会長さんや民生委員さんは今でも多忙であります、それにさらにこういう会議が多く含まれてくるということとでございます。内容が違いますけれども、根本的な考えは、地域でそれぞれ、お年寄りから子供、障がい者の方まで見守っていくということで、つながりがあると思っております。これを横のつながりと考

えて、校区で協議会をもっとスリムな形で考えられないか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

先ほど部長が申しあげました課題に対しましてですが、まずはコミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業が連携・協働していくことが必要不可欠であると考えております。部長の1回目の答弁にもありましたように、法の改正に伴いまして、学校運営への必要な支援についてを協議すること、協議会の委員に地域学校協働活動推進員等を追加することなどが盛り込まれております。

本市におきましても、コーディネーター役である地域学校協働活動推進員を学校運営協議会の委員の中に位置づけることで、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動をつなげるパイプ役として、学校運営や教育活動と意見を双方に反映させることができると考えております。

具体的に申しますと、学校運営協議会で出された意見をもとに、地域学校協働本部事業として実働し、また、地域学校協働本部事業を通して見えてきた、また生じた課題やニーズ等を学校運営協議会に返すということで、それぞれの事業が車の両輪としての役割を大きく担っていくことができると捉えております。また、現在、地域学校協働本部事業、コミュニティ・スクールなど、本市の各種事業に対しまして、それぞれの事業がたくさんございますが、地域住民の皆様様の御協力、御理解をいただきながら進めているところでございます。本市が、それぞれの部局の事業に関連しまして、さまざまな組織を設置していくことにより、地域住民の皆様には、複数の組織への参加、またボランティアへの参加など、大変御負担をおかけしながら御協力いただいておりますことに心から感謝申し上げますとともに、その半面、申しわけなく感じているところでございます。

しかしながら、これらの事業を推進していくためには、地域住民の皆様様の御協力が不可欠なことも事実でございます。今後、教育行政も含めまして、本市行政を推進していくことにつきましても、議員御指摘のとおり、縦割りの活動ではほかの事業等が見えにくくなり、連携・協働が困難なこともあるかと存じます。

今回の大畑地区における地域学校協働本部事業、コミュニティ・スクールに関しましては、部長が2回目の御質問の中でお答えしましたように、現在、第三中学校区におきましては、大畑小学校と第三中学校が連携して、学校地域づくり協議会、通称大畑版コミュニティ・スクールが既に設置され、さまざまな活動をしていただいておりますことから、校区の特性を生かすために、引き続き、本組織を母体として推進していきたいと考えているところでございます。

そのほか、本市の福祉部門等も含めました各事業等の推進に関しましては、一体型の事業展開を、できるところはそういうふうにもスリム化しながら、事業の効率化や地域住民の皆様様の御負担を軽減することにつきましては、全庁的な課題と捉えておりますので、今後、関係

各課と協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 縦割りのそれぞれの協議会が開催されるということでございます。

そういう中で、日程等を1日の中で会議等を2つ組んでするとか、そういうふうに横のつながりで負担を軽減していただければと思うところがございます。

また、私、数日前に、大畑小、三中関係の連携の学校地域づくり協議会のほうに参加したわけでございますけれども、そのときに社会教育課から説明に来られました。それぞれの委員からの質問はやっぱり、どういうふうに広報して広めていくか、そして、ボランティア組織にどれだけ参画していただくかということが問題だろう、というようなことを言われておりました。

子ども王国保安官の皆様、お年寄りの方、あるいは保護者の方が、案外学校に興味を持っておられますけれども、ちょうどその中間の方々が、なかなか学校に、仕事が忙しいというのもあると思うんですけれども、興味がないという表現はいけないと思うんですけれども、学校に足を運んでいただけてないということがございますので、その層の取り込みをしていただく施策等を考えていただければ、と思うところがございます。

次に、国における幼児教育の無償化についてであります。

幼保無償化とは、2019年10月から実施が決定した、幼稚園・保育園の保育料が無料になる国の施策で、子育て世代にはうれしい政策です。幼保無償化は、少子化対策の一環として導入されることが決まりました。幼保無償化実施の背景には、高額な教育費が少子化の原因の1つになっている、子育て世代の教育費を減らすことで、どんな家庭の子どもも質の高い教育が受けられる、2019年10月の消費税増税による税収の半額を、国民に還付するなどが挙げられています。

それでは、現時点でわかっている幼児教育の無償化の概要について、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

本年10月から実施予定の幼児教育無償化の概要でございますが、昨年12月28日に関係閣僚合意となりました、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針、及び、本年2月18日に都道府県等を対象に開催された、内閣府の子ども・子育て支援新制度説明会で使用された資料をもとに御説明させていただきます。

まず、対象者、対象範囲でございますが、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの、住民税非課税世帯の子どもが対象となりまして、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用に関して無償化となります。ただし、保護者から実費で徴収している費用——通園のための送迎費用、食材料費、行事費などがございますけれども

——につきましては無償化の対象とはならないようでございます。

また、新制度の対象とならない従来型の幼稚園につきましては、月額2万5,700円を上限として、無償化の対象となります。

次に、開始年齢でございますけれども、原則満3歳になった後、最初の4月からとなりますが、幼稚園及び認定こども園における1号認定の子供に関しましては、満3歳になった日から無償化の対象となるようでございます。

次に、幼稚園の預かり保育に関する無償化でございますが、保育の必要性があると認定した場合に限りますけれども、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、月額1万1,300円まで利用料が無償化となるようでございます。

次に、認可外保育施設の無償化について、本市には対象となる施設はございませんけれども、参考としまして、その内容を申し上げます。待機児童問題により、認可保育所には入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用する場合は対象となりますけれども、こちらも、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供が対象で、月額3万7,000円までの利用料が無償化となるようでございます。0歳から2歳までで、住民税非課税世帯の子供に関しましては、同じ条件で、月額4万2,000円までが無償化となるようでございます。

また、無償化に伴う財源でございますが、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1という負担割合となっております。ただし、初年度となります本年10月からの半年分に関しましては、無償化に要する経費を全額国費で負担する予定となっております。

支出の方法でございますが、新制度の対象施設は現物給付が原則とされておりまして、それ以外は、市町村が地域の実情に応じて判断することとなっておりますけれども、本市も現物給付での対応を考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 答弁にありましたように、幼保無償化というものの、子供の年齢や通っている施設によって助成される金額が違うため、子育て世代の全てが完全に無料になるわけではないということでした。

では、幼児教育無償化に伴い、市の取り組み方針はどうされるのか。また、答弁にありましたように、2019年度の半年分に関しては、無償化に要する経費を全額、国で負担し、その後、無償に伴う財源の4分の1を市で負担するということですが、市の財政負担は軽減されるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今回の幼児教育無償化でございますが、平成29年12月8日の、新しい経済政策パッケージに掲げられた閣議決定をし、今日までさまざまな分野で議論をされ、進められてきた国の政策でございます。今月19日に、県下自治体に対して、子ども・子育て支援新制度説明会がご

ございますので、無償化制度の理解を深め、本年10月の完全実施に向けまして、国の制度設計に準じて、遺漏がないよう準備を進めてまいりたいと存じます。

本市財政への影響に関してでございますが、本年10月から来年3月までの無償化に要する経費の地方負担分につきましては、先ほど申し上げましたように、全額国が負担する予定となっております。しかしながら、再来年度からは、地方の負担も始まる予定となっております。また、自治体の保育料設定につきましては、国の基準の保育料から各自治体独自で軽減を図り、住民税所得割に応じて区分をし、額を決定をしております。国基準の保育料設定額で、国、県、市の負担割合から算出した場合、結果としまして、現在の地方負担が軽減されるという話もございますけれども、まだ詳細な制度の説明はないところでございます。さらに、財源につきましては、消費税率の引き上げによる増収分を充てることになっておりますけれども、本市の歳入でございます地方消費税交付金が、どの程度増額となるかは不透明な状況でございます。

以上のような状況でございますので、幼児教育無償化に伴う本市財政への影響額につきましては、現在のところ、算出が難しいところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 取り組みとしましては、国の制度設計に準じて準備を進めていくということでございます。また、詳細が明確でないため、幼児教育無償化に伴う影響額の算出は難しいということございました。

では、無償化に伴い、子供たちを預ける保護者がふえると予想されますが、園の受け入れは大丈夫なのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

平成30年4月1日現在の状況でお答えをさせていただきたいと思っております。本市の、3歳から5歳までで保育園等に入園されていない児童は9名でございます。また、ゼロ歳から2歳までで、住民税非課税世帯の子供のうち、現在入園されていない方が、無償化をきっかけに、どう増加するかは把握が難しい状況でございますけれども、入園希望増加による影響は限定的であると予想しておりまして、現在、市内各園の受け入れ体制で十分に対応できるものと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） このことにつきましては、全国的には非常に危惧されているということでございますけれども、本市においては、現在の各園の受け入れ体制で十分ということございました。

それでは、副食費については、今まで保育料に含まれ、生活保護世帯などは、保育料が無

償となり負担がありませんでした。無償化以降は、副食費について、保護者負担となりましたが、こういった方々への負担がふえるのではないかと、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

副食費の取り扱いにつきましては、これまでも、基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者の方々が負担されてきたことから、幼児教育無償化に当たりましても、この考え方を維持することを基本とされています。

これまでの制度におきましては、生活保護世帯や市町村民税所得割合算額が一定基準以下の世帯及びひとり親世帯の第2子以降の子供、並びに多子世帯軽減によりまして、第3子以降の子供に関しましては負担はございませんでした。今回予定されております無償化制度では、一律に食材料費は保護者の負担となり、結果としまして今よりも負担増になるのでは、という御心配のことであろうかと存じますけれども、今述べました対象に加えまして、年収360万円相当の世帯に関しましては、第1子から副食費は免除となる予定でございますので、負担軽減の範囲はさらに拡大されるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 副食費についても、今までの保育料免除の取り扱いと同じく、生活保護世帯などは免除になり、また、さらに拡充の措置がとられるということでございました。

先ほどの答弁にもありましたように、本市では、入園者がふえることでの業務負担の増加、あるいは保育の質の低下はないということでありましたが、現在の保育士不足や保育士の処遇待遇に対し、市はどのように対応されるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

平成27年度以降、待機児童問題や保育士の処遇改善に関しまして、社会問題として取り上げられるようになりました。保育士は、全業種の平均勤続年数と比べて短く、また、平均賃金も低いという調査結果から、国は教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的なものとして構築していくため、処遇改善等加算1「職員の平均経験年数や賃金改善、キャリアアップの取り組みに応じた加算」や、処遇改善等加算2「技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算」を創設し、また、人事院勧告に準じて公定価格単価に反映するなど、保育士の処遇改善に取り組まれております。

本市といたしましては、県が毎年実施する社会福祉施設監査に立ち合いますので、処遇面での監査の際には、経過を見守りつつ、状況に応じて、各園へも処遇改善に関する制度の情報提供などを行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 保育士の処遇改善に向けて、情報提供などは的確に進めていただき

たいと思います。

次に、人吉市史についてであります。

市民の方から、「人吉市史の編さんはどうなっていますか」と尋ねられましたので、この質問をします。

まず、人吉市史の概要についてお尋ねをします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

人吉市史は、これまで第1巻、第2巻を発行しております。この編さんは、市政30周年を迎える記念事業の1つとして、昭和43年に着手いたしました。本市の歴史は古く、また散逸していた相良氏関連資料の収集などに多大な時間を要したこともあり、13年の歳月をかけ、ようやく昭和56年に第1巻を、そして、その後も編さん作業を続け、平成2年に、第2巻の上下2セットを発行いたしました。

第1巻では、先史古代から平安時代を経て、相良氏が遠江国（とおとうみのくに）から人吉荘に下向し、この地を治めた鎌倉時代から江戸時代まで、いわゆる相良700年と称される歴史について、歴代領主を追いながら、その時々ので出来事が記されております。第2巻の上巻では、明治維新という大きな変革や西南戦争、その他の重要事項を年度別に、明治22年の町村制施行以前までを収録しております。また、下巻のほうは、町村制施行後の、大村、西瀬村、中原村、間村、人吉町の5町村が合併し、人吉市となるまでの各町村の歴史、会議録、情勢などを収めた、1,300ページを超えるものとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） お聞きしましたところによりますと、人吉市史は歴史資料館で販売をされているということでございます。第1巻については、内容も物語調に書かれて、非常に人気があり、完売されて、ないということでございます。第2巻の上下については、内容がややかためということで、まだ在庫があるということございました。

今後の発行予定はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、前回、平成2年に発行いたしました人吉市史の内容は、昭和17年の人吉市施行までとなっております。その後の歴史、いわゆる現代について編さんし、発行する必要があるのではないかと御提言であろうかと存じます。

さきの答弁の中でも触れましたとおり、第1巻、第2巻の発行に当たっては、相当の期間と労力がかかっております。それに応じて、費用もかさんだものと思われまます。発行当時の経費につきましては詳細な資料は残ってはおりませんが、平成2年発行の市史は、印刷単価、執筆料、諸経費を加味し、上下2冊セットで6,000円の価格を設定し、増刷を含め約2,500冊が発行されているようで、1,000万円を超える経費がかかっているようでございます。

印刷物については、ページ数や装丁、発行部数によって単価が変わってまいります、1,000冊単位での発行を考えますと、相当の費用がかかると予想されます。これは、あくまでも紙ベースの場合ですので、現在は違う媒体等の検討もできるかと考えております。

ここで、人吉市史の第2巻の下巻のところ、昨日、村上議員の御質問にもありました、市史の編著者の種元勝弘さんの序説がございます、その下りの中で、後半の部分で、「今、ここに人吉市史第2巻を編集し、終わるについて思うに、昭和43年、この事業の委嘱を受けて以来25年となるが、第1巻に13年、第2巻に約12年を要することになった。筆者既によわい八十有一歳。よく命を延ばして、この事業を終わることを喜ぶとともに、極めて多くの方々、特に市長ほか市役所関係吏員、熊本県図書館、人吉市図書館、その他、資料を提供していただいた方々に深甚の謝意を表し、あわせて人吉市の永遠の発展を期待するものである。謹述、合掌。」という言葉がありまして、非常に苦勞されたのだなということ垣間見たところでございます。

こういった知の巨人といえますか、偉大なパーソナリティー、こういうことをあわせると、膨大な内容等にかかる時間と経費等を含め考えますと、現時点での具体的な発行の予定計画については、ないと申し上げざるを得ませんが、近年、さまざまな知見から、現代史の重要性というものが説かれている中でございますので、文化行政の課題、1つの目標として捉えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 答弁にありましたように、1巻、2巻の編さんには非常な御尽力があったということでございます。ただ、今後につきましては、財政的に厳しいという答弁でございましたが、教育長にお尋ねします。今後、発行しようという思いはあるのかお聞きします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

人吉市は、日本遺産のテーマでもあります相良700年が生んだ保守と進取の文化にあらわされるように、みずからの歴史と文化を大切にしてきた土地柄でございます。

昭和17年2月11日の市制施行は、太平洋戦争に突入した直後のことであり、戦中から戦後へと大きな変革があった時代でもあり、人吉市も例外ではなかったと存じます。その後の、戦後の復興や高度経済成長、地域における高速道路新時代の到来や情報化社会の進展、社会情勢の変化の中でたどった人吉市の歴史を残し、記録していくことはとても重要なことであると認識しております。昭和、平成、そして新たな元号が制定されようとする中、この節目に、人吉市の歴史を振り返り、市史を発刊してはどうかとの御提案とは存じますが、先ほど教育部長が答弁いたしましたように、その編さんには相当の労力と期間と費用を要することが予想されます。現時点ではなかなか難しい状況ではあると存じますが、市史第1巻は、市

制施行30年の記念事業として着手したことは、さきに答弁したことではございますが、そのような節目の時期を捉えて発刊できればよいのではないかと考えるところでございます。

発刊に当たっては、実務として、まず人吉市史編さん審議会を置き、その中で執筆や編さん、資料収集に関することなどを審議する必要が出てまいります。一朝一夕で対応できるものではございません。私たちの生きる毎日が歴史を刻んでいることを鑑みますと、資料の整理等、日々の積み重ね、地域の英知の結集が何よりも重要であると考えております。歴史、文化行政の大きな目標の1つとして、市史の第3巻の発刊、来るべき日に備えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 答弁にありましたように、昭和、平成、そして新たな元号が提示される時期がまいております。人吉市史編さん審議会を、まず立ち上げていただきまして、今後のスケジュール等とか、あるいは資料集め等、できるところから進めていっていただければとお願いをしておきます。

では、最後に、3月末日をもって退職される職員の皆様の、長年にわたります市政への御尽力を厚く感謝を申し上げます。今後も、体には気をつけられまして、御指導を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

では、これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は4項目です。

初めに、自衛官募集事務で、本市における適齢者情報の提供について質問します。次に、水道料金と下水道使用料の引き下げについて質問します。それから、子育て支援で、国民健康保険税の子供の均等割の廃止・減免について質問し、最後に、市民の声より、市道新町灰久保線の安全対策について質問をします。

1項目めは、自衛官募集事務に係る適齢者情報の提供についてお聞きしてまいります。

安倍晋三首相が、憲法9条改正の理由として、自衛官募集についての自治体の協力拒否を持ち出しています。「自衛隊の新規隊員募集に対して、自治体の6割以上が協力を拒否している」という悲しい実態があります。この状況を変えようではありませんか。憲法にし

っかりと自衛隊を明記して、違憲論争に終止符を打とうではありませんか。」と述べています。この発言に対して、2月19日付の熊本日日新聞の社説では、「首相の改憲発言、不見識な主張は慎むべきだ」と批判。2月20日付の朝日新聞の社説でも、「自衛官募集、自治体への不当な圧力」と批判しています。

全国の自治体への自衛官募集に関する協力要請の実態は、どうなっているのでしょうか。防衛省の2017年度の集計では、全国1,741市区町村のうち、紙媒体、電子媒体、シール媒体での名簿の提供は632、約36%の自治体となっています。名簿のかわりに住民基本台帳の閲覧による提供を認めている自治体は931、約53%の自治体で、あわせると1,563自治体、9割近くが、何らかの協力をしています。残りの173自治体は、募集効果が乏しいため、もともと協力要請をしていないところであり、名簿提供にも閲覧にも応じていないのは5自治体となっています。

そこで、お伺いします。本市では、どのように対応されていますか。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆さん、こんにちは。お答えいたします。

自衛官募集事務に係る適齢者情報の提供につきましては、人吉市個人情報の保護に関する条例第12条及び人吉市個人情報の保護に関する条例施行規則第7条に基づきまして、自衛隊熊本地方協力本部人吉地域事務所長より、自衛官募集適齢者情報の提供、募集対象者の氏名・生年月日・性別・住所の依頼及び個人情報外部提供申請書が提出され、それに基づきまして、防災安全課から市民課へ個人情報外部提供申請書を提出し、市民課で審査を行いまして、個人情報外部提供可否決定通知書が、外部提供の条件を付して通知されます。

その後、通知に基づきまして、電子計算処理申請書を契約管財課情報システム係に申請を行い、18歳の適齢者情報を紙媒体で出力し、その紙媒体を人吉地域募集事務所に、第三者への情報提供の禁止、目的外利用の禁止、利用期間終了時の返還または廃棄などの条件を付して提供している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本市は、紙媒体で適齢者情報を提供しているとわかりました。安倍首相は、いかにも自治体に名簿を提供する義務があるかのように言っています。しかし、自衛隊法や自衛隊法施行令を読むと、自治体に名簿提出の義務はありません。

そこで、お伺いします。自衛隊法施行令第120条を読んでもください。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

自衛隊法施行令第120条は、「防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 今読み上げられたように、自衛隊法施行令には資料の提出を求めることができる、とあるだけで、自治体が応じる義務は規定されてはいません。このことを確認しておきたいと思います。ですから、安倍首相の、自治体は自衛隊に協力すべき、という考えは、法律の規定を無視した、極めて不正確なものと言わざるを得ません。

私は、本市が紙媒体で適齢者情報を提供していることに驚きました。驚いたわけは、自衛隊が市町村に求めている氏名・生年月日・性別・住所は、明らかに住民基本台帳上の個人情報です。住民基本台帳法の第11条には、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることを請求することができる、となっています。したがって、住民基本台帳法では閲覧が基本です。ところが、本市では紙媒体での情報提供を行っています。

そこで、お尋ねします。紙媒体での提供を行っている根拠は何ですか。なぜ、本市は紙媒体で提供しているのですか。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

自衛官募集適齢者情報の提供につきましては、全国の自治体の中には、閲覧による情報提供を行っている自治体もございますが、本市におきましては紙媒体での提供を行っているところでございます。本市における個人情報の外部提供の手続きでございますが、人吉市個人情報の保護に関する条例施行規則第7条に、個人情報の外部提供を求める際には、あらかじめ当該外部提供を受けようとする者は、市長に個人情報外部提供申請書を提出しなければならない、となっておりますことから、自衛隊熊本地方協力本部人吉地域事務所長より、市長に対し、個人情報外部提供申請書が提出されております。

また、外部提供の根拠といたしましては、人吉市個人情報の保護に関する条例第12条第1項において外部提供の例外規定を定めておりまして、同項第2号に、法令等に定めがあるとき、となっておりますことから、今回のケースは、自衛隊法第29条及び自衛隊法施行令第120条がこの法令等に該当し、個人情報の外部提供を決定しているところでございます。

次に、外部提供の方法でございますが、申請書の提供方法の中から、紙媒体での提供を求められておりますので、その求めに応じて紙媒体での提供を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） つまり、向こうからの申請で紙媒体での提供を求められているということで、紙媒体で提供していることがわかりました。しかし、人吉市個人情報の保護に関する条例第12条では、そもそも個人情報の外部提供を認めてはいません。その例外として提供しています。だから、厳しい条件が付されています。例えば、利用期間が終了したときには、市長の指示により速やかに返還または破棄してください、これなどはどうやって確認するの

かなと思います。

熊日新聞の社説に、「個人情報の厳格な管理が求められる中、対象が自衛隊であれ、個人情報渡されることをどう考えるか。慎重な検討が必要だ。」とありましたが、本市が行っている紙媒体の提供にも、慎重な検討が必要だと思います。

最後に、市長に伺います。市長は、安倍首相の9条改憲発言を、どう思われましたか。市長の認識をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

そのことにつきましては、国政に関することとなりますので、地方公共団体の長としての私の意見は差し控えさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 紙媒体での提供というのは義務ではありません、あくまでも自治体の判断です。しかも、個人情報の保護という自治体の責務を、市長は片時も忘れてはならないと思います。私は、東日本大震災や熊本地震で、懸命に救助活動に当たってきた自衛隊の皆さんには心から敬意を表するものです。だからこそ、安保法制が強行されて、自衛隊が海外で武力行使ができるようになり、災害救助に頑張る自衛隊の皆さんが、殺し、殺される戦場に行かされ、戦死者を出してしまう、そのようなことがあってはならないと強く思います。戦後、1人の戦死者も出さなかったのは、憲法9条があったからです。ところが、安倍首相は、憲法9条を変えて、自衛隊を明記しようと言いついています。その狙いは何か。今回の発言ではっきりしました。憲法9条に自衛隊を明記することによって、自治体に若者の名簿を強制的に提出させる、つまり召し上げることにほかなりません。自衛隊に名簿を提出しなかったら、非協力だ、と批判し、だから、憲法を変えるという安倍首相の発言は、余りにも乱暴な議論であると指摘して、この質問を終わります。

2項目めは、水道料金と下水道使用料の引き下げについての質問です。

本市では、2014年から下水道使用料が引き上げられ、県下14市で一番高い額になりました。さらに、2018年度からは水道料金が10%引き上げられました。まさに連続値上げです。日本共産党が実施した市民アンケートには、「連続値上げは困る。」と、70%の人が回答しています。「子供が多いのに、洗濯の回数もトイレの回数も多い。水遊びも大好きだし、値上げをされると困る。」、「人吉市は湧き水と聞いていますが、高いです。」、「生活の基本の水の値上げは困る。」、「年金者も若い人も収入減が続く中での連続値上げは、生活に響く。こんなときこそ、値上げをとめる工夫が必要だ。」、「人吉市は水の都なのに、なぜ値上げなのか説明してほしい。」など、意見が書かれていました。暮らしが大変な中に、下水道使用料や水道料金が引き上げになって、生活が苦しいという市民の皆さんの声です。

そこで、お伺いします。20立方メートル使用したときの水道料金、下水道使用料の現在

の料金は、幾らですか。また、14市の中では何番目になりますか。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、おはようございます。まずもって、答弁する機会を与えていただきありがとうございます。それでは、お答えいたします。

まず、水道料金でございますが、一般世帯用であるメーター口径が13ミリメートルで、月20立方メートルの使用水量の場合、消費税込みの金額で2,635円でございます。これは、県下14市の比較では安いほうから7番目、高いほうから8番目、要するに真ん中あたりという額でございます。

次に、下水道使用料でございますが、一般世帯で月20立方メートルの使用水量の場合、消費税込みで3,780円でございます。これは、県下14市の比較では最も高い金額となっております。また、上下水道合算した場合の金額でございますが、6,415円となり、県下14市の比較では、高いほうから4番目の金額となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 20立方メートル使った場合、水道料金は2,635円、県下14市で高いほうから8番目の金額、下水道使用料は3,780円で、14市では一番高い金額。上下水道をあわせると6,415円、高いほうから4番目の金額だとわかりました。その上、ことしの10月から、消費税10%増税が予定されています。水道料金、下水道使用料は、連続値上げどころか、消費税増税でトリプルパンチの値上げになってしまいます。大変なことです。

そこで、お伺いします。消費税が10%になると、20立方メートル使用したときの水道料金、下水道使用料は、幾らになりますか。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

このまま、予定どおりにことし10月から消費税が引き上げになりますと、企業会計であります水道局としましても増税に対応させていただくことになろうかと存じます。そうなった場合、水道料金につきましては、現行の8%から10%の税率適用を受けることとなりますので、月20立方メートルの使用水量の場合の水道料金は、現行の2,635円から2,684円、49円の増税となります。また、下水道使用料の消費税につきましても同様の税率適用を受けますので、月20立方メートルの使用水量の場合の下水道使用料金につきましては、現行の3,780円から3,850円と、70円の増税となります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 消費税が10%になったら、水道料金は49円の増税で2,684円、下水道使用料は70円の増税で3,850円だとわかりました。

消費税が増税されるから、水道料金や下水道使用料も、その分値上げになるのは仕方がないのでしょうか。せめて、この2%の増税分を値下げして、市民の負担増を避けることが

できないのでしょうか。

そこで、伺います。水道事業、公共下水道事業の平成29年度決算の繰越利益剰余金は、それぞれ幾らになっていますか。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

まず、繰越利益剰余金の説明からさせていただきます。繰越利益剰余金とは、企業活動において得た利益から、減債積立金や建設改良積立金として目的を限定し、処分した残りの積立であり、赤字になった場合の補填や各種積立金では賄えない場合の補填財源となるものでして、企業会計を安定経営していくための積立金——塩見議員はよく御存じのことかと存じますけれども、家庭で例えますと、ふだんの生活費でもあり将来に備えての貯金、それも、家をリフォームするとか古い家電を買いかえるとかの支出が見込まれている貯金でもありません。

その繰越利益剰余金でございますが、水道事業におきましては、平成29年度決算で4億3,894万367円でございます。同じく、公共下水道事業では3億104万7,226円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 水道局長から、繰越利益剰余金は支出が見込まれている貯金と、そういう例えがありましたが、水道事業では4億3,894万367円、公共下水道事業では3億104万7,226円の繰越利益剰余金があり、合計すると約7億4,000万円であるとわかりました。

この繰越利益剰余金は、もとはといえば市民の皆さんから収められた水道料金、下水道使用料です。その累積黒字の一部を使って消費税増税分を引き下げて、市民の生活を守ったらどうでしょうか。

最後に、市長に伺います。消費税増税でさらなる負担増にならないよう、せめて増税分の料金を引き下げのお考えはありませんか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

10月からの消費税増税が市民生活に与える影響につきましては、一昨日の本村議員の御質問にお答えしたとおりに、少なからず影響が生じるものと認識しております。

水道料金につきましては、平成30年4月に、水道事業の安定経営の持続と水道料金の不公平感の解消ということによりまして、料金の改定を行わせていただいたところでございます。平成31年度からは、本格的に原城配水池の改築工事を始め、水道事業ビジョンにお示ししているとおり、継続的に施設等の更新事業に取りかかってまいります。これらの財源につきましては、建設改良積立金や、先ほど水道局長が、家庭の将来に備えての貯金と表現いたしました、繰越利益剰余金を取り崩しながら進めてまいります。

公共下水道事業につきましても、人口の減少傾向が続く中で、使用料収入の低下が見込まれ、老朽化施設等の改築・更新費や維持管理費等を考慮しますと、今後の運営は非常に厳

しくなっていくものと考えております。

以上のことから、消費税が引き上げられた場合に、その増税分料金を引き下げることにつきましては、困難なものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 上下水道の繰越利益剰余金は合計すると約7億4,000万円です。その、わずか2.6%の1,924万円の財源があれば、増税分の引き下げは可能です。市長は、消費税増税の影響が生じるとお認めになりました。その影響を少しでも減らすために、市としても努力すべきではないでしょうか。施設の更新事業に取りかかるための財源に、繰越利益剰余金を使うと言われましたが、しかし、引き下げには1,924万円、繰越利益剰余金のわずか2.6%です。施設更新事業と引き下げは、対立するものではありません、両立するものではありませんか。市長、市民の暮らしに寄り添う姿勢があるか、ないかが問われています。水道料金と下水道使用料の引き下げを強く求めて、この質問を終わります。

3項目めは、子育て支援で、国民健康保険税の子供の均等割の廃止・減免について質問をします。

初めに、本市の国民健康保険に加入しているゼロ歳から18歳の子供は、何人ですか。国保の世帯数と被保険者数、そのうちの子供の数をお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

本市の国民健康保険におきます国保の世帯数は、平成31年1月末現在で4,994世帯、被保険者数は7,772人、18歳以下の子供の被保険者数は724人で、国保被保険者数の9.3%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 国保世帯数は4,994世帯、7,772人で、そのうち、ゼロ歳から18歳の子供は724人であるとわかりました。

国民健康保険税の均等割は、社会保険にはない、加入者一人一人にかかるもので、収入のない子供についても人数分の賦課がされています。

では、均等割によって子供1人に幾らの国保税が課せられていますか。均等割の1人当たりの賦課金額をお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

本市の平成30年度の国保税の均等割は、医療給付費分が1人につき2万4,900円、後期高齢者支援金分が8,400円、合計3万3,300円を、被保険者に対して賦課しているところでございます。なお、国保税の賦課につきましては、被保険者の世帯全員の所得額に応じまして、均等割等につきましては軽減措置を行っているところでございます。

均等割におきましては、軽減後の額といたしましては、先ほど申し上げました3万3,300円が、7割保険税軽減世帯ではお一人が9,900円、5割保険税軽減世帯ではお一人が1万6,600円、2割保険税軽減世帯ではお一人が2万6,600円に減額いたしまして賦課しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本市の国保の均等割は、医療給付費分が2万4,900円、後期高齢者支援金分が「6,400円」、合計で3万3,300円です。これが、収入のない子供にもかかってきます。子供が1人だと3万3,300円、2人だと6万6,600円、3人だと9万9,900円。子供の数がふえるほど均等割がふえていくのは、子育て支援に対する逆行ではないか、見直しが必要、と批判の声も挙がっています。

軽減措置があるという御説明でしたが、所得が低く、子供が多い世帯にとっては、7割減額されたとしても3万3,300円の3割、9,900円が、子供が1人ふえるごとに負担増となる点が問題なのです。しかも、支援分というのは、後期高齢者医療制度を支援するための保険料です。それを、収入のないゼロ歳の子供から負担させているのです。ですから、全国知事会も全国市長会も、子供に係る均等割軽減措置の導入を国へ要望しています。子供の均等割の減免は、子育て世代の支援策として取り組むべき課題ではないでしょうか。

そこで、子育て支援で、子供の均等割を廃止したり減免したりした自治体はあるのかお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

全国的に見ますと、それぞれの自治体の中には、国民健康保険税につきまして、18歳未満や高校生までの年齢制限を設定いたしまして、均等割の減免を実施している状況にあることは、本市でも把握いたしております。

年齢制限での均等割の減免につきましては、それぞれの市町村等によります自治体独自の制度でございまして、その減免内容は統一的なものではなく、さまざまな地域社会におきます諸事情等を背景といたしまして実施されているものと存じております。

その減免内容の一例でございますが、対象の被保険者の世帯全員の所得額に応じまして、対象者1人につき3割から5割減額、また、別の事例では、世帯の所得額に関係なく対象者1人につき3割から5割の減額、及び、世帯内に対象者が3人以上いる場合は、3人目以降の均等割につきましては全額免除を行っている自治体が、全国の自治体の中にはございます。そのような状況におきまして、熊本県内市町村におきましては、県の運営方針に基づきまして国民健康保険事業の健全運営を図るため、独自の均等割減免等を実施している市町村は、現在のところございません。

今後、社会情勢の変化等によりまして、国及び県の国保運営方針等の変更や税制改正等

が行われる際には、県を運営責任主体といたしまして、県下市町村とともに国保事業の安定化に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今御紹介があった、所得額に応じて3割から5割減免しているのは、愛知県春日井市、世帯内に18歳未満の子供が3人以上いる場合に、3人目以降を全額免除しているのは、埼玉県ふじみ野市や東京都東大和市。このように、子供の均等割額を減免する自治体が広がり、少なくとも25の自治体が独自に減免していることがわかりました。そして、9自治体が、高校生世代までを、所得制限なしで第1子から減免しています。愛知県一宮市は3割減免していますし、石川県加賀市は半額減免。全額免除は3自治体です。福島県南相馬市に続いて、来年度、福島県白河市と岩手県宮古市は実施予定となっています。

そこで、市長にお尋ねします。収入のない子供に国保税を課すことについて、均等割を課すことについて、市長はどう思われますか。また、子育て支援策として、子供の均等割を減免するおつもりはありませんか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市の国保税における高校生以下の均等割につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、被保険者の世帯全員の所得に応じて積算されておりまして、国保制度の基準に沿って、低所得世帯や中間所得層を対象として、均等割の7割、5割、2割の軽減措置を行い、それぞれの世帯ごとに税額を算定いたしております。

この所得の軽減基準額につきましては、国の制度基準及び地方税法等の一部改正に伴い、本市の国民健康保険税条例の一部改正を行い、軽減判定所得の引き上げや見直しにより算定し、賦課しておりますことから、適正に運用されているものと理解し、認識しているところでございます。

次に、子供の均等割の廃止や減免につきましては、先ほど市民部長がお答えいたしましたとおり、熊本県内や近隣町村におきまして、廃止や減免を行っている市町村の実施事例はない状況でございます。市町村独自の減免制度につきましては、全国的には、地域的な諸事情を考慮しまして、新制度開始に際しての激変緩和の一環の中で新たに取り組みされた自治体があることは、私も承知しております。

しかしながら、国民健康保険事業におきましては、財政健全化だけでなく、保険税等の平準化を図ることも目的の1つとして都道府県単位の運営を開始していることから、それぞれの市町村での独自の減免制度等は、その趣旨に相反するものでございます。本市におきましては、今後も、熊本県国民健康保険運営方針に沿った事業運営により、国保事業の健全化及び安定化に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 市長、私は、収入のない子供に国保税を課すこと、今、国保税を課していることについて、どう思われますかということをお尋ねしました。国保税の運用規則とか、それに従ってやっているのでは問題はないと思われるのでしょうか。違うと思います。なぜ、25の自治体が減免措置を独自にやっているかというのと、やっぱり、収入のない子供に、国保税を、均等割を課すのはおかしいと、子育て支援に逆行していると。ですから、国にも求めているし、独自でもやっていこうとって、そこそこの自治体で頑張っているんだと思います。ですから、収入のない子供に均等割がかかっているその矛盾とか、おかしさを、もっと受けとめていただきたいと私は思います。

石川県加賀市の例です。今年度から、子育て世代の負担軽減を図るため、子供に係る均等割を2分の1減免しています。対象は18歳未満の子供で、人数は753世帯の1,253人です。均等割額は1人当たり3万6,500円、医療費分2万7,600円プラス支援分8,900円。そして、減免額は1,657万円。財源は、国保加入者の所得割から、となっています。岩手県宮古市は、2019年度予算に子供の均等割の免除を計上しました。子育て世代の経済的支援が目的です。しかも、全ての子供の均等割を全額免除する、完全免除です。対象は、ゼロ歳児から高校3年生までで、人数は501世帯、836人です。均等割額は1人当たり2万5,400円、医療分1万9,700円プラス支援分5,700円。減免額は1,475万円。その財源は、一般会計からの繰り入れで、ふるさと納税のうち、「市長にお任せ」というのを活用するといっています。

市長、本市も、子供の均等割を減免する、26番目の自治体になろうではありませんか、と申し上げて質問を終わります。

最後に、市民の声から、市道新町灰久保線の安全対策について質問します。

小学生の保護者の方から、「人吉医療センターができてから、車の通行量がふえた。」、「スピードを落とさない車がいて、危ない。」、「子供の通学時間は一方通行にできないか。」などという声をお聞きしました。

そこで、この市道新町灰久保線が危険な道路だという認識はありますか。お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

御質問の、市道新町灰久保線は、老神神社入り口付近を起点としまして、終点はおおがスイミングスクール付近までの、延長約477メートル、幅員3.5メートルから9メートルの市道でございます。

議員御指摘の区間は、人吉医療センター北側に位置する区間で、老神神社入り口付近から医療センター第二駐車場付近までの、延長約212メートル、平均幅員5メートルで、小学校におきまして通学に使用する児童の通学路でございます。

市では、危険な道路としての認識はあるのか、との御質問でございますが、通学時に危険な道路であることについて、町内会などや警察、行政機関、PTA代表、校長代表で構成

します人吉市通学路安全推進会議では、危険である、という報告などは現在までございませんので、市といたしましても、この区間が特段危険であるという認識はなかったところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 当局には、危険であるという認識はないと。それは、人吉市通学路安全推進会議で報告が上がってきていないということなので、まず、保護者の方に、学校に対して、市道が危険であることを話していただくようにしたいと思います。また、私自身も、その情報をすぐに道路河川課の係の方に伝えていなかったことも反省します。

しかし、「道幅が狭いので、子供のすぐ脇を車が通って、ひやっとした。」、「うちの子には、車とすれ違うときにはとまりなさい、と言いつ聞かせている。」、「カラー舗装やスピード制限ができないものか。」という声は切実です。毎朝、大橋まで、子供さんの登校に付き添っている保護者の方もおられます。

そこで、市はどのような対策を考えておられますか。お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

塩見議員からの御指摘を受けまして、今後、人吉市通学路安全推進会議で現地の状況把握や、地元町内及び学校関係者がどのような対策を望まれるのか、まず御意見を伺いたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 私は、人吉市通学路安全推進会議待ちにならずに、市が独自にでもできる対策をとっていただきたいと思いますと思っていましたが、市道だからといって独自の対策をとれば、かえって混乱することもあるし、いずれにせよ、警察とも協議が必要であることも理解しました。答弁にあったように、現地を調査して、地元の要望を把握して、安全対策をとっていただくことを求めて、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、1番、塩見寿子議員から発言の申し出がございましたので、これを許可します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 先ほどの国民健康保険税の均等割の賦課金額の質問の際、後

期高齢者支援金分が「6,400円」と発言しましたが、正しくは「8,400円」でございますので、御訂正方よろしくお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

それでは、一般質問を続けます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員の犬童利夫でございます。

一般質問3日目の午後ということで大変お疲れとは存じますけれども、しばらくおつき合いのほどをよろしくお願いいたします。

梅の開花とともに、春の足音を感じているところでございます。ことしは暖冬ということで、梅の開花も例年より早かったとのことであります。この3月は、学校の卒業であったり、職場の退職であったり、別れと、また出会いの季節ではなかろうかと思っているところでございます。そのような中、この3月末日をもって退職されます職員の方々に、感謝とお礼を申し上げます。そして、定年退職の方だけでなく、早期に退職される方もおられるとのことで、寂しい思いではありますが、3月末日をもって退職されます職員の皆様に、これまでの長い間、市政の発展と市民の皆様の幸福向上に御尽力いただきまして、心から敬意と感謝を申し上げます。また、私個人に対しましても御指導いただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。そして、大変お疲れさまでした。これからも、健康に十分注意され、お元気でお過ごしいただき、これまで積み重ねてこられました経験を生かされて、市政発展のため御指導をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。

今回は、2項目について通告しております。1項目め、水道事業についてでございます。2項目めが、市民の声からについてでございます。

水道法の改正に伴う運営権の民営化に関する市の対応と、市民の声から、人吉市の観光PR及びふるさと納税の返礼品等に関することについて質問させていただきます。

まず、1項目め、改正水道法についてでございます。昨年12月6日に、水道事業法の改正水道法が成立いたしました。自治体が運営権を民間事業者に譲渡することなどが導入促進の柱、ということで報道されています。今回の改正水道法に関する本市の対応等について、お尋ねします。

経営改善や水道管の老朽化対策につなげるため、本年秋にも施行されるとのことです。特徴としては、民間のノウハウを取り入れた経営効率化にあるのではないかと聞いております。その水道事業の改正の目的と、その主な内容についてお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） 犬童議員の今期最後の一般質問として、水道事業を取り上げていただきまして、大変ありがとうございます。それでは、昨年12月6日に成立し、同月12日に公布されました改正水道法に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、改正の目的でございますが、人口減少に伴う水の需要減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講ずる必要があるためとされております。

次に、主な改正内容でございますが、大きく5つありまして、1つ目が、関係者の責任の明確化でございます。これは、国、都道府県、市町村、水道事業者等のそれぞれの責務が改めて規定されたものです。2つ目が、広域連携の推進でございます。特に都道府県に対しては、広域連携の推進役としての位置づけが規定されています。3つ目が、適切な資産管理の推進でして、当然ですが、水道事業者等に対し、水道施設の計画的な更新や耐震化など適切な管理が規定されています。4つ目が、官民連携の推進でございます。地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組み、いわゆるコンセッション方式が規定されており、水道事業の民営化と話題になったところです。5つ目が、指定給水装置工事事業者制度の改善でございます。指定給水装置工事事業者の資質保持のため、指定に関し5年の更新制を導入することが規定されております。なお、改正水道法の施行期日に関しましては、一部を除きまして、公布から1年を超えない範囲内において、政令で定める日から、となっており、現在のところ、平成31年10月1日施行が有力のようです。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたけれども、改正の内容の主なものは5つあるとのことでありましたが、その改正の概要の中で、広域連携の推進が掲げられております。都道府県の役割として、広域連携の推進役として規定されたとのことではありますが、具体的な動きとかそういうものがあるのか、お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

改正水道法の施行はまだ先になりますが、全国の多くの都道府県において、広域連携の推進に向けて動きが始まっております。熊本県におきましても、平成30年5月12日に、熊本県水道事業基盤強化推進協議会設置要綱を制定され、県内の6地区——これは有明、熊本中央、阿蘇、環不知火海、芦北、球磨の6地域でございますが——におきまして、地域協議会を設置されております。人吉球磨の全市町村の水道担当部署で構成される球磨地域協議会を、これまで3回、11月27日、12月20日、2月20日の3回でございますが、開催されておまして、協議会の事務局であります熊本県の担当部署から、広域連携等の手法や先進事例の説明を受け、広域連携化に向けた、実現可能な手法について検討を進めているところです。

球磨地域協議会の平成30年度のとりまとめとしましては、現段階では、施設の共同化等については、物理的な距離等から現実的なものではないので、短期的には、職員研修等の取り組みやすいものの実施に向けた検討を始める、というものになっておりますが、平成30年度

以降も来年度以降も継続されますので、他の地域協議会での取り組み等も参考にしながら、今後も、課題解決に向けて協議等を進めていくことになります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 現在、人吉球磨の全市町村で球磨地域協議会が組織され、広域連携に関する研修会であったり、平成31年以降も続けられるということでございますけれども、今後何ができるか、そういうものを協議を重ねている、と答弁をもらいました。改正内容のうち1つとして、官民連携の推進も掲げてあります。水道施設に関する運営権を民間事業に譲渡できる仕組みが規定されたとのことであります。

きょうの熊日新聞で、「工業用水民営化へ」ということで報道されておりました。有明、八代の工業用水道の運営権を設定し、民間事業者に譲渡するコンセッション方式を導入すると、県企業局は昨日、発表されております。全国初となるということでございます。上水道の民営化ということでも、以前、報道もあったところでございます。この制度のコンセッション方式についてお尋ねいたします。わかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

コンセッション方式とは、行政が公共施設などの資産を保有したまま、民間事業者に運営を委ねる方式で、2011年の民間資金活用公共施設整備促進法、いわゆるPFI法でございますが、この改正で導入されておまして、民間のノウハウを生かし、経営を効率化できるメリットがある、とされています。

水道事業につきましては、このPFI法改正時から、住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であれば、コンセッション方式を導入することができましたが、今回の改正水道法では、事業の確実かつ安定的な運営のため、公の関与を強化し、給水責任は地方公共団体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものでございます。なお、コンセッション方式は、あくまでも官民連携の選択肢の1つであり、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方公共団体が議会の議決を経て、地方公共団体の判断で導入するものでございまして、「改正水道法」イコール「コンセッション方式の導入」ということではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきました。コンセッション方式は、あくまで選択肢の1つということでありました。また、住民サービスの向上や業務の効率化などにメリットが見込まれる場合に、議会の議決を経て導入するというものであります。言いかえれば、住民の理解がなければ進められないと理解をしたところでございます。

仮に、でありますけれども、コンセッション方式を導入し、運営権を民営化した場合、

災害が発生したときに、その災害の対応や災害復旧に、国の財政的な支援などがあるのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

水道法改正に当たり、厚生労働省が示しています資料によりますと、コンセッション方式を導入した場合も、水道事業者は地方公共団体のままで変わりませんので、災害時の対応も、地方公共団体が事業の最終的な責任を負った上で実施することになり、復旧事業に対する国庫補助等の財政支援も、これまで同様に行われることになっております。

また、災害時の対応をどこまで民間事業者に委ねるかが、あらかじめ実施契約で定めることになっており、厚生労働大臣は、地方公共団体と民間事業者間の役割分担が明確に定めているかを確認した上で許可をしますので、民間事業者は、あらかじめ定められた明確な役割の範囲内で責任を分担し、地方公共団体と民間事業者によって確実に災害対応が行われることになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 最終的には、自治体が責任を負った上で災害時の対応がなされ、復旧事業に対する国庫補助等の財政支援はあるとのことで説明がありました。熊本地震で、改めて水のありがたさを痛感したところでもございましたが、水は市民の財産でございます。水質の低下が起きたりしないよう、市民のため、そして後世のため、このうまい水を守り続けなければならないと思っておりますが、官民連携の推進に関する水道局の今後の方向性について、お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

改正水道法の目的と内容に関する御質問の中で、水道の基盤強化を図る、という答弁をさせていただきました。この水道の基盤強化というのは、施設や技術、財政といった意味があるところであり、基盤の強化を図るというのは、安心・安全な水道を未来へつなぐという役割を担う水道事業者にとって、当然取り組み続けていかなければならないことと存じております。

老朽化した施設の強化を図るための財政の基盤強化として、平成29年9月議会で水道料金改定に関する条例案をお認めいただきまして、平成30年4月使用分から新料金を適用させていただいております。使用水量が少ない世帯では、以前よりお安くなっていますが、多くの世帯ではおおむね10%の引き上げとなっており、お客様であります市民の皆様にご負担をいただいておりますので、水道事業者である水道局としても企業努力を怠ってはいけないと存じております。そのため、企業努力としての官民連携の推進ということでは、現在、民営化ということではなく、他の水道事業者でも取り組んでおられるように、可能な限り組織をスリム化するために、部分的な業務委託について検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたが、組織のスリム化などについて検討して、現在は、部分的な業務委託について検討を進めているとのことでした。その組織のスリム化が市民の皆さんのサービスの低下にならないように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に入りたいと思いますが、新聞報道によりますと、全国で布設されている主要な水道管のうち、震度6強程度の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率は、全国平均でも三十数%と、まだまだ低いとのことでありました。政府が定めた国土強靱化基本計画では、2022年度末までに耐震適合率を50%以上にする、との目標が掲げてあります。厚生労働省は、改修工事のペースを加速させて、目標を達成したいとしています。本市の水道管について、その水道管の種類と長さ、そしてその耐震化率についてお尋ねします。また、水道管を耐震化する場合の優先順位や原城配水池などの施設を含む、耐震化へ向けた今後の計画について、お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） 私の声は眠りにいざなうような声をしているようでございまして、なかなか、この後、水道管等の説明をいたしますけれども、これもなかなか、余り聞いていて楽しいものではないかと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

まず、水道管の耐震化率からでございますが、本市が管理する水道管の種類・延長について、平成29年度末現在で御説明し、優先順位の考え方、耐震化へ向けた今後の計画について、順次お答えさせていただきます。

水道管の種類としましては、水源地から取水した原水を浄水場や浄水施設に送るための導水管、浄水場や浄水施設から浄水した水を配水池に送るための送水管、配水池から浄水した水を各家庭等に送るための配水管がございまして。また、配水管には、配水本管と配水枝管がございまして。直接、給水管を分岐しない大口径のもので、各水道事業体によって異なりますが、人吉市の場合、口径200ミリメートル以上のものを配水本管とし、直径200ミリメートル未満のものを配水枝管としております。水道管の全延長は28万4,642メートルでございまして、そのうち、導水管は2,226メートル、送水管は2万2,887メートル、配水本管は2万3,432メートル、配水枝管は23万6,097メートルでございまして。

次に、耐震化率でございますが、毎年、厚生労働省に報告しております水道統計調査の基幹管路、これは、先ほどの水道管から配水枝管を除いたものでございましてけれども、基幹管路の耐震管適合率でお答えいたします。

本市の平成29年度末の基幹管路の耐震管適合率は14.1%であり、ここ数年は年間1%程度の割合で改善している状況でございまして。なお、平成28年度末となりますが、基幹管路の耐震管適合率全国平均数値は、先ほど質問の中で犬童議員がおっしゃいましたとおりに、38.7%でございまして。熊本県の市町村平均では27.8%でございまして、本市はまだまだ低

い状況でございます。

次に、優先順位の考え方でございますが、先ほど水道管の種類の御説明をしましたが、耐用年数を超過し、耐震性が不足する水道管で根幹となる送水管、配水本管と、老朽化が著しく、漏水の多く発生する配水枝管でありますビニール管で供給している箇所や、災害時の拠点となる施設等も考慮しながら改良しているところでございます。

次に、耐震化に向けた今後の計画を進めることは、地震等の災害に備え、安心・安全で持続的な水道水を供給する上で非常に重要なことと理解しているところでございます。本市の場合、先ほど申し上げましたように、国・県の平均耐震化率と比較しますと、低い数値でございます。今後も料金収入が減少し、耐震化の予算でございます建設改良費につきましても限られた予算となり、一足飛びにはいきませんが、平成27年度に策定しました人吉市水道事業ビジョンに基づき、また適宜見直しを行いながら、現在進めております原城配水池等の施設耐震化更新も含めて、計画的に取り組んでいく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 詳しく答弁いただきました。導水管、送水管、配水本管配水枝管、いろいろ、距離にして相当数あるようでございます。また、耐震適合率も14.1%ということで、年に1%ぐらいの改善率と言われましたけれども、逆算しますと80数年かかるということで、私たちはいない世の中になっていると思うんですけれども、一歩ずつ、やはり進めていっていただきたいと思います。

先ほど答弁ありましたように、災害時の避難施設や拠点となる施設等も考慮しながら改良されているということで、今後も、地震等の災害時に備え、持続的な水道水の供給をお願いしたいと思います。また、地震の災害時に備え、持続的な水道水を確保するためにも、以前も提案させていただきましたが、飲料水兼用の耐震性貯水槽についても、検討の俎上に挙げていただきたいと思ったところでございます。よろしく願いいたします。

次に、市長にお尋ねいたします。改正水道法に基づく民営化と、また水道施設の老朽化対策や水道管の更新などについて、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

改正水道法の目的と内容につきましては、犬童議員の御質問に対し、水道局長がお答えいたしましたように、水道事業が直面している課題に対応するため、国、都道府県、市町村、水道事業者などのそれぞれの責務の確認や広域連携の推進、官民連携の推進など、水道の基盤の強化を図るために必要なものであり、それぞれの地方公共団体が、その区域の自然的・社会的諸条件に応じて、検討・判断していかなければならない内容であると存じます。

特に官民連携の推進に関しましては、民間のノウハウを生かし、経営を効率化するというのは私の基本的な考えではありますが、現段階では、水道事業へのコンセッション方式の導

入は事業規模の大きい事業者向きであり、現時点での本市の水道事業に関しましては、可能な範囲内での個別の業務委託による経費削減が、現実的であると判断しているところでございます。

また、水道施設の更新や耐震化につきましても、先ほど水道局長がお答えしましたように、限られた予算となりますが、市民の皆様の生活に御迷惑をおかけしないように、老朽施設の更新と水道管の耐震化のバランスを図りながら、着実に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 官民連携については、効率化について進めなければいけないということで答弁もいただきました。また、バランスを考えて、耐震化も進めていきたいということでございました。確実に、先ほども申し上げましたけれども、耐震化そういうものについては、進めていただきたいと思っております。

厚生労働省によると、我が国の水道は97.9%の普及率であり、安全でおいしい水を達成しているとのことであります。特に小規模自治体ほど、人口減少に伴う水道料金の収入の基礎となる水需要も減少していき、給水原価が供給単価を上回る、いわゆる原価割れを起こすことが予想されているとのことでございます。これから、いろいろな課題解決をしながら、将来にわたり安全な水の安定的供給を維持していくためには、やはり第一に、先ほどから申されておるとおり、基盤強化をすることが最重要であると思っております。よろしく願いいたしまして、水道事業についての質問を終わります。

次に、市民の声からでございます。

人吉市内の観光宣伝の現状と観光パンフレットの設置場所等について意見がありました。また、ふるさと納税に関する、その返礼品などについて意見などがありましたので、質問してまいりたいと思っております。

観光宣伝の現況とパンフレットを活用したPRについて、お尋ねいたします。市長の施政方針の観光関係で述べられておりますが、広報宣伝活動を実施されたとのことで、その具体的な宣伝活動の現状と、パンフレットによるPRと、設置されている場所等についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

観光宣伝の状況ということでございますので、まず、こちらのほうから御説明いたします。

観光宣伝といいますのは、大体、今までは、郷土芸能の方々と一緒に、長崎博とか広島博、そういったイベントが多くあっておりましたので、そういうところに行ってパンフレットを配ったり、郷土芸能を披露したり、議員のお父様とも一緒にやってきましたので。そういうのを主にしておりまして、これがだんだんと、インターネットの普及によりまして減ってきておりました。それが、震災後、一気に、人吉市には1万5,000人の宿泊のキャンセルがあ

り、金額にしまして2億5,000万円の損失ということがございまして、観光宣伝をもう一度やりました。なぜやったかという、人吉市は元気です、というのをいかにPRして、マスコミに取り上げていただいて、風評被害をとにかく取り除こうというのが主でございました。これに取り組んだのが、震災後、大体1年近くやってまいりまして、福岡の都市圏を中心に、一番お客様が多いところがございますから、それから鹿児島中央駅で、これはさくら会の皆さんとか観光協会の皆さんとか一緒にマイクロバスで行って、エージェントを回ったりしました。そういう宣伝もやってきたわけです。そういうのはだんだんと少なくなってまいりましたが、今、それに対しましてふえてきているのがインバウンドでございます。かつては1,000人台とか2,000人台がやっと来るようなものだったんですけれども、八代港にクルーズ船が来るようになりまして、非常に一気にお客さんがくると。台湾、韓国、それから香港、中国もいらっしゃいますけれども、そういう方が非常にふえたということで、私ども、台北国際旅行博とか、台湾、香港へのエージェントの訪問PRに最近はちょっと力を入れているところがございます。観光協会ともずっと一緒にやっております。

平成29年度でございますけれども、一番、外国のインバウンドの方がいらっしゃるという東京スカイツリーで、1つのブースに参加をいたしまして観光宣伝をやっております。また、高雄国際旅行博、台湾でございますけれども、観光宣伝に行きました。

それから、平成30年度でございますけれども、着地型のJRのキャンペーンが始まるということでございますので、イベントにも参加しておりますし、また7月豪雨がございましたので、肥薩線の運休対策を何とかせんといかんということがございましたので、このときには、もう一度、鹿児島のエージェントまわりとか、鹿児島中央駅での観光宣伝もやってきたところがございます。

パンフレットの活用方法や設置場所ということでございますが、今、私どもが一番中心になっているのは総合パンフレットでございます。それから「くるるんマップ」、地図でございます。この2つが一番中心でございまして、毎年大体20万部ほど作成をいたしております。最も多く活用していただいておりますのが宿泊施設関係でございまして、そこにお泊まりになるお客様が、この「くるるんマップ」を貰って、市内をめぐっていただくという活用が一番多いようでございます。大体在庫がなくなりますと、1,000部単位で、私ども観光振興課へ取りに来ていただいているという状況でございます。

また、パンフレットに関しましては、おひな様、今ちょうど各会場ございます、そういうところに置いて、また回っていただくということもございます。それから、総合パンフレットにつきましても、大体1万から1万5,000部、平成28年は2万6,000部でございましたけれども、これは駅の観光案内所とか石野公園、先ほども申しました各旅館関係。それから、これは市外に置いてございまして、観光施設といたしましてはグランメッセに置いてあります。それから新八代駅の観光案内所にも置いてありますし、熊本駅とか城彩苑、それから鹿児島中

央駅、博多駅、鹿児島空港、それから銀座熊本館にも置いております。そういうところに設置をしまして、市内で開催されるイベント、各種会議での配布、個人旅行者への郵送などもやっております。また、市議会に行政視察でいらっしゃるときにも配布をいたしております。それから、私どもがつくっているものではございませんが、これはよく御存じかと思いますが、球磨焼酎組合がつくっている小さいパンフレットがございます、これも結構活用しております、行政視察で皆様方と一緒にいったときに、議会事務局が準備してくれまして、各20枚ずつ配布するように割り合てがありまして、それも配布して焼酎の宣伝もしているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 部長から、宣伝活動あるいはパンフレットの配布等々、詳しく述べていただきました。そのような活動が実り、観光客が増加しているということであると思えます。感謝しているところでもあります。

それと同時に、観光客へのおもてなしが非常に大切になってくるものだろうと思っております。また、おもてなしについても、先ほど紹介もあっておりますけれども、いろいろ活動されていることは承知しているところであります。団体客のみならず、単身の客であったり、個人の少数の観光客にもやさしいまちであるために、やはり親切さは大切であろうと思っております。

人吉インター周辺では、私自身もよく見かけるのでございますけれども、地元の方もおられますが、中には、旅行客の方がキャリーバッグを引きながら、そして片方の手でスマホを操作しながら歩く姿をよく見かけます。スマホの地図を示されて、「〇〇はこっちの方角でいいのですか」と道を尋ねたり、目的地の方向を聞かれたりすることもあるようでございます。宿泊を計画されて来られる観光客は宿泊を予約されてから、そしていろいろな情報をもとに旅行をされる方がほとんどだろうと思っております。中には、ぷらっと旅に出たとか、また、日帰りで旅行される方などもおられると思えます。旅行先で、その情報を求めるとすれば、やはり鉄道を使われる方は、そのほとんどは、先ほど紹介がありましたように、駅であったり、観光案内所であったり、そういうもので案内してもらったり観光パンフレットを貰ったりされて情報を得ておられると思っております。

また、車で来られたり、高速バスなどを利用される観光客の方は、人吉インターを出られてから、その近くで仕事をされている店舗や事業所であったり、スーパーやガソリンスタンドであったり、またナビゲーションを活用される方もおられると思えますが、まずは人がおられるところを探し、立ち寄られて、行きたいところの地域や食事や温泉などの情報を聞かれるのではなかろうかと思えます。例としてでありますけれども、ある店舗に観光客の方が車で立ち寄られて、「お風呂に入り、食事をしたい。この近くにいいところはないです

か。」と尋ねられたとのことです。温泉と食事をする場所をなかなかさっと思いつかずに、あるホテルを紹介されたとのことでもございました。その日はたまたまであったかもしれませんが、風呂は掃除中に入れなくて、食事も予約がないから受け付けられません、ということでした。その観光客の方は、帰り道に、尋ねられた店舗に立ち寄られて、紹介されたところはお風呂も食事もできませんでした、ということで、わざわざ立ち寄って帰られたそうです。中には、ある観光施設の事業所を紹介されたときには、理由は聞いておりませんが、もちろん、門前払いを受けたということで、帰り道に、また立ち寄られて、人吉には二度と来ません、という捨てぜりふ的なことを言って帰られたということで、紹介された御本人も非常にショックを受けておられたところでもございます。

いろいろ考えさせられる事案ではありますが、人吉インター付近には観光客が立ち寄られるような店舗であったり、事業所であったり、もちろん、その店舗や事業所の御了解、承諾は必要だと思いますけれども、人吉市の観光につながる情報を紹介したパンフレットなどを設置することはできないか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

今、議員が申されましたように、観光客の方がいらっしゃって、非常に不愉快な思いをした、と。これは永遠の課題でございまして、そのたびに観光協会がやっておりますおもてなし講座の中で、事例を挙げながら、こういうことは皆さんだめですよ、と指導をしているんですけれども、なかなか直りませんが、力を入れてやっていきたい。これは、数は少なくなっていると思っております。

それから、インター周辺とか人吉市内での観光パンフレット関係、案内でございまして、平成元年に非常に議論がございまして、まず、インターから出て、どうやったらまちに行けばいいのかということで、交通標識を観光協会や観光課の職員が手づくりで、木で「高速道路はあっち」というものをつくったことがございました。インター周辺ということでございまして、インター周辺の商店や事業所のパンフレットにつきましては、多くの場所で観光情報を入手できるように、平成17年でございましたけれども、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーンでガソリンスタンドに、それから平成18年度にはコンビニを中心に、観光便利どころ推進事業をやりました。観光パンフレット、マップを設置いたしまして、皆さん覚えていらっしゃいますでしょうか、「観光マップあります」というのぼりをつけていただきまして、ここに行けばマップがありますから、というものをやったことがございます。これは、ガソリンスタンドで40件ほど、コンビニでは14件ほどでございましたけれども、これは市内だけではなく、郡市でも、ということでやっております。これは旬キャンの事業でございまして、インター周辺の事業所様におきましても、マップを中心に、パンフレットを設置していただいたということがございました。

また、パンフレットの補充につきましては、観光振興課に取りに来ていただいたり、私が

電話を受けましたときはコンビニに持っていったり、そして、いろんな苦情も一緒に聞いていました。そういったところを1件1件回って意見を聞くことをやっていたのを、今、懐かしく思い出しました。10年経過いたしました現在ですけれども、継続して実施している事業所は非常に少なくなっておりますので、もう一度見直したいと思っております。

それから、観光案内所の中心的な部分も、おっしゃったように人吉駅、観光案内所でございますので、観光情報はそこへ行けば必ず入手できるわけでございますけれども、人吉市の駅に次ぎますアクセス拠点としましては人吉インターでございますので、この交差点に大きな看板があることはあるんですけれども、それだけではなかなかわかりませんので、そのためには今指摘をいただきましたので、観光便利どころ推進事業をもう一度参考にしながら、検討してまいりたいと、対策を講じてまいりたいと思っております。

それから、今後、蟹作のスマートインターチェンジができますので、この周辺も含めまして、あわせて鬼木、蟹作ということでその辺も対策を講じてまいりたいということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 詳しく、平成元年から平成十七、八年の話までさかのぼって紹介していただきました。

現状はネット社会であるということは、十分認識しているところではあります。先ほど、昔懐かしい、と言われましたけれども、私たちまだまだアナログ的なところもあるものですから、アナログ的なものも積極的に活用することも、やはり必要ではなからうかと思えます。対策を講じていきたいということでございましたので、ぜひ設置の方向で検討をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、ふるさと納税に関する返礼品についてお尋ねいたします。

ふるさと納税に関しましては、これまで多くの同僚議員が質問されてきたところでございます。その返礼品について、お尋ねいたします。

ふるさと納税の大きな意義として、その理念につきましては、これまで幾度となく説明されています。納税者が寄附先を選択する制度であり、生まれ故郷であったり、お世話になった地域、これから応援したい地域等々、その地域の力になれる制度であることから、自治体側としては、選んでもらえるために返礼品競争が過熱化しております。国におきましても、いろいろ議論されているところでございます。

本市は、平成29年度は1億6,600万円を超える寄附があり、平成30年度は、1月末日時点で2億3,000万円の寄附を全国の皆様からいただいたと、市長の所信の中で述べられております。本市のふるさと納税について、昨年同期と比較した本年度の現状と、体験型の返礼品の実績について、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

今年度のふるさと納税の2月28日時点での実績でございますが、件数が9,371件、寄附額が2億4,362万1,633円となり、昨年2月28日の実績と比較いたしますと、件数が3,505件増の約160%、寄附額が8,266万7,825円増の約151%で推移しております。

また、今年度のひとよし温泉春風マラソンなどの体験型返礼品の実績でございますが、全部で13件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 昨年と比較して、寄附件数は160%を超えている、寄附額でも150%を超えて推移しているとのことで、大変ありがたく思ったところでございます。体験型の返礼品の件数は少ないように思いましたが、このことについては、また後でお尋ねしたいと思っております。

寄附金は、子供たちを応援する事業、地域で支え合うまちづくりのための事業など、6つの事業の用途があるとのことでございました。寄附をされる方が寄附金の使い道を選べるということで、その使い道を選択された事業のうち、多かったもの及び寄附額の内訳と具体的な活用例について、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

本市に寄附をしていただく際には、6つのメニューから寄附金の使い道をお選びいただいております。今年度、最も寄附額が多いのは、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業で、約9,600万円。次に、将来の地域を担う子供たちを応援する事業が約6,300万円。3番目に、その他目的達成のために市長が必要と認める事業で、約4,400万円となっております。

今年度の寄附金を活用した事業でございますが、小学生の学力向上や学習意欲を高めることを目的としたパワーアップ教室事業や、地域の安全・安心を実現するための防犯灯設置事業など、さまざまな事業に活用しております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 使い道を選択された中で、ふるさとの自然環境のためや子供たちを応援する事業が多かったということで、大変うれしく思っているところでございます。また、その使い道については、小学校の学力向上や、あるいは防犯灯などにも活用されているということで、今後もまた寄附などふえればよいなと感じているところでもございます。

次に、事業所等への説明についてお尋ねいたします。

平成28年度寄附額が全国トップになりました宮崎県都城市は、平成29年4月1日に総務省

から出された通知により返礼品等の見直しをされ、平成29年度の実績は、平成28年の3分の1までに減少したということが報道されておりました。また、都城市以外にも、返礼品の見直しをすることにより、寄附額が減ったという先進地もあることが報道されておりました。平成31年度ふるさと納税の法規制で、返礼品は寄附額の30%までということで、政府はことしの2月8日に、2019年度地方税制改正の関連法案を閣議決定したことが報道されておりました。

本市の方針としては、ふるさと納税の趣旨を逸脱することなく、節度を持って取り組み、本地域の特産品や観光資源を返礼品にするなど、本市の基本的な考え方として取り組んでいくということでありました。総務省の通知や事務連絡など、返礼品に携わっておられる事業者等への説明会の実施状況などについて、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品出品に関する事業者説明会は毎年行っており、今年度は、昨年7月に、既存出品者向けと新規出品者向けをそれぞれ各1回行っております。いずれの説明会におきましても、総務省の通達など、ふるさと納税を取り巻く状況や本市のふるさと納税返礼品に関する方針などを説明した後、返礼品のPRに成功している先進事例の紹介や、寄附者選ばれやすくなるネットでの掲載の仕方などのアドバイス、それから、出品に関する事務手続などの説明を行っております。

次年度も同様の説明会を予定しておりますが、返礼品の出品につきましては、説明会の出席の有無にかかわらず、随時お受けいたしております。

また、出品に関する御相談につきましても、常にお受けしております。ふるさと納税返礼品への出品を希望される場合は、企画課シティプロモーション推進室のほうで対応させていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、答弁いただきました。定期的な事業所説明会を実施されているほか、返礼品に関する相談など随時に受け付けておられるとのことで、返礼品の数も、事務局にお尋ねしましたところ、平成29年度に比べて2倍近くになっているということをお聞きしました。そういうことから、寄附がふえた要因だろうとも思っております。

先ほどの答弁で、本年度2月末現在で寄附件数が9,370件を超え、寄附額でも2億4,360万円を超えて推移しているとのことでありました。目標に今少し、というところがございますけれども、これだけの多くの全国の皆様から寄附をいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

返礼品につきましては、ふるさと納税の趣旨を尊重しながら、返礼品について、地元業者の方々へ説明や相談に乗られるなど、また、事業者の御理解と御協力があり、返礼品の質・

量ともに充実した結果であると思っております。いろいろなPR活動や担当職員の方々の調査・研究活動等々、その努力が実った結果であると思ったところでもございます。取り組んでおられる全ての方々に、心から感謝を申し上げたいと思います。今後とも、調査・研究を重ねられて、本市の魅力をPRし、進めていただきたいと思います。

次に入りますけれども、返礼品の1案としてでありますけれども、いろいろ知恵を出されて工夫を重ねられているところであります。人吉市の返礼品を見てみますと、農産品、肉類、水産物のアユや加工品、焼酎、お茶、お菓子類、衣類、工芸品のきじ馬等々、多くの品々が用意されております。また、体験サービスとして、ラフティングツアー体験やゴルフサービス券など、また宿泊券などいろいろなプランが用意されております。

一昨年、宮原議員の質問の中で、山形県天童市を紹介をされていましたが、天童市は寄附額に応じた返礼品のほかに、市在住以外で1万円以上を寄附された方全員に、選べるプレゼントとして、将棋の駒のストラップや天童市産のお米のお楽しみセットなどがあり、将棋の駒のストラップには3文字まで名前を入れて、返礼品と同様に発送をされているそうです。将棋の駒の図柄も多くあるようでございまして、マニアの方など、やっぱりリピーターとして大いに期待できるのではなかろうかと思ったところでもございます。私の知り合いの中に、数人の方が同じような将棋の駒のストラップを持っておられ、人吉市も何か考える必要があるのではないか、と意見があったところでもございます。今は携帯電話が主流のようでもございますけれども、財布であったり、あるいはバッグであったり、ストラップをつけておられる方も多く見かけるところでございます。人吉市の工芸品として、きじ馬が返礼品としてあるようではありますが、きじ馬やアユ、焼酎瓶の形をしたネクタイピンであったり、襟章であったり、ストラップであったり、名前入りで選べるプレゼントとしては考えられないか、お尋ねいたします。

提案としてもう1点ですけれども、寄附された地域への旅行券も、返礼品として可能との総務省の見解がありました、これは報道されてもございました。これまでも、ラフティングやゴルフのサービス券などの体験型の返礼品もあるようですが、本年度の体験型の返礼品は、春風マラソンなどの実績で13件であったとの答弁でありました。これまで、余り返礼品としては選ばれなかったようではありますが、寄附の額であったり、期日の問題であったり、いろいろ日程などの設定の難しいところはあると思われませんが、例えば期日を限定したラフティングと宿泊をセットにした返礼品とか、また、春風マラソン参加や日本遺産めぐりなどをセットにした宿泊など、返礼品として考えられないか。そして、寄附額が大きくなるかと思っておりますけれども、国宝挙式プランと宿泊のセットなども考えられると思っておりますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

まず、携帯電話等のストラップやクリアファイルなどの選べるプレゼント、いわゆる返礼

品のおまけとしてつける取り組みについてでございますが、市が有償でプレゼントを購入して、寄附者にお届けする場合は、返礼品と見なされ、結果として寄附額の3割を超えてしまう可能性があるため、現時点で、プレゼントをおつけするのは難しいと考えます。

次に、ラフティングなどの体験型商品と宿泊券をセットにした返礼品についてですが、現在はそのような返礼品の取り扱いはございません。しかしながら、体験型商品と宿泊券がセットになった返礼品は、宿泊のみ、あるいは体験のみという単体での返礼品よりも、地元への経済効果がより多く見込める返礼品となり、本市としましても、新たな返礼品として導入したいと考えております。

複数の商品を組み合わせる返礼品は、事業者間の連携が必要になってまいります。事業者間の連携を図り、体験型商品と宿泊券がセットになった返礼品の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたけれども、選べるプレゼントについては、返礼品として別におまけとすれば、結果として返礼品の3割を超える可能性があるのでは、難しいだろうということでありました。返礼品の追加や、あるいは10月の消費税に関する見直しなどもあるかと思えます。そのようなときに検討してみることも、一案ではなかろうかと思っております。ぜひ検討方お願いしたいと思います。

また、体験型と宿泊をセットにした返礼品については、実現に向けて進めたいと、前向きの答弁をいただきました。ぜひ、事業者の方と協議などを進められて、進んでいただきたいと思えます。ぜひ、ふるさと納税制度を通じて本市の独自の魅力を発信し、これからも人吉市を応援したいと思っていただけるよう進めていただきたいと思えます。人吉市という名前を広くPRし、地域経済の活性化や交流人口の増加につながれば、人吉市の観光と地元の企業発展にもつながると思っております。これからも、きめ細やかな対応で、しかも大胆な発想で、本市の特産品とともに人吉市の観光についても一緒に売り出していきたいと思えます。よろしくお願いたします。

これで、今期、平成最後の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時49分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の井上光浩でございます。

国の内外、天地ともに平和が達成される、この意味が込められました元号、平成最後となります3月定例議会一般質問の最終質問者を務めさせていただきたいと思っております。

今回の一般質問の項目要旨は、施政方針より、企業誘致活動を含めた現状は、市民の声より、人吉市一般職非常勤職員の任用について、交通体系についての3点であります。

まず、企業誘致活動を含めた現状は、の質問に入る前に、議長のお許しをいただきまして、関連として少しお時間をいただきたいと思います。

平成31年3月1日、2日、3日は、私にとりましては人生において忘れることのできない三日間でありました。それは、皆さん方御存じのとおり、3月1日は、人吉球磨管内の県立高等学校において卒業式が挙行された次第です。私の母校であります熊本県立多良木高等学校は、熊本県教育委員会による高校再編・統合決定により閉校が決まっているにもかかわらず、入学してくれた67人の最後の卒業式でございました。67名が学びやから巣立っていきましたけれども、翌日3月2日は閉校式、3日は、私も在籍しました野球部の閉部式が行われました。残念ながら、私は閉校式にしか出席することができませんでしたけれども、閉校式には、公務多忙の中、松岡隼人人吉市長は来賓として御出席をいただき、この場をかりて心より厚く御礼を申し上げます。感謝申し上げます。

今回の閉校に当たり、多良木高校は、大正11年、多良木他8カ村学校組合立多良木実科高等女学校として開校されました。昭和26年、熊本県立多良木高等学校と改称し、本年3月をもって97年の歴史に幕を下ろします。これまで、女学校、高等学校をあわせ1万8,468人の卒業生を数え、閉校式には、本年度卒業生、地元はもとより、全国各地から同窓生、そして今まで多良木高校を支えていただきました方々が約1,000名近く、多くの方が出席をされました。式において、熊本県教育委員会、熊本県議会、各代表の方が御挨拶をされましたが、会場からは誰一人一切の拍手もない状況を目の当たりにして、決定していたとはいえ納得がいかない気持ちのあらわれであったと思っております。さらに、母校がなくなるという経験をし、改めて、青春の夢を育んだ学びやのことを長く記憶にとどめていきたいと思ひながら、帰路についたところであります。

つけ加えるならば、人吉球磨管内においては、3月7日、3月8日には、県立高校の後期入試が行われております。全学校において、募集人員に対し定員割れの状況でもあります。閉校を経験した私たちのような思いをすることがないように、行政と私たち議員も一緒にこの人吉球磨を盛り上げていかなければならないと、改めて意を強く持った次第です。少し長くなりましたが、質問に入りたいと思ひます。

今の高校再編・統合の状況を踏まえながら、今回は、企業誘致活動を含めた現状について質問をいたします。

よく、少子高齢化・人口減少と、枕言葉のように毎日のように聞く日々であります。本市における生産年齢人口の減少、そういったことを踏まえながら、本市の就業動態はどのよ

うな状況にあるのですか。まず、基礎となる部分をお聞きいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

現在の市内の生産年齢人口、それから就業動態ということでございます。就業動態は第1次産業、第2次産業、第3次産業ということでお答えいたします。

まず、市内の生産年齢人口でございますが、15歳から64歳までの人口ですので、平成30年10月1日現在で、男性が8,067人、女性が8,392人、合計1万6,459人でございます。

それから、就業動態、これは直近のデータということで、平成27年の国勢調査でございますけれども、第1次産業が1,255人、第2次産業、2,952人、第3次産業、1万1,592人でございます。

それぞれの産業の主なものといたしましては、第1次産業では農業、第2次産業では製造業、第3次産業では医療、福祉、それから卸・小売が多いという状況でございます。

このような状況におきまして、議員も申されました、近年の少子高齢化の進展と都市部への人口流出に伴いまして、いずれも年々減少傾向で、県内14市の中では熊本市と合志市以外は全ての市において、同様の状況でございます。特に都市部への人口流出につきましては、ハローワーク球磨の人吉球磨管内高校卒業者の進学・就職動向を申し上げますが、平成29年卒業生755人、このうち進学された方が453人、就職を希望された方が302人で、そのうち人吉球磨管内で就職を希望された方が63人という状況であります。このような傾向が長年続いてきましたことが、生産年齢人口減少の大きな一因であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 63人という方が人吉球磨管内に就職されたということでございますけれども、これは数字が示すとおりであります。はっきり申し上げて、ここにいらっしゃる皆さん方、たったそれだけか、と多分驚かれていますと思いますが、私も驚きました。これの大きな要因としては、少子化もあると思いますが、都市部に就職される方とこちらに残っていただく方、生涯年棒が違うからです。それが最大の理由であると思います。働く場所はあるけれども、しかしながら、ミスマッチがある、生涯年棒が違うということになってくると私は思っておりますけれども。

松岡市長は、施政方針の中で、今日まで新たな企業誘致に取り組むことがなかなかないませんでした、という趣旨を施政方針の中に盛り込まれております。これは理解するところであります。1,700を超える地方自治体の中では、この問題は大きな問題としてあると思いますので、そこを強く申し上げるところではありませんが。

では、今まで、どのような業種に、どのようなアプローチをされてきたのか、企業誘致、アプローチという言葉を使いましたけれども、企業誘致をされてきたのか、この実績につい

て、4年間の実績をまとめられていると思いますのでお尋ねをいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

4年間の業種、どのようなアプローチかということでございます。企業誘致活動の4年間の実績といたしましては、平成27年度には72件、平成28年度に54件、平成29年度に93件、平成30年度に122件の企業訪問、協議等を行ってきたところでございます。具体的に申し上げますならば、平成26年3月に、内閣府に認定されました地域資源を生かしたハラール促進区を実現するための地域再生計画に基づきまして、進出を表明いただいております株式会社カミチク様を初め、食品製造加工業、物流関係企業を主なターゲットといたしまして、これまで企業訪問を重ねてまいりました。

一方、近年では、それ以外の製造業からも、人吉中核工業用地を中心に、お問い合わせをいただいている状況ですので、具体的な話を伺うために企業訪問、現地視察の対応も行ってきたところでございます。

また、人吉球磨管内の労働市場を業種別で見ますと、一般事務職において、やりたい仕事に就けていない、いわゆる求人と求職のミスマッチが生じております。このような状況を踏まえまして、一般事務系の仕事をふやすために有効な手段となっておりますIT企業等の誘致にも取り組んでまいりました。特に今年度は、地方創生推進交付金を活用いたしまして、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまれば、ひいては本市全体を、全国のIT系企業等にとりましてビジネスチャンスがある魅力的な場所と広く認識していただくことを目的といたしまして、IT系企業等を対象に、こちらから企業に出向いて行くのを、企業の方々に本市に足を運んでいただくということもございまして、本市の地域課題をITで解決していただくということで、アイデアソンとハッカソンも開催したところでございます。

さらに、産業支援の観点から、既に立地いただいております地域企業のほうも積極的に行ってまいりました。その結果といたしまして、平成27年度には株式会社村田産業様、それから、平成28年度には共栄精密株式会社様、人吉アサノ電機株式会社様、それから、平成29年度には山下機工株式会社様、さらに、平成30年度には森松工業株式会社様が工場を増設または工業用地を取得していただきまして、新たな雇用の場を創出していただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 8番。井上光浩議員。

○**8番（井上光浩君）** 4年間で、延べ341件回っていらっしゃるようであります。先ほど答弁の中でありましたけれども、増設されて雇用を生むというのは1つにカウントされないということでお聞きをしておりましたので、新たな企業がまだ見つからないという状況で、今質問をしております。実際は、増設をしたり増員をしていただいた企業があるということは理解をした上で、今質問をしておりますが、やはり、地元の方々、新しい企業の進出を望

んでおられるのは、もう皆さん方よくわかっていらっしゃると思います。そこで、何でも売り込む場合には、企業誘致に際しても、優遇措置、人吉市としてはこういうものが用意できますよ、というのが必ず必要だと思います。お願いします、来てください、では来れないわけですから、そういったことについては優遇措置はどのように示されてきたのか、その点についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

本市の優遇措置といたしましては、大きく3つの支援制度を設けております。優遇の対象となる基準といたしまして、投資額2,000万円以上、かつ工場を新設する場合は新規雇用者が5人以上、それから、工場を増設する場合には3人以上というのが1つの条件でございます。1つ目の優遇措置です。工場等建設補助金でございます。市有地を取得されまして、1億円以上の設備投資をいただいた場合、用地取得費の30%を補助しております。また、用地をリースの場合には、12カ月分の賃料の50%の補助をいたしております。

2つ目の優遇措置です。雇用奨励金でございます。市内に工場を新設または増設していただきまして、市内の居住者を、新たに1年間継続して雇用していただいた場合には、新規雇用者1人につき20万円を助成いたしております。

3つ目の優遇措置でございます。これは、固定資産税、都市計画税の課税免除・減免措置でございます。操業開始初年度から3年度目までを100%減免いたしまして、4年度目から5年度目につきましては50%減免ということにいたしております。なお、工場等建設補助金及び雇用奨励金につきましては、いずれも補助金額の上限を設けさせていただいております。企業訪問等で説明を行う場合には、これら市の優遇措置に加えまして、県の支援制度がございますので、熊本県企業立地促進補助金、それから不動産取得税の課税免除、熊本県企業立地促進金融融資制度をあわせまして説明をいたしまして、県とも協調しながら、現在、企業誘致活動を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 8番。井上光浩議員。

○**8番（井上光浩君）** やはり、こういった優遇措置を示しながらされているということであり、これだけの優遇措置を提示しても、新規としては何ら結果が出なかったということは現実であります。ただ、県のほうと相談をされる、協議されるということは、本当に努力が要ると思いますが、新聞報道等を見ますと、県北においては誘致がかなっているように私は感じます。県南には少し、こういった話は余り届いていないなというのが、私の実感であります。皆さん方はどう思われるかはわかりませんが、私は個人的にはそう思っております。県北が多いな、と思います。

では、これだけの優遇措置を示されても、なかなか進まない。そういったことで、担当部署におかれては、これにさらなる検討も重ねてこられたのか、こられなかったのか。それ

についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

検討してきたか、ということでございます。先ほどお答えさせていただきましたように、それぞれございました支援制度につきましては、定期的に、ほかの自治体との比較検証を行っているところでございます。現時点におきましては、県内14市と比較いたしましても、本市のは遜色のない内容であると判断をしております、特に固定資産税、都市計画税の課税免除・減免措置は、御案内してきました企業から、大変魅力的だという高評価はいただいているところでございます。

また、企業誘致の重要施策の1つといたしまして、IT系企業等の誘致に力を入れておりますが、今年度はIT系企業等への優遇措置といたしまして、人吉市サテライトオフィス等誘致事業補助金を整備しております。これは、本社が人吉球磨地域外に所在する企業を対象といたしまして、人吉市内に、事業所を賃借によりまして新設する企業へ、家賃の補助を行うものであります。補助の条件といたしましては、本社従業員を1名以上配置していただく。それから、人吉市内から、1名以上新規雇用していただくようにいたしております。

このように、誘致しようとする業種に合わせた優遇措置も新設しているところでございまして、今後も、時代の変化や企業のニーズに即しまして支援制度となるよう検討を継続してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 8番。井上光浩議員。

○**8番（井上光浩君）** そういうふうに取り組んでいかれるということで、IT関係、サテライトオフィス、これは松岡市長におかれましては、市議会議員のときから造詣が深かったと私も認めているところであります。また、それを誘致されたということについても評価をするところでありますが、しかしながら、冒頭に聞きましたけれども、生産年齢人口、就業状態をお聞きしましたけれども、平成29年度は高校生が63人しか残らない。就職が決まればいいです。出て行かれた方が帰ってこられる可能性があると思っておりますが、それを用意するのは、行政また議会、私どもも協力しながらやっていかななくてはいけない重要な施策だと認識の上で、この質問をしております。

それでは、松岡市長にお聞きをいたしますが、企業誘致が重要であるという考えはお持ちでありますけれども、今後、どういうふうには認識をされているのかお尋ねをいたします。

○**市長（松岡隼人君）** お答えいたします。

企業誘致が重要であるという考えを認識しているのか、とのお尋ねでございますが、人がその地で営んでいく上で最低限必要なことは、仕事、なりわいではなかろうかと存じます。地元にも魅力のある企業は数多く立地していただいておりますが、より幅広い雇用の場の創出という点からも、企業誘致はその特効薬として大変効果のある施策であると存じます。ま

た、直近の第6次人吉市総合計画策定に関する市民意識調査におきましても、「企業誘致は必要である」と、75.7%の御回答をいただいております。市民の皆様の期待も非常に高いことも十分に認識しております。さらに、企業誘致で期待されることといたしまして、単に仕事の創出のみならず、地域経済の活性化、さらには税収の確保といったさまざまな効果が見込まれます。

これらのことから、本市に仕事をつくり、安定した雇用を創出することは極めて重要な課題として位置づけ、人吉市まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標の1つとして、「しごとの創生」を掲げ、就任当初から今日に至るまで、企業誘致を最重要施策の1つとして取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 最重要施策ということで、認識はされていますし、努力もされているということ、一定の評価をしながら申し上げますけれども、人吉市内において、外国人の方の雇用について、海外に中小企業の方が行かれているというような現状があります、皆さん方御存じだと思いますが。ミャンマー、ベトナム、実際行かれているんです。それは、生産年齢人口が減少していますので働く方がいらっしゃらない。それならば、あちらのほうに、と実際行かれているんですよ交渉事で。そういった状況があることは、この場をかりてお知らせをしておきたいと思っております。

それでは、認識をしていますかというお尋ねをいたしました。次に、生産年齢人口が減少の歯どめがかからない状況において、では、実際に、具体的にどのように進めていかれるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人口減少に歯どめがかからない現状において、今後、どのように進めていくのか、とのお尋ねでございますが、私自身、先日、球磨工業高等学校の卒業式と、先ほど御案内が議員からありましたように、多良木高等学校の閉校式に参列をいたしました。

球磨工業高等学校の卒業式では、卒業生のほとんどが地元に残ることなく、都市部に出て行ってしまふこと、多良木高等学校に至っては、高校そのものがなくなってしまうこと、さらに、この人吉球磨郡市から高校が1校なくなってしまうにもかかわらず、残った4つの高校いずれも、来年度の入学志願者が定数割れとなっていることなどの現実を目の当たりにしたときに、若者の流出に少しでも歯どめをかけることは、本当に喫緊の課題であると再認識したところでございます。

これらのことから、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、本市に仕事をつくり、安定した雇用を創出することは、今後、本市、本地域の将来を左右する上で極めて重要なことと捉えており、企業誘致を最重要施策として位置づけ、私自身も直接企業訪問を行うとと

もに、製造業や物流業などを受け入れることができるための環境整備としまして、人吉中核工業用地の整備を進めてきたところでございます。

さらに、現在、IT系企業等のサテライトオフィス誘致を図るべく、まち・ひと・しごと総合交流館くまりばの整備を進めており、このくまりばを拠点として、地元学生や新たに起業を志す方、さらにはそこに入居する企業など一堂に会すことで、単に雇用の創出のみならず、新たな起業の促進、さらには新たな経済付加価値が生み出されていくといった好循環が作り出せればと存じます。これらを何としても実現させるべく、今年度から、県の企業立地課に本市の職員を1人配置しており、さまざまな情報収集や企業訪問等を行っているところでもございます。今後も、あらゆる機会を捉え、県とも連携を図りながら、私自身がトップセールスを行うなど、粉骨砕身の覚悟で、何としてでも誘致につなげてまいりたいと存じます。

一方、平成31年1月現在の熊本県内の有効求人倍率は1.67倍と高い水準で、熊本地震後の平成28年9月から、29カ月連続で全国平均を上回っており、地元企業では、雇用の確保に大変苦慮されている現状がございます。地元にはたくさんの頑張っておられる企業がある中で、その存在を知らないまま、人吉球磨管外へ就職されている人も数多くおられるのではないかと存じます。

このような状況を踏まえ、今年度、新たな取り組みとしまして、来週3月17日に、人吉商工会議所の主催により、地元企業21社の参加のもと、高校2年生とその保護者、及び、高校の就職担当の先生方を対象とした合同説明会が開催されることとなりました。地元根づいて地域貢献いただいている企業の取り組みや経営方針等を、生徒のみならず、その保護者にもより深く知っていただくことで、都市部に目が向けられがちであった就職の選択肢を、地元企業に広げていただく機会となればと存じます。これらの取り組みにより、より地元就職いただく若者の増加が図れればと存じますし、今後、さらに地元企業と高校生、さらにはUターン・Iターン・Jターンを希望される方とのマッチングの機会を設けるなど、地元企業の雇用の促進にも最大限尽力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 3月17日には説明会をされるということですので、そういった地道な活動も1つの手段であると思います。

今、地方は、都市部に人材を派遣するような状況になっておると私は思います。人材派遣会社になってしまっているということだ、と私は認識をしております。しかしながら、人吉市が先駆者となって歯どめをするというためには、やはり担当部署においてもマンパワーが不足しているかもしれません。歩いて誘致をしていかななくてはならないと、ちょっと古い人間でありますので、営業職をやっておりましたけれどもそういった経験がありますので、

やっぱり会って見ないと、人吉市のよさは企業の方にはつながらないんじゃないかなと私は感じております。職員の定員適正化があると思いますけれども、そのあたりは重要課題ということでもありますので、行政の継続性、以前からも言うておりましたけれども、これは喫緊の問題であると、みんなで認識が必要である、と私は思っております。このことを強く述べて、この質問を終わりたいと思います。

次に、一昨日、豊永議員が質問をされておりましたけれども、少々重なる部分がありましたけれども、私自身の観点と、ちょっと整理をさせていただいて、まだわからないところがありましたので、その点だけお聞きをしておきたいと思います。

人吉市一般職非常勤職員の任用について、ということで通告をしておりました。任用の疑問点という点につきましては後ほどお聞きをしたいと思います。豊永議員の質問に対しまして、非常勤職員の人数が総勢154名、任用期間は更新回数が7回、最長8年、そして上限が65歳までということが、規定としてございます。そして、今後は、更新の有無については1カ月前までには通告するように、ということで総務部長の答弁であったと思います。

そこで、ちょっと過去に戻ってみたいと思いますが、任用について、更新回数と年齢制限の設定をされております、先ほど申し上げましたけど。これは何でだったんでしょうか。このときの担当者の方は、私は存じ上げておりますけれども、どうしてこれを導入されたのかなと不思議でなりませんので、今後のためにもお聞きをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

議員御質問の、更新回数の上限の設定理由でございますが、まず、一般職非常勤職員の職につきましても、本来、その職の性質上、原則1年ごとにその職の必要性が吟味されるべきものでありますことから、任期を1年以内と定めております。その上で、再度の任用が認められる場合でも、同一の人物が長期にわたって同一の職務内容の職に繰り返し任用されることは、長期的・計画的な人材育成・人材配置への影響や、非常勤職員としての身分や処遇の固定化などの問題が生じるおそれがありますことから、更新回数に上限を設けたものでございまして、平成10年4月1日から施行をいたしております。

なお、更新回数の限度が7回とされた明確な根拠につきましては定かではありませんが、制度施行に伴い、当時、任用されていた非常勤職員等への不利益が生じないよう配慮されたものではないかと思われまます。

次に、年齢を65歳未満としている理由でございますが、非常勤職員の身体能力面、年金の満額支給年齢、若年層への雇用機会の提供などを総合的に勘案いたしまして、平成16年4月1日から設定をしているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） ここに、人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程

ということで、一般職の非常勤職員報酬一覧というのもいただいております。多岐にわたるわけですが、実は私も、15年前、この職をしておりまして、懐かしくこの資料を見たところでありまして、その当時は日額払いでございましたので、一月は7万5,000円、次の月は11万円と、差があったわけです。しかし、今のところは月額報酬になっておりますので、この資料のとおり、固定されて報酬を支払われているということであると聞きまして、少し待遇改善をされたんだなということで懐かしく思っているところであります。

そこで、疑問点ということで通告をしておりまして。規定がございます、いただいておりますけれども、第3条と第4条のところ、今申されました7回と最長8年、そして65歳未満ということでありますけれども、この規定に準拠して今までされてきておると認識しておりますが、規定の中にあります更新の上限や年齢制限を超えて任用できる定めがありましたので、そういった状況にある場合もあったのでしょうか。7回更新を超えて、65歳を超えて、という状況の方がいらっしゃるのかお尋ねをしておきます。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、規定の中に、非常勤職員の確保が著しく困難で、円滑な業務遂行に影響を及ぼすことが明らかであるとき、または任用する業務の特殊性から、円滑な遂行を目的とし、後任の非常勤職員の育成指導に当たる必要があるときに限り、更新の上限や年齢制限を超えて任用できる特例規定を定めているところでございます。

実際のところ、非常勤職員を確保するため、公募を行っても応募がなかったり、または業務の特殊性から、後任の育成指導に当たる必要性がある場合など、この特例規定に基づき、非常勤職員を任用している実態はございますが、主に、資格等を有する専門職や担当業務において特殊性を有する職において、この特例規定の運用がなされているところでございます。

なお、一般職の非常勤職員の中には、議員から御紹介のありました規程のほかに、福祉関係、学校教育関係、社会教育関係等におきまして、それぞれ独自の規程により非常勤職員を任用しているものもありまして、中には、更新回数等の制限をそもそも規定しない、いわゆる適用がないものもあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 先ほどの答弁で、やはりそういった実態はあるわけですね、さまざまに枠を広げて任用されたということはあるということで認識をしておりますが。

次の質問に入りますが、今回、会計年度任用職員制度、これは豊永議員のときにも導入をされておりましたけれども、これを明確化しなさいということで、平成30年7月には説明会をされているようであります。その中で、ポイントを3つ挙げられているようです。特に、新たに会計年度職員を導入するので、任用する際には会計年度任用職員、特別職非常勤職員、

臨時的任用職員のどれに当たるかはっきりして任用を進めること。そして、会計年度任用職員の採用方法と服務規程を明確化しなさい。期末手当の支給も可能になるよう、規則を整備すること。この3番目の期末手当の支給という点については、豊永議員のほうから質問があった際に答弁がっております。6カ月を基準に進めてまいりたいということでありましたが、現在、どのように進めていらっしゃるのかお尋ねいたします。会計年度任用職員制度導入に際してです。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

会計年度任用職員制度の導入につきましては、法の施行日である2020年——平成32年の年でございますけれども——4月1日に向け、現在鋭意準備を進めているところでございます。

まず、制度導入に際しましての職員への周知を図るため、昨年7月に説明会を実施いたしまして、8月には制度導入に関連する職の現況調査及び関係部署のヒアリングを行ったところでございます。これらの調査及びヒアリングの結果をもとに、所管課における課題等を整理し、それぞれ会計年度任用職員制度導入に向けた方針を明確にするため、それぞれの所管課におきまして検討が進められてきたところでございます。

これらの経緯を踏まえ、1つ目のポイントであります特別職の任用及び臨時的任用の厳格化につきましては、法改正後の特別職の定義に該当しなくなるものにつきまして、業務委託等への移行などを想定し、所管課において、その対応の最終調整に入っているところでございます。また、臨時的任用につきましては、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化した運用となるよう、例外の整備等を進めているところでございます。

また、2つ目と3つ目のポイントであります、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化、及び、会計年度任用職員に対する給付の規定につきましては、会計年度任用職員に関する任用方法や任期等を明確化するものでございまして、職の整理を初め、初任給格付や期末手当の支給に関する給与制度、勤務条件等に関する制度全般につきまして、その骨格となる例規整備に着手いたしておるところでございます。

今後は、常勤職員との均衡、他の自治体の動向や本市の財政状況等を踏まえ、会計年度任用職員の初任給格付のあり方、期末手当の支給等について、詳細部分を詰めていかなければならない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 先ほど来申し上げますけれども、今現在の一般職非常勤職員任用の規程の中に、先ほど申し上げましたとおり、年齢が65歳未満であるということが記載されておりました。今後、新しく会計年度任用職員の導入に向けて調査・研究という段階であると思っておりますが、2020年4月1日施行でございますので、丸々1年しか残っておりません。

そこで、65歳未満であるということについては、先日の質問で豊永議員がお聞きになっておりませんでしたので、私のほうからお聞きをしておきたいと思います。この65歳未満という上限を外すというお考えがあるのでしょうか、お尋ねをしておきます。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

現行の規定におきまして、年齢を65歳未満としている理由につきましては、先ほど来の答弁で申し上げたところでございますが、2020年4月1日から予定をいたしております会計年度任用職員制度におきましては、その導入に向け、事務処理マニュアルの中で、新地方公務員法第28条の2第4項の規定に基づく非常勤職員に当たることから、定年制は適用されず、また、募集に当たり年齢制限を設けることは、雇用対策法の趣旨から適切ではないとの見解が、総務省からも示されているところでございまして、更新回数の上制限とともに撤廃する予定といたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） この質問をいたしましたのは、豊永議員のほうにも——再度名前を出して失礼ですけれども、恐らくお勤めの方からのお願いがあったのではないかなと推測するところでありまして、私のほうにも届いておりまして、少し紹介をさせていただきたいと思います。「2020年度から、嘱託職員の任用が変わるということであるけれども、早く教えてほしい。」と。どのように変わっていくのかということでありまして。先ほど来答弁がありました、7回更新が撤廃されるだろうかと、これも答弁をいただきました。そして一番心配をされているのが、今回、新しく導入をされるときに、新たに、今お勤めの方々全部一度辞めていただいて、一般公募をするのか、そして、そのまま継続として任用されたならば、また1年1年面接を受けなくてはいけないのか、というような不安を持っておられます。こういった中で、例えば土曜・日曜、祝日、そして夜の勤務と勤務をされている状況である部署もあります。そういったことにも目を向けていただいて、今後、会計年度任用職員制度の導入に向けて、慎重かつ迅速に説明等を進められるべきだと私は思っております。

そこで、この件につきまして、松岡市長にお尋ねをしておきたいと思います。

本市において、生産年齢人口の減少が進む中で、会計年度任用職員制度の導入は、本市において安定雇用の手本となるべきものになってほしいと私は思っております。そこで、松岡市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

会計年度任用職員制度導入におきましては、一般職非常勤職員の任用根拠の明確化、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化、会計年度任用職員に対する給付の整備という3つの大きい背景、目的のもとに、地方公務員法及び地方自治法の改正が行われたところでございまして、概して申し上げますと、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を

確保することを求めた制度であるということもできるかと存じます。

実際のところ、募集採用に当たっては、新地方公務員法第13条の平等取り扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える必要がありますし、給付に関しましても、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均等の原則等に基づき、適切に支給することが求められております。このほか、勤務時間及び休暇、健康診断、研修、社会保険及び労働保険、人事評価等についても適切に取り扱う必要があるところでございまして、これまでの制度に比べましても、臨時・非常勤職員制度の適切な運用が確保されるものとして、制度設計を行う必要があるものと認識をしているところでございます。

したがって、議員御指摘のとおり、この会計年度任用職員制度の導入が広く雇用機会の提供につながり、地域の安定雇用の一助となるよう、法改正の趣旨にのっとった制度設計を急ぎ、施行日に間に合うよう全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今、日本全体で働き方改革ということで、こういうふう押し進められている施策でもあります。今申されたとおり、これもまた行政の継続性として進めていただきたいと思っております。

それでは、この質問を終わりますが、次に、交通体系についてお尋ねをしておきたいと思っております。最後になりました。

これは、さまざまな懇談会等々で、私どもも同僚議員とともにお話を聞きますけれども、なかなか答えが見出せない、答えが出ない。本当に、いつも申し上げますけれども、出口が見えないトンネルに入ったような感じであります。しかしながら、懇談会でさまざまな要望、強い要望があっていることは事実でありまして、乗合タクシーを大畑校区が導入してから、必ずこの話が出ます。宮崎議員も、永野地区の質問をされました。あわせて補正予算を見ますと、路線バスの赤字補填ということで今回も計上されております。財政的なことも含めてでありますけれども、懇談会また未来カフェ等々で、交通弱者また買い物、そして通勤に支障がある市民の皆さん方の声が市長に届いているのでしょうか。お尋ねしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市民の皆様との対話を通じて、市政や地域のさまざまな課題などに関する御意見や御要望を伺う場として、平成28年度から、地域座談会、ひとよし未来カフェを主に、各町内にて開催してまいりました。3年間で58回、延べ1,260名の方々に御参加いただき、市政の状況や各町内での課題、新市庁舎建設に関する事など、直接市民の皆様方とお話をすることができました。

そのような中、御参加をいただいた方々の中には、公共交通機関を頼りとして生活をさ

れている方も多数おられまして、日々の生活の中での、その困りごとを意見していただくことが多々ございました。また、大畑地区におきましては、予約型乗合タクシーの本格運行、及びドア・ツー・ドア区域運行の実証運行、また、永野地区においては、ドア・ツー・ドア区域運行の実証運行に関しまして、直接、またその説明会等で対応した職員を通して、地域の方々の御意見をお伺いしているところでございます。

具体的には、バス停をふやしてほしい、免許返納後の交通機関がないなど、バスなどの運行コース、運行本数、運行時間帯、料金、バス停までの距離など、さまざまな御意見や御要望、御提案をいただいております、どれも貴重な御意見などばかりでございます、ありがたく思っているところでございます。

日ごろから、市民の方々の困りごとを解決していきたいと考える中で、その御意見、御要望、御提案は、非常に重く受けとめたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 市長の耳にも届いているということでもあります。しかしながら、施政方針23ページ述べられました。しかしながら、交通体系の「こ」の字も書いてありません。これは伝わっているのかなと思わざるを得ませんでした。今後、懇談会等々も、地域懇談会も開いていかれるということでもありますので、その場においてさまざまな要望が出ると思います。170円の受診料に5,000円のタクシー代を支払う高齢者の方もいらっしゃいます。何回も、これはこの場をかりて、皆さん方にお知らせをしたことでもあります、これはお医者さんが言われたんですね、そういったことが現実にあります。今回の施政方針で触れられておりませんでしたことは何か理由があったんだろうとは思いますが、これに対して、松岡市長、何かございますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

公共交通体系に係る現在の課題は、まさに本市における少子高齢社会がもたらす住民の声であると認識をしており、私もその重要性を十分受けとめさせていただいております。同時に、財政面からも熟慮を要する課題であると存じております。

私は、そのような本市の重要な課題であるからこそ、常日ごろから申し上げておりますように、民間事業者、利用者、関係者の英知をもって、何とか打開をしていきたいと考えており、現状に即した地域公共交通ネットワークを一刻も早く再構築するために、関係者で構成します人吉市地域公共交通活性化協議会におきまして、御議論をいただいております。結果といたしまして、今日まで、交通体系の改善を求める皆様の期待に応える有効な対策をお示しすることができず、私としましても大変申しわけないという気持ちでいるところでございます。

しかしながら、今、立ちどまることが許される事業ではないことは十分理解をしております。

ますので、議員御指摘の、昨年度実施いたしました実証運行後のあり方につきまして、その結果等に関する説明会を、今月中旬から、大畑地区の町内会ごとに実施する予定でございまして、再度、利用される地元の方々と一緒になって議論を重ね、方向性を見出してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今月中旬からということでした。これについては、やはり皆さん方の悲痛な声が改めて届くのではないかと思います。担当部署の方も一生懸命やられているのは、本当に理解するところでありますが、もうひとつ知恵を絞っていただいて、考えていただきたいと思います。田中角栄元総理は、「市民生活が一番」と、「第一」という言葉を残されております。ある施設の駐車場に、官僚が、これだけしか入りません、と数字を述べたときに、実際並べてみる、と言って並べさせて、その駐車場の実態を把握した、という逸話も残っております。そこまでやれとは言いませんけれども、財政面を言われましたが、じゃあ、本当にほかに手だてがないのか、そういったことを模索していただきたいと思います。強く要望をしておきたいと思います。

いつも最後に、言葉を贈って、近々の議会では申し上げておりましたけど、私はこれはどうしても申し上げておきたいと思います。公共工事遂行に当たっては、「法にかなない、理にかなない、情にかなわなければならない」と、これは有名な言葉です。皆さん、お聞きになったことがあると思います。やはり、情にかなう部分も必要ではないでしょうか。その分もお願いをしておきたいと思います。

最後になりますけれども、私がサラリーマン当時から、お見かけしておりました職員の皆さん方、7名の方が、今回、3月31日をもって退職されます。長い間、お疲れさまでございました。決して、市内で会ったときに知らんぷりをしないように、どうぞお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第1号から議第23号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成31年3月第1回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第1号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号））につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、議第8号平成31年度人吉市一般会計予算につきましては、4ページの〔別記3〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として5ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

| | | |
|-------|-------------------------------------------|----------|
| 議第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号）） | 各委 [別記1] |
| 議第2号 | 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号） | 各委 [別記2] |
| 議第3号 | 平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） | 厚生 |
| 議第4号 | 平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 厚生 |
| 議第5号 | 平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） | 厚生 |
| 議第6号 | 平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号） | 厚生 |
| 議第7号 | 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） | 厚生 |
| 議第8号 | 平成31年度人吉市一般会計予算 | 各委 [別記3] |
| 議第9号 | 平成31年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算 | 総文 |
| 議第10号 | 平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 | 厚生 |
| 議第11号 | 平成31年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 | 厚生 |
| 議第12号 | 平成31年度人吉市介護保険特別会計予算 | 厚生 |
| 議第13号 | 平成31年度人吉市介護サービス事業特別会計予算 | 厚生 |
| 議第14号 | 平成31年度人吉市水道事業特別会計予算 | 厚生 |
| 議第15号 | 平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 | 厚生 |
| 議第16号 | 平成31年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算 | 経建 |
| 議第17号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総文 |
| 議第18号 | 人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総文 |
| 議第19号 | 人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総文 |
| 議第20号 | 人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について | 経建 |
| 議第21号 | 工事請負契約の締結について | 経建 |
| 議第22号 | 損害の賠償について | 厚生 |
| 議第23号 | 損害の賠償について | 経建 |

[別記1]

| | |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 議第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号）） | |
| ○予算委員会 | 第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正 |
| ○総務文教委員会 | 第1条 歳出予算の補正 10款 教育費 14款 予備費 第2条 繰越明許費の補正（10款 教育費） |
| ○厚生委員会 | 第1条 歳出予算の補正 3款 民生費 |

[別記 2]

| | |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議第 2 号 平成30年度人吉市一般会計補正予算 (第 8 号) | |
| ○予算委員会 | 第 1 条 歳入予算の補正 (全款) 第 5 条 地方債の補正 |
| ○総務文教委員会 | 第 1 条 歳出予算の補正 1 款 議会費 2 款 総務費 (2 項 徴税費及び 3 項 戸籍住民基本台帳費を除く) 9 款 消防費 10 款 教育費 12 款 公債費 13 款 諸支出金 14 款 予備費 第 3 条 繰越明許費の補正 (10 款 教育費) |
| ○厚生委員会 | 第 1 条 歳出予算の補正 2 款 総務費 (2 項 徴税費及び 3 項 戸籍住民基本台帳費) 3 款 民生費 4 款 衛生費 第 3 条 繰越明許費の補正 (3 款 民生費) 第 4 条 債務負担行為の補正 (2 款 総務費 (2 項 徴税費及び 3 項 戸籍住民基本台帳費) 及び 4 款 衛生費) |
| ○経済建設委員会 | 第 1 条 歳出予算の補正 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 11 款 災害復旧費 (2 項 農林水産施設災害復旧費及び 3 項 公共土木施設災害復旧費) 第 2 条 継続費の補正 (8 款 土木費) 第 3 条 繰越明許費の補正 (6 款 農林水産業費、7 款 商工費、8 款 土木費及び 11 款 災害復旧費) |

[別記3]

| | |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議第8号 平成31年度人吉市一般会計予算 | |
| ○予算委員会 | <p>第1条 歳入予算(全款)</p> <p>第3条 地方債</p> <p>第4条 一時借入金</p> <p>第5条 歳出予算の流用</p> |
| ○総務文教委員会 | <p>第1条 歳出予算</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費(2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く)</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費(4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費)</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> |
| ○厚生委員会 | <p>第1条 歳出予算</p> <p>2款 総務費(2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費)</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>5款 労働費(1項2目 シルバー人材センター費)</p> <p>11款 災害復旧費(1項 厚生労働施設災害復旧費)</p> <p>第2条 債務負担行為(2款 総務費(2項 徴税費)及び3款 民生費)</p> |
| ○経済建設委員会 | <p>第1条 歳出予算</p> <p>5款 労働費(1項1目 人吉球磨地域技能振興費)</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費(2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費)</p> |

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第17号 大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書

○経済建設委員会

陳第13号 農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書

陳第14号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時51分 散会

平成31年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第6号）

平成31年3月19日 火曜日

1. 議事日程第6号

平成31年3月19日 午前10時 開議

| | | | |
|-------|-------|-------------------------------------------|------|
| 日程第1 | 議第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号）） | — 各委 |
| 日程第2 | 議第17号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | — 総文 |
| 日程第3 | 議第18号 | 人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第4 | 議第19号 | 人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第5 | 議第22号 | 損害の賠償について | — 厚生 |
| 日程第6 | 議第20号 | 人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について | — 経建 |
| 日程第7 | 議第21号 | 工事請負契約の締結について | |
| 日程第8 | 議第23号 | 損害の賠償について | — 各委 |
| 日程第9 | 議第2号 | 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号） | — 厚生 |
| 日程第10 | 議第3号 | 平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） | |
| 日程第11 | 議第4号 | 平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第12 | 議第5号 | 平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） | |
| 日程第13 | 議第6号 | 平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号） | |
| 日程第14 | 議第7号 | 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） | — 各委 |
| 日程第15 | 議第8号 | 平成31年度人吉市一般会計予算 | — 総文 |
| 日程第16 | 議第9号 | 平成31年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算 | — 厚生 |
| 日程第17 | 議第10号 | 平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 | |
| 日程第18 | 議第11号 | 平成31年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 日程第19 | 議第12号 | 平成31年度人吉市介護保険特別会計予算 | |
| 日程第20 | 議第13号 | 平成31年度人吉市介護サービス事業特別会計予算 | |
| 日程第21 | 議第14号 | 平成31年度人吉市水道事業特別会計予算 | |

- 日程第22 議第15号 平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
日程第23 議第16号 平成31年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
日程第24 議第24号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第25 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告
日程第26 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告
日程第27 人吉球磨広域行政組合議会の報告
日程第28 人吉下球磨消防組合議会の報告
日程第29 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

┌
— 経建

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第29まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程 議第25号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第9号）

3. 出席議員（18名）

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 塩見寿子君 |
| 2番 | 宮原将志君 |
| 3番 | 高瀬堅一君 |
| 4番 | 大塚則男君 |
| 5番 | 宮崎保君 |
| 6番 | 平田清吉君 |
| 7番 | 犬童利夫君 |
| 8番 | 井上光浩君 |
| 9番 | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |
| 13番 | 福屋法晴君 |
| 14番 | 村上恵一君 |
| 15番 | 永山芳宏君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 仲村勝治君 |
| 18番 | 田中哲君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 松 | 岡 | 隼 | 人 | 君 | | | | | |
| 副 | 市 | 長 | 松 | 田 | 知 | 良 | 君 | | | | |
| 監 | 査 | 委 | 員 | 井 | 上 | 祐 | 太 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 末 | 次 | 美 | 代 | 君 | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 迫 | 田 | 浩 | 二 | 君 | | | |
| 企 | 画 | 政 | 策 | 部 | 長 | 早 | 田 | 吉 | 秀 | 君 | |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 廣 | 田 | 五 | 浩 | 君 | | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 告 | 吉 | 眞 | 二 | 郎 | 君 |
| 経 | 済 | 部 | 長 | 福 | 山 | 誠 | 二 | 君 | | | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 山 | 下 | 正 | 純 | 君 | | | |
| 総 | 務 | 部 | 次 | 長 | 丸 | 本 | 縁 | 君 | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 植 | 木 | 安 | 博 | 君 | | | |
| 秘 | 書 | 課 | 長 | 永 | 田 | 勝 | 巳 | 君 | | | |
| 水 | 道 | 局 | 長 | 中 | 村 | 則 | 明 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 小 | 林 | 敏 | 郎 | 君 | | | |

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 局 | 長 | 山 | 本 | 繁 | 美 | 君 | | |
| 次 | 長 | 栗 | 原 | 亨 | 君 | | | |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 井 | 上 | 京 | 子 | 君 |
| 書 | 記 | 青 | 木 | 康 | 徳 | 君 | | |

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第1号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第1号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第1、議第1号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号））のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第3条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、14款国庫支出金637万5,000円、21款市債1,910万円を追加し、歳入予算の総額を190億1,677万3,000円とするものです。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金等であります。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第1、議第1号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費の補正は、10款教育費、2項小学校費の人吉東小学校北側ブロック塀改修事業です。国の第1次補正予算に伴う臨時特例交付金を活用して行う、小中学校の危険ブロック塀の撤去及び改修事業に係る費用です。国からの交付決定後の着工となることから年度内完了が難しく、事業費全額を次年度に繰り越すものです。

次に、歳出予算の増額補正について、10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費の増額補正は、繰越明許費の補正と同じく、人吉東小学校北側ブロック塀の改修工事費です。

14款、1項、1目予備費の増額補正は、通常だと、予備費で事前着工した事業費について

は補助金の対象にならないが、今回は、危険ブロックということで補助金、起債の対象になるということから、予備費として400万円ほど支出していた財源が戻ってきたような形になることから、予備費の増額補正となったものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。日程第1、議第1号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度人吉市一般会計補正予算（第7号））のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果を報告いたします。

3款民生費の増額は、平成31年1月25日に専決処分された平成30年度の国の第1次補正予算に対応したもので、介護療養型医療施設転換整備における施設開設準備経費に対する補助金です。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第1号について、各委員長報告どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は、承認することに決しました。

日程第2 議第17号から日程第4 議第19号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、議第17号から日程第4、議第19号までの3件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第2、議第17号から日程第4、議第19号までの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第2、議第17号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、長時間労働の是正のため、いわゆる働き方改革関連法案として民間労働法が一括改正されたことを受け、国家公務員においても、人事院の「公務員人事管理に

関する報告」において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、勧告に従い、人事院規則の改正が行われました。このことから、本市においても、国家公務員の措置などを踏まえ、超過勤務命令の上限を定めるため、改正するものです。

委員から、時間外を出されている部署で、上限をオーバーした部署はあるのかとの質疑に対して、超過勤務については、各課からの時間外勤務命令を総務部のほうで集計している。平成29年度においては、月45時間を超えている部署は10課あったが、申告期間中の税務課や春風マラソン期間中の社会教育課など、2カ月から3カ月ぐらいの期間であり、全てを足すと、年間で360時間を超えるということはほとんどなかったとの答弁。また、委員から、2カ月から6カ月平均80時間というこの数字は、過労死ラインを意識したのか、ぎりぎりまで働けるということが妥当かということ。余裕があるべきだと思うが、との質疑に、100時間というのが1つの過労死ラインと言われている。当然、ぎりぎりにならないほうがよい。時間内に帰れるようにするのが一番。必要な業務については、時間外命令を、その所属長のほうで管理しているが、できるだけ、他部署からの手伝いとか業務の見直しとかで、早く帰れるようにすることは当然と考えているとの答弁があっています。

慎重審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

次に、日程第3、議第18号人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、学校教育法の一部改正に伴い、本条例において、学校教育法からの条項を引用している部分に変更になったため、その部分の改正を行うものです。

委員から、地方自治体職員が、財務に関してなどさまざまに勉強したいとしたときは該当しないのかとの質疑に対して、例えば財務に関する部分など職務に必要な部分についてはアカデミーや自治大学校への出張扱いで行っていることから、そのような部分については想定していないとの答弁。また、この条例を使って、実際に行かれた職員がいるのかとの質疑に、活用した職員はいない。国においては、平成29年度に、この休業制度を新たに取得した職員は27人と、ホームページに載っているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第19号人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、今回の旅費条例の改正の目的は、交通状況の変化やさまざまなタイプの研修会、講習会、用務などがあり、現行の旅費支給方法では対応できない旅行が増していることから、制定趣旨に反しない範囲において、実費弁償の旅費を支給できる条項を追加し、現行の規定の運用により対応しているものの中で、確認規定として規定する必要がある条項を追加するため、改正するものです。

委員から、規則などで、増額や減額になるケースについて定めるのかとの質疑に対して、今回の条例改正により、しっかりとした旅費の運用の手引を総務課でつくっている。年度当

初に、総務課より説明する予定との答弁。また、委員から、急遽、出張となったときには旅費は高くなるが、その場合は認めているのかとの質疑に対して、現在、上限までしか認めていないが、急遽、出張が決まり、他の手段もないなどやむを得ないと認められるときには、市長と協議の上となっているが、認めることとなるとの答弁があつています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第17号については、討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第17号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

安倍首相が、「腕まくりをして、この課題に取り組んでいく」と述べた、働き方改革に関して、働き方改革一括法が、6月29日に、参議院本会議において可決成立しました。

この法律では、労働基準法を改定し、時間外労働の上限規制が法律の中に盛り込まれました。安倍政権や財界は、この法律に対して、労働基準法70年の歴史の中で最も画期的、などと自画自賛しています。しかし、労働組合や過労死家族の会、法曹界などからは、これは改悪だ、という声が挙がっています。

今回の条例改正は、人吉市職員における時間外労働に関し、働き方改革一括法と同様の上限規制を設けるために改定されるものです。条例の問題点として、一番わかりやすいのが、他律的業務の比重の高い部署における超過勤務命令の上限で、月100時間未満、2から6カ月平均80時間以下の範囲内で、超過勤務を命ずることができる規則を取り入れることです。この超過勤務の上限は、いわゆる過労死ラインそのものです。今日の医学的見地では、時間外労働が月45時間を超えると、健康障害との因果関係が見られるようになり、月60時間を超えると、一段と関連性が強まるとされており、そして、発症2から6カ月で平均80時間、特に発症1カ月前の時間外労働が100時間を超えている場合は、健康障害は長時間労働に起因すると言つて間違いないことから、月100時間、2から6カ月平均で80時間を過労死ラインとして、労災認定などの基準として定めています。

このような、いつ過労死してもおかしくないような長時間労働を、自治体が是認することは許されないと思います。そもそも、労働時間の原則は、1日8時間、週40時間です。その

原則に則して、時間外労働の上限を規制することが必要です。EU諸国では、時間外、休日労働を含め週48時間を、労働時間の上限と法律で定めています。これと比べると、この働き方改革一括法による上限は、いかに異常なものかが理解できます。人間の命を大切にしない、異常な安倍首相の働き方改革によって、人吉市職員の中から過労死を発生させてはいけないと思います。

このような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了します。

それでは、採決いたします。議第17号については、採決を分割して行います。

まず、議第17号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りします。議第17号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第17号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第18号及び議第19号の2件について、採決いたします。

議第18号及び議第19号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第19号は、原案可決確定いたしました。

日程第5 議第22号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第5、議第22号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第5、議第22号損害の賠償について、審査の結果を報告いたします。

議第22号損害の賠償については、要介護認定調査における転倒事故に関し損害の賠償を行うものです。

事故状況は、平成30年6月20日午前9時40分ごろ、相手方の要介護認定を更新するための調査のうち、歩行能力を確認するため、職員が相手方自宅において歩行を依頼したところ、歩行中バランスを崩し転倒し、負傷したものです。事故の詳細な状況については、事故報告書などの資料をもとに詳細な説明がありました。立った状態から、継続して5メートル程度歩く能力があるかどうかの確認をするに当たり、日ごろはトイレまで自力で歩いて行けるとのことから、実際に室内で杖を使い歩行してもらったものです。約5メートルを歩行の後、

方向転換の際に、体の支えができずにおおむけ状態で転倒をし、後部の柱に右上腕部を打撲しました。事故当初はすり傷程度であったが、約5時間後、右鎖骨部分の腫れが見られたため、病院で受診した結果、右鎖骨骨折と診断されたとのことでした。また、相手方の現在の状況についても説明がありました。

なお、今後の防止策については、介護保険係の朝礼時に、認定調査員全員に事故内容を報告し、今後の認定調査時において動作確認する際の留意事項の指導を行ったとの説明がありました。

損害の賠償については、保険会社の判断により市の過失割合は100%で、治療費、その他治療関係費、看護料、通院交通費及び入通院期間の慰謝料として、あわせて91万2,450円となったとのことです。

審査の過程において委員から、認定調査時の安全対策について、事故後の指導について、市の過失割合についてなどの質疑がありました。執行部から、本人の歩行能力が確かめられる状況であればよいので、認定調査時に調査員が横についてはいけないということはない。今回は、本人の申し出等を受けて、見ていたのであるが、調査員が近くを歩く、または、もしもの場合に支えることができるよう近くに寄っておくなどの指導を行い、事故防止に努めるよう周知を図ったところである。また、調査項目の厳守のためマニュアルやテキスト等があり、調査時に判断ができるように、ということの研修を行っている。さらに、安全を確保するということが大前提で、その安全確保は事細かには触れてはいないが、介護の重い方の認定をする場合もあるので、状況の見きわめは重要である。事故発生後は、定例の調査員確認を行うとともに、全般的な注意事項も行い、安全確認の周知、確認を図っているとの説明。また、過失割合の判断については、専門的な怪我と症状などの関連等も判断がつきにくいことから、保険会社の調査に委ねたところである。100%の過失割合の判断については、相手方が要介護2で、日ごろから杖歩行だったということを考え、近くで寄り添っての安全の確保を行っていれば防ぐことができたと考えられる。その点で、100%の過失割合もやむを得ないと捉えているとの答弁がありました。また、委員からは、症状が出たのが5時間後ということで、立場上、判断できないこともあるかもしれないが、できるだけ医療機関に行くようにすることを徹底されたほうがいいのではないかと、また、この案件に限らず、交通事故にもあるが、ドライブレコーダーとか、その際の状況がわかるような対応は必要なのでは、などの意見も出されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。本件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第22号は、原案可決確定いたしました。

日程第6 議第20号から日程第8 議第23号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第6、議第20号から日程第8、議第23号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第6、議第20号から日程第8、議第23号までの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

日程第6、議第20号人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定については、繁殖肉用牛購入資金及び繁殖肉用牛保留資金の貸付限度額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

創設当初の平成26年度においては、球磨家畜市場の平均価格は53万7,000円となっておりましたので、購入に対する1頭当たりの貸付限度額を50万円としておりました。事業開始の年に比べると、近年は子牛の価格が1.4倍と高騰しており、平均価格が70万円を推移しているため、貸付上限金額の見直しが必要となったものであります。また、人吉市畜産会からも貸付上限金額の見直しについての意見もあり、さらに、生産農家の方々からも、購入も自家保留も同じように育てているので、自家保留においても金額の見直しを行ってほしいとの要望もあっていたものであります。そのことを踏まえ、今回、貸付金の上限額の引き上げについて、子牛の購入や自家保留による優良血統牛を残していただくため、購入並びに自家保留に対する貸付金額の限度額を、それぞれ70万円と引き上げるものであります。ただし、繁殖肉用牛保留資金につきましては、従前どおり、市場や専門団体の評価額を限度とするものであります。また、この条例の施行日は、平成31年4月1日としております。

審査の過程で委員から、借り入れた方の返済状況はとの質疑に、貸付件数は13件で、全て滞りなく返済していただいているとの答弁。牛の値段の変動はあるのかとの質疑に、平成26年度から、ずっと上がっていて、この後どうなるのかの判断は難しいが、しばらくはこのままで推移するのではないかと思われるとの答弁。受精卵の管理状況はとの質疑に、本市においては、人吉市受精卵移植推進協議会があり、そこで施設した上で農業振興課で管理している。ただし、個々の農家で持っておられる場合は、それぞれで責任を持って管理していただ

いているとの答弁。基金の積み立てが平成28年度までしかないが、今後、申請がふえた場合、基金は足りるのか。今後、積み増しする予定はないのかとの質疑に、今月1件申請があるが、返済もあっている。もし、申請が多くなるということであれば、補正で基金の積み増しを検討したいとの答弁。貸し付けが2頭までということであるが、これは年度内で2頭までなのか、最高で2頭までということかとの質疑に、最高2頭までの貸し付けということである。2頭のうち、1頭の分の返済が終われば、次の牛の分を借りていただくことが可能であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第7、議第21号工事請負契約の締結については、国道219号（スマートインターチェンジ整備事業）道路改築工事について、指名競争入札により契約金額1億6,688万7,770円で、光進建設株式会社人吉支店と契約を締結するものであります。この工事請負契約は、当初1億4,094万円で契約を締結し、工事を行ったものであります。スマートインターチェンジ交差点部の盛り土工等において、ネクスコ西日本との協議により、本市の施工となったもの、国道部の埋め戻し材購入により工事費が増となったもの、舗装工において夜間施工による増となったもの、案内標識等の追加工事により増となったもの等の増額変更により2,594万7,770円の増額となり、変更請負額が1億6,688万7,770円となりました。予定価格が1億5,000万円以上の工事または製造の請負は議会の議決が必要なため、工事請負契約の締結として提案されたものであります。

なお、本件については、委員会として現地視察を行っております。

審査の過程で委員から、追加工事はいつわかったのかとの質疑に、平成30年8月21日に、現場から盛り土がなされていないという問い合わせがあった。照明の部分は、市のほうから、平成30年9月19日に追加の指示をしたとの答弁。9月に追加しているので、増額はわかっていただけないか、委員会への報告がなぜなかったのかとの質疑に、当時、金額がはっきりしなかったため、委員会への報告はしていなかった。その時点で報告しておくべきであったと反省しているとの答弁。人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会における本市の負担割合と負担金額は幾らかとの質疑に、国費と起債の分を除いた、協議会の最終的な負担分が724万6,770円、本市の負担割合は24.4%であるので、本市の負担額は176万8,212円である。なお、当初と比較しての増額分は25万5,900円になるとの答弁。設計変更後の額が1億6,688万7,770円になったので、新たに契約をするのかとの質疑に、設計変更が、現場から数量が上がってきて、積算して増額がわかったということで、仮契約はこの金額で済ませている。仮契約の後に議会に上程するので、設計変更が既に行われているとの答弁がっております。

また、委員から、人吉市事務決裁規程によると、工事請負契約については、150万円を超える設計変更は市長決裁である。これは、設計変更がいかに重要であるかということである。

2,500万円の設計変更は、普通は考えられない。基本的には、別の工事として契約を別にやり直さなければならぬ工事にも該当するのではないかと考える。これだけの工事をする場合には、事前に概算でも計算して、1億5,000万円を超えるか超えないかの判断をしながら、速やかに議会に話をさせていただきたい。工事は全て完了しているが、1億5,000万円を超えたので議会の議決を求めるといった状況を考えた場合に、その過程において、執行部がどのような形で議会に丁寧な説明をしておかなければいけないのかということ、今後十分に考えてもらいたいとの意見がっております。本件については、委員会として、執行部に対し、今後このようなことがないように十分に反省し、議会に対しては早目早目に懇切丁寧な説明をしていただくよう要望したところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第8、議第23号損害の賠償については、平成30年11月28日午後5時10分ごろ、相手方車両が、市道村山観音道路線を走行中、市道に設置している金網フェンスの一部が外れて道路上にせり出していたため、相手方車両が接触し損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものであります。

なお、本件につきましては、委員会として現地視察を行っております。

審査の過程で委員から、金網が大きく開いているが、このようになる可能性はあるのか、また、ここまで外れるまで、なぜ点検業務を怠ったのか。もし、外れていたのであれば、とめ具が落ちていたのではないかとこの質疑に、とめ金具があったかというのは確認していない。ふだんの点検は、再度これからも行っていきたいとの答弁。ここは通学路でもあるが、通学路安全推進会議から、危険であるというような意見はなかったのかとの質疑に、このフェンスの話は、特になかった。ただ、ここは傷みが激しいところだったので、補修工事を予定しており、11月中旬に補修工事を発注したところであった。早い段階で気づいていれば事故にもならなかったと反省しているとの答弁。小学生が下に転落する可能性もあった。設置から、何年経過しているのか。市内全域でフェンスの腐食の再点検をしたほうがいいのかとの質疑に、平成8年から平成9年に築造している。事故後すぐ、職員でフェンス等を確認したところである。市が所有するフェンスについては、今後とも点検していくとの答弁がっております。

本件については、委員会として、執行部に対し、市内のフェンス等の点検を行っていただきたいということ、また、事故後の状況写真については、詳細に現場の状況がわかるように、十分に写真を撮影しておくよう要望したところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第20号、議第21号及び議第23号の3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第20号、議第21号、議第23号は、原案可決確定いたしました。

日程第9 議第2号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、議第2号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第9、議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第5条地方債の補正につきまして、審査の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、4億552万6,000円を減額し、歳入予算の総額を186億1,124万7,000円とするものです。主なものとして、1款市税905万5,000円の増額補正は、延滞繰越分に対して最終調定見込額及び平成29年度決算における収納率を勘案し、補正するものです。

次に、10款地方交付税723万1,000円の増額補正は、国の補正予算成立に伴い普通交付税が追加交付されるものや、最終見込みによります14款国庫支出金1億2,715万円の減額補正、15款県支出金6,163万2,000円の減額補正等が計上されております。

審査の過程において委員から、補正の理由が最終見込みによるものであることは理解するが、減額・増額に対する詳細な説明を求める意見を受け、執行部より詳細な説明が再度あっております。21款市債1億4,980万円の減額補正は、カルチャーパレス改修事業債1,060万円の減額補正を含みます事業費の最終見込みによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第9、議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費補正は、10款教育費、5項社会教育費の中原城跡発掘調査事業です。

1 款、1 項、1 目議会費の減額補正は、決算見込みによるものです。委員から、議会費の旅費の減額理由はとの質疑に、出張の数が少なかったためとの答弁がっております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の増額補正は、3 節職員手当等において、希望退職の申し出がありました職員の退職手当の増のほか、古都人吉応援団寄附事業に係る11 節需用費、12 節役務費、13 節委託料、14 節使用料及び賃借料等の事務的経費の最終見込みによる減や、19 節負担金、補助及び交付金の補助金における人吉市地方バス運行等特別対策補助金や、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金などの最終見込みによる増によるものです。委員から、希望退職は何名かとの質疑に、希望退職1 名、普通退職2 名との答弁。6 目財産管理費の減額補正は、仮本庁舎、西間別館等の施設管理費の最終見込みによる減のほか、15 節工事請負費において、公共施設等総合管理計画に基づき実施しましたカルチャーパレス施設設備改修工事及び17 節用地購入における旧法務局用地等購入の決算見込みによる減が主なものです。委員から、財産管理費の中で、カルチャーパレスの屋上防水の部分が1,000 万円を超えた減額になっているが、理由は何かとの質疑に、入札残であり、設計と内容は変わっていないとの答弁。

9 款、1 項消防費、1 目消防総務費の減額補正は、13 節委託料における J アラート機器更新委託料の決算見込みによる減、及び、人吉下球磨消防組合負担金の確定によるものです。委員から、下球磨消防組合のトランシーバーは何台購入しているのかとの質疑に、下球磨管内の市町村全てに連絡がとれるように、人吉市では5 台整備を行っており、1 台は防災安全課、1 台は消防団団長、3 台は副団長が持っているとの答弁。3 目消防施設費の減額補正は、15 節工事請負費において防火水槽築造工事1 基分を予定していたが、防火水槽設置の要望はあったものの、最終的な決定まで至らなかったことによる減、及び、18 節備品購入費は、小型動力ポンプ積載車3 台分の入札残です。委員から、防火水槽築造工事について、土地の提供があれば考えるのか、また、個人の土地でもいいのかとの質疑に、土地が重要であり、町内で土地の確保があれば考える。個人の土地については、土地の所有者の同意書が必要となるとの答弁。積載車は普通車か、1 台幾らなのかとの質疑に、普通車である。マニュアル車を1 台、オートマ車を2 台整備しており、マニュアル車は238 万円、オートマ車は250 万円が車両価格であり、税金がプラスされ、合計で1,334 万8,560 円となっているとの答弁。5 目災害対策費の減額補正は、平成30 年度に整備しました、人吉第一中学校敷地内にあるマンホールトイレ設置工事費及びマンホールトイレ用備品購入費の入札残によるものです。今回は現地視察を行いました。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の減額補正は、1 節報酬の外国語指導助手報酬、外国語指導助手1 名が、出産に伴い産前産後休暇及び育児休業を取得したことによる減額や、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬の支出対象者が見込みよりも少なかったことに伴う減額です。委員から、外国語指導助手について、出産の代替はないのかとの質疑に、AL

Tの産前産後休暇については、別の方を探しながら調整を行っているとの答弁。いじめ問題対策連絡協議会は何名いるのかとの質疑に、12名との答弁。また、いじめ対策について、加害者本人や保護者への指導・対策は、また、小学校と中学校の連携を考えているのかとの質疑に、いじめ対策基本方針が各学校にある。今後、しっかり周知を行いたい。保護者との連携、小中学校の連携を行っていくとの答弁がっております。2項小学校費、2目教育振興費、18節備品購入費の減額補正は、各小学校に配備しました電子黒板購入に伴う入札残です。3目学校建設費、15節工事請負費の減額補正は、小学校施設設備改修工事の入札残の積み上げによるものです。委員から、工事請負費について、計画して実施しなかったものがあるのかとの質疑に、実施しなかったものはない。大きく4つの工事を行った。小中学校教職員トイレの洋式化、東小学校の階段昇降機設置工事、東間小学校体育館のトイレ洋式化、西瀬小学校のキュービクルとの答弁。3項中学校費、2目教育振興費、18節備品購入費の減額補正は、一中と二中に配備しました電子黒板、及び三中に配備しましたタブレットパソコン購入の入札残です。5項社会教育費、4目文化振興費、19節負担金、補助及び交付金の減額補正は、人吉球磨の民謡全国選手権大会実行委員会の決算に際しまして、次回の大会の休止が決定したことに伴い、市補助金の残余分が返金されたことによる補正です。

委員から、次回の大会が休止になった理由は、また再来年度の開催はあるのかとの質疑に、昨年末の実行委員会において、別の名称だが、平成8年から実施しており、20年経過して一定の定着を見てきた中で、一定の成果を見たこと。また、実施体制が整わないと実行委員会より指摘があり、一旦休止という形を実行委員会で決定した。休止ということであり、再開はあり得るとの答弁がっております。

13款諸支出金、7目人吉応援団基金費の減額補正は、古都人吉応援団寄附金の1月末での寄附状況による減額です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第9、議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、2項徴税费は、1目税務総務費の人件費の減額のほか、2目賦課徴収費では、固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料及び固定資産土地評価システム業務委託料の入札残に伴い、減額をされています。

3項戸籍住民基本台帳費は、コンビニ交付サービス導入に伴うシステム保守委託料及びシステム構築委託料及びシステム使用料の入札残に伴い、減額されています。

3 款民生費、1 項社会福祉費は、主に、1 目社会福祉総務費では3つの特別会計への繰出金の減額、2 目心身障害者福祉費では、障がい者医療費や自立支援給付事業及び障がい児通所支援事業における給付費の最終見込みによる増などに伴い、減額されています。2 項児童福祉費は、主に、2 目児童措置費の子どものための教育・保育給付費負担金や児童手当支給事業の最終見込みに伴い、減額されています。

4 款衛生費、1 項保健衛生費は、妊婦健康診査委託料及び熊本型早産予防対策事業（歯科健診）業務委託料、がん検診委託料などの決算見込みに伴い、減額されています。2 項清掃費は、浄化槽設置整備事業補助金の最終見込みや、一般廃棄物収集運搬委託料の確定に伴い、減額されています。

繰越明許費の補正は、3 款民生費、2 項児童福祉費の保育所等整備交付金事業のおこぼ保育園の移転改築事業に伴うもので、園舎の建てかえは年度末竣工となるところですが、新園舎へ移転後に旧園舎解体となるため、解体については年度内での事業完了が難しく、解体に伴う事業費分の補助金を繰り越すものです。

なお、本件につきましては、委員会で現地視察を行っております。

債務負担行為の補正は、課税支援システムリース料、固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料、固定資産土地評価システム業務委託料、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料、指定ごみ袋販売委託料の5件は、いずれも入札に伴う金額の確定により限度額を変更するものです。

審査の過程において委員から、消費生活相談非常勤職員報酬の減額の理由、障害者計画等策定委員会が開催されなかった理由について質疑があり、執行部から、消費生活相談非常勤職員はもともと5名を雇用していたが、平成29年度の1名退職による補充を予定していたが、4名体制でも対応できている。また、交付金も減少していることから、1名分の報酬を減額した。4名の相談者のうち、1名は有資格者で、ほかの相談員も勉強中である。障害者計画等策定委員会は、主に計画策定年度に開催するが、前年度は障害者福祉計画及び障害児童福祉計画の策定があり、会議を開催した。本年度は特段の計画の策定などがなかったため、会議の開催がなかったとの答弁がありました。

また、委員からは、策定した翌年なので、それを検証するという開催のあり方もあったのではないかとの意見も出されています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第9、議第2号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第

8号)のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費を3,674万1,000円減額し、補正後の額を4億283万6,000円としております。1項農業費、1目農業委員会費を338万7,000円減額、3目農業振興費を393万8,000円減額、5目農地費を731万5,000円減額しております。主なものは、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員報酬等の減額、環境保全型農業直接支援対策事業交付金の交付決定による減額、農業次世代人材投資事業交付金の減額、多面的機能支払交付金の減額などです。2項林業費、2目林業振興費を2,085万8,000円減額しております。市有林整備及び市有林経営に係る事業量の減少による減額、スマート林業展開事業委託料の人件費の減額、矢黒町石庭の館裏山の崩壊に伴う単県治山事業矢黒地区斜面修復工事の増額などです。

審査の過程で委員から、環境保全型農業直接支援対策事業交付金が減額になっているが、取り組みが大変なのでこのようになっているのかとの質疑に、実際にそういう方々が多かった。また、高齢化のため、この事業に取り組まないという方もあったとの答弁。県営錦南部5期農免農道整備事業負担金が減となっているが、事業は進んだのか、また、進捗状況はどのようになっているのかとの質疑に、途中で文化財の発掘調査をしなければならなくなり、迂回することになった。現在、発掘調査が終わっていないので、工事費を5,000万円から、実際工事が済んでいる600万円に変更した。それに伴って、人吉市の負担割合20.9%の分が減額になった。また、進捗状況については、迂回する工事の設計がまだできていないので、3年ほどおくれる見込みであると伺っているとの答弁。大地上原田が解散したということであるが、上原田に水を送ることがおくれるようなことはないのかとの質疑に、大地上原田は、昨年11月に解散したところである。今、3団体と1個人に譲与するということが計画を進めている。2団体、1個人については、人吉市の認定農業者ということになっており、もう1団体は山江村の認定農業者ということで、人吉市への登録を計画されている。再来年度に農業農村整備事業の採択の予定で、話を進めているとの答弁がっております。

7款商工費を858万円減額し、補正後の額を5億1,331万6,000円としております。1項商工費、2目商工業振興費を333万6,000円減額。3目観光費は378万6,000円減額、5目(仮称)まち・ひと・しごと総合交流施設管理費は84万1,000円減額、6目まち・ひと・しごと総合交流館管理費は、補正はありませんが、財源の組み替えであります。主なものは、人吉商工会議所に委託しております人吉しごとサポートセンター(H i t - B i z)の運營業務委託に関し、前センター長の解雇、新センター長の新たな選任によりセンター長給与等に不用額が生じたことに伴う減額、地域おこし協力隊の採用が年度途中であったため、所要額に合わせた減額などであります。

8款土木費を2億124万2,000円減額し、補正後の額を18億5,248万円としております。1項土木管理費、1目土木総務費を560万円減額。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費を1

億1,578万7,000円減額。3項住宅費、2目住宅建設費を2,434万8,000円減額。4項都市計画費、1目都市計画総務費を119万2,000円減額。3目公園整備費を906万9,000円減額。4目街路事業費は4,504万6,000円減額しております。主なものは、1項土木管理費、1目土木総務費は、人吉市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金の事業費の確定による減額。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は、道路改良事業のための測量設計委託料等の事業費の確定及び人吉球磨広域行政組合からの受託事業、ごみ処理施設周辺整備事業のための建物調査等委託料の事業費の確定、並びに人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業における社会資本整備総合交付金の交付決定及び事業費の確定によるものであります。3項住宅費、2目住宅建設費は、市営住宅外壁改修工事調査設計委託料等の入札残等であります。4項都市計画費、3目公園整備費は、社会資本整備総合交付金事業で取り組みます石野公園園路舗装工事に要する委託料からの組み替え、及び、村山公園のり面改修工事の入札残等であります。

審査の過程で委員から、戸建木造住宅耐震改修等事業の利用件数は何件かとの質疑に、建てかえが1件であるとの答弁がっております。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費は補正額はありませんが、財源の組み替えで、県補助金に係る補助率の増嵩に伴うものであります。3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費を100万円の増額をいたしております。道路災害復旧工事において工事を進めていく中で、電柱移設が必要となり、その補償費であります。

次に、第2条継続費の補正につきましては、8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業につきまして、平成30年度交付金の確定及び事業の進捗状況により、総額に変更はありませんが、期間の延長及び年割額を変更するものであります。

次に、第3条繰越明許費補正につきましては、6款農林水産業費、1項農業費、人吉葉たばこ共同乾燥施設整備事業は、老朽化等による人吉葉たばこ共同乾燥施設の更新に対して補助を行うものでありますが、たばこ耕作組合とJTとの契約手続に時間を要したことから工事着工がおくれ、年度内竣工が難しく、全事業費を繰り越すものです。2項林業費、単県治山事業矢黒地区斜面修復事業は、昨年6月20日の豪雨により、矢黒町石庭の館の裏山の斜面が崩壊したもので、県の補助を受けて治山工事を実施するものですが、受益者本人への説明と工事に係る承諾については、県の補助金交付決定を待つ必要があったことから、今議会の補正予算に計上されております。よって、年度内での事業完了が難しく、全事業費を繰り越すものです。

7款商工費、1項商工費、くま川下り株式会社事業再生支援補助金は、くま川下り株式会社における新造船事業に対する補助金であります。船材の乾燥、製材会社及び船大工との調整に時間を要し、年度内完了が難しく、全事業費を繰り越すものです。同じく、まち・ひと・しごと総合交流館施設整備実施設計委託料は、施設全体の改修に加え、サテライトオフ

イス設置を含めた全体計画を含め発注する必要があることから、協議に時間を要し、年度内での完了が難しく、全事業費を繰り越すものです。同じく、まち・ひと・しごと総合交流館施設改修事業は、交流館玄関周辺の危険ブロック塀撤去及びフェンス新設工事ですが、隣接する地権者との協議に時間を要し、年度内での事業完了が難しく、全事業費を繰り越すものです。

8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金交付金事業、大塚桑木津留線外11件は、地元関係者や関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったことなどにより繰り越すものです。4項都市計画費、社会資本整備総合交付金事業、石野公園施設改築事業外1件は、設計業務等に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものです。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助農業用施設災害復旧事業は、東大塚地区における農道災害復旧工事ですが、設計書の精査等に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものです。3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業外3件は、関係機関との協議、地元との調整、工事の工法の検討等に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものです。

審査の過程で委員から、羽田橋補修事業に関し、羽田橋はどの程度の改修なのかとの質疑に、欄干を含め上部工を修復検討しているとの答弁。歩道専用の橋を、橋本体の横につけられないのかとの質疑に、羽田橋は昔の荷重計算によってつくられている。歩道を一緒にすると歩道の荷重がかかるので、別にしてあるのはそういう理由であると考えられる。もし、つけるとしたなら、橋全体を全面的にやりかえる必要があると考えるとの答弁。橋本体と歩道の間が空いているので、転落のおそれがある。網をつけることができないのかとの質疑に、安全面をもう一度確認したい。高いフェンスをつけるなど、検討したいとの答弁がっております。さらに、睦橋補修事業に関し、睦橋は通学路になっていると思うが、どういう配慮をするのかとの質疑に、下部工は交通に影響がないところで、今工事を進めている。上部工は、通学路を確保することを検討するが、舗装をするときは一時通行止めをしなければならない。できれば、夏休みや学校が休日のときに行いたいが、やむを得ず平日になったときは迂回をしてもらうことになるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第2号について、各委員長報告どおり決するに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第10 議第3号から日程第14 議第7号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第10、議第3号から日程第14、議第7号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第10、議第3号から日程第14、議第7号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第10、議第3号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ決算見込みによる減額補正です。

審査の過程において委員から、歳入の保険給付費等交付金の減額の理由、国保加入者の減少と関係性はとの質疑があり、執行部から、12月までの支出額と今後の見込みで、県に申請した額を計上した。平成29年度までは、直接市が見込みを立てて交付金の申請をしていたが、国保改正に伴い、本年度からは、県と協議の上で予算を組んでいる。加入者数は、平成30年度当初課税時の被保険者は8,194人で、平成30年10月現在では7,900人と、約200名の減となっている。団塊の世代が、徐々に後期高齢者へ移行するケースや、60代以降の方の社会保険加入推進などで、そちらへ加入されることもあるので、毎月、被保険者数、世帯等の増減は激しい状況であるとの答弁がありました。また、委員から、出生件数と出生率、国保対象者の出生件数と出生率はとの質疑に対し、執行部から、平成31年2月末の出生件数204件、出生率は0.62%で、国保加入者の出生件数は24件、出生率は0.07%であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第4号平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ決算見込みによる補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第12、議第5号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、介

護保険料などの決算見込みによる歳入の補正のほか、歳出も決算見込みや財源の組み替えによる補正となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第13、議第6号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出に関して、職員の児童手当に係る一般会計負担金繰入金や職員の退職給付に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第7号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出に関しては、指定工事店登録手数料やストックマネジメント策定業務委託料の最終見込みに伴う社会資本整備総合交付金の減によるものなどです。また、資本的収入及び支出に関しては、矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事委託料の最終見込みによる公共下水道事業債の減、受益者負担金の増によるものなどです。

審査の過程において委員から、受益者負担金増額の理由についての質疑があり、執行部からは、現在発生している分は、農地ということで徴収を猶予していたものの猶予解除によるものであるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第3号から議第7号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号は、原案可決確定いたしました。

日程第15 議第8号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第8号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第15、議第8号平成31年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算のうち、歳入全款及び第3条地方債、第4条一

時借入金、第5条歳出予算の流用につきまして、審査の主なものを御報告いたします。

平成31年度一般会計の歳入予算の総額は、165億4,234万1,000円でありまして、執行部より、一般会計歳入構造別構成比を示しました資料が提出され、歳入予算のうち、自主財源が31.8%、依存財源が68.2%となっており、後ほど市債のところで御報告いたします庁舎建設財源を含めた構成比を示され、内容説明を受けております。

次に、一時借入金の借り入れ最高額は40億円と定められております。自主財源の主なものとして、1款市税に36億4,914万2,000円が計上され、内訳の主なものは、市民税15億3,221万円、固定資産税15億4,425万1,000円などが計上されております。依存財源の主なものとして、10款地方交付税46億3,000万円、14款国庫支出金26億3,461万5,000円、15款県支出金12億7,079万9,000円、先ほど触れました21款市債に、市庁舎建設事業債分の9億5,680万円を含みます18億8,720万円が計上されております。

執行部より、目的税の用途についての資料が提出され、審査の中で内容確認をしております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第15、議第8号平成31年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

審査の前に、執行部より、骨格予算となっていることと、消費税8%から10%への影響については、国の動向を見ながら補正で対応したいとの考えから、予算は8%で計上しているとの説明があつております。

1款、1項、1目議会費が1億8,830万8,000円で、前年度に比べ78万4,000円の増額となっております。増額の主なものとしまして、隔年実施の議会運営委員会行政視察旅費を含む普通旅費の増などによるものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費10億7,340万2,000円で、前年度に比べ6,691万9,000円の増額となっております。増額の主なものは、3節職員手当等の退職手当において、一般退職者前年比2名増や特別職2名、市長、副市長の退職金の増などが主なものです。また、ふるさと納税による寄附額の目標額を、平成30年度に引き続き3億円と定めたことに伴う、12節役務費の郵便料や13節委託料のふるさと納税業務委託料、14節使用料及び賃借料のシステム使用料2億581万9,000円なども計上されております。15節工事請負費では、町内から平成30年度までに要望があつていました224基分の防犯灯設置に要する経費720万円を

予算計上しています。なお、この経費については、人吉応援団基金650万円を充当しています。

委員から、防犯灯が224基ということだが、平成31年度は、この数で終わりなのかとの質疑に、町内から要望があっているのが、現時点で323基となっているので、今後検討したいとの答弁。

6目財産管理費1億5,952万2,000円は、主に仮本庁舎や西間別館及びカルチャーパレスなどの施設管理運営費で、前年度に比べ2,867万2,000円の減額となっています。主な要因として、15節工事請負費において、公共施設等総合管理計画に基づき、平成30年度に引き続きカルチャーパレス施設整備改修工事、平成31年度はコミュニティ棟昇降機改修工事に関する予算計上となっており、工事の差額が3,200万円の減額となっています。

委員より、カルチャーパレス施設整備改修工事はエレベーターを交換するのか、エレベーターは全部交換するのかとの質疑に、カルチャーパレスコミュニティ棟のエレベーターを交換するもの。同型のエレベーターの製造を中止して25年たっており、新しく更新する必要がある。全部交換することになり、別の場所で組み立てたものを、3カ月ほどの設置工事を経て設置することになるとの答弁がっております。

7目企画費5,622万8,000円は、前年度に比べ586万5,000円の増額となっています。主な要因として、平成30年12月議会で承認しました、13節委託料における総合計画策定支援業務委託料の増です。9目情報管理費1億6,203万9,000円は、前年度に比べ229万5,000円の増額となっています。増額の主な要因として、特定個人情報に係る次期システムの設計・構築に係る地方公共団体情報システム機構への負担金の増ですが、この負担金分については、国から財政措置がなされることになっています。

委員から、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会とはどういったものかとの質疑に、熊本県や市町村が加入しているもので、よろず申請などの電子システム構築を行っているとの答弁。

12目肥薩線世界遺産推進関連施設費1,718万7,000円は、鉄道ミュージアム関連の予算です。主なものとして、13節委託料の清掃業務委託料、人吉鉄道ミュージアム管理委託料などです。この委託経費については、平成30年度まで地方創生推進交付金を充当していましたが、3年間の交付期間が終了したことから、平成31年度から一般財源の対応となるものです。13目市庁舎建設事業が10億4,755万5,000円で、前年度に比べ10億5,782万9,000円の減額となっています。前年度に引き続き、新市庁舎建設における本体工事に要する経費です。4項選挙費、2目県議会議員選挙費、3目市長市議会議員選挙費、4目藍田財産区議会議員選挙費、5目参議院議員選挙費、6目県知事選挙費は、いずれも平成31年度執行予定の各選挙に係る経費です。

9款、1項消防費、1目消防総務費4億7,739万2,000円は、前年度に比べ226万6,000円の

増額となっています。その理由としまして、19節負担金、補助及び交付金の負担金のうち、人吉下球磨消防組合負担金が、前年度より585万4,000円の増となっています。負担金増額の理由は、人件費の増、大規模災害を見据えた重機及び指揮車、指令車などの購入によるものです。

委員から、重機を整備することのことだが、種類はどういったものかとの質疑に、バックホーのようなものと答弁がありました。私のほうで下球磨消防組合に確認させていただき、正式名称はミニショベルとのことでした。

3目消防施設費2,480万7,000円は、防災行政無線の維持管理の経費、15節工事請負費が防火水槽修繕工事で、18節備品購入費が年次計画で更新していますポンプ積載車3台の購入経費です。5目災害対策費3,615万3,000円は、前年度に比べ1,054万円の増額となっています。これは、県の球磨川水系防災・減災ソフト対策事業によるものです。主なものとして、12節役務費、18節備品購入費のうち、水防資機材やマンホールトイレ上物等などの備品です。また、15節工事請負費で、大規模災害時における避難場所でのマンホールを活用したトイレ10基設置工事に要する経費を計上しています。平成31年度設置箇所は、スポーツパレス敷地内を予定しています。

委員から、マンホールトイレ設置工事について、スポーツパレスの場所はどこかとの質疑に、スポーツパレスとカルチャーパレスの間の植栽があるところに10基との答弁。

10款教育費は10億29万1,000円で、前年度と比べて6,847万7,000円の減額となっています。2目事務局費1億9,895万4,000円は、前年度に比べ251万3,000円の減額となっています。2項小学校費、1目学校管理費9,908万3,000円で、前年度に比べ799万2,000円の減額となっています。主なものとして、東間小学校の焼却炉解体工事費及び備品購入費の減に伴うものです。11節需用費及び12節役務費は、各小学校に配分する消耗品費、燃料費、印刷製本費、郵便料や小学校の管理運営に必要な電気料、上下水道代、電話料、各種手数料等です。

委員から、し尿くみ取り手数料について、昔のものがあるのか、簡易なものがあるのかとの質疑に、し尿くみ取り手数料について、小学校においてくみ取りを必要とするトイレのある学校は、大畑小学校のプールのところ、旧田野小学校。なお、合併処理浄化槽を持つ学校としては、西瀬小学校、大畑小学校があるが、清掃委託とは別に、沈殿などで対処が必要になった場合は、この手数料が必要になるという状況。中学校では、くみ取りが毎年必要な学校はないが、合併処理浄化槽がある二中と三中においては、必要が生じた場合は、ここからの支出が発生するという状況との答弁。

2目教育振興費5,312万3,000円は、前年度に比べ513万8,000円の増額となっています。主なものとして、ICTを活用した教育推進に不可欠な、学校内の無線LANアクセスポイント機器が9年経過しており、その更新に伴う使用料及び賃借料等です。20節扶助費1,555万6,000円は、要保護・準要保護児童就学援助費及び特別支援教育就学奨励費で、学用

品費、学校給食費、修学旅行費などを援助するものです。

委員から、扶助費の要保護・準要保護児童・生徒の人数はとの質疑に、平成30年度は、小学校216名、中学校147名との答弁。また、特別支援教育就学奨励費の人数はとの質疑に、平成30年度は、小学校34名、中学校14名との答弁。

3項中学校費、1目学校管理費5,796万8,000円は、前年度と比べ110万4,000円の減額になっています。理由として、需用費、修繕料や備品購入費の減に伴うものです。

委員から、日本スポーツ振興センター保険負担金の内訳はとの質疑に、945円掛ける児童・生徒の人数。要保護の児童・生徒については1人当たり65円。保護者負担金は、小中学校とも460円との答弁がっております。

4項社会教育費、1目社会教育総務費1億2,399万1,000円は、前年度に比べ774万1,000円の減額になっています。これは人件費の減や骨格予算に伴う事業費の減によるものです。

委員から、役務費のし尿くみ取り3万5,000円とあるが、どこかとの質疑に、矢岳駅のSL展示館のところにあるトイレとの答弁。

2目公民館費4,277万4,000円は、前年度に比べ60万8,000円の増額となっています。主なものは、校区公民館耐震診断業務委託料の増です。なお、西瀬公民館、中原公民館の耐震診断業務委託料です。13節委託料1,480万2,000円は、各校区公民館の管理業務並びに校区公民館事業、校区民体育祭の委託料です。

委員から、公民館非常勤職員報酬の8名の内訳はとの質疑に、東西コミセン4名、中原コミセン、大畑コミセン、東間コミセン、西瀬コミセン、それぞれ1名ずつとの答弁。委員から、公民館のし尿くみ取りはどこかとの質疑に、東間コミセンの大塚分館、西瀬コミセンの鹿目分館との答弁。また、コミセンの耐震診断はどのような状況かとの質疑に、平成30年度に東間コミセン、大畑コミセン、平成31年度に西瀬コミセン、中原コミセン。東西コミセンもあるが、平成14年度に建築しており、耐震診断の必要はないと考えているとの答弁がっております。

4目文化振興費831万5,000円は、前年度に比べ121万5,000円の減額となっています。主に、所蔵美術品調査業務委託料の減と、人吉球磨の民謡全国選手権大会の休止に伴う補助金の減によるものです。5目文化財保護費3,937万7,000円は、前年度と比べ94万6,000円の増額となっております。主なものとしまして、史跡人吉城跡発掘調査に係る作業員の賃金などや、人吉城歴史館の備品購入などの増によるものです。5項保健体育費、1目保健体育総務費6,834万9,000円は、前年度と比べ541万5,000円の減額となっています。理由としまして、昨年、本市で開催されました熊本県スポーツ推進委員研修会人吉大会の補助金の減、人事異動に伴う人件費の減によるものです。

委員から、スポーツコーディネーターの保険料はとの質疑に、コーディネーター分は予算計上している。指導者、サポーター、児童分は、参加料の中から保険料を出すことにしてい

るとの答弁。

2目体育施設費7,437万8,000円は、前年度と比べて397万4,000円の増額となっています。主なものとしまして、13節委託料、体育施設指定管理料及び小中学校の体育施設の管理委託料です。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費1億6,751万1,000円は、前年度と比べ1,644万4,000円の減額となっています。主なものとして、骨格予算に伴う工事請負費の減です。19節負担金、補助及び交付金2,421万4,000円のうち、補助金の2,418万7,000円は、平成28年度から実施している学校給食費助成金です。

委員から、アレルギー対応の児童・生徒は増加しているのかとの質疑に、平成30年度で14名、例年同じくらいで推移しているとの答弁。また、配送車の値段は、食缶はどのくらいの数かとの質疑に、値段は600万円、食缶はステンレス製で115個との答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異義なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第15、議第8号平成31年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、2項徴税费は、収納率向上を目指して雇用する国税OBによる徴収アドバイザーに対する報酬や、固定資産の評価に係る委託料、確定申告に係るシステム使用料などが計上されています。また、土地情報総合システムリース料、家屋評価システムリース料は、いずれも使用するシステムが更新時期を迎えるため、期間と限度額について債務負担行為が設定されています。3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍電算システム、住民基本台帳ネットワークシステムのOA機器リース料、コンビニ交付サービス事業に伴うシステム構築委託料やクラウドシステム使用料などが計上されています。

3款民生費、1項社会福祉費は、消費生活センター関連予算、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金、4件の特別会計への繰出金、扶助費の自立支援給付費などが主なものです。なお、福祉総合システムリース料については、リース期間の終了に伴い契約更新をする必要があるため、期間と限度額について債務負担行為が設定されています。

審査の過程において委員から、鍼灸マッサージ補助交付金の交付状況はとの質疑が出され、執行部から、市の単独事業で、各市の補助単価は違うが、本市では1件につき500円の補助を行っている。昨年より利用者数が増加している。増加の理由として、これまでは1人につき12枚のマッサージ券の補助をしていたが、平成29年度からは2倍の24枚の枚数になったことが原因と思われるとの答弁がありました。

2項児童福祉費は、市内保育園7カ所及び広域保育園入所に係る委託費及び認定こども園

8園に加え、平成31年度から施設型給付に移行する幼稚園を含めた給付費、並びに子ども医療費、児童手当などの扶助費が主なものです。なお、昨年度より大幅な予算減となっている理由は、おこば保育園の移転改築に係る保育所等整備交付金事業補助金分の減によるものです。

審査の過程において委員から、ひとり親家庭等日常生活支援事業委託料の概要はとの質疑が出され、執行部からは、事業費と事務費と利用者負担がある。事業費については、生活援助が、8時から18時までの利用に対して利用単価が1,000円となっている。18時以降の利用については1,250円の利用負担ということになっている。子育て支援については、同じ単価を使用している。事務費として、1回につき300円としている。個人負担については、所得に応じた利用料金となっていて、所得が低い方については時間150円と、それ以外の方については300円を徴収する形になっているとの答弁がありました。

3項生活保護費は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費といった扶助費が主なものです。

4款衛生費、1項保健衛生費は、指定ごみ袋販売委託料、個別接種委託料、妊婦健康診査委託料、がん検診等各種検診委託料、特定不妊治療費助成金などのほか、病院群輪番制病院運営事業に関し、平成31年度は人吉市が事務局となることに伴い、負担金から補助金に変更されて予算が計上されています。2項清掃費は、人吉球磨広域行政組合負担金、浄化槽設置整備事業補助金、一般廃棄物収集運搬委託料などが主なものです。国・県の補助金を財源として実施している浄化槽設置整備事業は、平成31年度から国の補助制度が大きく改正され、これまで補助対象であった新規設置・更新について、一部が補助対象から外れることになったとの説明がありました。しかしながら、制度改正の周知期間がとれないこと、市民に与える影響が大きいと思われることなどから、国の激変緩和措置を適用して、平成31年度は現行どおりとし、平成32年度からの実施に向けて準備を進めることとするとの説明もあっております。

このことについては委員から、今般の浄化槽設置事業に関する制度改正の説明を受けたが、今後については随時説明をしていただきたいとの意見が出されました。

5款労働費、1項、2目シルバー人材センター費は、シルバー人材センターに対する補助金等で、昨年度と同額となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第15、議第8号平成31年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いた

します。

5 款労働費に1,570万円を計上いたしております。1 項労働諸費、1 目人吉球磨地域技能振興費、19 節負担金、補助及び交付金のうち補助金218万円は、人吉球磨能力開発センター補助金であります。

6 款農林水産業費は3 億5,071万3,000円で、前年度比4,928万8,000円の減額であります。1 項農業費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬、農家振興組合長の報酬及び費用弁償、人吉市農業活性化対策事業補助金、5 地区の中山間地域等直接支払事業交付金、2 組織の環境保全型農業直接支援対策事業交付金、農業次世代人材投資事業交付金、多面的機能支払交付金事業の活動組織への交付金などであります。2 項林業費は、人吉市鳥獣被害対策実施隊員の報酬、市有林の下刈委託料、市有林の間伐に伴う素材生産販売委託料、本年度で完了するスマート林業展開事業を継承しつつ、新たな森林管理システムのもとで実施します森林経営管理業務委託料などあります。3 項水産業費は、稚鮎放流事業に対する球磨川漁業協同組合への補助金であります。

7 款商工費は4 億927万1,000円で、前年度比2,646万7,000円の減額であります。1 項商工費は、工業用地造成事業特別会計繰出金、平成30年度から地方創生推進交付金を活用し、本市を全国のIT系企業からビジネスチャンスがある魅力ある地域と広く認識していただき、本市への誘致へつなげるべく、コワーキングスペースの運営、ハッカソンを開催するなどのIT企業等協創促進業務委託料、平成30年度に開設しました人吉しごとサポートセンターに係るセンター長を初め、従事する職員のサービス管理等を委託する業務委託料、人吉商工会議所が地元企業への経営指導等を図るための費用の一部を補助する小規模事業指導事業補助金、商店街への支援・助成により市街地活性化を図ることを目的とし、各種事業に伴う補助を行う人吉市商店街活性化事業補助金、本市におけるIT系企業の立地を促進し、本市地域経済の活性化及び市民の雇用機会の拡大を図ることを目的として、市内にIT系業務に係る事業所を開設する者に対し、オフィス家賃の一部補助を行うサテライトオフィス等誘致事業補助金などあります。また、3 目観光費は、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会負担金、人吉温泉観光協会補助金、日本百名城人吉お城まつり実行委員会補助金などあります。4 目石野公園運営費は、道の駅開設に伴う周知用ののぼり旗、施設の装飾に要する消耗品など、また、石野公園30周年特別事業を主催する人吉クラフトパーク企画委員会に対する補助金などです。5 目まち・ひと・しごと総合交流館管理費は、総合交流館の管理業務に従事する非常勤職員報酬、施設維持管理のための経費、業務委託料、総合交流施設整備の一環としての温泉施設脱衣場のエアコン設置工事などあります。

審査の過程で委員から、3 目観光費に関し、駅前のからくり時計の修理はどのような内容かとの質疑に、通常のメンテナンスの範囲内での軽微な修理を想定している。大がかりな修理は、修繕料で対応したいとの答弁。日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会と人吉温泉観

光協会のすみ分けはどのようにされているのかとの質疑に、厳密にすみ分けという協議をしているわけではないが、観光協会も協議会のメンバーの1つとして、理事や企画運営委員会として参加されている。今のところ、主体となっていく事業が重複しているところはない。お互い連携してやっているとの答弁。日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会と各市町村の観光協会の関係の今後の方向性はどのように考えているのかとの質疑に、確かに課題となるところである。各市町村の観光協会は、事業もそれぞれ違いがあり、一気に取りまとめるのは難しい。今後の課題として考えている。日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会の役割は、人吉球磨が一体となって取り組んでいく観光ビジョンをまず策定して、それを進めていく事業を行っていくという整理をされているので、各市町村の取り組みは大事にしていくという方向性であると考えているとの答弁。人吉温泉観光協会の負担金はどうなっているのかとの質疑に、一口1万円で、個人と団体があり、団体では数十万円単位で納められているところもある。会員数は205団体である。なお、こういう団体は幾らというような決まりごとはないとの答弁があつております。さらに、4目石野公園運営費に関し、石野公園運営費にロゴマーク作成委託料とあるが、何のロゴマークなのか、また積算の根拠は何かとの質疑に、道の駅を含むクラフトパーク石野公園のロゴである。積算は、見積もりをとっており、また日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会のロゴが30万円と伺っており、それを参考にさせていただいたとの答弁。石野公園30周年特別事業の内容はどのようなものかとの質疑に、クラフトパークの職人等を中心に構成されている人吉クラフトパーク企画委員会で行う予定で、道の駅開駅オープニングイベントに合わせて行う。30周年のメインイベントとして、企画展を2回、クラフトの原点に立ち返り、職人さんたち、あるいは地域の作家の企画展を計画している。また、工芸体験の割引のキャンペーンやスタンプラリーを行い、集客を行ってきたいとの答弁。申請200万円の内訳はとの質疑に、申請は委託料が135万3,000円、広告費が48万6,000円、催事費が116万1,000円である。合計で300万円であったが、財政状況が厳しいので200万円でおさめていただきたいということで、相手方には通知をしているとの答弁があつております。

8款土木費は13億6,282万3,000円で、前年度比4億5,120万8,000円の減額であります。1項土木管理費は、アクションプログラム計画業務委託料、人吉市住宅リフォーム促進事業補助金、人吉市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金、人吉市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金などであります。人吉市危険ブロック塀等安全確保支援事業については、平成32年度までは効果促進事業により実施することが可能であることから、まずは効果促進事業でスタートし、国が来年度以降、基幹事業の補助要綱等について示されるので、その内容を見きわめた上で効果促進事業から基幹事業へ移行するか検討するものであります。そのためには、当初予算で予算化しておくことが必要であるとの熊本県からの通知に従い、今回、予算計上しているものであります。2項道路橋梁費は、道路維持補修工事費、社会資本整備総合交付

金事業、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備委託料及び負担金、大規模修繕・更新事業の曙橋補修工事、橋梁点検委託料などがあります。3項住宅費は、市営団地の各設備の修繕料、設置後10年を経過する住宅用火災報知器設備受信機等取替委託料、平成32年度に社会資本整備総合交付金事業として予定しております原田団地1・2号棟及び原城団地1・2号棟の外壁改修工事設計委託料、鶴田団地給水設備改修や、一二三ヶ迫団地4・5号棟外壁改修などの施設改修等工事費などがあります。4項都市計画費は、景観パンフレット等の印刷製本費、道の駅人吉開駅セレモニー業務委託料、鍛冶屋町通りの民間修景施設整備に対する街なみ環境整備事業補助金、公共下水道事業特別会計繰出金、公園・街路樹の維持管理委託料、公園の施設改築等工事請負費、石野公園園路舗装工事請負費、社会資本整備総合交付金事業による下林願成寺線道路改良工事及び用地購入費、補償費などがあります。5項河川費は、国土交通省河川管理に伴う河川管理委託料及び山田川河川公園維持管理委託料などがあります。

審査の過程で委員から、1項土木管理費に関し、アクションプログラム計画業務委託料はどのようなものかとの質疑に、耐震改修の啓発活動の一環として行うもので、耐震診断実施後、耐震改修を行っていない住宅所有者及び昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅所有者に、ダイレクトメールで補助要綱のチラシなどを送る事業である。なお、この事業は社会資本整備総合交付金事業で対応できると伺っているとの答弁。対象者の抽出はどのようにするのかとの質疑に、税務課の建物台帳のデータから抽出し、5,440件に送る予定であるとの答弁。空き家についてはどのように対応するのかとの質疑に、台帳での氏名が出るので、その方宛に送付することになる。もし、その方が亡くなっていたとしてもわからないので、抽出した所有者へ、まずは郵送するとの答弁。転居先不明などで返送されたらどうするのかとの質疑に、その後については、もう一度調べて、それでもわからなければ対応を検討したいとの答弁がっております。委員から、空き家への対応、返送があった場合は、追跡調査をするように検討していただきたいとの意見がっております。また、2項道路橋梁費に関し、曙橋の総工事費はとの質疑に、5億7,300万円を予定しているとの答弁。曙橋については、最初は国から修繕の指示があっていると思うが、その計画はとの質疑に、人吉橋橋梁長寿命化修繕計画が平成22年度に策定されて、曙橋は平成26年度に点検調査を行っている。社会資本整備総合交付金で対応する予定であったが、平成27年度に大規模修繕・更新補助制度ができて、長大橋については、国と県から、この制度を活用してはどうかとの話があった。この制度を使うと、重点的に事業費が配分される。また、事業が終わるまで事業費が担保されるということで、この大規模修繕・更新補助事業を活用することになったとの答弁。球磨川には何カ所も橋が架かっている。大規模の補助の対象は、順番に指定してあるのか。この次はどの橋が対象になるのかとの質疑に、市の管轄、県の管轄にかかわらず、近接目視及び点検調査を5年ごとにやっていくので、その結果を踏まえて補修をしていく。今の時点で、

優先順位は決めていない。曙橋も、昨年、上部工修繕が終わり、今年度は橋脚部分を補強するが、何年かおきに点検をして、おかしいところがあれば修繕をするとの答弁。曙橋は今回で終わりなのかとの質疑に、最終年度であるとの答弁があっております。3項住宅費に関し、火災報知器の取りかえを予定されている団地はどこかとの質疑に、平成31年度は米山、門前、砂取、相良、老神、立野、東間の各団地の約260戸を予定している。残りの鶴田、蟹作、三日原、東間米山、荒毛、麓の各団地は、補正で対応できるようであれば平成31年度に、できなければ2020年度当初予算で計上したいと考えているとの答弁があっております。4項都市計画費に関し、石野公園のイベント事業が経済部で200万円予算が組んであり、建設部でも、道の駅で100万円の予算が組んであるが、イベントはそれぞれで行うのかとの質疑に、経済部と建設部で役割分担をしている。登録申請と開駅の式典までは建設部が行うので、式典に関する予算を計上させていただいたとの答弁があっております。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費に存目予算1,000円を計上しております。2目林業施設災害復旧費に20万円を計上しております。災害復旧時の重機借り上げ料であります。同じく、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費に22万9,000円を計上しています。豪雨時等の災害に対応するための時間外等勤務手当であります。2目公営住宅施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費、4目街路災害復旧費、5目河川災害復旧費に、それぞれ存目予算1,000円を計上しております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第8号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第8号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第16 議第9号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第16、議第9号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第16、議第9号平成31年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果を報告します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2万3,000円であり、歳入は基金の運用利息を計上し、歳出は基金運用で発生した利息を基金に積み立てるとの説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第9号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第9号は、原案可決確定いたしました。

日程第17 議第10号から日程第22 議第15号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、議第10号から日程第22、議第15号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第17、議第10号から日程第22、議第15号までの6件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第17、議第10号平成31年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算ですが、平成31年度の予算編成に当たり、国保被保険者の動向と医療費の推計により、歳入については、熊本県から本市へ提示された標準国保税率等を参考に編成し、歳出については、県に納付する国保事業費納付金額を念頭に置き予算が計上されています。また、本市における国保の被保険者数は毎年減少を続けており、平成30年度当初課税時8,194人から、平成31年度は7,706人で、488人の減を見込んでいるとの説明がありました。

また、退職被保険者の医療制度は、平成27年3月末で新規適用が廃止され、今年度末には終了するために、被保険者数は、昨年度は132人から52人、80人の減の影響が大きいため、

医療費総額も減少すると見込んでいるとの説明もありました。

国民健康保険税の合計は6億7,886万8,000円で、前年度と比較して1,889万2,000円の減となります。保険給付費の総額は、県が、平成30年度の支払い状況及び見込額、並びに被保険者の減少状況を考慮して積算されており、前年度と比較して2億7,390万4,000円の大幅な減額となっています。

審査の過程において委員から、保険給付費等交付金（保険者努力支援分）の算定方法はとの質疑がなされ、執行部からは、平成28年度から、前倒して国が実施している事業である。項目については、収納率、健康受診率、後発医薬品の使用量等の項目が約20項目で、満点が850点の、減点方式で算定するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第11号平成31年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条において、保険料はおおむね2年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないと規定されており、平成30年度においては見直しの年度であったが、平成28年度のまま据え置きを行い、平成31年度も引き続き、保険料は据え置きとなっています。

審査の過程において委員から、健康診査事業費の非常勤職員の雇用期間5カ月の根拠はとの質疑が出され、執行部からは、健診事業の前半は国保の健診を行い、後半5カ月にかけて後期高齢者の健診を実施するためであるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第19、議第12号平成31年度人吉市介護保険特別会計予算は、まず、予算編成の骨子について詳細な説明があり、平成31年度における保険給付費等の予算額は、平成30年度の保険給付費実績をもとに推計した費用を計上し、高齢者数を1万1,689人、介護認定者数を2,157人、保険給付費の額は40億円と推計しています。また、介護保険料は、第7期計画における介護保険料基準額に基づき計上されています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第20、議第13号平成31年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、地域包括支援センターに関する人件費や、要支援1、要支援2と認定された方のケアプラン作成委託料、また、それに関する歳入が予算計上されています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第21、議第14号平成31年度人吉市水道事業特別会計予算は、業務の予定量として給水戸数1万5,722戸、総給水量346万5,102立方メートルとされ、この関連経費のほか、給水工事受付申請支援システム構築業務委託料が新規計上され、また、一般改良工事の主なものとして原城配水池造成工事や造成工事後の基礎杭工事に伴うものや、下城本配水管改良工事など7件の工事が予定されています。

審査の過程において委員から、給水工事受付申請支援システム構築業務委託料についての質疑が出され、執行部からは、市が管理している配水管から分岐して、個人宅や事業所を建てるときに給水装置の申請が出される。年間約150件ほどであるが、受付、申請許可や工事の許可書の発行を主に、エクセルやアクセスなど複数のファイルで管理している。一つ一つ入力しなければならないので手間がかかっていたものを、このシステムを導入することにより、複数で入力するのを1回で終わらせて、誤りが少なくなるようなシステムを構築したいと考えているとの答弁がありました。

また、市内一円消火栓修繕・設置工事についても質疑が出され、執行部からは、防災安全課で予算組みをして、委託工事として工事を行う。新設は、防災安全課で箇所等を見て、新設という流れになるが、修繕は防災安全課と水道局でパトロールしながら確認していく。交通量の多いところになると、約20年を経過したくらいから、ボックス・ふたなどを修繕しているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第22、議第15号平成31年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、業務の予定量として、接続戸数1万1,900戸、年間総処理量441万7,254立方メートルとされ、この関連経費のほか、主な建設改良工事に、汚水ます設置工事が予定されています。

審査の過程において委員から、ポンプ場施設電話料について、人吉浄水苑費の動力費について、管渠及び人孔調査業務委託料、人孔蓋調査業務委託料についての質疑が出され、執行部からは、それぞれ、ポンプ場には6カ所に電話を設置している。通常の電話の使用もあるが、遠方監視に電話回線を使用しており、その料金が含まれている。燃料費が、浄水苑の自家発電用の重油代が28万7,270円を予定。電気代が、2,792万3,000円を見込んでいる。ストックマネジメント計画に基づき、どの順番で実施するかを決めて、毎年実施する。調査の内容は、テレビカメラ等を入れて中を調査するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの厚生委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第10号から議第15号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号は、原案可決確定いたしました。

日程第23 議第16号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、議第16号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第23、議第16号平成31年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,688万5,000円としております。歳入の主なものは、1款財産収入は共栄精密株式会社へのI区画の貸し付けによる梢山工業団地土地建物貸付収入、2款繰入金は人吉中核工業用地の造成事業に伴う公債費償還金に充てるため繰り入れる一般会計からの繰入金、3款繰越金は前年度繰越金です。

歳出の主なものは、3款公債費は、人吉中核工業用地造成事業に伴い、平成25年度以降に借り入れた地方債の元金償還金及び地方債利子です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第16号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第16号は、原案可決確定いたしました。

日程第24 議第24号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、議第24号を議題といたします。

お諮りいたします。議第24号について、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第24号は、選任同意することに決しました。

日程第25 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第25、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第25、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。本定例会中の2月27日に第31回目を開催しました。

今回の審議内容は、市庁舎建設に関する特別委員会のこれまでの経緯について、第1回から第30回まで審議してきた内容について説明報告を受けております。

主な審議内容は、第1回目を平成27年9月25日に、市庁舎建設に関する特別委員会を設置し、第3回目には、既存の施設を活用し、事業費を抑制する基本構想見直し案A案（16億円）及びB案（20億円）の説明。平成28年4月発災の熊本地震により方針が転換され、第7回目の委員会では、堅牢な総合庁舎方式の新庁舎の建設に方針転換がなされました。第9回目では、新庁舎建設に向けての基本設計・実施設計について、第10回目では、行政視察について審議を行い、視察地を徳島県阿波市と高知県四万十町を決定し、平成28年7月19日から21日まで視察をしております。第12回目では、事業費のシミュレーションについて、第13回目では、庁舎建設設計業務委託業者を山下設計に選出の報告があり、第14回目では、庁舎建設設計業務委託を山下・本田・月足JVに契約締結の報告を受けております。第15回目では、免震構造を選定、第19回目では、市庁舎建設事業に係る継続費の設定について、第21回目では、庁舎建設設計基本設計について、第24回目では、進入道路及び青井西間線道路計画、人吉らしさについて、第27回目では、旧貯木場を賃借することと実施設計報告、第30回目では、西間別館改修計画案（事業費・エレベーター）と什器整備基本計画案について説明報告を受けております。エレベーター設置については承認決定をしております。

また、市庁舎建設に関する主な業務委託費では、平成29年度が人吉市庁舎建設予定地土壤汚染調査業務委託（地歴・表層調査）など、土壤汚染対策法に基づく調査業務委託を実施・完了しました。また、小永野第一雨水幹線つけかえに伴う設計業務を実施・完了しました。平成30年度では、小永野第一雨水幹線のつけかえ工事を水道局に委託。本体工事の積算委託業務や西間別館改修工事設計業務委託に着手し、本年度中に完了する見込みとの説明がありました。また、什器整備実施計画の策定にも着手。これは、平成31年度の完了見込みと説明がありました。

主な請負工事では、平成29年度には新庁舎建設のための関連工事に着手し、旧保健センター、旧勤労青少年ホーム等解体工事を実施・完了。また、解体設計や、調査中に発見された西間別館倉庫のアスベストの撤去工事も実施・完了しました。また、麓町庁舎の閉庁式後には、麓町本庁舎の解体工事にも着手し、完了しています。平成30年度に入ると、4月から、

新庁舎の本体工事の発注に向けて設計書の積算作業に着手し、屋外附帯工事で字水路のつけかえや旧警察署と西間別館敷地の境界擁壁の改修、駐車場通路の整備などに着手し、完了しています。また、西間別館倉庫の解体、税務課の西間別館2階への移転のための間仕切り改修工事が実施されており、契約した全ての工事が今年度中に完了する見込みとの説明がありました。

委員からは、入札不調、入札不落が続いたことによる問題点、今後の課題、タイムスケジュール等について質疑、要望がありました。

委員長としては最後の報告になりますけれども、今定例会中に庁舎建設に向けての工事契約締結ができなかったことが残念であります。予定工程が、現時点で6カ月はおくれております。本体工事着工までには、まだまだおくれが生じる状況であります。執行部におかれましては、入札不落の原因究明に尽力され、早い時期に入札、工事契約締結、庁舎建設着工をお願いいたします。また、議員各位におかれましても、改選後、早い時期に特別委員会を設置され、新庁舎建設に御尽力いただきますことをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第26 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第26、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第26、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第18回治水・防災に関する特別委員会を、平成31年2月27日水曜日10時から開催いたしました。審議事項は、1、人吉橋下流左岸改修工事について、2、治水・防災に関する特別委員会の設立からきょうまでの審議についてのまとめについてです。

審議事項1、人吉橋下流左岸改修工事についてですが、当日、現地視察を行いました。現地において、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所の長岡副所長から、工事着工から完成までについて詳しく説明をいただきました。帰庁後、議員控室において、資料に基づき再度詳しく説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

委員から、現地の内水処理について、下流の樹木の撤去はいつごろになるのか、監視カメラの設置について、情報の共有についてなどの質疑に対し、執行部から、内水処理について

は、通常管理のポンプによる排水で対応したい。樹木の伐採については、今後3年間をめどに行いたい。監視カメラについては、九日町の監視カメラとして設置する予定で、情報については、人吉市の皆様と情報の共有を進めていきたいなどの答弁がありました。

2点目の、治水・防災に関する特別委員会のまとめとして、各委員から、意見、今後について発言をいただきました。薩摩川内市、川内原子力発電所、熊本地震災害後の取り組みなどの現地視察は、今後の災害について課題研究が大切であると認識したなどの意見がありました。

今後について、委員から、現地視察の課題研究を行い、問題については、治水・防災に関する特別委員会として国土交通省に要望活動を行っていくこと、また、委員から、今後も治水・防災に関する特別委員会の存続の要望があり、終了いたしました。

以上、第18回治水・防災に関する特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第27 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第27、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第27、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成30年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、平成30年12月21日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1、一般質問では、人吉市選出の、1番塩見寿子議員が特別養護老人ホーム福寿荘民営化について、続いて、あさぎり町選出の、26番加賀山瑞津子議員が、今後の人事管理のあり方について、それぞれ質問し、執行部の考えをいただきました。

次に、日程第2、議案第19号人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について、及び、日程第3、議案第20号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

最後に、日程第4、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

次に、平成31年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、2月28日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名については、3番平田清吉議員（人吉市選出）と4番犬童利夫議員（人吉市選出）が指名されました。

日程第2、会期の決定については、2月28日開会、3月1日から3月26日までを休会とし、3月27日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告については、理事会代表理事から、平成30年12月定例理事会から平成31年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第4、議案第1号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第5、議案第2号平成30年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2号）、日程第6、議案第3号平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）、日程第7、議案第4号平成31年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第8、議案第5号平成31年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第9、議案第6号平成31年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第10、議案第7号平成31年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第12、議案第8号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第9号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定についての9議案を一括し、執行部の提案理由の説明と、その後、日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号までの3件について補足説明を受け、平成30年度補正案件の質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第28 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第28、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第28、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成31年2月27日水曜日、第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、午後2時から、人吉下球磨消防組合消防本部において開催されました。

日程第1、会期の決定が行われ、平成31年2月27日、1日と決定されました。

日程第2、会議録署名議員に、4番、人吉市選出の宮崎保議員、5番、錦町選出の久保田文男議員が選出されました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、時間外労働の割増し賃金率等に関する平成21年の労働基準法改正等を踏まえ、給与条例の附則において勤務時間条例の一部改正を行うもので、原案可決されまし

た。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成31年4月からの働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行、また「国家公務員人事に関する報告」において、上限を人事院規則で定めることとなっており、これに準じた改正を行うもので、原案可決しました。

日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるという規定が設けられていることから、事務機器等のリース契約を念頭に、新たに制定するもので、原案可決しました。

日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、消防機関が立ち入り検査により重大な消防法令違反を確認した場合、その建物の所在地、違反内容等を公表するもので、住民の方等へ周知する必要があることから、施行期日は2020年4月1日からとするもので、原案可決しました。

日程第7、議案第5号平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額を4,173万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,777万3,000円とするもので、歳入の主なものは、8款繰入金、1項基金繰入金、1目、1節財政調整基金繰入金3,399万9,000円の増などで、歳出の主なものは、3款消防費、2目消防施設費、17節公有財産購入費3,018万5,000円です。慎重審査の結果、原案可決いたしました。

日程第8、議案第6号平成31年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,619万6,000円とするもので、対前年比9,338万8,000円の減額について、提案・説明があり、質疑、採決の結果、全員異議なく原案可決しました。

日程第9、一般質問では、山江村選出の松本佳久議員から、消防車両等の車検・点検について、消防職員の事故防止策について、法令遵守の精神について質問があり、執行部から、それぞれについて答弁があり、閉会しました。

以上、報告を終わります。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第25号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第9号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第25号

○議長（田中 哲君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第25号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）は、国の第2次補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金等の内示により、追加補正をお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3億8,525万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ189億9,650万2,000円とするものでございます。なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。お疲れのところ、時間をいただき恐縮に存じます。それでは、私のほうから、議第25号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）について、補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の補正の追加は、7款、1項商工費、まち・ひと・しごと総合交流館施設改修事業2億9,500万円、8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（田野高原線）600万円、10款教育費、2項小学校費、人吉西小学校給水設備改修事業5,144万5,000円、及び、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業1,554万4,000円、10款教育費、3項中学校費、中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業1,801万7,000円は、いずれも国の第2次補正予算に伴うものでございまして、交付決定後の事業実施となりますことから、適正な工期等の確保ができないため年度内完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

次に、その下でございしますが、第3表地方債補正の追加でございしますが、まち・ひと・しごと総合交流館施設改修事業債1億4,750万円、及び、学校施設環境改善交付金事業債5,990万円は、国の第2次補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金及び学校施設環境改善交付金を活用した事業に対するものでございまして、限度額、起債の方法等を定めております。

また、変更といたしまして、社会資本整備総合交付金事業債は、国の第2次補正予算に伴う事業追加により、限度額の変更を行うものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億4,750万円の増額補正は、国の第2次補正予算

に伴う地方創生拠点整備交付金の内示によるものでございます。4目土木費国庫補助金280万5,000円の増額補正は、国の第2次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の内示によるものでございます。5目教育費国庫補助金2,495万円の増額補正は、国の第2次補正予算に伴う学校施設環境改善交付金の内示によるものでございます。

21款市債につきましては、第3表地方債補正にて御説明をいたしましたので割愛をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。7款、1項商工費、6目まち・ひと・しごと総合交流館管理費2億9,500万円の増額補正は、国の第2次補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金を活用したまち・ひと・しごと総合交流館施設（1階・2階内装、電気設備、給排水設備、空調設備・防水等）改修に要する経費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費600万円の増額補正は、国の第2次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用した道路改良事業に要する経費でございます。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費6,698万9,000円の増額補正、及び、9ページになりますが、3項中学校費、3目学校建設費1,801万7,000円の増額補正は、国の第2次補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用した小学校給水設備改修工事及び小中学校耐震補強等工事（体育館における非構造部材（照明等）の耐震化事業）に要する経費でございます。

最後に、中ほどのところでございますが、14款、1項、1目予備費を75万1,000円減額補正をいたしております。

以上で、議第25号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第25号に対して、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

議第25号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第25号は、原案可決確定いたしました。

日程第29 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第29、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成31年3月第1回人吉市議会定例会)

| 事件の番号 | 件 名 | 理 由 |
|-------|-----------------|----------------|
| | 一般会計予算の歳入に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | その他、所管事項に関すること | 実情を調査する必要があるため |

○総務文教委員会

| 事件の番号 | 件 名 | 理 由 |
|-------|-------------------------------------|----------------|
| 陳第17号 | 大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書 | 慎重審査を必要とするため |
| | 市政の企画に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 行財政に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 防災及び消防に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 学校教育及び社会教育に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 文化及びスポーツの振興に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | その他、所管事項に関すること | 実情を調査する必要があるため |

○厚生委員会

| 事件の番号 | 件 名 | 理 由 |
|-------|---------------------------|----------------|
| | 戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 環境保全、衛生及び公害に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 市民の健康及び福祉に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 上・下水道に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | その他、所管事項に関すること | 実情を調査する必要があるため |

○経済建設委員会

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|---------------------------------------------|----------------|
| 陳第13号 | 農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書 | 慎重審査を必要とするため |
| 陳第14号 | 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| | 農林水産業の振興に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 商工観光業の振興及び労働行政に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 企業誘致に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 道路、河川の管理・整備に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 都市計画及び都市開発に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | その他、所管事項に関すること | 実情を調査する必要があるため |

○議会運営委員会

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|------------------|----------------|
| | 議会運営に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 会議規則、委員会条例に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 会期日程に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 議長の諮問に関すること | 実情を調査する必要があるため |

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、今期を持って勇退されます議員並びに3月31日付で退職されます職員から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 平成として最後の議会に、議員として最後の挨拶の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

振り返りますと、私は、平成14年10月の市職員組合の定期大会において、3期12年務められました故・窪田直弘先輩議員の後継として、組織内予定候補者としての推薦決定を受けました。そして、平成15年1月1日付で、20年9カ月勤めました市役所を退職しました。市長室において、元福永浩介市長より退職辞令を受け取ったときは、市長より、「欣悟頑張れ」と励ましの声をかけていただき、もう後には引けない、やるしかないとの思いになり、万感の涙をとめることができませんでした。今でも、そのときの光景をはっきりと覚えています。また、その当時、いろんな方から、市役所を辞めてまで議員になりたいのか、市役所を辞めるのはもったいない、家族がかわいそうだ、とか、その英断はすごい、若い力で頑張れ、などといったさまざまな意見をいただきました。妻を初めとする家族の理解と後押しがなければ、決断をすることはできませんでした。改めて、家族のみんなに感謝申し上げたいと思います。

そして、平成15年4月の統一地方選挙に挑戦をし、議席を与えていただきました。それから、4期16年の長きにわたり、議員として活動することができました。その間、一般質問においては毎回欠かすことなく、64回の質問をすることができました。そのように続けられましたのも、働く仲間の皆さん、市民の皆さんから、さまざまな御意見、御提言をいただいたからこそであります。御支援をいただいた皆様に、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

当時の一般質問は一括質問方式でしたので、5回までの質問が許されていきました。全ての質問項目をまとめて質問をし、答弁をいただく。2回目以降は、再度質問項目をまとめて質問をし、答弁をいただくと、そういったことの繰り返しで、何度も質問を取りまとめることができなかつたり、質問を忘れてしまつたりすることが多々ありました。それだけ議場での緊張感のはかり知れないものでありました。

2期目となりました平成19年12月議会から、現在の一問一答方式に変更されました。質問内容や答弁はわかりやすくなり、より深い議論が展開されるようになったと思っています。

しかしながら、質問のあり方、仕方については、再度検討していただけたらと思います。例えば答弁をオウム返ししての質問は必要ありません。答弁を理解して、次の質問をすれば済むことであります。また、同じ質問項目で同じ答弁を求めることも必要ありません。質問の流れから、同じ答弁を求めることになるといっても、前の質問者に対して答弁があつていれば、その答弁を踏まえて次の質問をすれば済むことであります。次の議会からは、ぜひ、そのような質問のあり方、仕方を検討していただければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。それが、議会の活性化にもつながっていくのではないのでしょうか。

また、議会において、議事進行発言、緊急動議発言も、私が一番多かったのではないのでしょうか。その発言のたびに、執行部の皆さんも緊張されたのではないかと思います。私は、一貫して是々非々の立場で発言をしてきました。市民の目線で考えたときに、市民にとって是なのか非なのか、市民の幸せにつながるのか、市政の発展につながるのか、そのことを判断の基準として発言をしてまいりました。議論がかみ合わず、暫時休憩も多々ありましたが、そのような気持ちに基づく発言でしたので、執行部の皆さんには御理解いただければと思います。また、少々言いすぎた部分もあつたのかなと思っておりますので、失礼があつた部分についてはおわびを申し上げたいと思います。

勇退に際し、市民の皆さんからも、もったいない、早すぎる、今からが一番活躍できるのに、議会はどうなるのか、といったさまざまな身に余る意見をいただきました。そのような意見をいただき、本当にうれしく、ありがたくも感じました。しかし、私は後進に道を譲りましたので、勇退をいたします。そして、4月に行われます統一地方選挙に挑戦されます市長を初め、各議員の皆様御健闘を心からお祈りを申し上げたいと思っております。

最後になりますが、人吉市の今後のますますの発展、そして、皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念申し上げまして、私の最後の挨拶にかえさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 御挨拶の機会をいただきましてありがとうございます。

笹山欣悟議員の挨拶でちょっと私も胸が苦しくなっておりますけれども、まずは、3月末をもって退職される職員の皆様、そしてまた、市職員としての本市の市政運営に携わってこられましたことに敬意と感謝を申し上げます。長年の勤務、大変お疲れでございました。

私も、今限りで、4期16年の議員生活を終わらせていただきます。市長を初め、執行部の皆様、議会事務局の皆様、そして議員各位におかれましては、いろいろとお世話になり、大変ありがとうございました。

心残りは、先ほどの委員長報告の中にも言いましたけれども、任期中に新庁舎建設の工事請負契約ができなかったことであります。1日も早い、堅牢な総合庁舎が着工され、完成しますことを望んでおります。

これまで議員職をやってこられたのも、家族の協力、御支援いただきました市民の皆様ののおかげであります。本当にありがとうございました。

今後は、4期16年間で学ばせていただいた経験、役職を生かして、執行権を持つ社長業と組合長職をこなしながら、家族とともに、地域のため、担い手育成、後継者育成を常に視野に入れながら頑張っていければと思っているところでございます。

最後に、再選を目指される議員の皆様方には健闘され、そしてまた、畜産関係者の1人として、家畜伝染病の観点から、畜産農家への挨拶回りは特段の配慮をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、市政発展を祈念申し上げまして挨拶といたします。本当にありがとうございました。（拍手）（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 16番の三倉議員でございます。私は、今期を最後に、議員を退くことにいたしました。平成15年4月の市議会議員選挙に初当選してから、4期16年です。変わらない御支援をいただきましたことに、心よりお礼申し上げます。

振り返って、一番の思い出は、1年目の12月の議会で、突然のベテランの議員の死去により、厚生委員長になりました。委員会審議をまとめ、委員長報告をしなければならなくなり、青天の霹靂です。このときこそ、何も知らない私に対して、事務局を初め、皆様の御支援、御協力の温かかったことは、生涯忘れることない出来事です。専門性を生かし、厚生委員会一筋でした。

また、昨年9月の急性心筋梗塞により議会を欠席したことは、残念なことであり、議会事務局を初め、皆様に大変御迷惑をおかけし、心よりおわび申し上げます。

今後は、一市民として、微力ながら地域のため、市政のためにお役に立ちたいと思っております。

最後になりましたが、市政の発展と皆様方の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、お礼といたします。本当にありがとうございました。（拍手）（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） こんにちは。17番議員の仲村でございます。簡単にまいります。

34年間勤めました人吉市役所を退職し、4期16年間、支持者の支持のもと、人吉市議会議員として務めてまいりました。16年の間には、肺がん、そして胃がんの手術をいたしました。議会を休まずに務めることができたのも、支持者の皆様の温かい御協力があったからこそであります。本当に感謝申し上げます。そして、ありがとうございました。

私にとって16年間は、瞬く間に過ぎました。76歳になり、残された時間はあとわずかになりました。光陰矢のごとしという言葉の意味を、身をもって感じるようになりました。今後

は、目標を持たず、今を精いっぱい生きていくこと、このことを肝に銘じて生活していくこととなります。そのときはよろしく願いいたします。

最後になりますが、4月に挑戦される市長、そして議員の皆さんの御健闘をお祈りいたします。そして、最後は、市の発展と、市職員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私の最後の挨拶といたします。お世話になりました。（拍手）

○議長（田中 哲君） 次に、執行部からお願いします。

○経済部長（福山誠二君）（登壇） 皆様、こんにちは。最後の発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

私は、昭和57年に入庁いたしまして、37年間、大変お世話になりました。この市議会には、秘書課時代から上がらせていただきまして、途中、行政組合の議会をあわせまして9年間、本議会、臨時議会で議会の皆様方には大変お世話になったところでございます。

歴代の市長や市職員の先輩、後輩の皆様、もちろんこれは多くの市民の皆様方に御指導、御協力いただきながら公務員生活を過ごさせていただきまして、まことに感謝を申し上げるところでございます。

私、管理職になりましてからは、出处進退対応事例、こういったことを念頭に対応してまいりまして、ときには、皆様方の御要望にはお応えかねる場合もあったかとは存じます。

退職に当たり、私が秘書課におりました折ではございましたが、仕えておりました福永元市長が、20年間の市長在任から勇退される折でございました。平成18年12月議会において、この言葉を申されました。「身退くは天の道なり」——老子でございます。万感の思いで聞いていたことがございまして、今でも忘れることはなく、今、自分にこの言葉が回ってきております。功遂げ身退くは、天の道なり。春は春のなすべきこと終われば、その地位を夏に譲り、夏も秋もそれぞれの葉を茂らせ、実を実らせれば、冬にその地位を譲る。人間も、一応の仕事を終え、功を遂げたら、その地位から退くのが天の道に従うゆえんである。もちろん功績というものは、後にこれは市民の皆様が判断されるものであります。

最後に、今までも、そして、これからの私の生き方、また、皆様方への御健勝、もちろん市政の発展を含めまして、一言。Eins（アイン）、Zwei（ツヴァイ）、Drei（ドライ）。平成の世とともに去らせていただきます。皆様、ありがとうございました。（拍手）

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆様、こんにちは。退職に当たり、挨拶の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

昭和58年4月1日に市役所に入庁させていただき、最初の配属先であります民生部福祉課から、現在所属しております水道局まで、社会福祉協議会への派遣も含めまして、大きく部局単位で申しますと、5つの部局で仕事をさせていただき、いろいろな方にお世話になった36年間でございます。20代のころはパーマをかけ、どちらかというと長めだった髪も、今はこうなってしまいました。

初めに、市議会議員の皆様にお礼を申し上げます。この神聖な議場の定例議会に出席させていただくようになったのは、旧麓町庁舎からになります。今から11年前の平成20年6月議会からになります。総務課長兼選挙管理委員会事務局長を拝命しての出席でしたが、即、その議会、6月11日に、三倉議員から、郵便等による不在者投票制度等についての御質問をいただき、選管の事務局長として答弁をさせていただきました。当時は、議長、と手を挙げるタイミングもよくわからず、お亡くなりになられましたが、大王議長からにられ、また、深水総務部長——現在、五日町の町内会長をなさっていますけども——深水総務部長から、答弁が長いと御注意いただいたのを、緊張の中にも覚えております。

議場に入らせていただくようになりまして、いつもいいなと感じていたものがあります。それは、毎年3月議会の一般質問の際に議員の皆様が、質問の初めに、あるいは結びに、退職を迎える先輩職員にねぎらいの言葉をかけていただく場面です。エールの交換ではありませんが、そのような温かいメッセージで心が温まっておりました。今議会において、いよいよ、そのような言葉を私たちにもいただきました。ありがとうございました。

もちろん、これまで、厳しい言葉や御指摘もいただき、むしろ、そういうことのほうが圧倒的に多かったわけですが、それも、ともに市民幸福向上という同じ頂を目指しての立ち位置の違いだけのことであったと存じます。議員の皆様、本当にお世話になりました。選挙が近まってまいりましたが、勇退される皆様には、次なるステージでの御活躍を、再選を目指される皆様には、全員無事に御帰還されることを微力ながらお祈りしております。

次に、松岡市長を初め歴代の、永田市長、福永市長、田中市長、特別職の皆様、職員の皆様、町内会長、民生委員・児童委員を初め各団体の皆様、そして、市民の皆様、私が御縁のあった全ての方々にお礼を申し上げます。これまで、私なりに一生懸命務めさせていただいたつもりです。でも、私がお役に立ったこと、また、手本となるべき部分は少なかったかもしれませぬ。でも、何か感じていただけるものがあれば、あったのなら、皆様の受けとめ方で、それを生かしていただければと存じます。また、悪い部分に関しては、反面教師として、それも生かしていただければ幸いです。今、私からは、全ての皆様に感謝の言葉しかありません。

結びになりますが、人吉市のますますの発展と、人吉市民の皆様のさらなる幸福向上を祈念申し上げまして、私の退職の挨拶とさせていただきます。36年間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（田中 哲君） 次に、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 今期の任期終了に当たりまして、私からも御挨拶を申し上げたいと存じます。

まずは、この4年間、市議会におかれましては、毎議会、その時々々の市政を取り巻く課題

に対し、執行部が提案します議案等につきまして御審議をいただき、ときには厳しい御意見等をいただきながらも、執行部と市議会が決断してきた積み重ねが、この4年間の成果であり、本市の今であると存じております。大変お世話になりました。

今期をもちまして勇退をされます4人の議員におかれましては、この16年間、市政の発展に御尽力を賜り、ありがとうございました。私にとりまして、市議会議員時代には先輩議員でございました。市長になりました後も、ここぞというときのアドバイスといいますか、御発言には、勇気をいただいたり、あるいは熟慮をさせられるなど、しっかりと車の両輪のごとく議論をさせていただいたものと感謝をいたしております。

また、この3月は、執行部におきましてもお別れの季節でございます。今回、定年等で退職をされる職員の皆様方は、勤務の期間は異なりますが、それぞれの人生を公僕として身を献げ、市民への奉仕者として市政に尽くしてこられました。特に、定年で退職される5人の職員におかれましては、この1年間、職責にかかわらず、年長者として後輩を導かれ、私たちに行政のあるべき姿を行動で示していただいたものと存じております。長年にわたり、本当にお疲れさまでした。また、ありがとうございます。

結びに、私が、市議会におきまして、市長として今期最後に発言させていただくことは、ただただ感謝の言葉しかありません。この4年間、議員の皆様方とともに市政運営の最前線で業務を担っていただいている市職員の方々、そして、何より市民の皆様方の深い御理解と御協力がなければ、私の掲げた理想と目標は実行できなかつたところでございます。皆様方に心から感謝を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。この4年間、大変お世話になりました。そして、ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上をもちまして、平成31年3月第1回人吉市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 豊 永 貞 夫

人吉市議会議員 西 信八郎